

豊島区基本計画

平成 28～37 年度（2016～2025 年度）

（答申）

平成 28 年 2 月 5 日

豊島区基本構想審議会

豊島新時代へ

待望の新庁舎が平成 27 年 5 月オープンしました。

豊島区は、新庁舎整備を契機として、大きくまちの姿を変貌させ、副都心として新たな発展期を迎えています。

今まさに、豊島区は、新しい時代の扉を開こうとしているのです。



目次

第1編 総論

第1章 基本計画の基本的考え方

1 計画の目的・将来像と性格	2
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の構成	4
5 時代の変化に対応した見直しの仕組み	4
6 基本構想と基本計画の体系	5

第2章 基本計画策定の背景

1 社会の動向	6
2 豊島区の状況	8

第3章 地域経営の方針

1 戦略的な施策展開に関する方針	20
2 豊島区が目指す都市像	26
3 国際アート・カルチャー都市	29
4 参画・協働によるまちづくり	35

第2編 各論

第1章 計画の姿

1 施策の体系	38
2 施策の重点化	40
3 計画事業の位置づけ	42

第2章 8つの地域づくりの方向

1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	45
2 多様性を尊重し合えるまち	59
3 すべての人が地域で共に生きていけるまち	79
4 子どもを共に育むまち	109
5 みどりのネットワークを形成する環境のまち	149
6 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	173
7 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	217
8 伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち	235

第3章 新たな行政経営

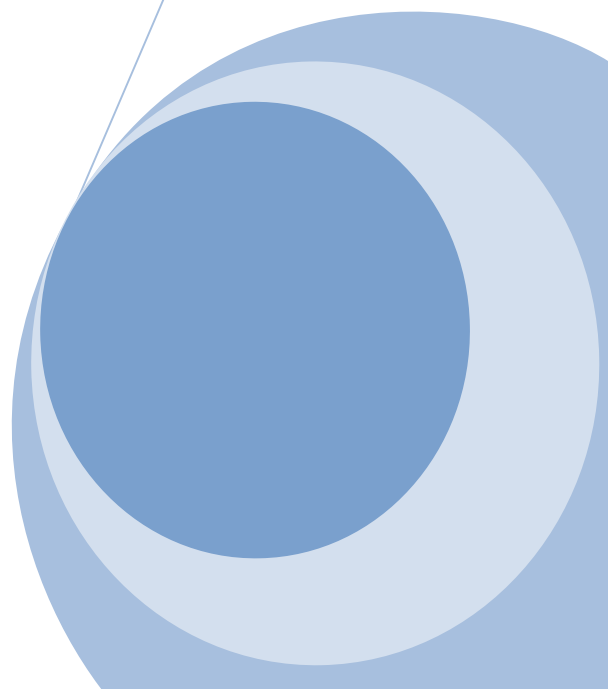
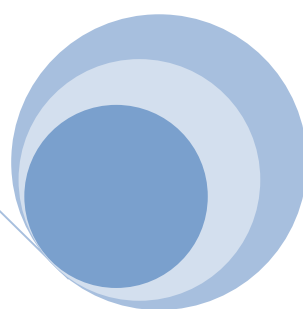
行政経営のあり方	255
1 スリムで変化に強い行政経営システムの構築	256
2 持続可能な財政構造の構築	258
3 透明で開かれた区政と協働の推進	260
4 利用しやすく質の高い区民サービスの提供	262
5 区の魅力の積極的な発信と自治体間の連携・協力の推進	264

第4章 公共施設等のマネジメントシステムの構築

公共施設等のあり方	267
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進	268
2 建物施設の適正管理等の方針	270
3 インフラ施設の適正管理等の方針	272

第1編

総論





第1章 計画の基本的考え方

1 計画の目的・将来像と性格

豊島区では、平成15（2003）年3月に、21世紀の第1四半世紀を構想期間とする、区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定しました。

策定から10余年が経過し、社会経済状況等がめまぐるしく変化するなかで、時代の変化に対応できるよう、平成27（2015）年3月に基本構想の見直しを行いました。

この新たな「豊島区基本計画」（以下「基本計画」といいます。）は、後期基本計画が平成27（2015）年度をもって計画期間が満了することから、基本構想の見直しを踏まえ、策定するものです。

基本構想の見直しの背景である「人口減少社会の到来と少子高齢化の進行」「安全・安心なまちづくりへの意識の高まり」「国際化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催」を念頭に、豊島区がめざすべき将来像を実現していきます。

《将来像》

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

東京において魅力ある個性と存在感を発揮しつつ、高密都市としての責任を果たし、未来への信頼を高めていきます。「安全・安心な、住みたいまち、訪れたいまち」としての信頼を確かなものとしていく、それが豊島区のめざす姿です。

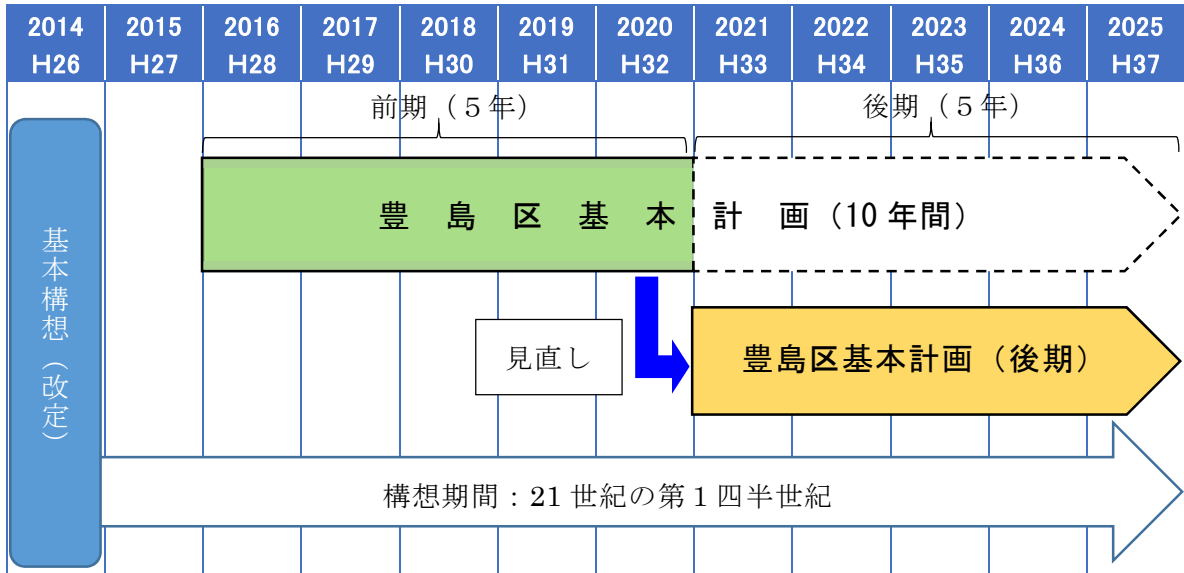
この基本計画は、豊島区の将来像を実現することを目的としています。そのため、計画期間内に取り組む施策を体系的に示すとともに、施策の10年後の目標を明示するものです。また、基本計画は、区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるもので、区の各分野における計画を総合的に調整するものです。



2 計画の期間

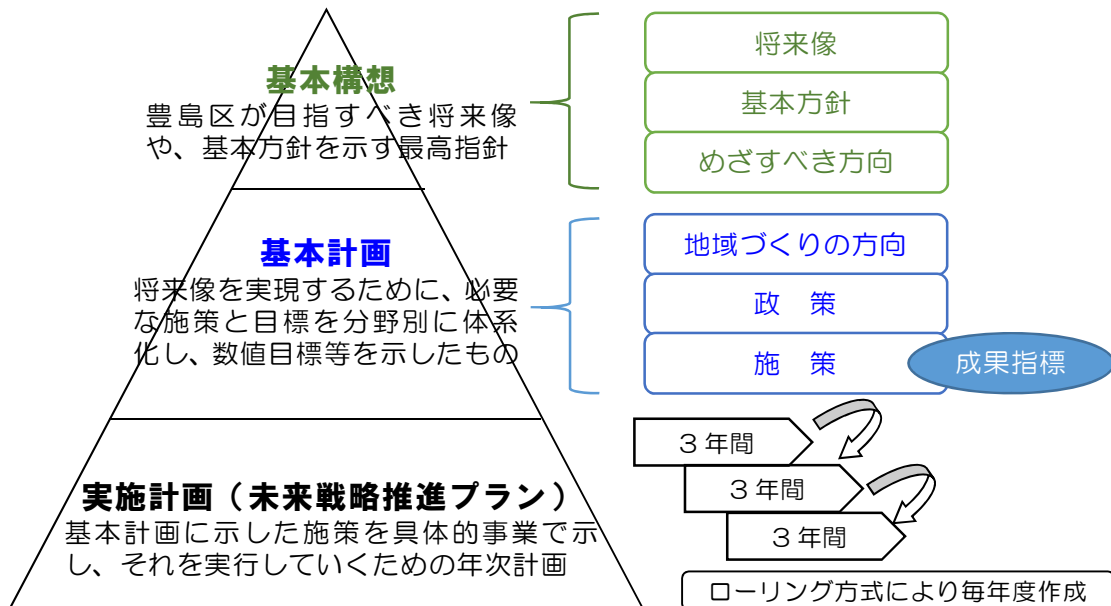
基本計画は、平成 28（2016）年度を初年度として、平成 37（2025）年度までの 10 か年を計画期間とします。

なお、5年後に社会経済状況等の変化を踏まえ、見直しを行うこととします。



3 計画の位置づけ

基本計画は、「基本構想」で示す豊島区の将来像を実現するために、必要な施策と目標を分野別に体系化したものであり、ピラミッド型の3層構造のうち真ん中に位置しています。

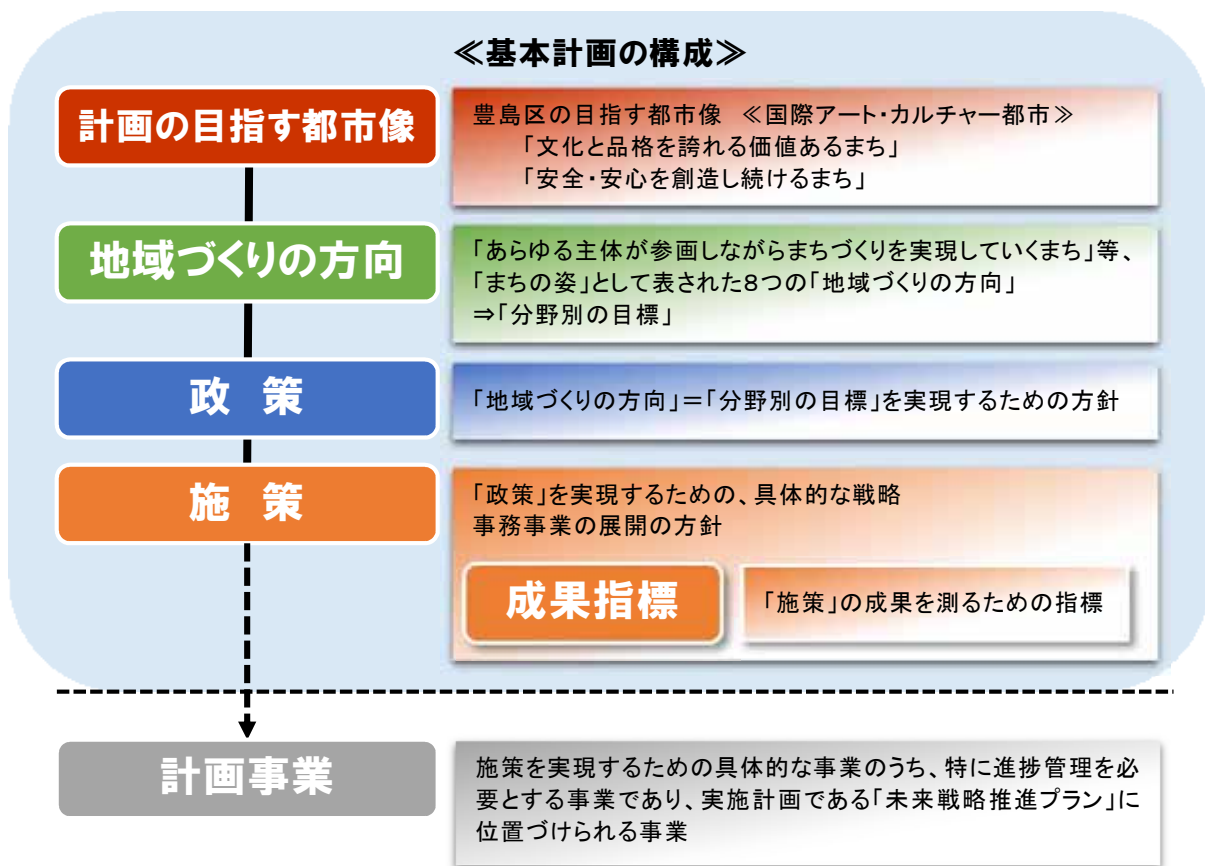




4 計画の構成

基本計画は第1編「総論」と第2編「各論」で構成されており、第1編「総論」では、区の現状、社会変化の潮流や人口の推移と予測、財政の状況と予測などの背景、計画の目標とする豊島区の都市像を示しています。

第2編「各論」では、まず基本構想が示す地域づくりの方向を示し、計画期間内に取り組む政策・施策を8つの分野に分けて体系的に示すとともに、各施策の10年後の目標と主な取り組み、行政経営のあり方、公共施設等のマネジメントシステムの構築を明らかにしていきます。また、施策ごとに成果指標をつくり、その実効性の確保を図っています。



5 時代の変化に対応した見直しの仕組み

基本計画の実施計画として「未来戦略推進プラン」を策定します。未来戦略推進プランには、基本計画が示す「地域づくりの方向」を具体化するための主要な手段として、「計画事業」を位置づけます。

計画事業は、必要性、有効性、効率性の観点から事業が適正に行われているかについて、毎年度検証し、必要に応じた見直しに努めるとともに、基本計画を実現するために新たな事業が必要な場合には、未来戦略推進プランの中で計画事業を加えるものとします。



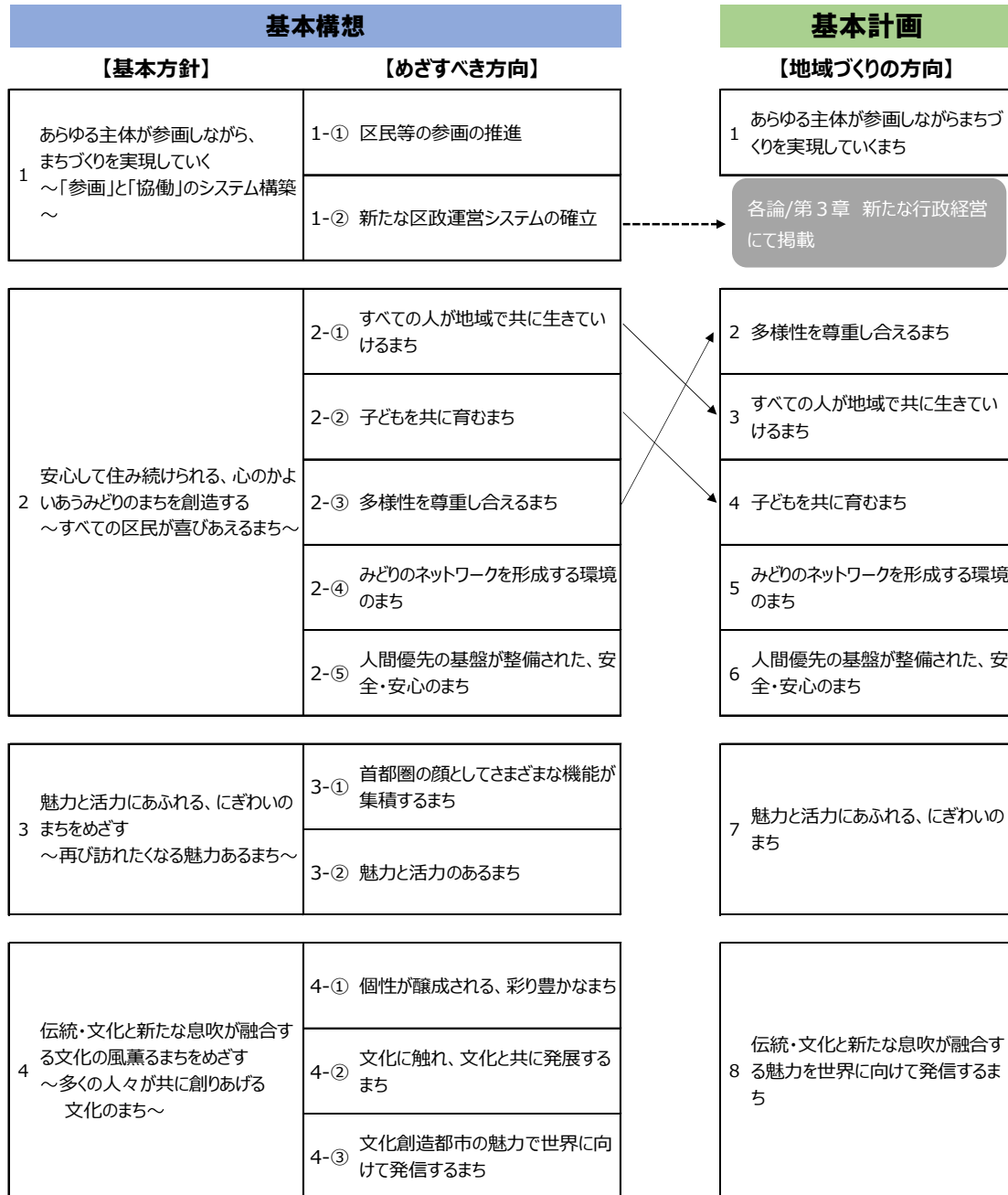
また、基本計画の目標が確実に達成できるよう進捗状況を管理するため、施策ごとに設定された成果指標を最大限に活用した、施策による行政評価を実施します。

このように、施策や計画事業を常にチェックし、改善に結び付けるP D C Aサイクルによるマネジメントの仕組みを確立することにより、時代や区民のニーズを的確に捉えた区政運営を実現します。

6 基本構想と基本計画の体系

基本構想では、将来像を実現するための基本的な方針として、第4章で「基本方針」を掲げ、第5章で「めざすべき方向」として4つの方向性を示しています。

この4つの方向性を具体化するため、基本計画では8つの地域づくりの方向性を設定します。





第2章 基本計画策定の背景

1 社会の動向

(1) 人口減少社会、超高齢化への対応

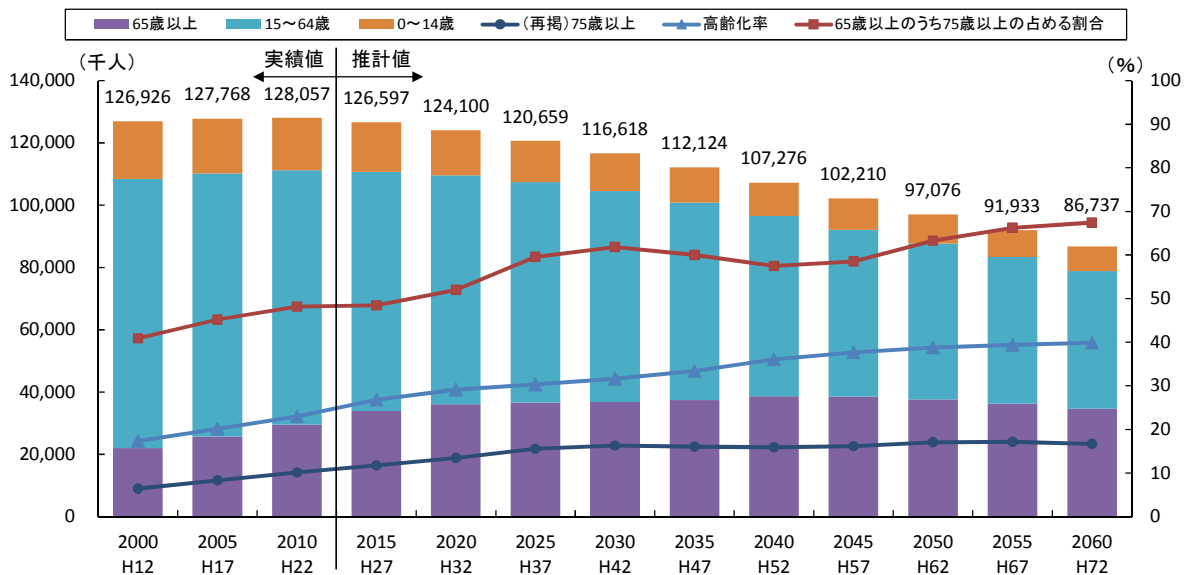
日本の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少傾向となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 42(2030)年に 1 億 1,662 万人、平成 60(2048)年には 1 億人を割って 9,913 万人となり、平成 72(2060)年には 8,674 万人になるものと推計されており、人口減少が進んでいきます。平成 72（2060）年までに年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が半減する一方で、老年人口（65 歳以上）は 1.18 倍程度増加するとされています。

また、平成 22（2010）年に高齢者のうち 2 人に 1 人が後期高齢者だったものが、平成 72（2060）年には 3 人のうち 2 人が後期高齢者になるとされています。

こうした人口構造の変化は、年金や医療、介護などの社会保障をはじめ、雇用や経済活動、コミュニティのあり方など地域社会そのものにも大きな影響を及ぼすこととなります。

人口減少社会の克服のため、地方創生による取組が日本全体でこれから本格化していきます。人口減少が我が国に与える影響や、国の対応策、地方創生の取組について注視していく必要があります。

■日本の人口の推移



資料：国勢調査（総務省）、日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 平成 24 年 1 月推計）



(2) 安全・安心なまちづくり

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した巨大地震は、我が国に未曾有の被害をもたらすとともに、都市基盤整備の重要性や帰宅困難者への対応など、大都市が抱える多くの問題を浮き彫りにしました。また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、堤防が決壊し、大きな被害をもたらしました。

防災対策や危機管理、情報伝達の仕組みの見直しの必要性だけではなく、住民自身の危機意識の向上についても課題を投げかけました。東京都心部では、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生に備えた対策も喫緊の課題となっています。

(3) 情報化・国際化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催

ICT (情報通信技術) の高度化や交通手段の発達等により、世界規模で人・もの・情報が流れ、国や地域の垣根を越えたグローバル化が急速的に進んでいます。特に経済活動については、ICT 環境が整備されてさえすれば、国や地域にとらわれることなく、どこでも活動が可能となっている一方、競争が激化しており、対応できる経営基盤や技術、人材などが必要となっています。

また、海外からの訪日観光客や就労により居住する外国人も増加し、異文化に接する機会が身近なものとなってきており、お互いに相手を理解し、地域でともに暮らしていくことが必要となっています。さらには、平成 32 (2020) 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、スポーツや文化、教育、観光、都市再生など幅広い分野での発展が期待されています。



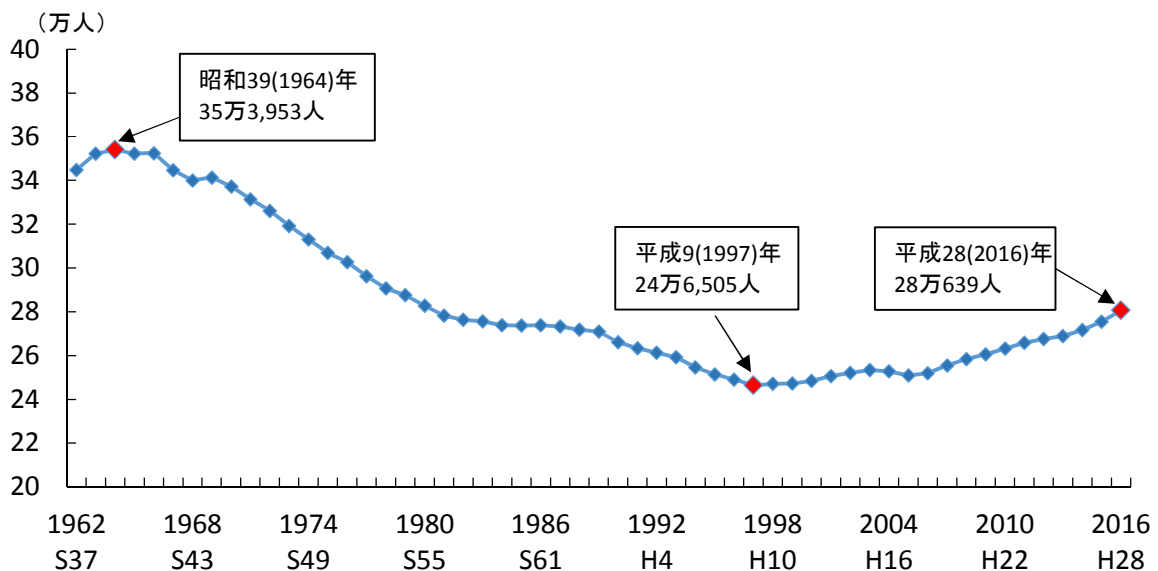
2 豊島区の状況

(1) 人口動向

①人口の推移

豊島区の総人口の推移をみると、最も人口が多かったのは昭和39(1964)年の353,953人です。その後は、人口や経済機能の東京への一極集中が進行し、都心部の地価が急騰する中で、人々が住宅を郊外に求めた結果、都心部の人口は減少し、豊島区においても平成9(1997)年に246,505人まで落ち込みました。しかしながら、バブル崩壊による地価下落等により、人々は都心部に住宅を求めるようになり、その動きにあわせた分譲マンションの大量供給が、いわゆる都心回帰を促し、豊島区の人口も増加に転じることとなりました。その傾向は現在も続いており、平成28(2016)年現在、豊島区の人口は280,639人となっています。

■人口の推移



(資料) 住民基本台帳、外国人登録 (各年1月1日)

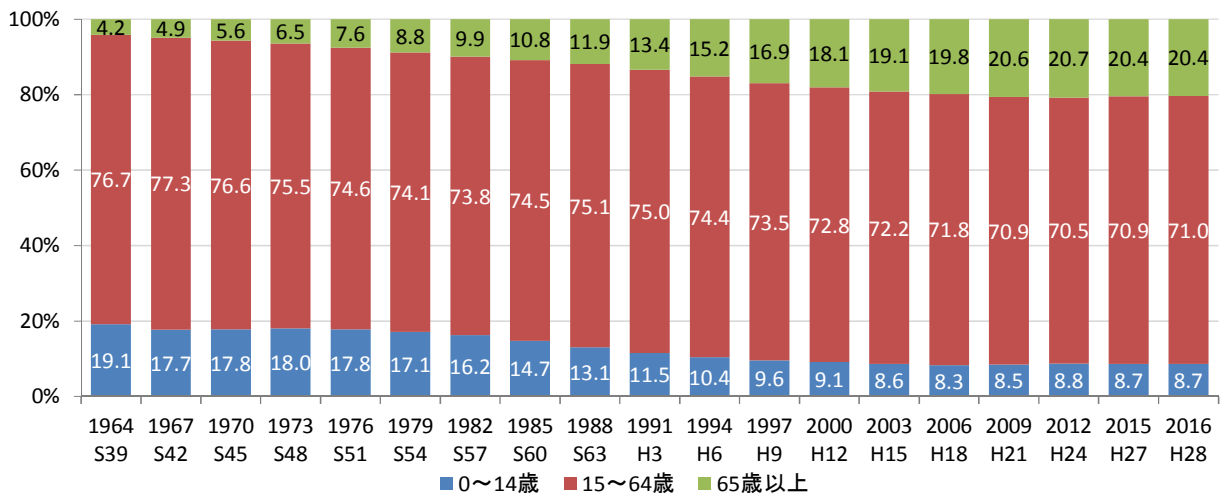
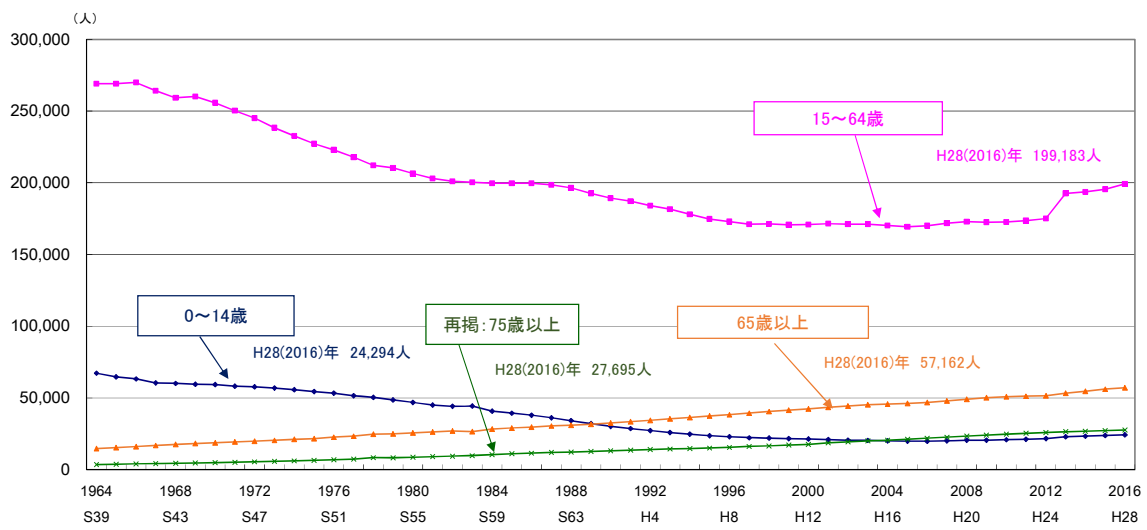


②少子高齢化の進行

昭和 39 (1964) 年以降における年齢 3 区別の人口の推移をみると、長期的には年少人口 (0~14 歳) と生産年齢人口 (15~64 歳) が減少傾向となっている一方、老年人口 (65 歳以上) は増加傾向となっており、平成 28 (2016) 年 1 月 1 日現在で高齢化率が 20.4% となっています。

平成元年を転換点として老年人口が年少人口を上回るようになり、少子高齢化が進行しています。また、後期高齢者人口 (75 歳以上) も増加傾向となっており、医療や介護を必要とする区民の増加が推測されます。

■年齢 3 区別人口の推移



(資料) 住民基本台帳 (各年 1 月 1 日)

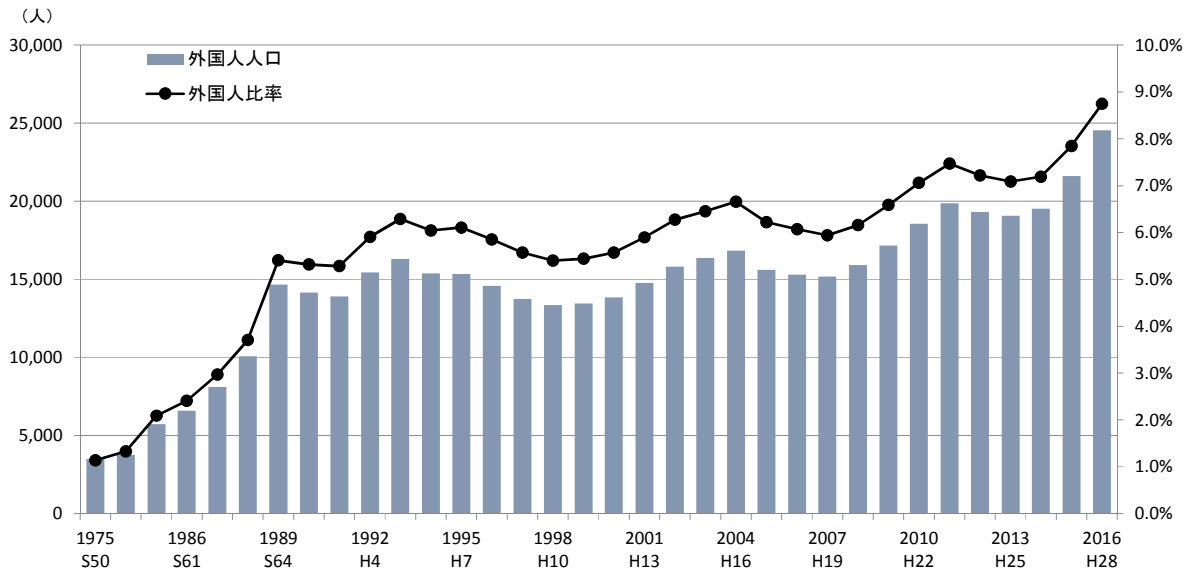
(注) 住民基本台帳法の改正 (H24 (2012) .7) により、平成 25 (2013) 年から住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。



③外国人人口の推移

平成 28 (2016) 年 1 月 1 日現在の外国人人口は 24,540 人、総人口に占める比率は 8.7% となっています。外国人人口、外国人比率ともに一時的な減少の時期があったものの、長期的には増加傾向が続いています。

■外国人人口の推移



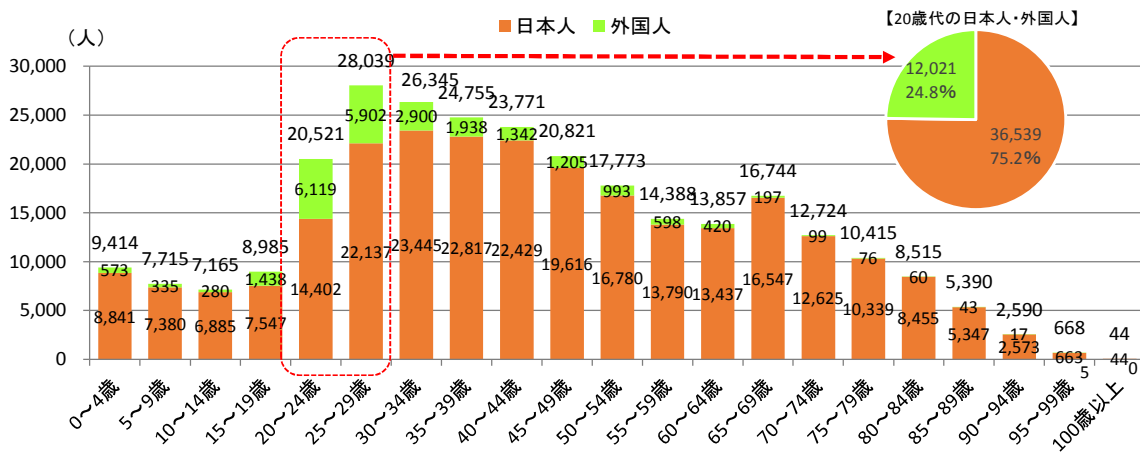
(資料) 外国人登録、住民基本台帳 (各年 1 月 1 日現在)

(単位：人、%)

	1975 S50	1987 S62	1991 H3	1995 H7	1999 H11	2003 H15	2007 H19	2011 H23	2015 H27	2016 H28
外国人人口	3,500	8,117	13,912	15,344	13,452	16,364	15,169	19,868	21,616	24,540
外国人比率	1.1	3.0	5.3	6.1	5.4	6.5	5.9	7.5	7.8	8.7

平成 28 (2016) 年 1 月 1 日時点における外国人数 (24,540 人) をみると、20 歳代が最も多く 12,021 人で、外国人数の約半分 (49.0%) を占めています。また、日本人・外国人の 20 歳代の総人口 48,560 人の 24.8% を占めています。

■年齢別日本人・外国人数



(資料) 住民基本台帳 (平成 28 (2016) 年 1 月 1 日)

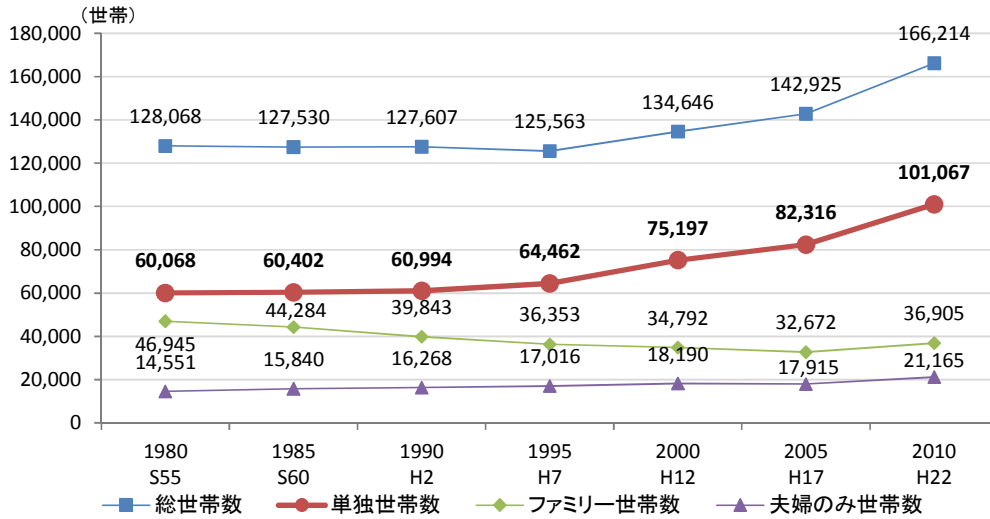


第1編 総論

④ 単独世帯の増加

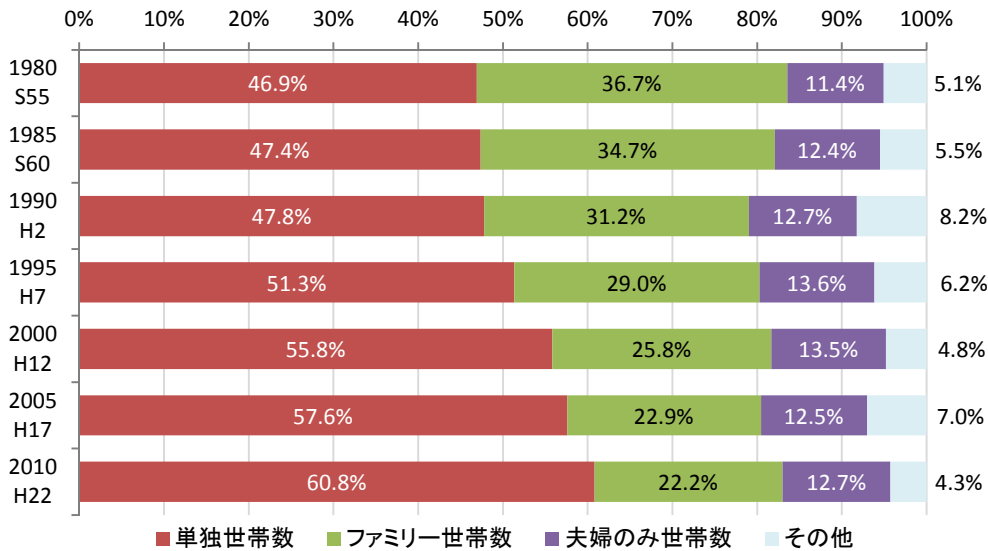
豊島区の世帯数は、増加傾向となっておりますが、その大きな要因は単身世帯の増加によるものです。また、ファミリー世帯は減少を続けていましたが、平成22(2010)年に増加に転じています。

■ 世帯数の推移



(資料) 国勢調査 (総務省)

■ 世帯類型別構成比の推移



(資料) 国勢調査 (総務省)

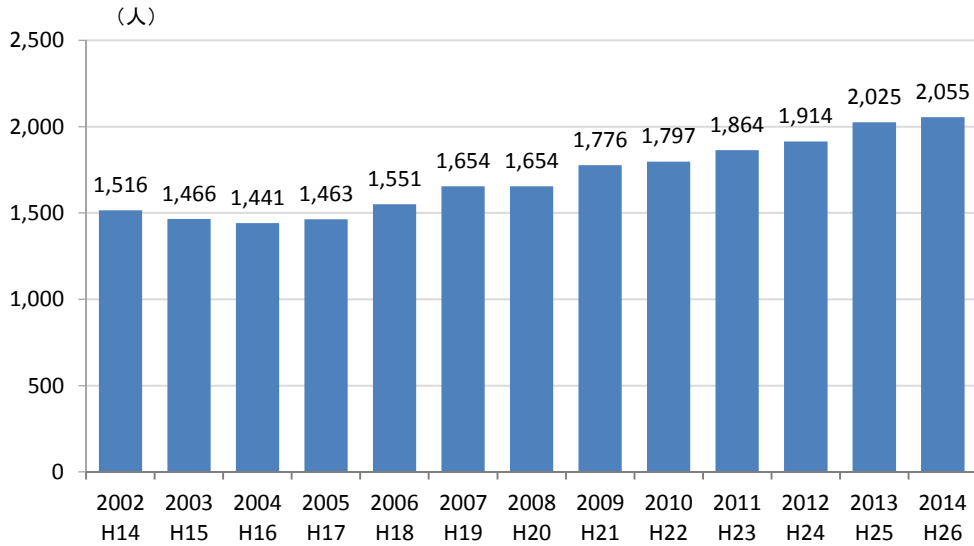


第1編 総論

⑤ 出生数と合計特殊出生率の推移

豊島区の出生数は、近年増加傾向を示しており、平成 25（2013）年には 2 千人を超えています。

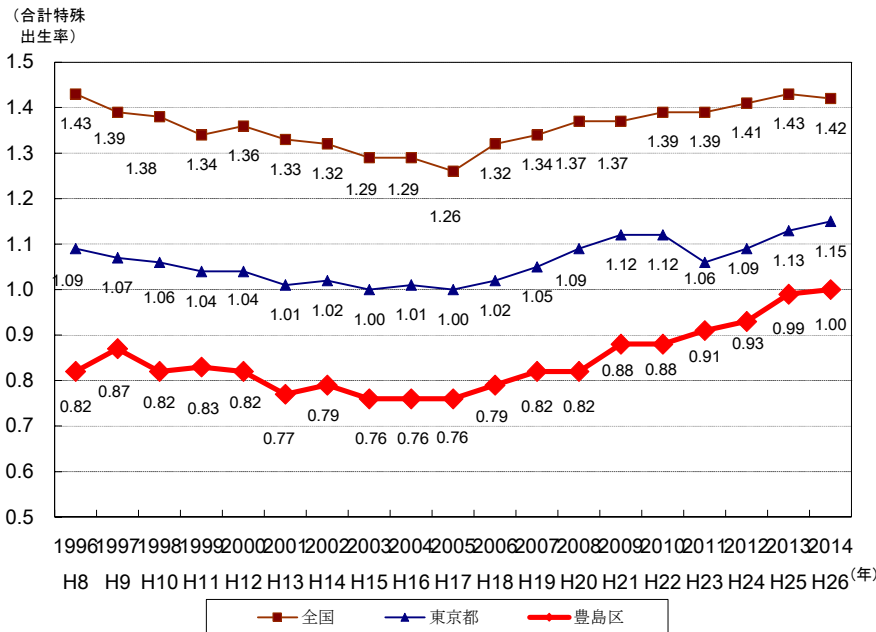
■ 出生数の推移



(資料) 人口動態統計（東京都）

合計特殊出生率は、全国や東京都、23 区と比較しても低くなっていますが、近年増加傾向となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



23区 合計特殊出生率順位(H26)

順位	区	合計特殊出生率
1	江戸川区	1.39
2	港区	1.39
3	葛飾区	1.37
4	足立区	1.37
5	中央区	1.35
6	千代田区	1.34
7	荒川区	1.34
8	江東区	1.33
9	墨田区	1.22
10	台東区	1.22
11	練馬区	1.21
12	北区	1.20
13	大田区	1.19
14	板橋区	1.16
15	品川区	1.14
16	文京区	1.13
17	世田谷区	1.10
18	目黒区	1.05
19	渋谷区	1.02
20	豊島区	1.00
21	中野区	0.99
22	杉並区	0.99
23	新宿区	0.97

(資料) 人口動態統計（東京都）



(2) 23区で唯一「消滅可能性都市」とされた豊島区

平成26(2014)年5月8日、民間有識者会議「日本創成会議」は、「ストップ少子化・地方元気戦略」を発表し、独自の人口推計に基づいて、このまま推移すれば全国の約半数にあたる896の市区町村が将来消滅する恐れがあると警告を発しました。

この中で、豊島区は23区で唯一、消滅可能性都市とされました。

消滅可能性都市は2010年から2040年にかけて、20～39歳の女性(若年女性)が50%以上減少すると推計された自治体のことです。若年女性が50%以上減少すると出生率が上昇しても人口の維持は困難であるとされています。

豊島区の人口は、住民基本台帳ベースでは増加傾向が続いており、女性の人口が大きく減少に転じる兆候も見られません。しかしながら、区は、近年の人口増加をもって将来を楽観するのではなく、日本創成会議の指摘を将来に向けた警鐘として真摯に受け止め、スピード感を持って効果的な対策を推進しています。

【社会移動率の決め方により、大きく異なる将来人口】

「日本創成会議」が消滅可能性都市の自治体を抽出する際、基としたデータは、国立社会保障・社会問題研究所(以下「社人研」といいます。)の国勢調査結果による将来人口推計です。

社人研では、豊島区の平成22(2010)年の国勢調査に基づく人口動態(平成17(2005)～平成22(2010)年)の傾向が「昭和60(1985)～平成12(2000)年の趨勢から大幅に乖離して増加している」自治体とみて、「短期的には近年の人口動態の傾向が継続するものの、平成27(2015)年以降は平成17(2005)年以前の趨勢に回帰する」との仮定に基づき推計が行われています。

多くの自治体が平成22(2010)年の国勢調査の社会移動率を使用した推計が行われていますが、上記理由により、豊島区の平成27(2015)年以降の将来人口推計は、平成17(2005)年の国勢調査(平成12(2000)年から平成17(2005)年)の社会移動率を使用した推計が行われています。この平成12(2000)～17(2005)年の期間は、社宅の廃止が集中したことなどに伴い、一時的に人口が対前年を下回る年も出現するなど、5年間で微増にとどまる時期と重なっており、豊島区の近年における人口の増加傾向が、将来人口に反映されていない推計となりました。



(3) 豊島区の将来人口

豊島区では、将来人口を設定するにあたり、住民基本台帳のデータに基づき将来人口の推計を行いました。

【将来人口推計（パターンA）】

パターンAは、社人研の推計方法を参考にして行った将来人口であり、今後、人口減少社会が進行し、今までのような地方からの人口流入が見込めないと仮定した場合の結果となります。

総人口はしばらく増加傾向が続きますが、基本計画の目標年次である平成 37（2025）年をピークに人口減少に転じ、平成 72（2060）年には現状よりも約 1 万人少なくなります。

さらに、年齢構成を見ると、高齢者人口（65 歳以上）が平成 37（2025）年には約 20%ですが、平成 72（2060）年には約 31%まで増加するという結果となります。

【目指すべき将来人口（パターンB）】

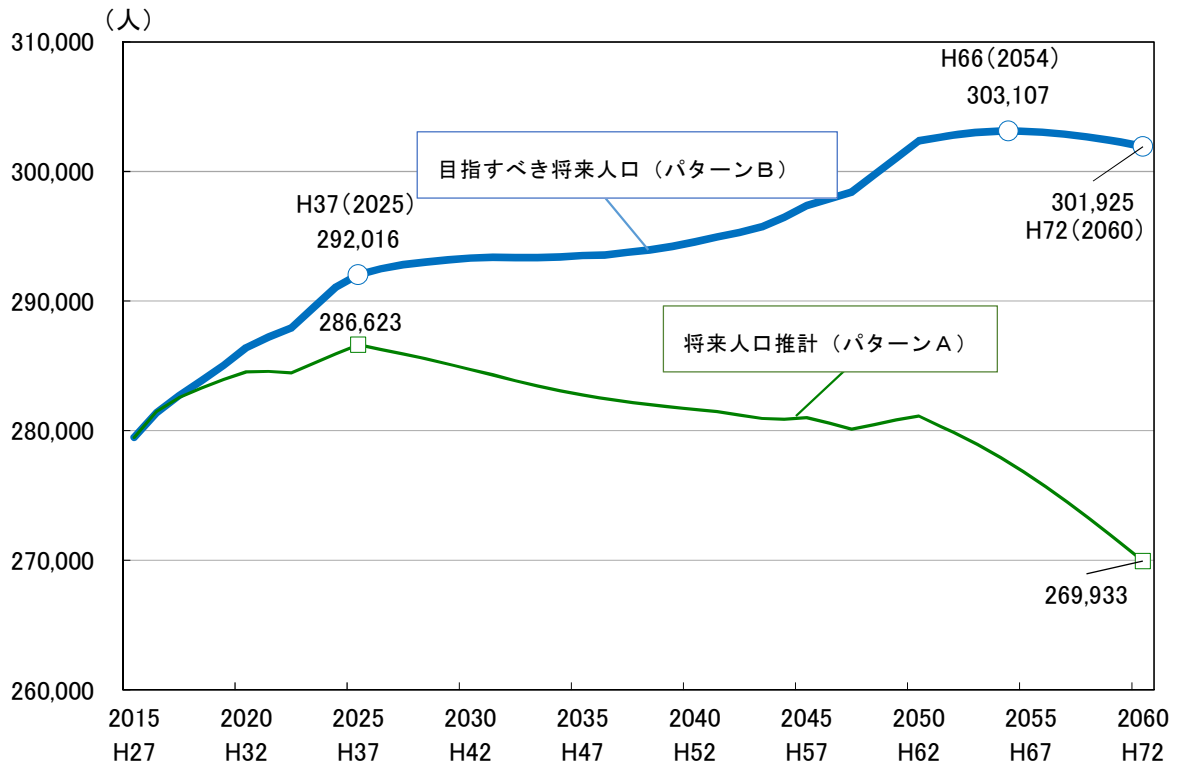
豊島区では、「消滅可能性都市」とされたことから「豊島区持続発展都市推進本部」を設置し、子育て支援策の充実、安全・安心なまちづくりなど様々な施策を推進することで人口減少問題に取り組んでいます。今後も人口減少社会を克服するための様々な施策を推進することで、出生率を伸ばした場合の推計がパターンBとなります。

豊島区が魅力ある都市であり続けるためには、定住人口を確保し、一定のバランスのとれた年齢構成を維持することが必要との考えに基づき、このパターンBを豊島区を目指すべき将来人口としました。

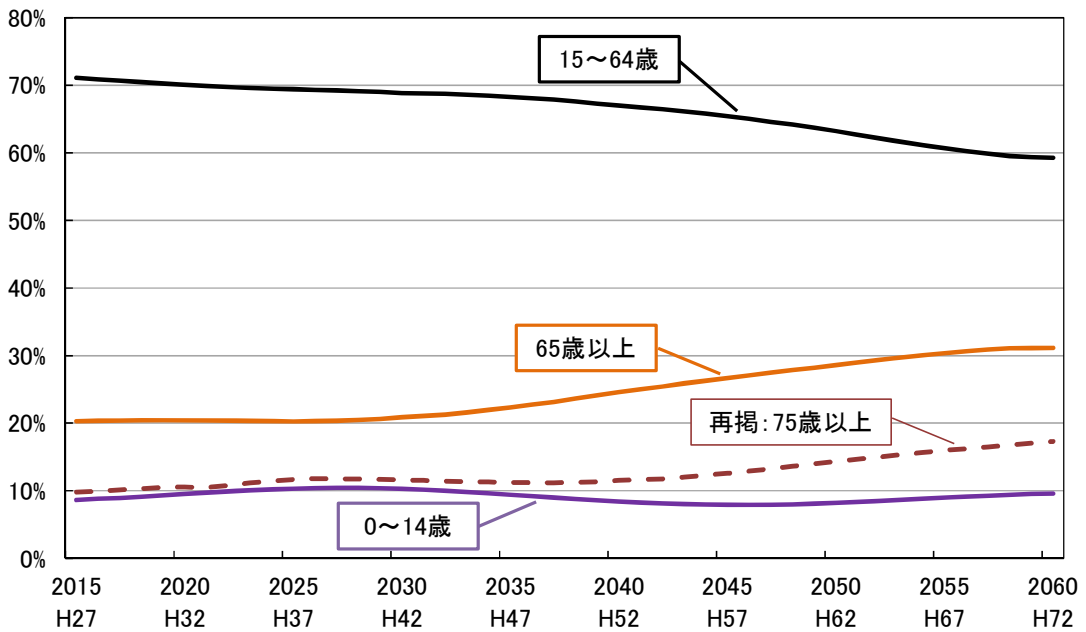
総人口はしばらく増加傾向が続き、基本計画の目標年次である平成 37（2025）年の総人口は約 29 万 2 千人となり、そして平成 66（2054）年の約 30 万 3 千人をピークに減少傾向となり、平成 72（2060）年には約 30 万 2 千人を維持することができます。



■豊島区の将来人口



■将来人口推計 (パターンA) : 年齢構成の推移





(4) 財政の状況

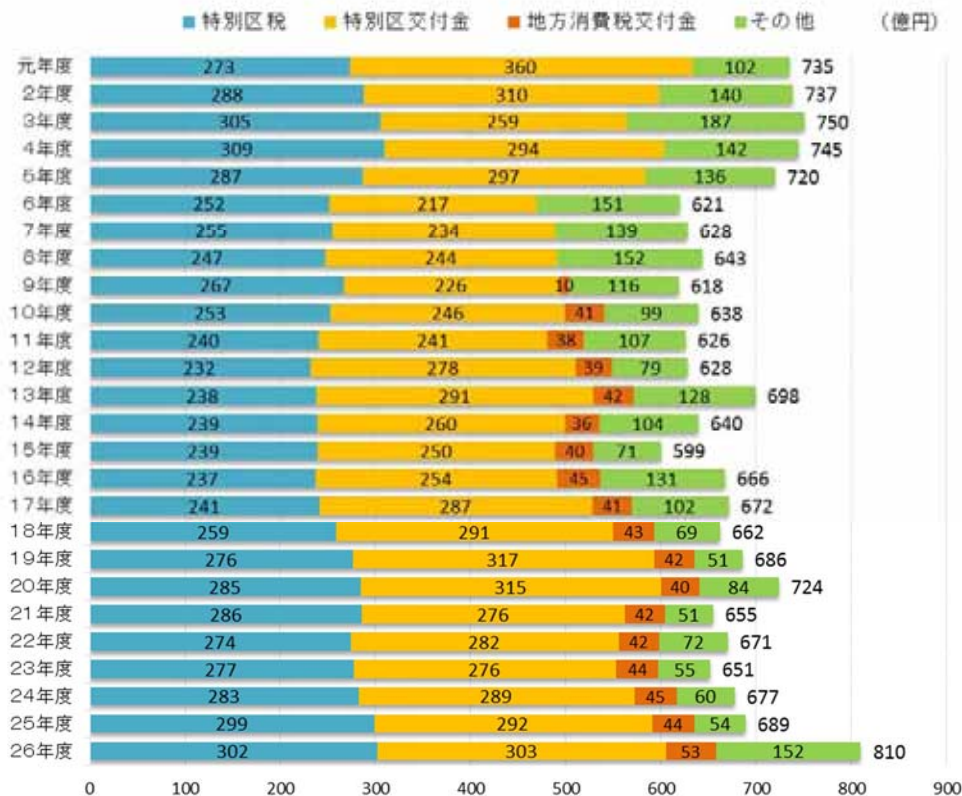
〈歳入〉リーマンショック以降の景気後退局面を脱した歳入

一般財源歳入とは、使途が制約されずどのような経費にも使用できる収入をいい、特別区税や特別区財政調整交付金などによって構成されています。平成26年度は新庁舎保留床等購入のために財政調整基金を110億円取り崩して歳入したことが大きく影響し、810億円と、前年度に比べ121億円、17.5%のプラスとなっています。

一般財源歳入は、いわゆるバブル経済の崩壊に伴い平成6年度に大きく落ち込んだ後、長引く景気の低迷や減税措置の影響等により、ほぼ横ばいを続けてきました。平成17年度からは景気の回復等により特別区税と特別区財政調整交付金が堅調に伸びたため、一般財源歳入総額も増加傾向となり、平成20年度は平成5年度以来15年ぶりに700億円を超える歳入規模となりました。しかしながら、リーマンショック以降の世界的な景気悪化の影響を受け、平成21年度は特別区財政調整交付金が、平成22年度には特別区税が大きく落ち込んだ状況となりましたが、近年は景気が好転している影響により、歳入環境は回復傾向にあります。

グラフのとおり、一般財源歳入は、特別区税、特別区財政調整交付金の2大財源でその大半を占め、平成26年度の2大財源合計額は605億円でした。これは、直近のピークである平成20年度の600億円を6年ぶりに上回り、リーマンショック以降の景気後退局面を脱したと言えますが、今後は、国が断行した地方法人課税の見直しによる影響を注視する必要があります。

一般財源歳入の推移





第1編 総論

〈歳出〉 人件費と公債費が減少傾向にある一方で伸び続ける扶助費

義務的経費は、人件費（職員の給与・退職金など）、扶助費（社会保障制度の一環として法律などに基づいて支出する経費）、公債費（特別区債の償還経費）で構成され、いずれも支出が義務付けられている経費です。

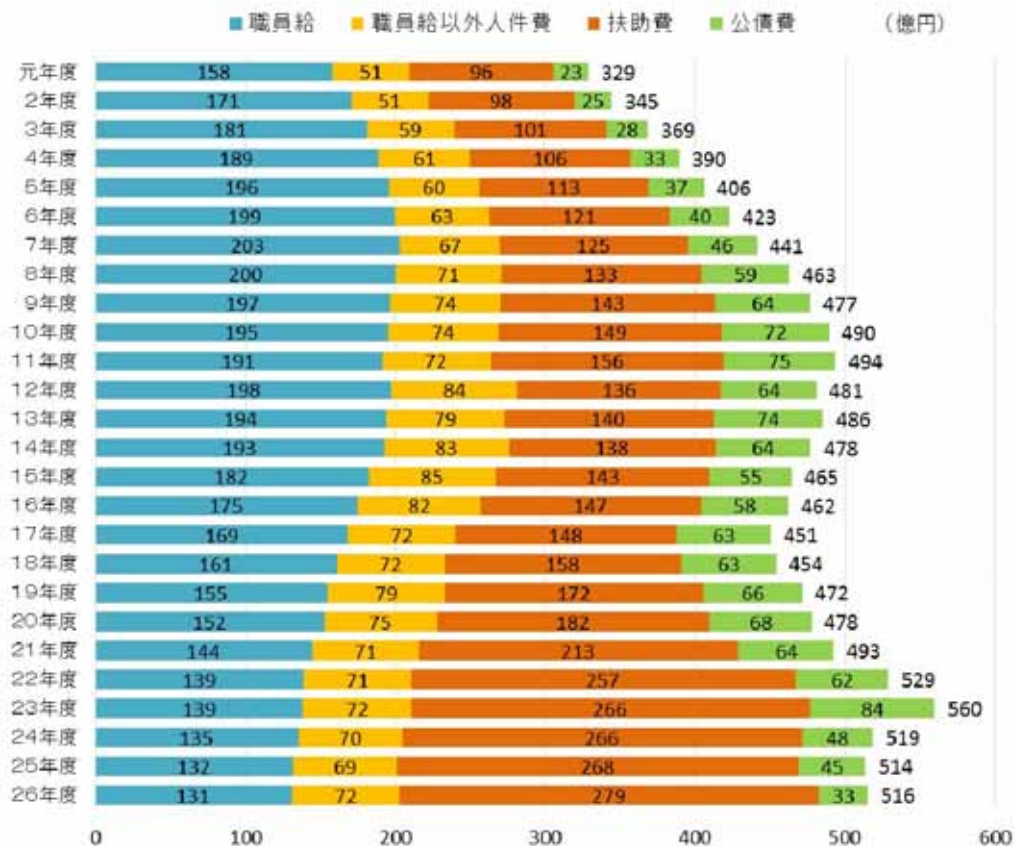
義務的経費の推移は下グラフであらわしています。人件費総額（職員給与とそれ以外の人件費の合計額）は、平成9年度から3年連続で減少していましたが、平成12年度には都区制度改革に伴い清掃事業が移管され、清掃従事職員の人件費が加わったことから一時的に増加しました。その後「定員管理計画」に基づき計画的に職員数の削減に取り組んできた結果、平成26年度は203億円となり、人件費のピークであった平成12年度に比べ27.8%の減、78億円のマイナスとなっています。

また、公債費は、平成23年度に多額の満期償還を行ったため一時的に膨らみましたが、これまでの起債抑制効果が如実に現れ、平成26年度は33億円にまで縮減しました。

一方、扶助費は、平成15年度以降一貫して増加傾向にあり、平成26年度は新たに設けられた臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金5億77百万円の給付事業のほか、私立保育所に対する保育委託及び助成経費が2億86百万円の増となったことなどにより、前年度と比べ4.3%の増、11億64百万円プラスの279億円となっています。

義務的経費は、人件費や公債費が減少傾向にあるものの、保育緊急対策や高齢化の進展に伴い、扶助費については今後も高い水準で推移していくものと考えられます。

義務的経費の推移





(5) 財政状況の見通し

基本計画の期間内に実施する事業を想定するためには、実施の裏付けとなる財政状況を見通すことが重要となります。しかしながら、一般財源歳入の大部分を占める特別区税や特別区財政調整交付金は景気の動向に大きく左右されるため、確定的な数値を算出することは大変困難です。そこで、歳入・歳出ともに、10年間の計画期間のうち前期5年間の財政収支の見通しについて、非常に大掴みの試算を行ったものが下表です。

行政の支出は、性質別には義務的経費、投資的経費、そして一般行政経費に区分することができますが、このうち、おもに計画事業に充てる経費が一般行政経費になります。

試算によると、今後5年間で一般行政経費にかけることができるのは、概ね2,000~2,100億円となっていますが、医療給付費や介護給付費の増大に伴う繰出金の増加分を除くと一般行政経費の見通しは1,900億円前後となることから、今後5年間についても、前基本計画の後期5年間とほぼ同レベルの経費で事業展開を図っていく必要があります。

直近5年間の財政収支と今後の見通し

単位: 億円

直近5年間 平成23年度～27年度		今後5年間 平成28年度～32年度	
23～26年度は決算、27年度は当初予算		見通し	
歳入	5,559億円	歳入	5,800～6,100億円
一般財源歳入	3,514億円	一般財源歳入	3,600～3,700億円
うち特別区民税	1,263億円	うち特別区民税	1,400億円程度
うち特別区交付金	1,456億円	うち特別区交付金	1,400～1,500億円
うち財調基金繰入	169億円	うち財調基金繰入	100億円
うち前年度繰越金	17億円	うち前年度繰越金	0億円
うち現庁舎地活用	0億円		
特定財源歳入	2,045億円	特定財源歳入	2,200～2,400億円
うち義務的経費充当	1,085億円	うち義務的経費充当	1,200～1,300億円
うち一般行政経費充当	419億円	うち一般行政経費充当	400億円程度
うち投資的経費充当	541億円	うち投資的経費充当	600～700億円
歳出	5,441億円	歳出	5,800～6,100億円
義務的経費	2,683億円	義務的経費	2,900～3,000億円
人件費	1,039億円	人件費	1,100億円程度
扶助費	1,381億円	扶助費	1,600～1,700億円
公債費	262億円	公債費	200億円程度
一般行政経費	1,967億円	一般行政経費	2,000～2,100億円
うち繰出金	536億円	うち繰出金	700億円程度
投資的経費	792億円	投資的経費	900～1,000億円
うち新庁舎等整備	143億円		

平成22年度末
起債残高 350億円
基金残高 188億円
(財調基金 61億円)

直近5年の増減
△112億円
125億円
(148億円)

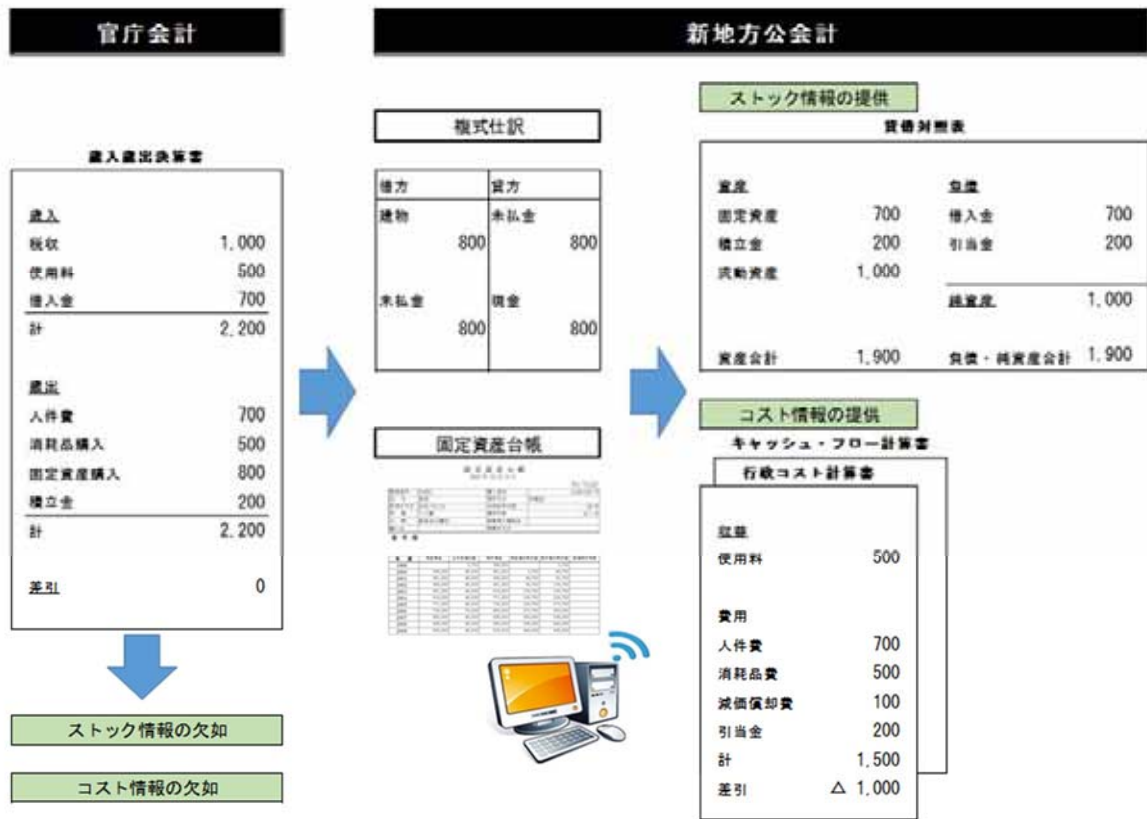
平成27年度末(見込)
起債残高 238億円
基金残高 313億円
(財調基金 209億円)



(6) 新地方公会計の導入に向けて

平成 26 年 4 月、総務省から企業会計原則による公会計を導入し自治体財政の更なる可視化を推進するため、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務諸表の作成に関する統一的な基準が示され、平成 29 年度までに全ての自治体が統一的な基準による財務諸表を作成することとされました。これを受けて、豊島区では、統一的な基準に基づく固定資産台帳の整備を開始し、平成 28 年度のシステム改修作業を経て、平成 29 年度からの複式簿記導入を目指しています。

この新地方公会計を導入した後も、現在の現金の流れだけを捕捉する官庁会計がなくなるわけではなく、補完的に企業会計的発生主義の考え方を取り入れることとなるものです。これにより、今後は、これまで十分に表現できなかった資産・債務などの財務情報の迅速かつ正確な把握・公表に努め、より一層の説明責任を果たしていきます。また、資産・債務のストック情報については、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的とする「公共施設等総合管理計画」の適切なマネジメントにも活用していきます。





第3章 地域経営の方針

1 戦略的な施策展開に関する方針

(1) 安心戦略と成長戦略の好循環

① 安心戦略

～暮らしの「安全」を守り、「安心」を実感できる施策を戦略的に展開します～

豊島区は、基礎自治体として区民の生活・財産そして命を守る責務があります。超高齢社会を迎えた豊島区にとっては、増加し続ける高齢者への対処など区民生活の基盤をなす基本的な施策である「福祉」をはじめ、「健康」「子育て・教育」「コミュニティ」「防災・治安」の施策が総合的に適切に実施されることによって、区民は生活が支えられていることを確信し、安心を実感することができます。

そこで、豊島区では、これらの基本的な使命である施策を「安心戦略」と位置付けていきます。安心戦略を推進し、持続可能性に配慮しつつ、サービスの質的向上に努めることによって、区民のみなさんが安全に暮らせることを確信し、安心を実感できる安全・安心創造都市を築いていきます。



セーフコミュニティ活動の推進

「安全・安心創造都市」の実現に向け、豊島区は平成 24（2012）年 11 月、「セーフコミュニティ」の国際認証を取得しました。

豊島区は、多様な人々が暮らし活動する日本一の高密都市であり、様々な機能が集積し、活力を生み出しています。その一方、犯罪や交通事故、災害対策など高密都市ならではの課題や、町会加入率の低下など地域コミュニティづくりにおける課題があります。

「セーフコミュニティ」は、こうした「安全・安心」と「コミュニティ」という豊島区の基本的課題に同時に対応するまちづくりの活動です。「地域区民ひろば」をセーフコミュニティ活動の拠点として位置付け、地域の方々と協働し、認証 5 年目の平成 29 年の再認証の取得を目指しながら、今後も課題解決に向けた取組みを推進していきます。

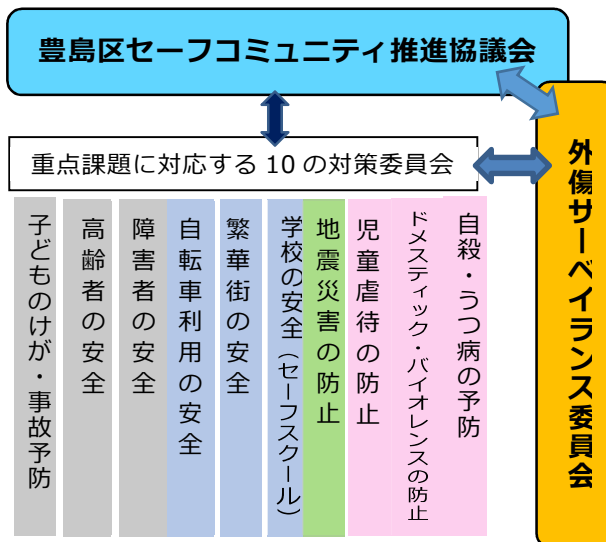


セーフコミュニティの活動を継続していきます

セーフコミュニティとは、WHOが推奨する、安全・安心まちづくりの国際認証制度です。

セーフコミュニティの推進体制

「けがや事故等は、偶然の結果ではなく、原因を究明することで必ず予防できる」という考え方のもと、活動の推進母体である「推進協議会」、重点課題に対応するため分野の垣根を超えた横断的な連携・協働のもとに組織された10の「対策委員会」、これら2つの組織の活動をデータ収集・分析の側面からサポートする「外傷サーベイランス委員会」を設置し、生活の安全と健康の質を高めていくまちづくり活動を推進しています。



「地域区民ひろば」を中心とした地域のつながりづくり

区民ひろばを、セーフコミュニティの拠点と位置づけ、各対策委員会と連携して、高齢者の安全などに関する情報、「振り込め詐欺防止」などの学習プログラム、子育てなどの相談の機会を提供し、幅広く地域にセーフコミュニティ活動を広げるという重要な役割を果たしています。さらに、セーフスクール活動では小学校と連携し、通学路など地域の安全・安心に大きく貢献しています。

インターナショナルセーフスクールの取り組み

インターナショナルセーフスクールとは、安全な学校づくりのための仕組みが確立され機能していると認められた学校が得られる国際認証です。

現在、朋有小学校と富士見台小学校が国際認証を取得しています。

体・心のけが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することで、安全で健やかな学校づくりを進めていきます。





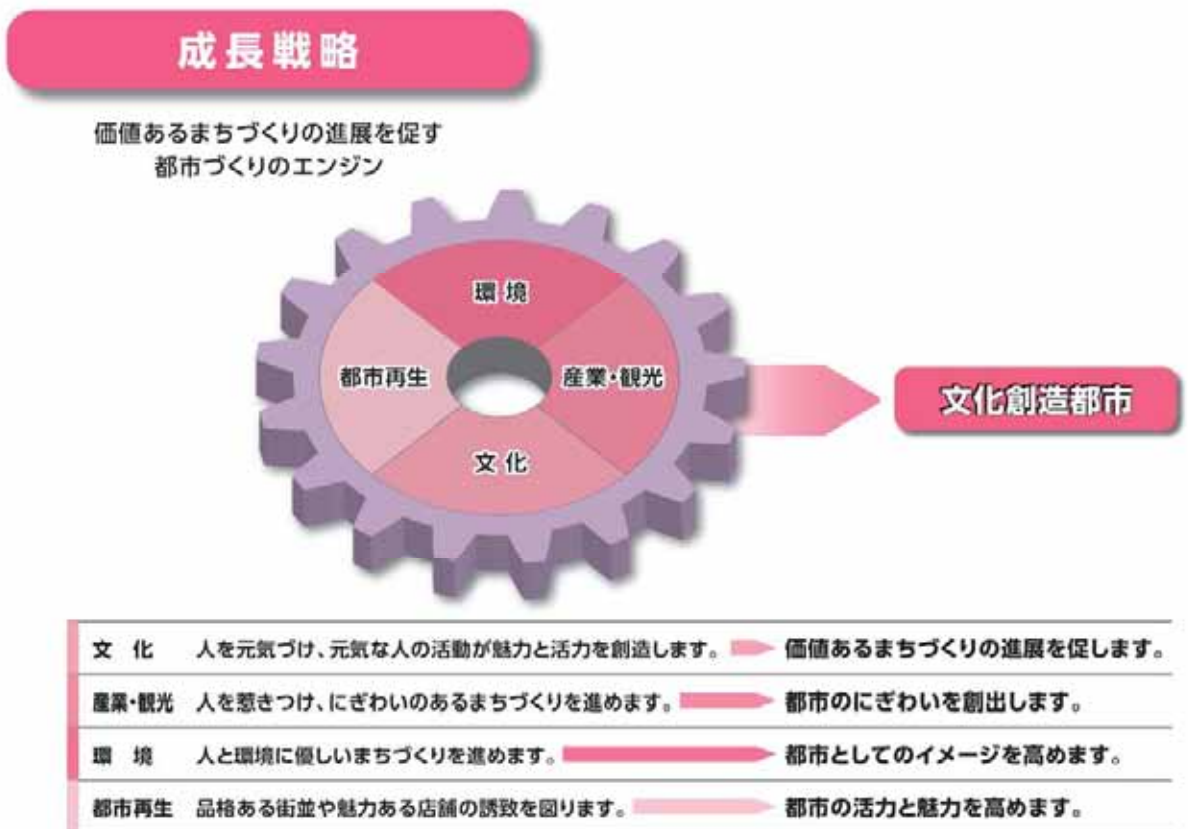
②成長戦略

～価値あるまちづくりを促し、まちの信頼と活力を高める施策を戦略的に展開します～

一方、豊島区は、「文化」「産業・観光」「環境」「都市再生」を成長戦略として位置付けていきます。

「文化政策」により、人を元気づけ、元気な人の活動が魅力と活力を創造することで、価値あるまちづくりの進展を促すとともに、「産業・観光」によって都市のにぎわいを創出し、池袋副都心の「都市再生」をドラスティックに進めることで、品格ある街並みや魅力ある店舗の誘致を図り、さらに「環境政策」により、人と環境に優しい四季を感じられるまちづくりを進め、都市としてのイメージを高め、都市としての信頼と活力を高めていきます。

そして、こうした価値あるまちづくりに取り組むことで、地域の個性あるにぎわいや多様なコミュニティと未来を担う人を育て、郷土の誇りを高めていきます。





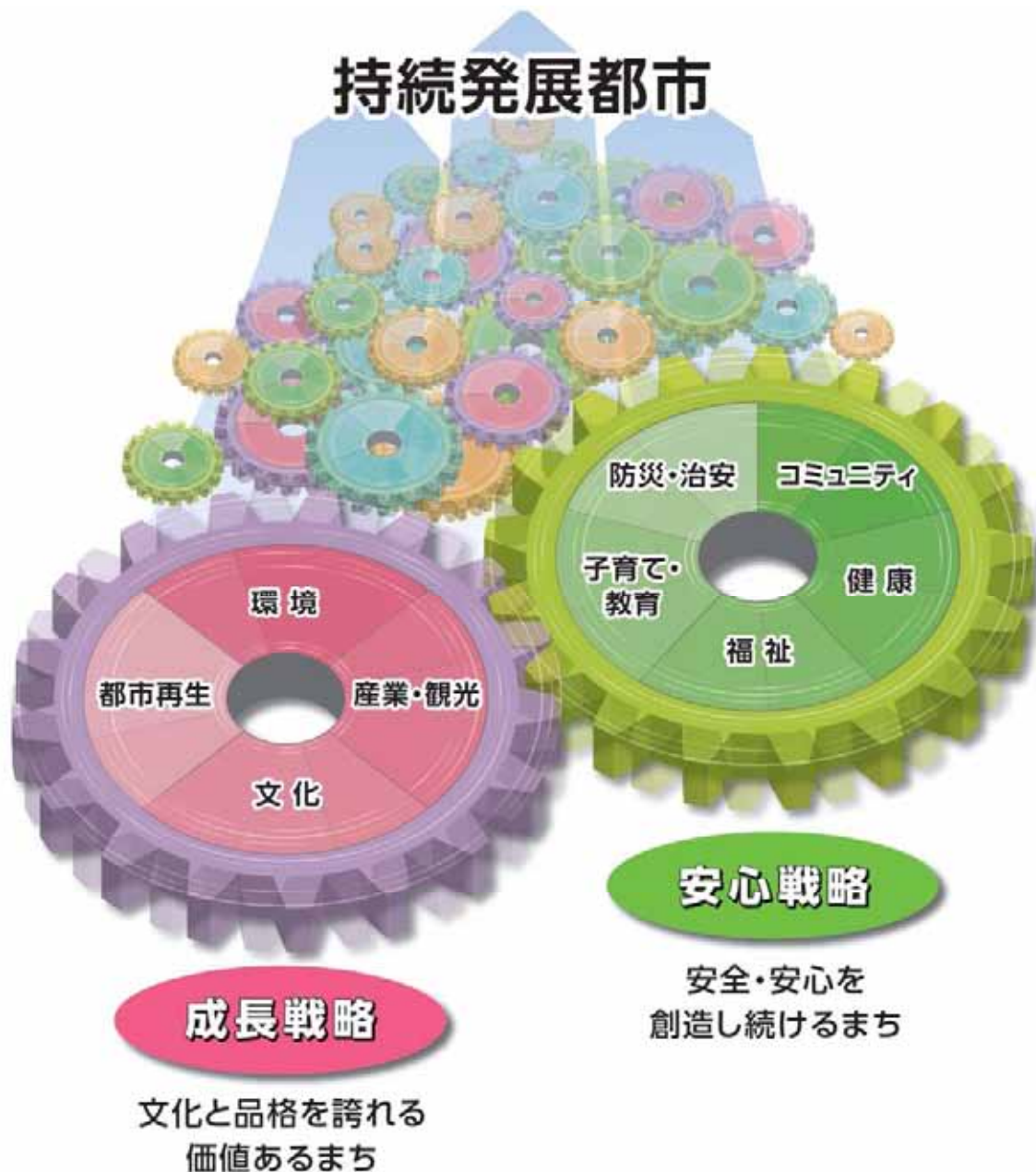
③持続発展都市への展開

～成長戦略が生む活力により、安心戦略の水準を高める好循環を生みます～

豊島区が持つ強みを最大限に活かしながら、成長戦略のエンジンを熱く回し続けることで、新たな価値と活力を創造し、そこから生まれる経済力と財政力によって、区民生活の基盤をなす安心戦略の水準を押し上げていくような、好循環をつくりあげていきます。

地域社会の“公共”を広げる「協働」を基本としつつ、「文化」「産業・観光」「都市再生」「環境」の4つの政策を展開することで、“人”と“まち”の響き合いを興して未来の扉を開くエネルギーを生み出し、「文化と品格を誇れる価値あるまち」そして「安全・安心を創造しつづけるまち」を織り成していきます。

そして豊島区が将来にわたって持続的に発展する都市へ進んでいきます。





(2) 消滅可能性都市から持続発展都市への戦略展開

① 持続発展都市に向けた4つの柱

豊島区は、平成26(2014)年5月、日本創成会議によって、23区唯一つの「消滅可能性都市」と指摘されました。区は、直ちに「消滅可能性都市緊急対策本部」を設置し、対策の検討に着手しました。そして、この指摘を、個別の都市の問題というよりも、日本全体の問題としてとらえることを基本スタンスに据えました。そして、豊島区の持続的な発展と、東京圏の自治体として全国に貢献していく、2つの視点に基づいて、4つの柱を打ち出し、積極的な対策を講じてきました。豊島区は、消滅可能性都市推進本部を発展的に解消し全庁体制とした「持続発展都市推進本部」の下、この4つの柱で、今後もピンチをチャンスに変える果敢な挑戦を続け、人口減少社会に対応し、持続的に発展する都市へ進んでいくため、戦略的かつ重点的に施策を展開していきます。

4つの柱

① 女性にやさしいまちづくり

子育て・ファミリー層の定住化を目指し、出産前からの切れ目のない子育てを支援し、女性を応援していきます。

② 高齢化への対応

高齢になっても、元気で、生きがいを持って、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

③ 様々な地域との共生

交流を持つ自治体との連携を進め、豊島区と他自治体における相互補完モデルの構築を目指します。豊島区と様々な地域が共生し、ともに豊かな生活を実現できるまちづくりを進めていきます。

④ 日本の推進力

豊島区が誇る芸術や文化の魅力を、世界に向けて発信し、人と産業をひきつけ、世界中から人が訪れ、楽しむことができる都市づくりを推進し、持続発展する都市を目指します。



豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

我が国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題となっています。このため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）」が制定されました。

これを踏まえ、国は平成26年12月27日に人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。また、法は、地方公共団体についても「地方人口ビジョン」の策定と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を努力義務としています。

豊島区においては、平成26年5月の「消滅可能性都市」の指摘を契機に、本格的に、日本全体で進行する「人口減少社会」に対応するため、持続発展都市に向けた4つの柱で、人口問題・地域活性化に取り組んできました。こうした豊島区の先行した取り組みと、国の地方創生の動きも踏まえて、「豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定しました。

なお、「豊島区基本計画」との関係については、「豊島区基本計画」は、区政運営の最高指針である「豊島区基本構想」を具体化するとともに、区の各分野における計画を総合的に調整するものです。一方、「総合戦略」は「消滅可能性都市から持続発展都市へ」という政策課題のもと人口問題に対応していくための戦略として策定しました。この「総合戦略」は、基本計画と一体的に取り組みながら人口問題への対策を深掘りし、特に重点的に取り組むべき施策をまとめています。



2 豊島区が目指す都市像

豊島区基本構想では、21世紀の第1四半期を構想の期間として、目指していく豊島区の将来像を下記のように挙げています。

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

この将来像をさらにおしひろげ、地域から新たな価値を生み出し、都市の未来への信頼を高める豊島区の姿を魅力と活力にあふれた、住みたいまち、訪れたいまちの姿として

活力 文化と品格を誇れる価値あるまち

を挙げています。「文化」は、人と街を元気にし、新たな価値を創造していく、都市活動のエネルギーの源です。「品格」とは、自らの歴史と文化への誇りと、日本や世界の都市を構成する一員としての自覚を持って自らの責任を果たし、持続可能な成長を続ける都市経営に力を尽くす決意と姿勢を表しています。

これは、未来の子どもたちに豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継ぎ、日本一の高密度都市として地球環境と生態系に対する責任を果たし、さらに、暮らしと経済活動の安全で快適なステージが作りあげられたまちの姿を表します。

このまちの姿を明確にした都市像として、「**文化創造都市**」を掲げてきました。

さらに、安心を肌で感じることができ、住んで良かった、住み続けたいまちの姿として

安心 安全・安心を創造し続けるまち

を挙げています。

これは、行政にとって最も基本的な使命である、福祉、子育て、教育、防災、治安、健康施策を充実させることで、乳幼児期から高齢期まで安全で安心して暮らせることができるまち、さらに、行政を含めたあらゆる主体と地域から見守られることによって、安全・安心を肌で感じ、住んで良かった、住み続けたいと思っただけのまちの姿を表します。

このまちの姿を明確にした都市像として、「**安全・安心創造都市**」を掲げてきました。

世界は、情報技術や交通手段の発達などにより、経済、文化、教育などあらゆる分野でグローバル化が進みつつあります。

特に、平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まった東京は、急速に国際化が進み、世界有数の国際ビジネス都市・観光都市に変貌していこうとしています。



国際化の大きな流れを受けながら、豊島区は、今後とも魅力と活力あふれるまち、誰もが暮らしやすく誇れるまちとして、「文化創造都市」、「安全・安心創造都市」を進化させた「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、この都市像を基本計画で目指す都市像とします。

豊島区が目指す都市像「国際アート・カルチャー都市」

「国際アート・カルチャー都市」とは、安全・安心な都市空間の中で、誰もが多様な文化を享受し合い、世界中の人々を魅了する賑わいあふれるまちの姿です。

一方、文化創造都市と安全・安心創造都市を構成する各分野の施策を分野横断的な都市像として表したのが、「教育都市としま」「福祉健康増進都市」「劇場都市」です。

「国際アート・カルチャー都市」は、世界の人たちと交流し、理解し合える子どもたちを育む「教育都市としま」や、高齢者や障害者、外国人などすべての人が健康でいきいきと暮らす「福祉健康増進都市」を安全・安心な基盤として、若者や来街者たちが伸び伸びと自己表現する「劇場都市」を実現していく、豊島区を象徴する都市像です。

豊島区は、「国際アート・カルチャー都市」の実現を通して、持てる魅力を最大限に引き出し、都市のイメージを向上させ、経済力を高めるとともに地域への誇りと愛着を醸成し、基本構想で目指す将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」を確かなものにし、持続発展できる都市としていきます。

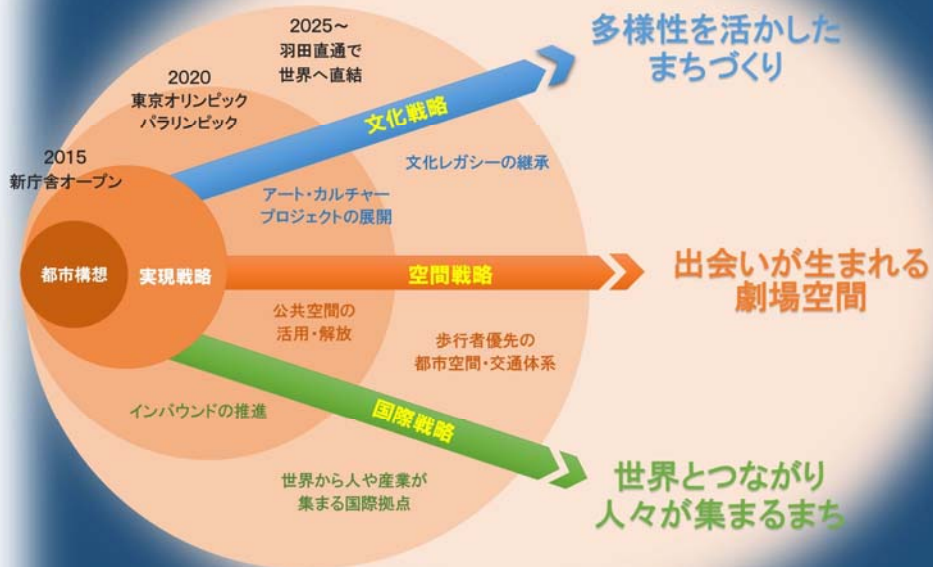




3 国際アート・カルチャー都市

(1) まち全体が舞台の誰もが主役になれる 劇場都市

① 3つの戦略



平成27(2015)年3月、11名の国際アート・カルチャー都市プロデューサーのアドバイスにより策定した国際アート・カルチャー都市構想を、平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、文化戦略、空間戦略、国際戦略の3つの戦略で具体化していきます。具体化に当たっては、国際アート・カルチャー都市懇話会(条例設置の附属機関)で検討していきます。そして、都市構想実現のための3本目の矢、国際アート・カルチャー特命大使が区民レベルで活動を支援していきます。



国際アート・カルチャー都市構想を実現する “3本の矢”

第1の矢 国際アート・カルチャー都市プロデューサー

平成27年3月 国際アート・カルチャー都市構想を策定

- ・行政にはない豊かで自由な発想を生かし、都市構想についてアドバイス。
- ・自ら都市の魅力を対外的に発信

〈芸術文化の最前線で活躍する11人のプロデューサー〉

相澤崇裕氏、猪子寿之氏、鈴木美潮氏、高井喜和氏、高橋豊氏、橋正裕氏、中村園氏、前田三郎氏、宮田慶子氏、湯川れい子氏、横澤大輔氏

第3の矢 国際アート・カルチャー特命大使

平成28年1月 活動開始！
構想推進の裾野を広げるための区民レベルでの活動の担い手

第2の矢 国際アート・カルチャー都市懇話会

平成27年11月
国際アート・カルチャー都市懇話会 総勢31名 始動！
アート・カルチャーを先導する実現戦略の策定

《会長》



近藤 誠一氏

《6人の特別顧問》



小田島 雄志氏



隈 研吾氏



里中 満智子氏



野田 秀樹氏



写真：海田 悠

野村 萬氏



福地 茂雄氏



② 国際アート・カルチャー都市を牽引する

旧庁舎地周辺まちづくり

8つの劇場が生み出す圧倒的なにぎわい

周辺公園・道路の一体的なまちづくり

多言語対応のインフォメーション機能

女性にやさしいパブリックトイレの整備

2020春グランドオープン!



■ オフィス棟

【劇場4】 シネマコンプレックス

[10スクリーン約1,800席] (2~6階)

【劇場6】 カンファレンスホール

[約400席] (7階)

【劇場8】 シネマプラザ (1階)

外からも見える階段状のイベントスペース
[約150人]

■ 新ホール棟

【劇場1】 新ホール

[1,300席] (2~8階)
多彩な公演に対応するホール、多言語対応

【劇場5】 ライブ劇場

[約160席] (1階半地下)

【劇場7】 パークプラザ (1階)

外からも見える階段状のイベントスペース
[約300人]

■ 新区民センター

【劇場2】 多目的ホール

[平土間 約500人] (8~9階)

【劇場3】 小ホール

[平土間 約160人] (6階)

- ◇2~3階
 - ・大規模な女性用トイレ
 - ・パウダールーム、フィッティングルーム等
 - ・バビママすぽっと など
- ◇1階 総合インフォメーション、チケットセンター

※パースについては現時点での計画をイメージとして描いたものであり、今後変更になることがあります。



(2) 生涯幸せに暮らせる 福祉健康増進都市

① すべての人が生涯を通じて、こころ豊かに幸せに暮らせるまちをめざします

- ◆すべての人が個性や能力を発揮して活躍し、すべての人が生きがいや暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを進めます。
- ◆性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が自分らしい生き方を選び、様々な分野で活躍できるようなまちづくりを進めます。

安心して子どもを産み育てられる環境の整備

《主な取り組み》

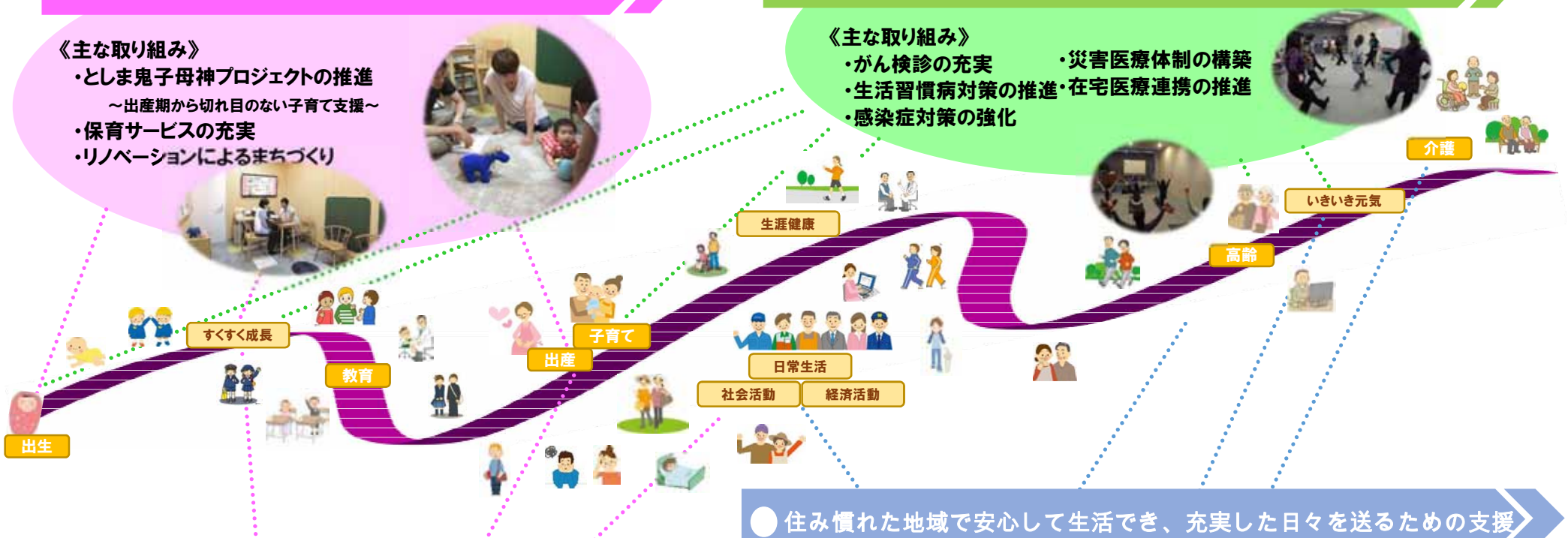
- ・としま鬼子母神プロジェクトの推進
～出産期から切れ目のない子育て支援～
- ・保育サービスの充実
- ・リノベーションによるまちづくり



すべての人が健康でこころ豊かな生活が送れるための支援

《主な取り組み》

- ・がん検診の充実
- ・生活習慣病対策の推進・在宅医療連携の推進
- ・感染症対策の強化
- ・災害医療体制の構築



困難を有する子どもやその家族への支援

《主な取り組み》

- ・虐待防止対策の強化
- ・障害のある子どもへの支援
- ・外国籍の子どもへの支援
- ・不登校・ひきこもりの子どもへの支援
- ・子どもの貧困対策



住み慣れた地域で安心して生活でき、充実した日々を送るための支援

《主な取り組み》

- ・総合的・包括的なケア基盤の構築
- ・見守りと支え合いの地域づくり
- ・日常生活・社会生活の自立促進支援
- ・生活困窮者への就労支援等自立促進支援
- ・まち・情報・こころのバリアフリーの推進





第1編 総論

② ライフステージに合わせた主な施策



出生前
(妊婦・胎児)

乳幼児期
(0～6歳)

学齢期
(7～12歳)

学齢期
(13～18歳)

成人期
(19～39歳)

成人期
(40～64歳)

高齢期
(65歳以上)

としま鬼子母神プロジェクト+α

- ・妊娠・出産期からの切れ目のない、きめ細やかな支援の推進
- ・若者向け健康情報の発信
- ・女性と子どもを取り巻く環境整備と支援の充実



子どもの社会参加・参画の促進

- ・成長・発達段階に応じた社会参加・参画の機会の確保
- ・安全・安心かつ子どもの自主性・主体性を育む遊びと交流の場の充実
- ・日ごろから文化芸術やスポーツに親しむ機会や活動の推進



地域の子育て支援の充実

- ・妊娠・出産期からの切れ目のない、きめ細やかな支援の推進
- ・誰もが地域で安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる、子育て支援の充実

保育施設・保育サービスの充実

- ・ニーズに応じた保育施設の整備
- ・多様化する保育需要に対応できる保育サービスの充実



困難を有する子どもやその家族への支援

- ・悩みや不安のある子ども・家族が気軽に相談できる体制の強化
- ・子ども・家族の困難な状況に応じたきめ細やかな支援の実施
- ・児童虐待の発生予防、早期発見、重篤化防止対策の推進
- ・子どもの貧困対策の推進



子どもの成長を地域で支えるための環境整備

- ・地域人材の育成やネットワークづくりの推進
- ・子育てしやすい生活環境の整備推進
- ・地域による子どもの安全・安心の見守り活動の促進



がん・生活習慣病対策等の推進

- ・がんによる死亡率の減少
- ・肥満の予防や喫煙・飲酒対策による生活習慣病の発症及び重症化予防の推進

こころと体の健康づくりの推進

- ・「としま鬼子母神プロジェクト」による切れ目のない支援の充実
- ・メンタルヘルスや薬物依存に関する正しい知識の普及・啓発による自殺・うつ病予防、薬物乱用防止の推進
- ・食生活や生活習慣の改善と運動習慣の定着によるライフステージに応じた健康づくりの推進



健康危機管理の強化

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大防止や災害医療体制・保健衛生体制の構築など、健康危機への対応強化
- ・感染症予防の正しい知識の普及と予防接種率の向上など、感染症対策の強化
- ・食品衛生の向上による安全な生活環境の推進



地域医療体制の充実

- ・区民が誰でも安心して在宅で医療を受けることができる仕組みづくりの推進
- ・適切な医療情報の提供
- ・誰もが安心して身近な医療機関で治療が受けられる環境・体制の整備



介護予防の推進

- ・いつまでもいきいきと自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進
- ・元気な高齢者の活躍促進



福祉コミュニティの形成

- ・区民の主体的な地域福祉活動の促進
- ・ボランティア、関係機関、各種団体等の多様なネットワークの連携

総合的・包括的なケア基盤の充実

- ・地域における様々なニーズに対応した包括的な支援の展開
- ・福祉・保健・医療など、関係機関が連携した総合的なケア基盤の充実



福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

- ・サービス提供者への指導や連携等を通じた支援
- ・サービスの質の向上
- ・人格の尊重や権利の保障に係る啓発活動の推進
- ・介護者の負担軽減や虐待に防止に向けた地域での見守り支援体制の構築



日常生活への支援

- ・住み慣れた地域で安心して生活できる各種サービスの充実
- ・地域の多様な主体によるサービス提供を進める支援体制の構築



社会参加の促進

- ・障害や年齢にかかわらず、いきいきと生活ができるような仕組みづくり
- ・ユニバーサルデザインに基づいた環境整備

就労支援の強化

- ・ハローワーク、就労支援事業所など関係機関のネットワークの充実による支援の強化
- ・地域支援協議会の仕組みの整備
- ・社会的・経済的な自立の促進



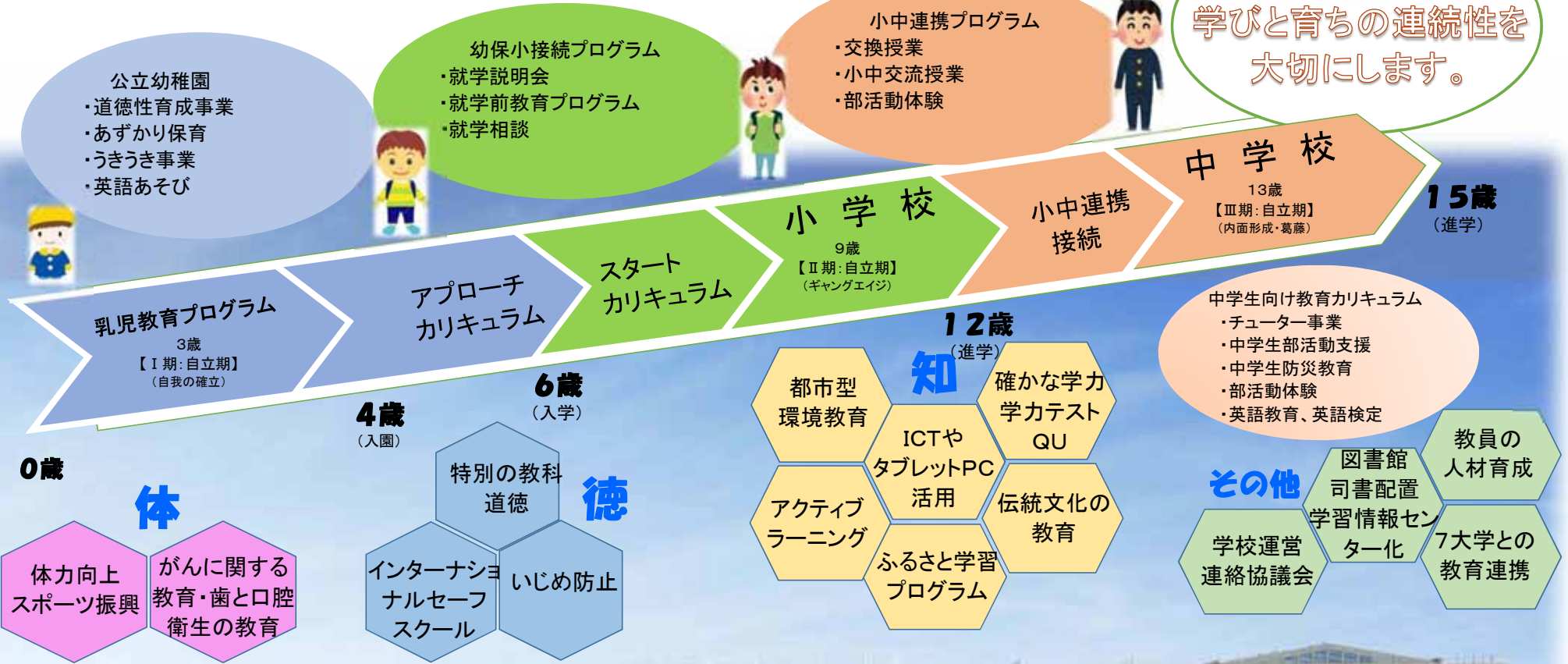
(3) 学ばせたい 通わせたい 教育都市としま

① 小中一貫教育 学びと育ちの連続性

《教育都市としまの3本柱》

- ① 公立私立の学校教育発祥の地としての歴史と伝統を継承する都市
- ② 幼児教育から大学教育まで多様な選択を可能にする利便性の高い都市
- ③ 時代の変化に対応し区民から信頼される質の高い教育を推進する都市

小中一貫教育は
学びと育ちの連続性を
大切にします。



池袋本町地区校舎併設型小中連携校 イメージ図



学校が変わる 街が変わる 学校づくり

② 都市型環境教育「豊島の森」

- 高密度都市でも、高密度都市だからの環境教育
- 点から線へ、線から面への緑のネットワークづくり
- 生物多様性と持続可能な環境教育



豊島の森 (豊島区役所10階の屋上庭園)

多くの学校で子ども自ら学んでいます

ホテルも育てています

里山里地を生かす(国土交通大臣賞)



富士見台小学校



南池袋小学校



仰高小学校

④ 地域一体で連携して子どもの教育をバックアップ！

○ 放課後の生活 子どもスキップや学童クラブで充実



③ 計画的な学校改築

- 建替えを考える会や、学校、地域の声を生かす
- 緑化等エコスクール化する
- ICT、学習情報センター化する
- 地域防災の拠点として充実させる
- 学校周辺の環境の調和を大切にする

目白小学校 ≪エコ、学習情報センター、防災を一体化≫



(平成26年10月開校)

池袋本町小学校・池袋中学校 ≪広い校庭、防災拠点≫



(平成28年8月開校予定)

池袋第三小学校 ≪テラスを設置し、校庭を広く活用≫



(平成29年1月開校予定)



4 参画・協働によるまちづくり

(1) 地域における参画の仕組みづくり

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、多様化・複雑化する区民ニーズに行政だけで対応することは難しくなっています。また、地方分権改革によって、自治体はこれまで以上に、自らの責任と判断において、地域の特色や個性を活かした行政運営を行うことが求められています。そうした流れを受けて、区では、平成15年3月に策定した豊島区基本構想において、その基本方針に「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していく」ことを筆頭に掲げました。さらに平成18年3月には、自治の基本理念・基本原則を明らかにした「豊島区自治の推進に関する基本条例」を制定しました。

(地域協議会)

参画と協働の理念を実践していくために、上記の条例に基づき、平成21年度からの5年間、一定の地域において、多様な組織と人々が地域の課題解決に向けて協働するための横断的な組織となる地域協議会について、検証を行ってきました。検証の結果、住民相互の交流が深まり、情報交換や協力体制が図られるという効果があった一方、協議には参加できるが実際の活動には参加できないという課題も残されました。今後は、地域協議会の検証をステップに、地域団体からの委員に限られることなく、幅広い世代が、安全・安心なまちづくり、コミュニティの活性化、子どもの健全育成、空き家対策など、地域課題への取り組みを協議していく新たな仕組みづくりへと発展させていくことが必要となっています。

(地域区民ひろば)

また、地域における世代を超えた交流の場として、平成18年から事業を展開している地域区民ひろばは、22小学校区すべてに設置され、20の地区で地域住民による運営協議会が組織されています。このような中で、自主運営を目的に法人化を果たした運営協議会が現れており、コミュニティの中核的な施設として、より一層地域に定着した運営を進めています。

(参画の仕組みづくりの推進)

一方、平成18年から、新しい公共の担い手育成を目指しNPO等の活動拠点となる区民活動センターを開設し、NPOの設立や活動に関する相談事業など、その支援に取り組んでいます。今後、参画と協働によるまちづくりを、さらに推進していくためには、潜在する地域活動の担い手を発掘し、育成・支援していく必要があります。また、多様な活動目的を有する団体同士をネットワーク化し、相互に補完し合って活動を活発化させるとともに、そうした力を地域の発展や活性化に結びつけていくことが、重要となっています。区内には、区と協働して課題解決を図ることのできる技術やノウハウを有している区民や、町会、自治会、NPO、ボランティア団体、事業者、大学など数多くのパートナーが存在しています。これらのパートナーが地域活動に取り組みやすいよう、わかりやすい情報発信を行い、区政への関心や信頼を高めるとともに、参画の仕組みづくりを一層進めていきます。



(2) 多様な主体による協働の推進

少子高齢社会の進展や安全・安心なまちづくりへの意識の高まりなど、多様化・複雑化する課題に対応しつつ、区の将来像を実現するためには、行政の取り組みだけでは限界があります。そのため、地域住民である区民や、NPO、ボランティア団体、事業者、大学などが主体となって、互いに連携しながら地域課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

地域コミュニティの希薄化が豊島区においても指摘されているところですが、近年、主に行政が担っていた活動に民間企業が取り組んだり、社会貢献活動を行う NPO など、地域の課題に主体的に取り組む区民や団体が増えるとともに、その活動範囲についても広がりを見せています。

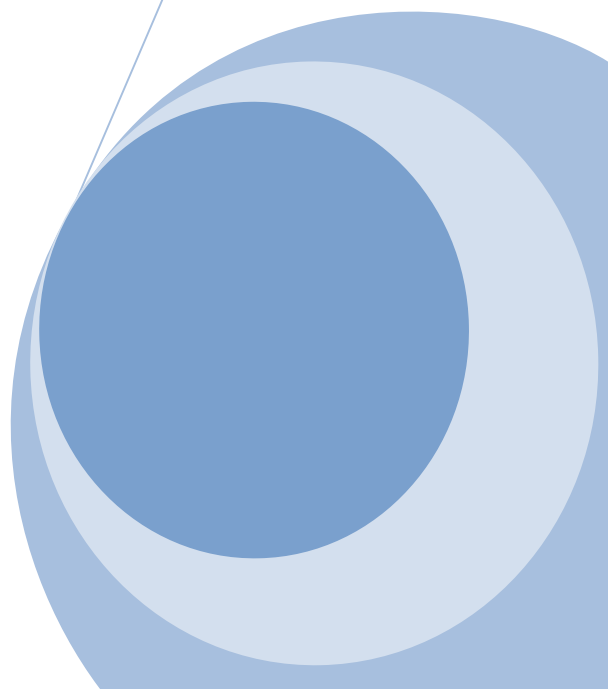
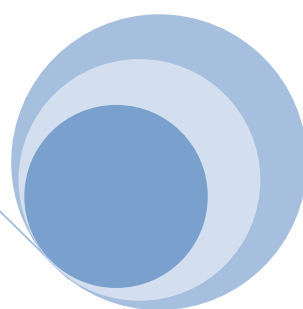
区では、このような多様な主体による協働の取り組みを推進しているところですが、この取り組みをさらに推進するための環境やPPP（公民連携）など協働の新たな仕組みづくりを整備していきます。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは。

行政と民間が協働で公共サービスの提供等を行うスキームのことであり、これまで行政が単独で取り組んできた分野に、民間の知識やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、区民サービスの向上や業務効率の向上、地域活性化を図るものです。

第2編

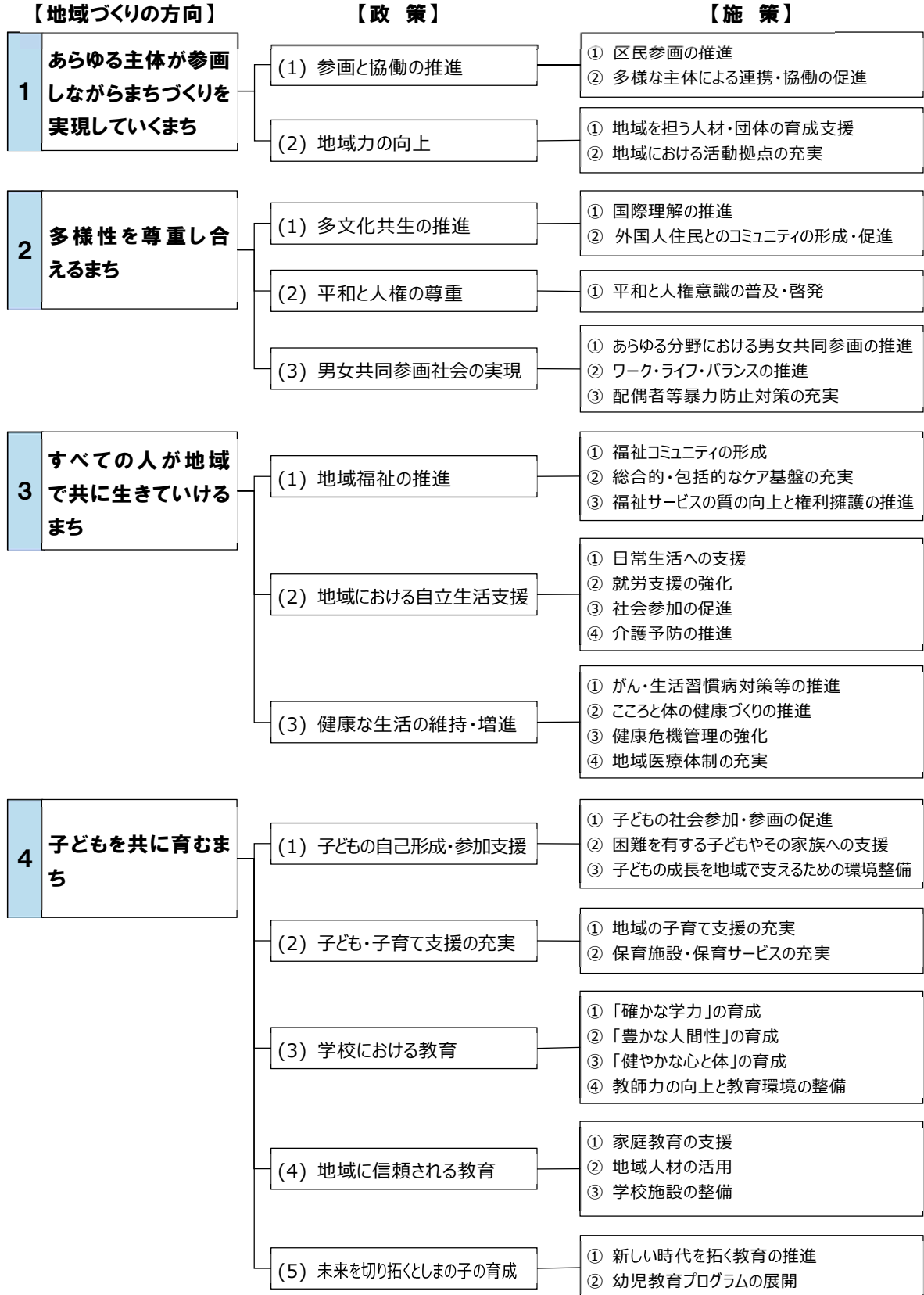
各論

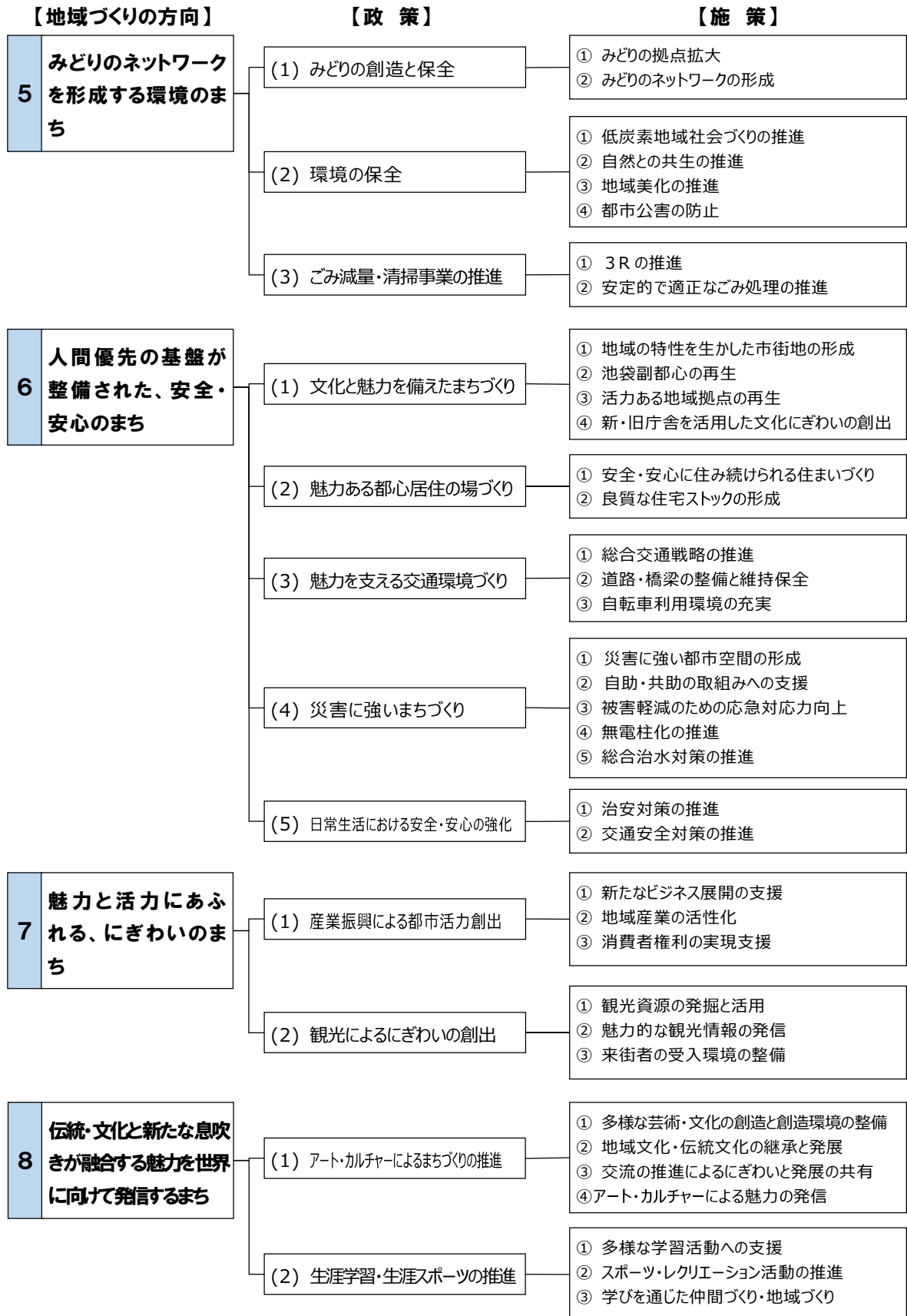




第1章 計画の姿

1 施策の体系





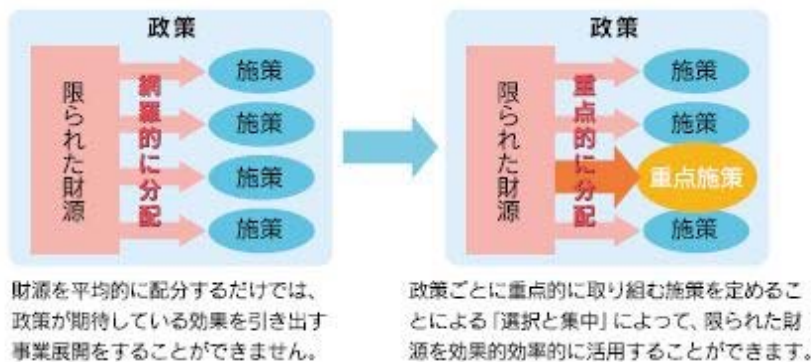


2 施策の重点化

(1) 「選択と集中」の仕組みとしての「重点施策」の選定

成熟社会で収入の大きな増加が見込まれない中にあるには、限られた財源を効率的・効果的に活用する必要があります。

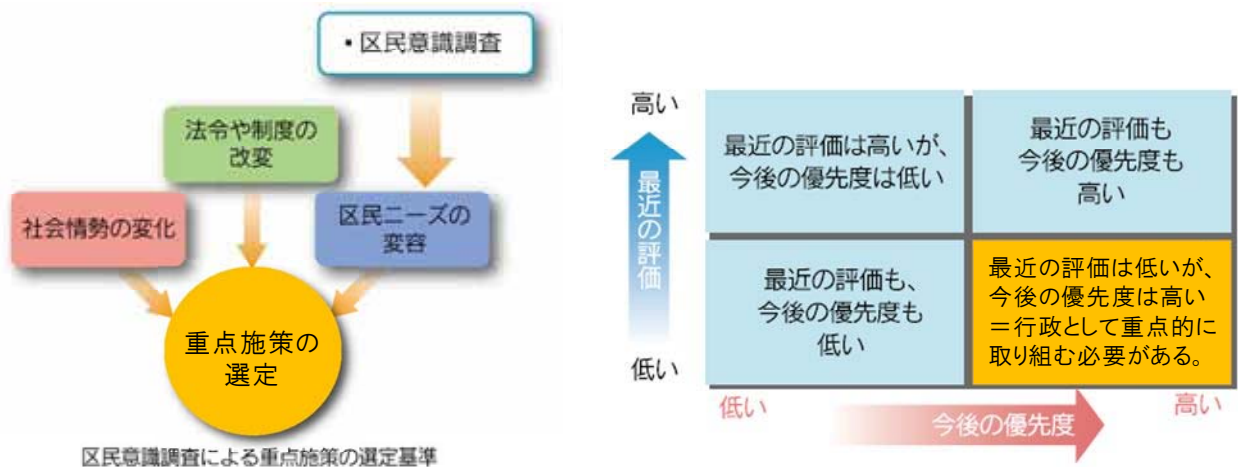
そこで、基本計画では、計画自身が主導して「選択と集中」を志向するために、一定の広がりを持った「施策」レベルでの重点化を図る仕組みとして「重点施策」を選定しています。「政策」ごとに、一つの重点施策を選定し、72の「施策」の中から24の「施策」を「重点施策」としています。



(2) 重点施策選定の考え方

選定にあたっては、区民意識調査等における地域環境の満足度や今後の優先度等を踏まえるとともに、社会状況や改革の必要性なども含め総合的な観点から選定しました。

なお、重点施策の選定は、新たな区民ニーズや社会状況の変化に対応するため、必要に応じて確認と見直しを行います。





第2編 各論

政策	施策	政策	施策	政策	施策
1-1	参画と協働の推進	4-2	子ども・子育て支援の充実	6-2	魅力ある都心居住の場づくり
	①区民参画の推進		①地域の子育て支援の充実	重点	①安全・安心に住み続けられる住まいづくり
重点	②多様な主体による連携・協働の促進	重点	②保育施設・保育サービスの充実		②良質な住宅ストックの形成
1-2	地域力の向上	4-3	学校における教育	6-3	魅力を支える交通環境づくり
	①地域を担う人材・団体の育成支援		①「確かな学力」の育成		①総合交通戦略の推進
重点	②地域における活動拠点の充実		②「豊かな人間性」の育成	重点	②道路・橋梁の整備と維持保全
2-1	多文化共生の推進	重点	③「健やかな心と体」の育成		③自転車利用環境の充実
重点	①国際理解の推進		④教師力の向上と教育環境の整備	6-4	災害に強いまちづくり
	②外国人住民とのコミュニティの形成・促進	4-4	地域に信頼される教育	重点	①災害に強い都市空間の形成
2-2	平和と人権の尊重		①家庭教育の支援		②自助・共助の取組みへの支援
	①平和と人権意識の普及・啓発		②地域人材の活用		③被害軽減のための応急対応力向上
2-3	男女共同参画社会の実現	重点	③学校施設の整備		④無電柱化の推進
重点	①あらゆる分野における男女共同参画の推進	4-5	未来を切り拓くしの子の育成		⑤総合治水対策の推進
	②ワーク・ライフ・バランスの推進	重点	①新しい時代を拓く教育の推進	6-5	日常生活における安全・安心の強化
	③配偶者等暴力防止対策の充実		②幼児教育プログラムの展開	重点	①治安対策の推進
3-1	地域福祉の推進	5-1	みどりの創造と保全		②交通安全対策の推進
	①福祉コミュニティの形成	重点	①みどりの拠点拡大	7-1	産業振興による都市活力創出
重点	②総合的・包括的なケア基盤の充実		②みどりのネットワークの形成	重点	①新たなビジネス展開の支援
	③福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	5-2	環境の保全		②地域産業の活性化
3-2	地域における自立生活支援		①低炭素地域社会づくりの推進		③消費者権利の実現支援
重点	①日常生活への支援		②自然との共生の推進	7-2	観光によるにぎわいの創出
	②就労支援の強化	重点	③地域美化の推進	重点	①観光資源の発掘と活用
	③社会参加の促進		④都市公害の防止		②魅力的な観光情報の発信
	④介護予防の推進	5-3	ごみ減量・清掃事業の推進		③来街者の受入環境の整備
3-3	健康な生活の維持・増進	重点	①3Rの推進	8-1	アート・カルチャーによるまちづくりの推進
	①がん・生活習慣病対策等の推進		②安定的で適正なごみ処理の推進		①多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備
重点	②こころと体の健康づくりの推進	6-1	文化と魅力を備えたまちづくり		②地域文化・伝統文化の継承と発展
	③健康危機管理の強化		①地域の特性を生かした市街地の形成		③交流の推進によるにぎわいと発展の共有
	④地域医療体制の充実	重点	②池袋副都心の再生	重点	④アート・カルチャーによる魅力の発信
4-1	子どもの自己形成・参加支援		③活力ある地域拠点の再生	8-2	生涯学習・生涯スポーツの推進
	①子どもの社会参加・参画の促進		④新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出		①多様な学習活動への支援
重点	②困難を有する子どもやその家族への支援			重点	②スポーツ・レクリエーション活動の推進
	③子どもの成長を地域で支えるための環境整備				③学びを通じた仲間づくり・地域づくり



3 計画事業の位置づけ

(1) 計画事業について

基本計画では、豊島区の将来像を実現するために、各行政分野を8つの「地域づくりの方向」を基に、その下に25の「政策」を、さらに72の「施策」を位置付け、体系化しています。そして、施策ごとに目標を定め、目標に向かって効果的な取り組みが進んでいるか確認するための成果指標を設定し、進行管理をしていきます。

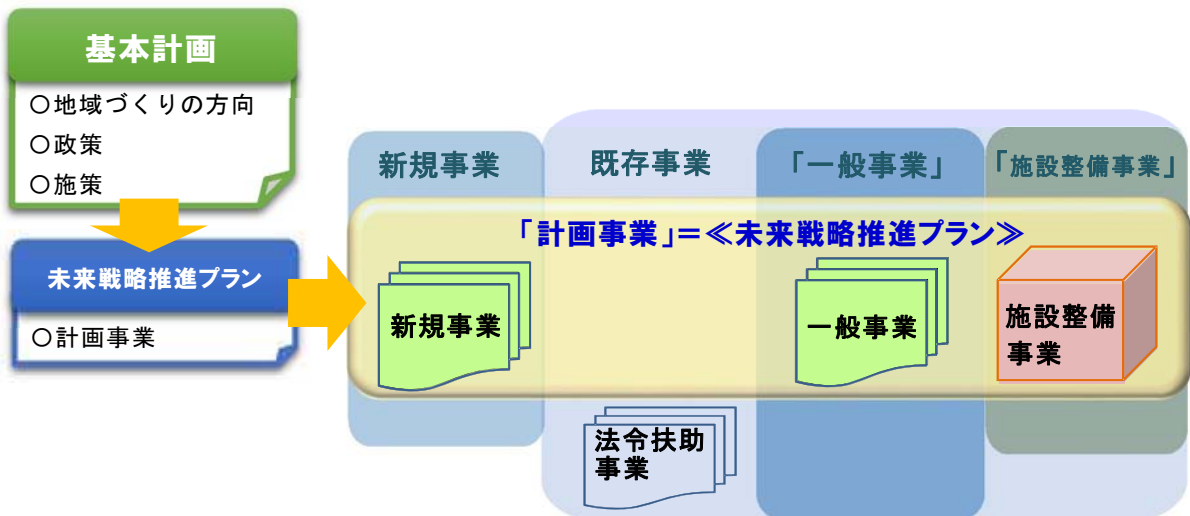
施策ごとの目標を達成するための具体的な事業については、実施計画にあたる「未来戦略推進プラン」に位置づけ、基本計画の「施策」と関連付けを行うことにより、基本計画と一体的に進行管理を行っていきます。

しかし、区が実施する事業は多く、全ての事業について事業量を示しながら管理することは困難です。そこで、特に進行状況を管理する事業を「計画事業」として選定します。

(2) 計画事業選定の考え方

計画事業の選定は、以下の考え方に基づいて行います。

- (ア) 「施策」の実現に関連性の深い事業（具体的には①成果指標への貢献度が高い事業、②施策を構成する代表的な事業）を計画事業として選定します。
- (イ) 既存事業を、投資的な性格を持つ「施設整備事業」、法令扶助事業、「一般事業」に分け、法令扶助事業については、法令等により義務づけられるものであるため、選定対象から除外します。
- (ウ) 政策・施策の目的を達成するため、計画期間中に新しい事業の展開が必要とされる事業は、「新規事業」として、計画事業に位置付けます。





第2章 8つの地域づくりの方向

地域づくりの方向 1

あらゆる主体が参画しながら まちづくりを実現していくまち

地域づくりの方向の概要

- 地域に関わる政策や計画等の情報を公開し、計画づくりや施策等への区民の参画と協働を進めていきます。
- 区民活動を促進するため、地域の拠点を充実していくとともに、区民の参画と連携を推進することで、地域コミュニティを活性化していきます。
- 区民、町会・自治会、NPO法人、地域活動団体、事業者、大学、区の役割分担を明確にし、協力体制を構築していくことで、それぞれの特性と能力が十分発揮できるよう支援していきます。

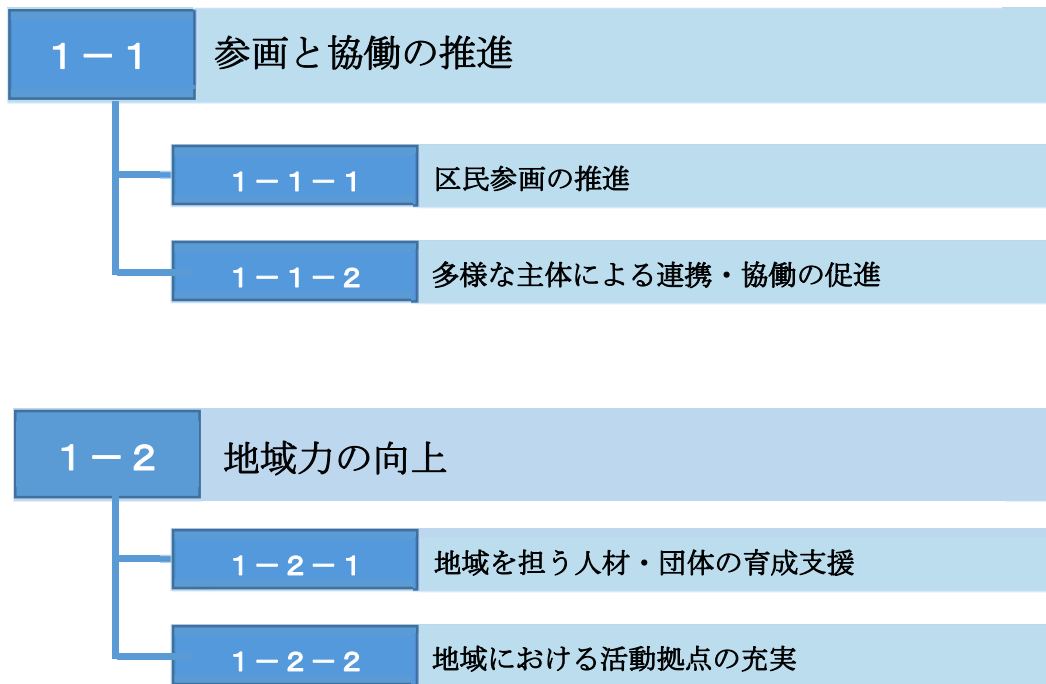
【政策】

1-1 参画と協働の推進

1-2 地域力の向上

①

あらゆる主体が参画しながら まちづくりを実現していくまち



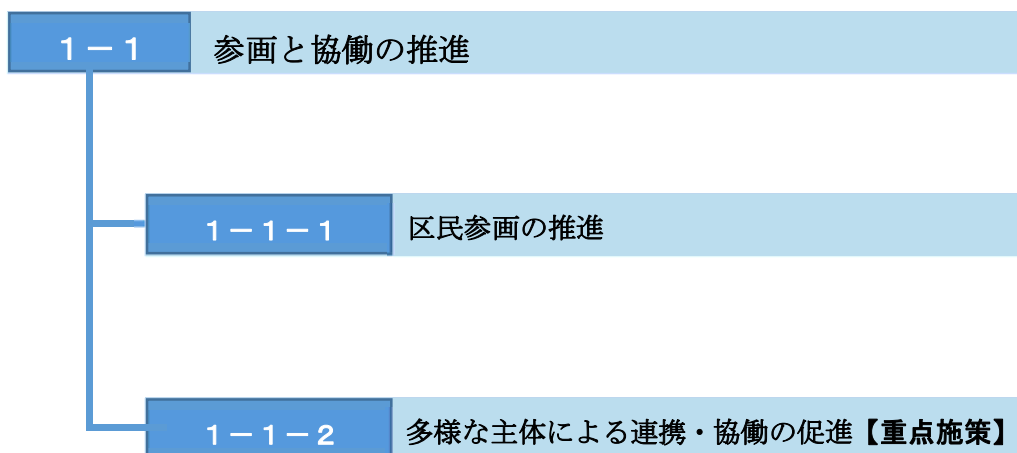
政策 1-1

参画と協働の推進

政策の概要

- 区民をはじめとする多様な主体が区政に参画していくことで地域の諸課題を解決していきます。
- 地域に関する施策や事業、計画の情報を区民に公開し、計画づくりや施策、事業等への参画を推進します。
- 区民、町会・自治会、NPO法人、地域活動団体、事業者、大学をはじめとする地域の多様な主体が地域に関わる情報や課題を共有しながら、解決に向けて協議し、連携・協働できる場や機会を充実していきます。
- 地域の拠点等での活動を広げながら、身近な地域課題に取り組んでいく体制を整備していきます。

政策と施策の構成



政策1-1 参画と協働の推進

施策1-1-1 区民参画の推進

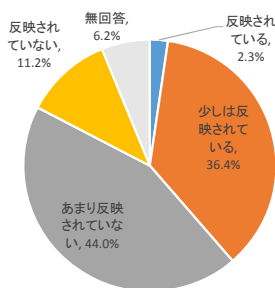
【施策の目標】

- ◎ 地域課題の解決に向け、施策・事業の企画・実施、評価等の各段階への区民の参画を推進します。
- ◎ 参画と協働によるまちづくりの基盤となる町会・自治会などの地縁団体への区民の参加意識を高め、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ◎ 地域区民ひろばの自主運営を推進し、区民相互の交流・連携を促進するなかで、区民活動の活性化と区民参画を推進します。

【現状と課題】

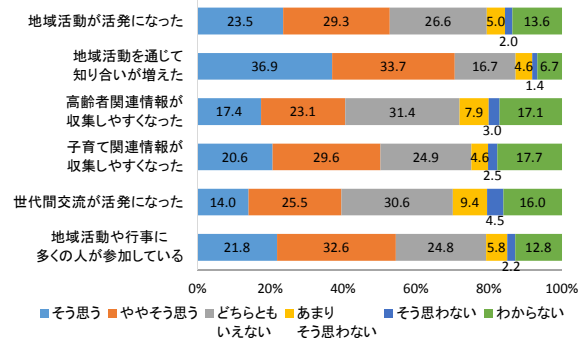
- 区政連絡会は、区政の様々な情報を提供し区政への理解や協力を求める場であるとともに意見交換の場として重要な役割を担っていますが、今後区政連絡会を参画の場とするためには、区の施策や身近な地域の課題について、これまで以上に共有・協議することが必要になってきます。
- 地域協議会を5年間モデル設置したことに関する協議会からの報告では、委員が他団体も兼務するため常設での会議出席の負担や、具体的な協議テーマが必要と指摘されています。地域協議会で目指している地域課題に対する区民の協議と協働による解決のためには、今後、課題の内容や区民・団体の出席しやすい形態に応じ、柔軟に設置・運営していく仕組みを検討する必要があります。
- 地域区民ひろば[※]は全小学校区に設置が完了し、うち20地区で区民主体の地域区民ひろば運営協議会が設置され、さらには6地区でNPO法人化されるなど、自主運営を推進しています。今後、地域区民ひろばの区民による参画・自主運営を推進するために、運営協議会において各地区のニーズや課題について協議しながら取り組むことが求められています。

◆区政への区民の意見の反映度



出典：豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書（平成27年3月）

◆地域コミュニティの活性化に関わる住民意識の変化



出典：平成26年度地域区民ひろば利用者アンケート

※ 小学校の通学区域を基礎的な単位として、ことぶきの家や児童館等の施設を再編し、地域の多様な活動や世代を超えた交流を推進するとともに、区民の自主的な活動を促進することにより、地域コミュニティの活性化を図ろうとするもの。

【主な取組内容】

区民参画を推進するため、区民と地域に関する情報共有を図り、地域課題の解決に向けた協議の場や活動を推進するとともに、その運営の仕組みを検討します。また、地域区民ひろばを区民参画の拠点と位置づけ、その取り組みを推進していきます。

区政連絡会の充実・町会活動活性化の支援

区政に関する区民の理解を深めるとともに、地域情報を共有し、地域の意見や要望を区政に反映させる協議等を行い区政連絡会の充実を図ります。また、町会・自治会活動の活性化を目的として、町会・自治会が抱える課題の解決方策について協議するため、町会・自治会の代表を委員とした検討会を開催します。

テーマ別地域協議の推進

地域課題解決のため区民参画による協議が必要な場合、必要に応じてテーマ別に協議する場を一定期間設置するなど、区民参画の協議システムを検討します。

地域区民ひろば運営協議会（自主運営）の推進

地域区民ひろば運営協議会による地域区民ひろばの自主運営及び自主運営へ円滑に移行するためのモデル事業を実施し、全地区で自主運営を展開することで、区民の参画意識の醸成を図ります。



◆地域協議会モデル事業



◆区民ひろばまつり

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「区政への区民の意見の反映」について肯定的な回答をする区民の割合	38.7%	45.0%	50.0%
②地域区民ひろば自主運営本格実施(モデル事業を含む)地区数(累計)	5 地区	10 地区	15 地区

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②地域区民ひろば利用者アンケート
設定理由	①肯定的な回答の増加は、区民参画の仕組みが形成されていることを示す指標のため ②自主運営箇所の増加は、区民活動の活性化と住民の参画意識の高まりを示す指標のため

政策1-1 参画と協働の推進

施策1-1-2 多様な主体による連携・協働の促進【重点施策】

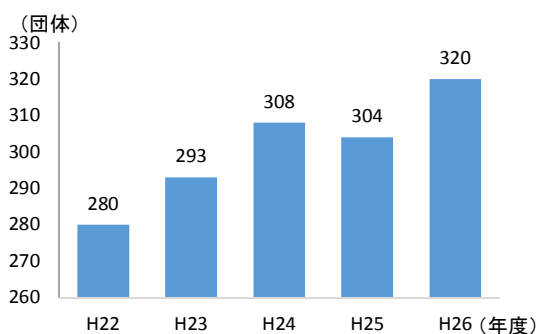
【施策の目標】

- ◎ 区と民間との協働や地域・団体同士の相互連携を促進することで、地域の課題を解決していきます。
- ◎ 地域の人的資源の特色・特徴を踏まえ、相互連携を促進することにより、その持つ力をまちづくりに生かしていきます。

【現状と課題】

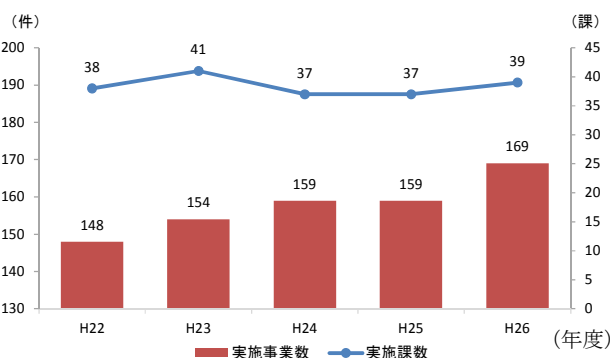
- 平成18年3月にNPO等の活動拠点として区民活動センターをオープンし、NPO活動の推進を支援してきた結果、区内で活動するNPO法人は320団体と増加してきています。今後は区内で活動するNPOの増加とともに、NPOによる地域社会貢献活動の拡大・向上が求められ、地域課題の解決を図れるよう、区においてNPOの特色を生かした事業展開のための連携・協働を進めることが必要となっています。
- 区内には区と包括協定を結んでいる大学があり、それぞれが専門的な知財、人財などの重要な資源を保有しています。大学特有の資源を活かした地域づくりを進めるため、区内にある大学との協働の一層の促進が課題となっています。
- 地域区民ひろば運営協議会は、各地域の区民による運営により、それぞれの地域課題の解決を図っています。各地域が抱える地域課題の共有化を図り、区民ひろば相互の連携を含む、より活発な地域づくりを進めることが必要となっています。

◆NPO法人数の推移



出典：区民活動推進課調査資料

◆協働事業数の推移



出典：区民活動推進課調査資料

【主な取組内容】

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、NPOや大学など豊島区の特徴ある地域活動団体とのネットワークを構築し、連携による協働事業を促進します。また、地域の活性化を促進するため、区民ひろば運営協議会の相互連携を図ります。

地域活動団体のネットワーク支援の推進

区民活動センターを拠点に地域の町会・自治会、NPO、地区青少年育成委員会、PTA、大学など地域の活動団体が連携し、地域の課題解決に向けて地域団体相互の協力が図れるよう支援します。

協働推進プロジェクトの充実

コミュニティビジネスの推進、NPOとの協働事業の充実、地域団体等の地域貢献活動の支援を通じて、区民活動の活性化を図ります。

区民ひろば運営協議会の相互連携による地域活性化の促進

各区民ひろば運営協議会（NPO法人含む）の地域課題に対する区民主体の創意ある取組み・活動事例等を共有しながら相互連携を図り、それぞれの運営協議会の活動の充実と地域の活性化を促進します。



◆社会貢献活動見本市



◆区民ひろば交歓会

【施策の達成度をはかる指標】

指標名		平成 26 年度 〈現 状〉	平成 32 年度 〈前期目標〉	平成 37 年度 〈後期目標〉
①	協働事業の実施数	169 事業	217 事業	254 事業
②	地域区民ひろば運営協議会(NPO 法人含む)の企画主催事業の延べ開催数(年度毎)の推移	728	1,246	1,696
出 典	①所管課データ ②地域区民ひろばデータブック			
設定理由	①NPO や地域団体など多様な主体が連携・協働して実施した事業数を示す指標であるため ②地域の特色を生かした独自の地域づくりがどの程度進められているかを示す指標であるため			

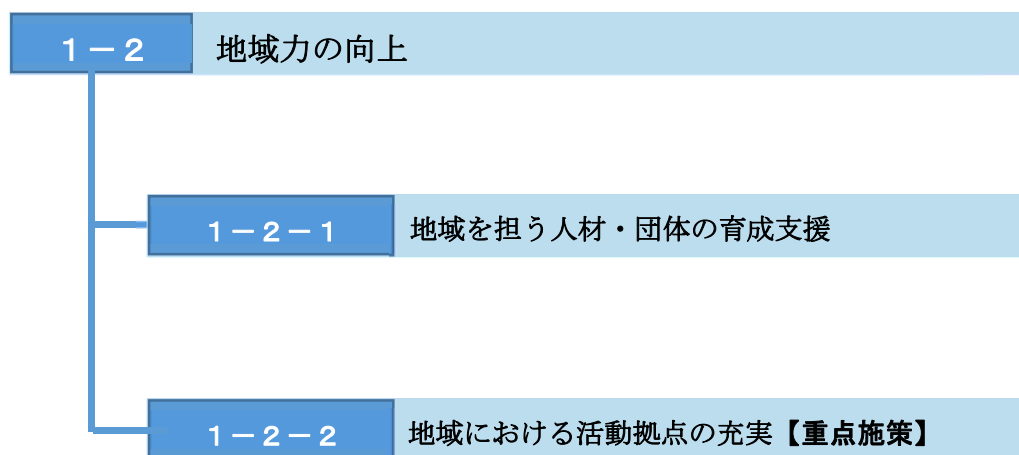
政策 1 - 2

地域力の向上

政策の概要

- 地域力とは、区民が地域社会での支え合いにより安全・安心でいつまでも住み続けられることができる地域の力です。地域活動を担う人材・団体の育成を支援し、活動の拠点を充実することで地域の課題解決力の持続的な向上を図ります。

政策と施策の構成



政策 1-2 地域力の向上

施策 1-2-1 地域を担う人材・団体の育成支援

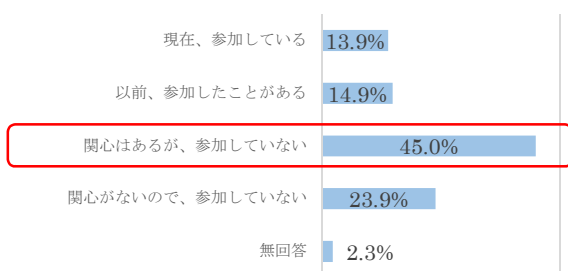
【施策の目標】

- ◎ 区民の主体的な活動を支援するとともに、地域活動団体の充実・強化を図り、地域活動の担い手の育成を推進します。
- ◎ これまで地域活動に携わったことがない人、元気な高齢者及び若い世代の人々の地域参加を促し、地域コミュニティにおける交流、地域活動の活性化を促進していきます。

【現状と課題】

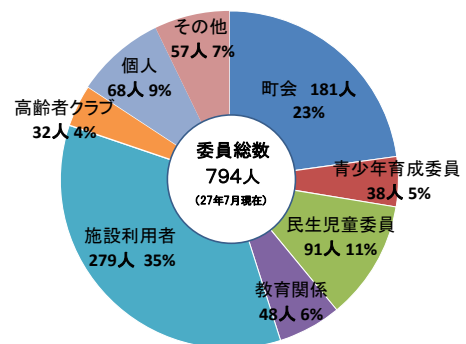
- 区民意識調査（平成 26 年 10 月実施）で、「地域活動への参加に関心があるものの参加していない」は 4 割半で、その理由として半数が「仕事や家事が忙しく時間がない」、約 3 割が「きっかけがつかめない」と回答しています。
- 長い自治活動の歴史を有する町会・自治会は、地域文化の伝承、地域コミュニティの醸成、区とのパイプ役まで幅広く担っています。また、地域社会の変化、価値観の多様化などが進むなかで、活動目的を明確にした N P O 様々な活動目的をもつ N P O や区民主体による地域区民ひろば運営協議会なども生まれています。
- 地域活動への関心を高め、意欲ある区民が参加しやすい地域活動のあり方手法を提案していく必要があります。
- 地域活動を維持・発展させていくために、これらの団体が抱える担い手不足という共通の課題の解決を図っていく必要があります。

◆地域活動への参加の有無



出典：豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書（平成 27 年 3 月）

◆地域区民ひろば運営協議会委員構成



出典：地域区民ひろば課資料

【主な取組内容】

地域コミュニティの基礎的組織である町会・自治会や区民主体の運営による地域区民ひろばへの支援を通じて、地域活動の担い手を育成していきます。

町会・自治会活動への支援の充実

町会・自治会活動の支援事業により、町会・自治会組織の充実・強化を図るとともに、活動の担い手の育成を支援していきます。

区民活動支援のための事業補助の充実

新たな公共の担い手の育成及びコミュニティの活性化を図るため、事業の適正評価を踏まえながら区民活動を促進させる条件整備や事業補助を推進します。

地域区民ひろばを活用した人材育成の推進

「地域区民ひろばインターシップ事業^{※1}」並びに「シニア変身講座^{※2}」等を通じて、学生やシニア世代に地域デビューの機会を提供し、地域区民ひろばの「ゆるやかな運営協力員」として、幅広い世代の担い手を育成します。



◆町会支援講座 「としま区 町会女子会」



◆シニア変身講座

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「地域活動への参加」について「現在、参加している」と回答する区民の割合	13.9%	21.5%	27.8%
②地域活動への参加意欲	37.0%	75.0%	100%

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②「シニア変身講座」実施後のアンケート結果
設定理由	①地域活動への参加状況や担い手の育成状況を把握する指標であるため ②運営協議会のゆるやかな運営協力員として、地域活動への参加意欲を示す指標であるため

※1 地域区民ひろばに大正大学の学生がインターンシップとして参加し、ひろば事業の企画や実践を通じて、地域活動の新たな人材を育成しようとするもの。

※2コミュニティにおけるシニア世代の役割を考える講義や、地域への関心を深める活動を通じて、シニア世代の「地域デビュー」を支援する講座。

政策1-2 地域力の向上

施策1-2-2 地域における活動拠点の充実【重点施策】

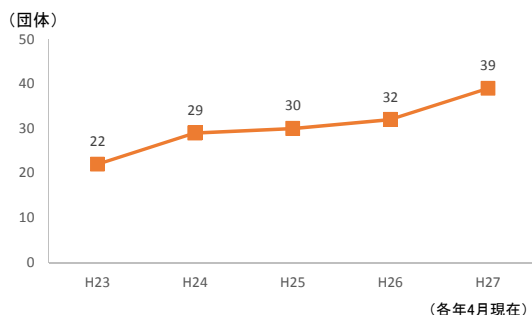
【施策の目標】

- ◎ NPOと町会・自治会や地域の様々な団体との交流・連携の拠点を整備し、地域団体活動の支援を充実します。
- ◎ 地域区民ひろばや区民活動センターを区民に最も身近な地域活動拠点と位置づけ、その機能の充実により、地域力の向上を図ります。

【現状と課題】

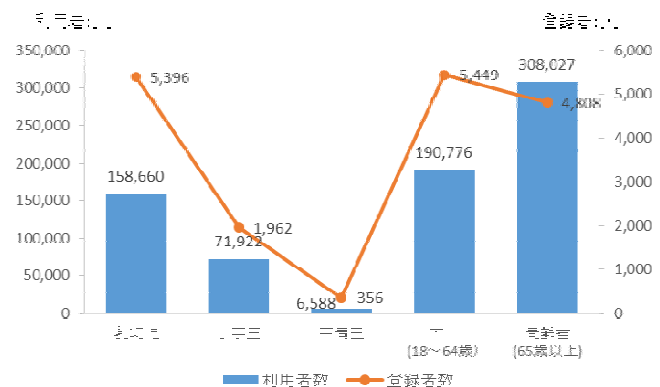
- NPO等の活動支援の拠点として、区民活動センターを区内一か所に設置しています。
- 区内全域で地域活動を支援していくため、区民活動センターの一層の充実が求められています。
- 区民集会室は、地域の集会の場を提供することを目的として設置されていますが、利用実態としては文化活動等が多くなっています。
- 区民集会室は、区民のニーズの変化に応じた機能の拡充が課題となっています。
- 地域区民ひろばは、乳幼児から高齢者までの世代を超えた交流の場として気軽に利用できる施設として浸透しつつあります。またセーフコミュニティやコミュニティソーシャルワーカーの活動の拠点としても今後の展開が期待されています。
- 地域区民ひろばでは構造上、世代間交流が図りづらくなっている施設があるため、誰もが利用できる運営・設備機能を充実させるための取組が求められています。

◆区民活動センター登録団体数の推移



出典：区民活動推進課調査

◆地域区民ひろば世代別利用者数・登録者数



【主な取組内容】

地域で活動する区民や団体が交流し、相互の連携が図れるよう、区民活動センターや地域区民ひろば等の地域活動施設の充実を図ります。

区民活動センターから地域活動交流センターへの機能拡大

町会・自治会、NPO、地区青少年育成委員会、PTA、大学など地域の団体の活動を促進し、より多様な地域団体の活動に供するため、従来の区民活動センターを地域活動交流センターへと名称変更し、インキュベーション機能を付加し、より多くの活動団体を支援します。

区民集会室の設備等の充実

区民の地域活動及び文化活動等の拠点となる区民集会室の管理・運営にあたり、地域コミュニティの活性化のために必要とされる機能を拡充します。

地域活動の拠点としての地域区民ひろばの発展

これまで休館していた日曜日を全て開館し、子育て世代を中心とした事業を実施するなかで、新たな世代層の利用を促進させ、地域活動のきっかけを提供します。さらに、セーフコミュニティの拠点として、セーフプロモーション事業の充実を図り、区民主体による事故防止のための見守り活動等の取組みを定着させていきます。また、地域区民ひろばの設置理念に基づいて誰もが利用することができかつ、地域性を活かした自主的な運営ができるよう、施設の改修・改築を計画的に進めます。



◆区民活動センター



◆お父さん参加の土曜開催事業（区民ひろば）

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「地域活動のための施設やスペースがあり、子どもから高齢者までの多様な世代が交流しているか」について肯定的な回答をする区民の割合	13.7%	21.2%	27.4%
②地域区民ひろばの子育て世代を含む年齢層(18歳から64歳)の登録率	2.9%	4.2%	5.8%

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②地域区民ひろばデータブック
設定理由	①地域において多様な世代のための活動拠点が充実しているかを測る指標のため ②子育て世代を中心とした事業実施は、新たな地域活動の担い手を育成し、地域力の向上につながっていくと考えられるため

地域づくりの方向 2

多様性を尊重し合えるまち

地域づくりの方向の概要

- 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくれます。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れ合う地域社会をつくれます。
- 性別にかかわらず、男女が平等に参画できる社会をつくれます。

【政策】

- 2-1 多文化共生の推進
- 2-2 平和と人権の尊重
- 2-3 男女共同参画社会の実現

② 多様性を尊重し合えるまち

2-1 多文化共生の推進

2-1-1 国際理解の推進

2-1-2 外国人住民とのコミュニティの形成・促進

2-2 平和と人権の尊重

2-2-1 平和と人権意識の普及・啓発

2-3 男女共同参画社会の実現

2-3-1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

2-3-2 ワーク・ライフバランスの推進

2-3-3 配偶者等暴力防止対策の充実

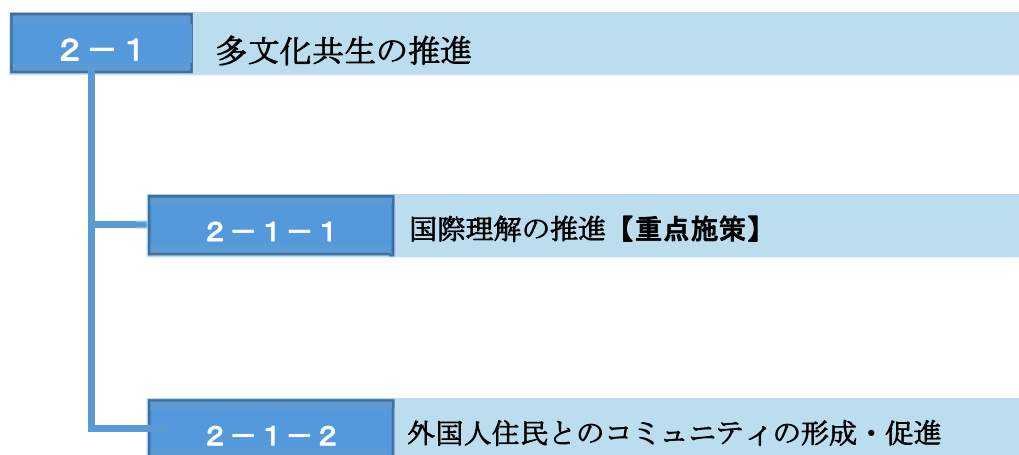
政策2-1

多文化共生の推進

政策の概要

- 国籍や人種を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。
- 国籍や人種の違いを超え、地域社会の構成員として共生していく取組みを推進します。

政策と施策の構成



政策 2-1 多文化共生の推進

施策 2-1-1 国際理解の推進【重点施策】

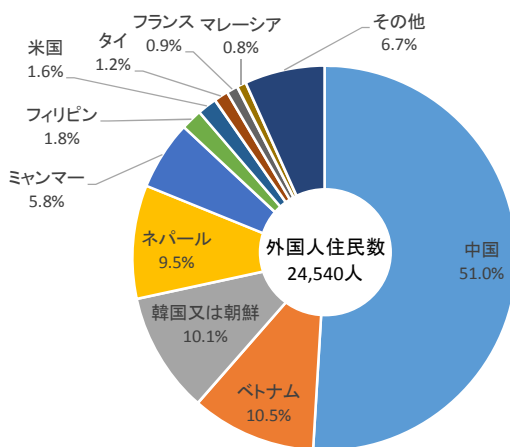
【施策の目標】

- ◎ 広い視野をもち、異文化を理解するとともに、これを尊重する姿勢や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ります。
- ◎ 区民が、外国人の持つ多様な価値観や文化を尊重することにより、国際理解の推進を図ります。

【現状と課題】

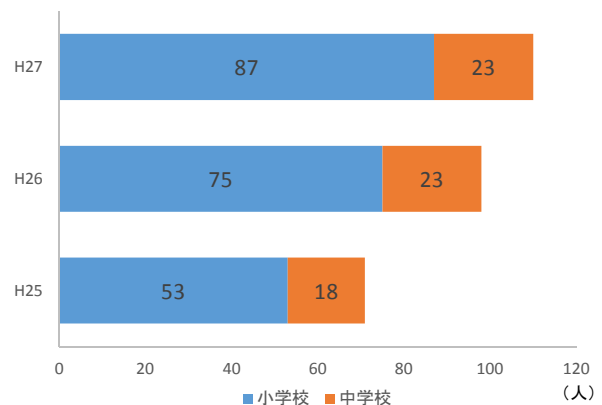
- 豊島区は、外国人登録者数が増加傾向にあり、国籍が100か国以上となるなど、多国籍化が進んでいます。また、区立の小・中学校では、年々外国から転入する児童・生徒が増加しています。
- 母国語しか解せない外国人住民の対応などで苦慮する場面が増加傾向にあり、多言語対応への取り組み、日本語教室等による指導などにより言語の問題を解消する必要があります。
- 国際交流に関する各種事業を通じて、互いの文化や習慣等を尊重し合う土壌づくりを継続的に行うことで、国際理解を推進していく必要があります。

◆外国人住民の国籍別構成



出典：住民基本台帳（平成28年1月1日現在）

◆日本語指導が必要な外国人児童・生徒数の推移



出典：日本語指導が必要な児童・生徒の受入れ状況等に関する調査

【主な取組内容】

国際社会で活躍する国際性豊かな人材を育成するため、多様な文化を尊重できる姿勢や資質をはぐくむ取組を推進します。また、外国人住民への日本語支援を含めた総合的な支援と、地域社会の構成員として社会参加を図れる取組を進めます。

グローバル化に対応した英語教育

幼稚園での英語あそび、小学校での英語活動、英語教育を実施します。すべての時間にALT（外国人英語講師）を配置し、児童のコミュニケーション能力の素地を培います。また、中学校では、英語だけの授業を実施するなど、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

東京オリンピック・パラリンピック開催を契機にした教育活動の推進

東京オリンピック・パラリンピック学習を展開し、オリンピック・パラリンピアン^{※1}と幼児・児童・生徒との交流等により、世界の国々の歴史・文化・習慣などを学ぶことを通じて国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう教育活動を推進します。

多言語に対応できる仕組みの充実

学校における、帰国・外国籍児童・生徒への日本語の初期指導や、区内の外国人へのボランティアによる日本語教室の紹介など、日本語の習得を支援し、学校生活や地域社会への適応を促進していきます。また、外国語ボランティア事業により、区内の団体・学校等へのボランティアの派遣や、英語や中国語をはじめ、様々な言語に対応した文書の翻訳を行います。

国際交流の推進

区内の外国人に日本人家庭を訪問する機会を提供するとともに、交歓を通して区民の異文化に関する広い視野を育み、相互理解の推進を図るため実施します。また、区内で活動する国際交流団体への支援を通じて、おみこし担ぎのイベントや日本文化体験プログラムを実施し、国際理解の推進を図ります。



◆ホームビジット^{※2}受入れ家庭

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
ホームビジットの件数	25 件	30 件	40 件

出 典	文化観光課資料
設定理由	区民と外国人が実際に密に交流していることを示す指標であるため

※1 オリンピック・パラリンピック選手または、オリンピック・パラリンピック出場経験者のこと。

※2 留学生等に日本人家庭を訪問する機会を提供するとともに、交流を通して区民の中に異文化に対する広い視野と温かい心を育み、併せて相互理解の推進を図る事業のこと。

政策 2-1 多文化共生の推進

施策 2-1-2 外国人住民とのコミュニティの形成・促進

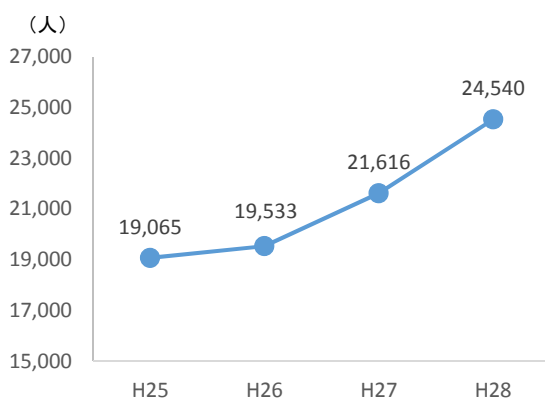
【施策の目標】

- ◎ 国籍や人種などを問わず、共に暮らす区民として、地域コミュニティを創っていくための環境を整備します。

【現状と課題】

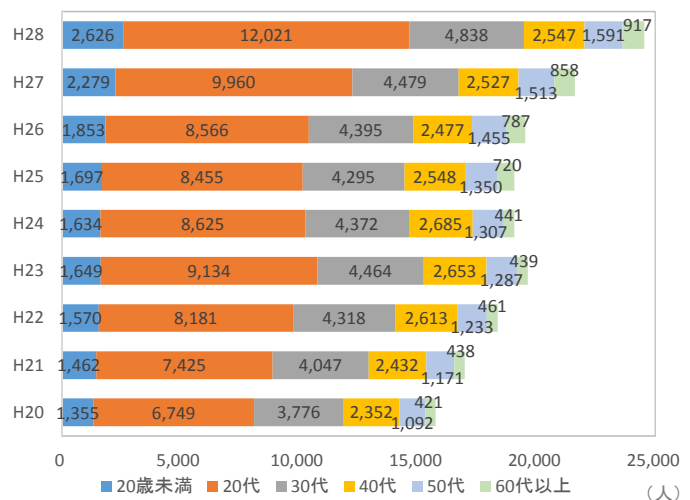
- 豊島区は、外国人登録者数が人口の 8.7%（平成 28 年 1 月 1 日現在）を占め、24,540 人の外国人が暮らしており、特に 20 代が外国人登録者数の約 49%と最多となっています。ただ、外国人住民の増加により身近な国際化が進行する一方、ごみの出し方、子育て、教育、住居の住まい方、地域コミュニティへの参加、防災、災害時の対応等、言葉や生活習慣の違いから生じる様々な問題への対応に苦慮している地域があります。
- 地域が直面している課題を解決し、外国人住民も加えた良好なコミュニティを構築していく必要があります。

◆外国人住民数の推移



出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

◆外国人年齢別人口推移



出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年 1 月 1 日現在）

【主な取組内容】

国籍や人種を問わずすべての住民が地域にとけこみ、安心して生活できるようにするため、日本人・外国人住民がともに地域の担い手として連携し、言語・教育・住居・防災等、様々な課題の解決を進められる住み良い地域づくりを支援します。

外国人住民との交流支援

日本人と外国人の住民相互の理解促進を目的とし、双方の文化や習慣の紹介・交流など、地域における取組みを支援します。また、地域区民ひろばで様々な事業を通し、外国人住民との交流を図ります。



◆区民ひろばにおける外国人講師による交流会

外国人住民への情報発信・相談支援の充実

区ホームページ等の広報媒体を通じ、外国人住民が地域の中で暮らす上で必要な生活情報を多言語で提供していきます。また、区民相談コーナーで行っている英語・中国語の通訳を活用して、外国人住民の相談や意見を吸い上げ、区政への反映、住民同士の橋渡しにつなげていきます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「地域で外国人と交流がある」について、肯定的な回答をする区民の割合	6.2%	8.0%	10.0%
出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書		
設定理由	地域において日本人と外国人がどの程度交流しているのかを示す指標であるため		

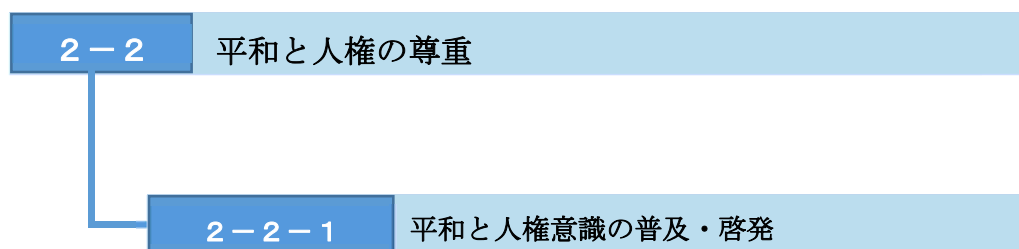
政策 2 - 2

平和と人権の尊重

政策の概要

- 豊かな地域社会の基盤となる、平和を大切にすることを育んでいきます。
- お互いに相手を認め合い、尊重する地域社会を築きます。
- 安全・安心で豊かなコミュニティを築くため、平和や人権に関する意識を高めていきます。

政策と施策の構成



政策 2-2 平和と人権の尊重

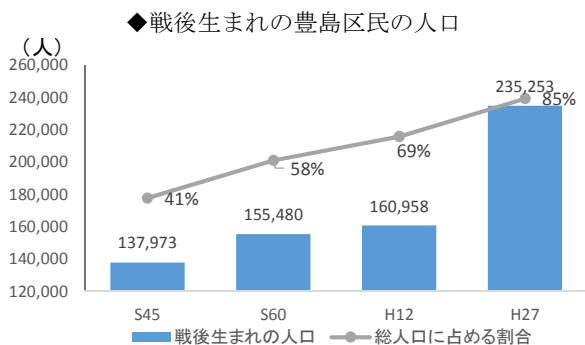
施策 2-2-1 平和と人権意識の普及・啓発

【施策の目標】

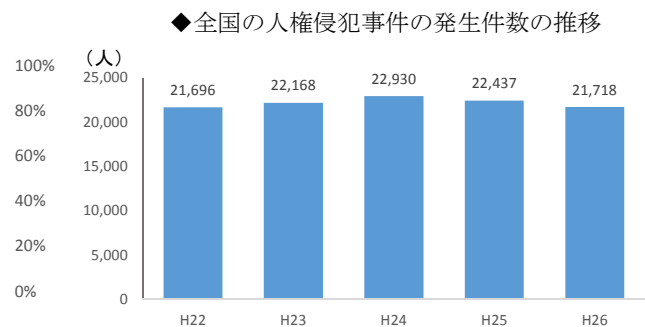
- ◎ 非核平和の大切さや人権問題についての正しい認識を普及させ、豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。
- ◎ 平和・人権尊重などについてのPRや催し、非核平和に関する事業を実施することにより、平和と人権を尊重する地域社会の重要性を認識するきっかけとしていきます。

【現状と課題】

- 戦争がもたらした悲劇と破壊の苦い経験を二度と繰り返さないために、豊島区は昭和57年7月に、23区で初めて「非核都市宣言」を行いました。
- 戦後70年を経過した今日、被爆者や戦争体験した方の高齢化などにより、戦争の記憶が風化しつつあります。
- 戦争を知らない世代へ戦争の悲惨さを語り継ぎ、「平和に暮らせること」の大切さについて、改めて啓発していくことが必要です。
- 「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人権尊重のため様々な啓発活動が行われてきました。
- 児童や高齢者への虐待、配偶者等による暴力、性同一性障害などのいわゆる「性的少数者」への偏見、犯罪被害者や刑を終えて出所した人への偏見や嫌がらせ、特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的言動などの人権侵害の問題が次々に表面化しています。
- 様々な主体が連携して啓発活動に取り組み、人権尊重の意識を社会に浸透させていくことが必要です。



出典：総務課作成資料



出典：法務局

【主な取組内容】

憲法、平和、人権尊重、そして非核平和について区民の認識を深める事業を実施していきます。また、人権擁護委員等による相談事業や、人権週間を中心とした街頭啓発やパネル展などにより、人権尊重の意識啓発に努めていきます。

憲法・非核平和・人権思想周知活動の充実

非核平和の大切さ、憲法の精神、人権問題についての正しい認識の普及させるため、パネル展、核実験への抗議、人権啓発活動などを実施します。

法律・人権身の上・行政相談の充実

法律問題や人権侵害、官公庁の業務への不満で悩んでいる区民等に対し、問題解決に向けた助言を行います。

平和記念周年事業の推進

平成 29 年（2017 年）、23 区初の非核都市宣言から 35 年を迎えるのを機に、区の内外に広くアピールするとともに、非核平和に関する一人ひとりの認識を深める記念事業を実施します。



◆平和展パネル展示



◆被爆体験講話

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「地域社会において平和と人権が尊重されている」について、肯定的な回答をする区民の割合	17.0%	22.0%	27.0%
②「平和と人権の尊重が社会に浸透している」について、肯定的な回答をする区民の割合	29.0%	33.0%	38.0%

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②人権・平和企画展等アンケート
設定理由	①平和と人権が尊重されている地域社会であることを示す指標であるため ②平和と人権を尊重する意識が区民に浸透しているかを示す指標であるため

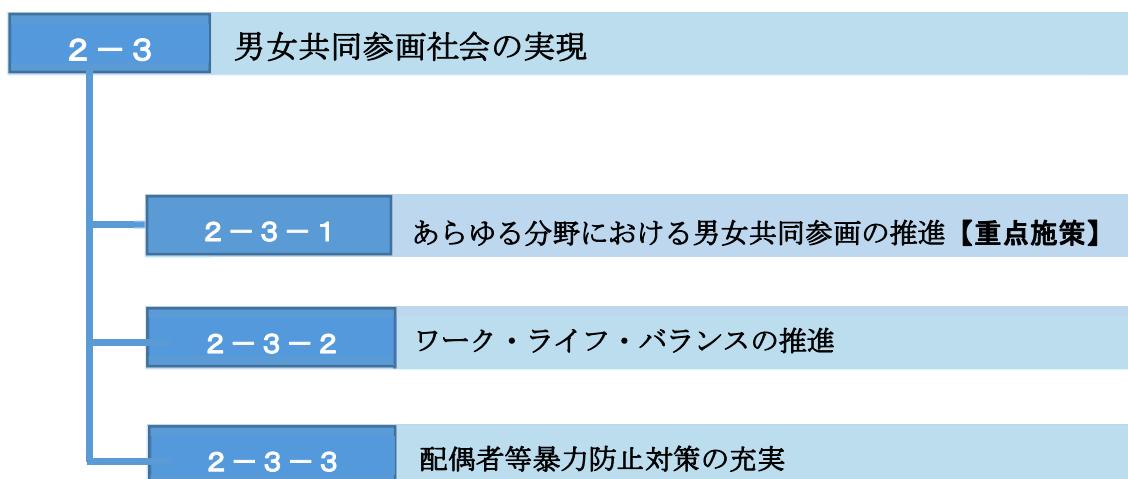
政策 2 - 3

男女共同参画社会の実現

政策の概要

- 区民一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できるよう、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、配偶者等による暴力の根絶、仕事と家庭生活等の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。
- 男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画の視点であらゆる施策が取り組むことができるよう関係機関との連携を積極的に図ります。

政策と施策の構成



政策2-3 男女共同参画社会の実現

施策2-3-1 あらゆる分野における男女共同参画の推進【重点施策】

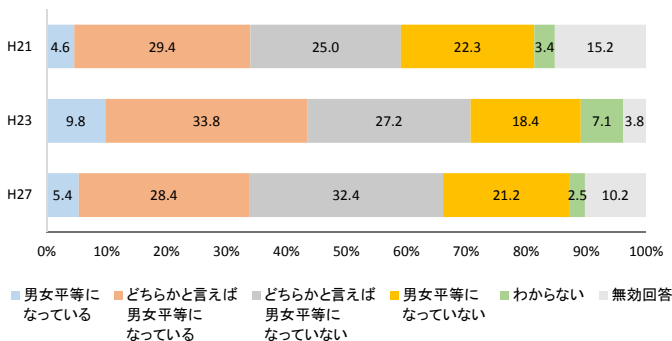
【施策の目標】

- ◎ 区民一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場においてその個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に実施します。

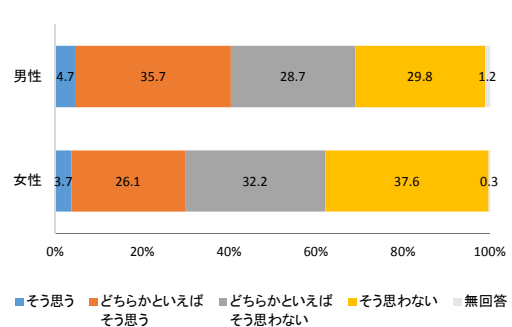
【現状と課題】

- 性別に起因する人権侵害や固定的な役割分担意識、社会的慣行が根強く残っています。平成27年に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」でも、「家事は女性の仕事」という考え方について、女性は「そう思わない」の割合が最も高いのに対し、男性は「どちらかといえばそう思う」の割合が最も高くなっています。
- 幅広い層に男女共同参画の考え方をわかりやすく広め、関心を持ってもらうことが必要です。
- あらゆる立場の人々にとって必要なものであるという意識が浸透していないため、男女共同参画が十分に進まない状況にあります。
- あらゆる施策に男女共同参画の視点を持ち、様々な事業を効果的に展開することが重要です。
- 女性の指導的地位に占める割合や意思決定過程への参画は、依然として極めて不十分な状況にあります。
- 今後、公的分野・私的分野を問わずあらゆる分野における女性の参画を拡大する機会を整備していくことが必要です。

◆男女平等の状況



◆「家事は女性の仕事」を肯定する割合



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査（H27）

出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査（H27）

【主な取組内容】

男女平等推進センター（エポック 10）を中心に、男女共同参画社会の実現を目指し、区民の意識改革を進めるとともに、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発を行います。

区民への情報発信の推進

男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、区民の意識改革、啓発のために講座等を行います。また、広く区民に情報を提供し、男女共同参画の意識の普及、啓発を行うため、啓発誌を発行します。

普及・啓発事業の充実

男女共同参画社会の実現を図ることを活動目的とする団体の意見を取り入れた共催事業を行います。また、区が平成14年に行った「男女共同参画都市宣言」の内容を周知・啓発するため、「都市宣言記念週間」を設定し、講演会やパネル展示を行います。

女性の参画拡大に向けた環境整備

各調査や白書等における「男女別統計」の取得・整備や審議会等の女性委員比率改善に向けた取り組みを行います。また、事業者に対し、女性の活躍推進に係る関心と理解を深めるため、情報の提供、助言等の支援を行います。



◆男女共同参画啓発講座



◆啓発誌「えぼっく・めいかー」

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「今の世の中は男女平等になっている・どちらかといえば男女平等になっている」と思う区民の割合	33.8% (平成 27 年度)	42.0%	50.0%
②区の附属機関・審議会等の女性の参画率	25.2%	35.0%	50.0%
出 典	①男女共同参画社会に関する住民意識調査 ②企画課調査		
設定理由	①様々な取り組みの結果、区民にとって男女共同参画社会が実現しているかを示す指標であるため ②男女共同参画の推進には、政策・方針決定の場への女性の参画を増やしていくことが必要と考えられるため		

政策 2-3 男女共同参画社会の実現

施策 2-3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

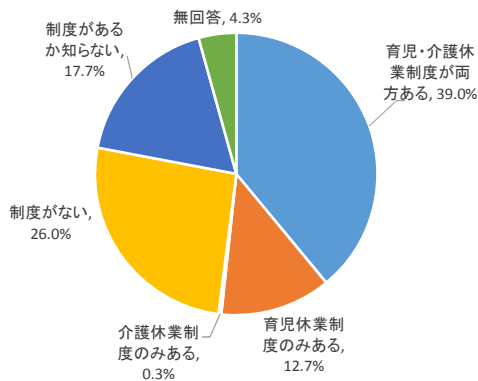
【施策の目標】

- ◎ 区民一人ひとりがワーク・ライフ・バランス[※]に対する関心と理解を深めます。
- ◎ 家庭と仕事、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで関わることができるよう、区民・事業所等と連携し取組みを進めます。

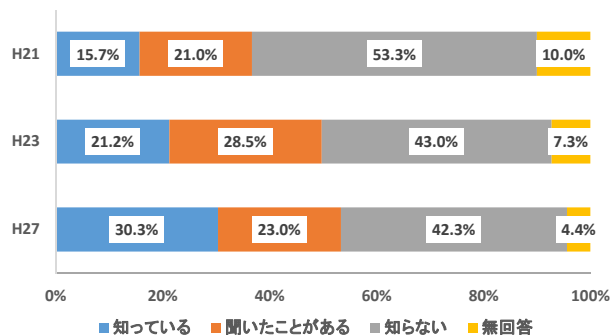
【現状と課題】

- 近年、女性の社会進出等により共働き世帯が増加していますが、長時間労働を前提にした雇用環境は従来のままです。平成27年に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」で、育児・介護休業制度の有無について、「両方ある」と回答した人が約4割しかいません。そのため、働きたい女性が仕事を続けるか子育て・介護等のため仕事をやめるか二者択一を迫られる状況となっています。
- 女性が能力を十分に発揮するためには、男性も含めた長時間労働の改善等、企業がワーク・ライフ・バランスのメリットを認識・理解して、積極的に環境を整備することが求められています。
- 区民一人ひとりが家庭と仕事、地域活動との両立や心身の健康の維持により豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの意義を理解し自ら取組むことが必要です。

◆育児休業・介護休業制度の整備状況



◆ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査（H27）

出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査（H27）

※ 老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開される状態のことをいう。これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされている。

【主な取組内容】

男女ともに、人生の各段階に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランス良く両立するための「ワーク・ライフ・バランス」が実現できる環境整備を推進します。

普及・啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、先駆的な取組みや各種支援制度について、区民、経営者等に周知し、フォーラムを開催するとともに、区民が考えるきっかけとなるような啓発事業を行います。



◆イクメン・カジダン・イクジイ*写真展

企業の取り組みの推進

仕事と育児等を両立できる職場環境づくりや男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組みの促進を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定します。



◆ワーク・ライフ・バランス推進企業認定授与式

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「仕事・家庭・地域、個人の生活」の両立ができている人の割合	4.0% (平成 27 年度)	15.0%	30.0%
②ワーク・ライフ・バランス推進認定企業数(累計)	29 社	65 社	100 社
出 典	①男女共同参画社会に関する住民意識調査 ②豊島区男女平等推進センター事業概要		
設定理由	①区民にとってワーク・ライフ・バランスが実現できているかを示す指標であるため ②ワーク・ライフ・バランス推進企業の増加は、区民のワーク・ライフ・バランスの実現にもつながるため		

※ 地域社会におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、区民の方々を対象に「イクメン」(育児+メンズ)、「カジダン」(家事+ダン(男性))、「イクジイ」(育児+おじいちゃん)の写真を募集する事業のこと。

政策 2-3 男女共同参画社会の実現

施策 2-3-3 配偶者等暴力防止対策の充実

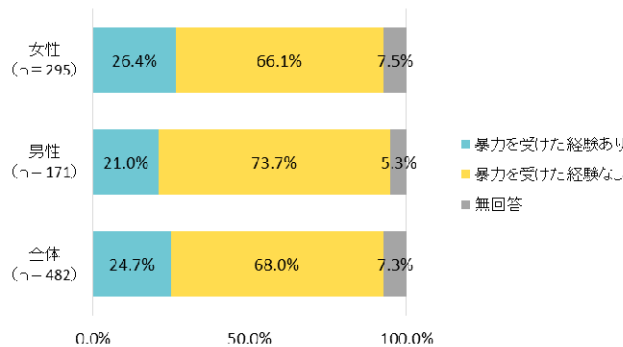
【施策の目標】

- ◎ 暴力は性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現への大きな妨げとなっています。「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」に基づき配偶者等による暴力の根絶を推進します。

【現状と課題】

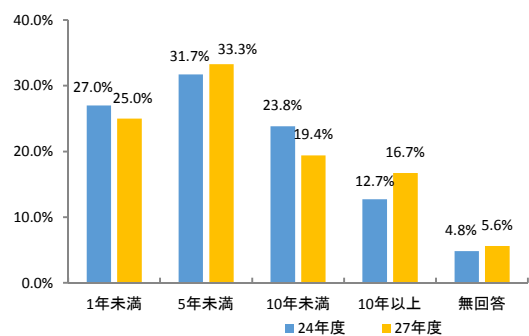
- 平成 27 年に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」で、「配偶者等から暴力を受けた経験あり」の割合は、平成 23 年調査と比べ 7 ポイント増えています。しかし、「受けた経験について相談した相手」では、「区や東京都などの行政機関の相談窓口」が 6.9 ポイント減少しました。
- 平成 27 年に実施した「豊島区配偶者等による暴力相談実態調査」で、受けた暴力の被害期間で「10 年以上」の割合は、平成 24 年調査と比べ 4 ポイント増えています。
- 配偶者等による暴力は外部から見えづらい家庭内で起こるため、被害が深刻化・長期化する傾向があります。早期発見・未然防止を図るため、より一層、相談機関の周知と DV（配偶者・パートナーからの暴力）に対する理解を深めることが必要です。
- 被害が潜在化、重度化する前に適切な対応・支援が行われるよう関係機関との連携を強化する必要があります。

◆DV を受けた経験の有無



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査 (H27)

◆受けた暴力の被害期間



出典：豊島区配偶者等による暴力相談実態調査 (H27)

【主な取組内容】

DV被害者の早期相談・早期発見に繋がるよう、相談体制の充実及び相談機関の周知を進めます。さらに、配偶者等からの暴力の理解を深め、被害の未然防止を図るため、若年層や広く区民に向けた普及啓発に取り組みます。

相談体制の充実

女性をとりまく様々な問題について相談を受け、自ら解決の道がさぐれるように自立を支援します。また、弁護士・臨床心理士などが専門分野に関する相談（法律相談・こころ相談・DV相談）に応じます。

相談機関の周知と関係機関との連携の推進

配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するため、身近な窓口として、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化するとともに、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援など関係機関との連携を強化します。

普及・啓発事業の充実

国が毎年実施する「女性に対する暴力をなくす運動」、区立中学生を対象に実施する「デートDV予防教室」、弁護士等による「専門相談講座」など、様々な機会を通して普及啓発を行います。

また、相談先を記載した相談カード・ステッカーの配布施設の拡大に取り組みます。



◆DV相談ステッカー



◆パープルリボン*運動

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成27年度 ＜現状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
①DV相談を区で実施していることを知らない人の割合	55.8%	40.0%	30.0%
②配偶者等による暴力相談の中で「受けた暴力の被害期間が10年以上」の割合	16.7%	14.0%	8.0%

出典	①男女共同参画社会に関する住民意識調査 ②豊島区配偶者等による暴力相談実態調査
設定理由	①相談窓口の認知は、DVの防止及び早期相談・早期発見につながっていく指標のため ②被害の潜在化や重度化を示す指標であり、DV対策の成果を表すものであるため

※ 「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルであり、紫リボンであればどのようなものであってもよく、それを身につけることでパープルリボン運動の趣旨への賛同を表明することができる。この運動は個人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、40カ国以上に広がっている、国際的なネットワークに発展した草の根運動のこと。

地域づくりの方向 3

すべての人が地域で共に 生きていけるまち

地域づくりの方向の概要

- 区民参画のもと、地域の様々な主体がネットワークを構築し、必要なサービスが総合的・包括的に提供されるような支援体制を整備していきます。
- 住み慣れた地域で自立して生活できるよう、様々な在宅福祉サービスの充実と合わせて日常生活支援体制の整備を推進します。
- 地域の団体等と協働した健康づくりの取り組みを支援していくとともに、健康に関する多様な情報を発信し、区民が健康づくりに自主的に取り組めるような環境を整備していきます。

【政策】

- 3-1 地域福祉の推進
- 3-2 地域における自立生活支援
- 3-3 健康な生活の維持・増進

③

すべての人が地域で共に 生きていけるまち

3-1 地域福祉の推進

3-1-1 福祉コミュニティの形成

3-1-2 総合的・包括的なケア基盤の充実

3-1-3 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

3-2 地域における自立生活支援

3-2-1 日常生活への支援

3-2-2 就労支援の強化

3-2-3 社会参加の促進

3-2-4 介護予防の推進

3-3 健康な生活の維持・増進

3-3-1 がん・生活習慣病対策等の推進

3-3-2 こころと体の健康づくりの推進

3-3-3 健康危機管理の強化

3-3-4 地域医療体制の充実

政策3-1

地域福祉の推進

政策の概要

- 地域において、必要なサービスが総合的・包括的に提供されるような支援体制を整備していきます。
- 地域の多様な資源と連携を図りながら的確に対応できる専門職を配置し、育成していきます。
- 地域の様々な主体がネットワークを構築するとともに、区民参加による支え合いに向けた取り組みを展開していけるような環境の整備に努めていきます。

政策と施策の構成



政策3-1 地域福祉の推進

施策3-1-1 福祉コミュニティの形成

【施策の目標】

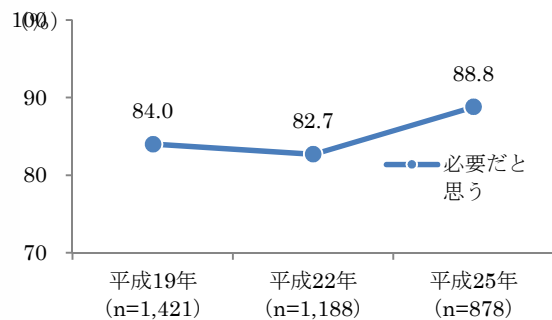
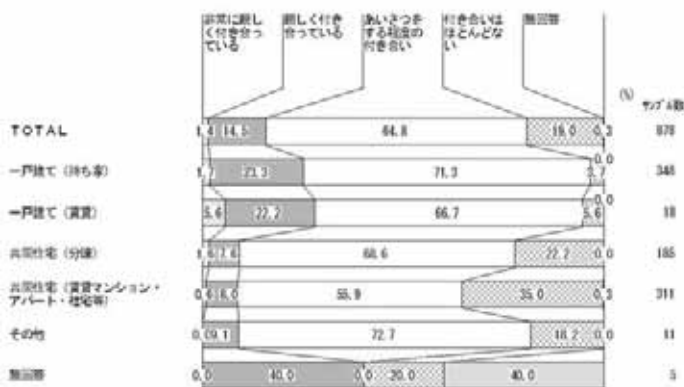
- ◎ 少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加などに伴い地域住民のつながりが希薄化する中、コミュニティソーシャルワーカー※を中心に、ボランティア、関係機関、各種団体等の連携が強化された厚みのある福祉コミュニティづくりを推進し、潜在する多様な福祉ニーズに的確に対応していきます。

【現状と課題】

- 高齢者や障害者などに対する見守り支援活動に地域の様々な関係機関や関係者などが携わっています。
- 少子高齢化が進む中、公的な福祉サービスのみでは介護を必要とする高齢者や障害者を支えることが困難になってきています。
- 公的サービスの充実だけでは解決できない「制度の谷間」にある福祉ニーズへの対応が求められています。
- 支援に関わるマンパワーも限られ、町会・自治会役員や民生委員・児童委員についても後継者の確保が求められています。
- 高齢期を迎えた団塊の世代が新たな地域活動の担い手として主体的に参加できる場の創出が求められています。

◆ご近所との日頃の付き合い程度

◆住民同士の支え合いや助け合いの必要性



出典：地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査報告書（平成26年3月）

※ 地域のニーズや課題を発見し、住民参加による地域活動や地域間での連絡・調整や、住民への福祉教育などの地域援助にあたる専門職。

【主な取組内容】

地域の様々な活動に対して興味・関心を抱いている区民の参加を促すことにより、地域の人たちが主体的に関わっていける仕組みづくりを進めていきます。

「新たな支え合い」「共助の仕組み」による地域社会の構築

コミュニティソーシャルワーカーと関係機関や地域福祉サポーターとして登録された区民などとの連携を充実させ、「新たな支え合い」「共助の仕組み」のシステムを備えた地域の形成を進めていきます。

新たな担い手の育成と活動の場の充実

区民なら誰でも参加できる地域福祉サポーター制度を充実し、地域の福祉課題を共有し解決に向け活動できる仕組みをつくります。コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、民生委員・児童委員や町会・自治会、関係機関・団体等と連携しながら、課題解決の担い手として活動できる環境を整備します。

様々な支援を必要とする方に対する理解の促進

声かけや手助け、疑似体験など、障害者に対する簡単なサポート方法を学べる区民向け講座（障害者サポート講座）を区民ひろば等で開催し、障害者への理解促進及び交流を図ります。

また、認知症高齢者に対する地域の理解を深めるため、認知症サポーター^{※1}養成講座の開催により見守り支援を行う認知症サポーターを養成し、認知症カフェボランティア^{※2}として活用するなど認知症に優しいまちづくりに取り組みます。



◆オレンジリング（認知症支援の目印）

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①障害者サポート講座年間参加者数及び累計人数	185(722)人	240(1,822)人	300(3,472)人
②認知症サポーター養成人数(累計)	4,569人	1万人	1万2,000人
③街なかで困っている障害者等への手助けができない区民の割合	23.9%	20.0%	18.0%

出 典	①②所管課データ ③豊島区地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査
設定理由	①参加者数の増加は、区民の障害者に対する関心の高さや理解を示す指標になるため ②認知症を理解・応援する人の増加が、支え合いの充実度を示す指標であるため ③障害者等に対する意識や支え合う地域社会の形成度合いを示す指標となるため

※1 「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識・理解を持つ、認知症高齢者等やその家族の応援者のこと。

※2 認知症高齢者等とその家族、地域住民等が集う場である『認知症カフェ』の運営ボランティア。

政策3-1 地域福祉の推進

施策3-1-2 総合的・包括的なケア基盤の充実【重点施策】

【施策の目標】

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、公的サービスをはじめ、医療機関やサービス事業者、地域活動団体、さらには区民やボランティアなど様々な主体がネットワークを形成しながら、住まいを基本として医療、介護、予防、生活支援サービスなどが総合的・包括的に提供される支援体制を構築していきます。

【現状と課題】

- 生活課題は一人ひとりの置かれた状況によって異なり、利用するサービスも福祉・保健・医療など様々な生活関連分野に及んでいます。
- 障害者が地域で生活を継続できるよう、障害福祉サービスなど地域のサポート体制の充実が求められています。
- 高齢者の虐待やひきこもりなど顕在化しにくい課題や複合的な問題を早期に発見・把握し、地域の関係者や関係機関が連携して解決に向けた取り組みを進めることが求められています。
- 高齢化の進展に加え、療養病床の再編や在院日数短縮等の動きがある中で、医療と介護のケアを必要とする高齢者の在宅生活を支援する体制の整備が急務となっています。
- ケア基盤の基礎となる「住まい」の場である障害者グループホームや認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホームなどの整備を今後もさらに進めていく必要がありますが、区内における建設用地の確保が困難な状況にあります。

◆豊島区内の入所系施設整備状況（一部抜粋）

施設種類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度末(見込)
障害者グループホーム	125	136	165	181	196	200
特別養護老人ホーム	546	546	546	546	558	752
介護老人保健施設	206	206	206	206	206	206
認知症高齢者グループホーム	69	85	121	139	157	157

数値は定員数

出典：福祉総務課資料

【主な取組内容】

地域において医療や介護、予防、住まい、生活支援サービスなどが総合的・包括的に提供される支援体制の整備を進めていきます。

障害者への生活支援の充実

障害者が充実した日常生活、社会生活を送れる体制の整備に向け、学識経験者、障害福祉サービス事業者、教育及び就労機関、当事者、家族等で協議を進めていきます。また、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、相談や緊急時の受入れなど複数の機能を持つ地域拠点を整備します。

高齢者の相談・支援体制の充実

高齢者の相談・支援の中核的拠点である高齢者総合相談センターの機能を充実・強化するとともに、区直営の基幹型センターが側面支援し、地域で暮らす高齢者の在宅生活を支えていきます。また、新たな課題に対応するため、「地域ケア会議^{※1}」等を通じて関係者とのネットワークを強化し、高齢者がいつまでも元気で安心して住み続けられる地域づくりを推進します。

認知症戦略の推進

増加する認知症対策として、高齢者総合相談センターを中心に、早期発見・診断・対応、本人及び介護者への支援、予防、普及啓発、地域での支え合い、関係機関の連携強化などを進めていきます。

在宅医療と介護の連携推進

三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や病院、介護事業者、高齢者総合相談センター等多職種で構成される在宅医療連携推進会議を定期的開催するほか、ICTの活用により、医師をはじめとする多職種のスタッフがリアルタイムで患者の状況や医療データ等について情報共有できる体制構築に向けた検討を進めます。

区外における特別養護老人ホームの整備に向けた調査・検討

区内における特別養護老人ホーム等の建設用地確保が困難であることから、区外における特別養護老人ホームの整備に向けた実務的な調査・検討を進めていきます。検討にあたっては、姉妹都市である秩父市と連携したCCRC^{※2}構想と絡め、連携共有型の地域包括ケアシステムの構築を視野に入れていきます。なお、区内においても、地域密着型サービスである小規模の特別養護老人ホームの整備等を検討していきます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①介護老人保健施設の定員数	206 人	356 人	456 人
②区内障害者グループホーム定員数	196 人	250 人	300 人
③介護・福祉サービスや相談窓口に満足している人の割合	13.5%	20.0%	20.0%

出 典	①豊島区介護保険事業計画 ②豊島区地域保健福祉計画 ③豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	①施設での介護を必要とする区民が、入所ができていないことを示す指標であるため ②グループホームでの生活を必要とする障害者（区民）の方が入所ができていないことを示す指標であるため ③区民にとって、介護・福祉サービスが区内でどれくらい充実しているのかを示す指標であるため

※1 地域包括ケアシステムを実現していくための手段の一つで、①個別課題解決、②ネットワーク構築、③地域課題発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成の5つの機能を持つもの。

※2 Continuing Care Retirement Community の略。高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体的こと。

政策3-1 地域福祉の推進

施策3-1-3 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

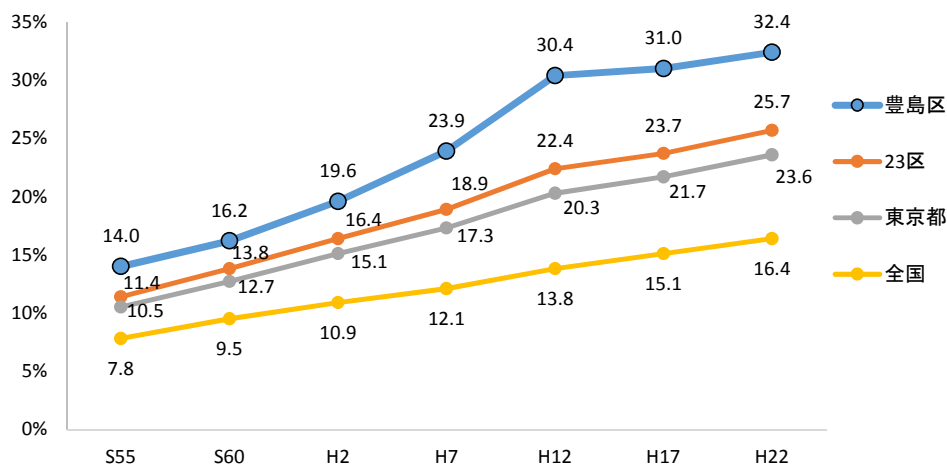
【施策の目標】

- ◎ 介護保険や障害者福祉制度において、サービスの質の向上を進める事業者に対する支援等により、利用者が良質なサービスを楽しむことができることを目指します。
- ◎ 人格の尊重や権利の保障に関する啓発活動を進めるとともに、介護者の負担軽減や、虐待に対する地域での見守りにつながるような支援体制を構築していきます。

【現状と課題】

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者等、地域での見守りや支え合いを必要とする方が増加しています。
- 様々な支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等権利擁護の取り組みを推進していく必要があります。また、必要とする方に適切にサービスを提供し自立に向け支援するためには、サービスの質を向上させるとともに給付の適正化を図る必要があります。
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を契機に、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止」に向けた取り組みを一層充実させる必要があります。

◆一人暮らし高齢者比率の推移（65歳以上高齢者のうち一人暮らし高齢者の割合）



出典：国勢調査

【主な取組内容】

福祉サービスの質の確保と向上に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを進めながら、権利擁護体制の充実を図っていきます。

認知症高齢者等の権利擁護の推進

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま※」と連携し、講演会などを通じて成年後見制度の普及啓発を進めます。また、高齢者総合相談センター等での相談を通じ、判断能力の不十分な方々を成年後見制度や福祉サービス利用援助事業につなげるなどの支援を行います。

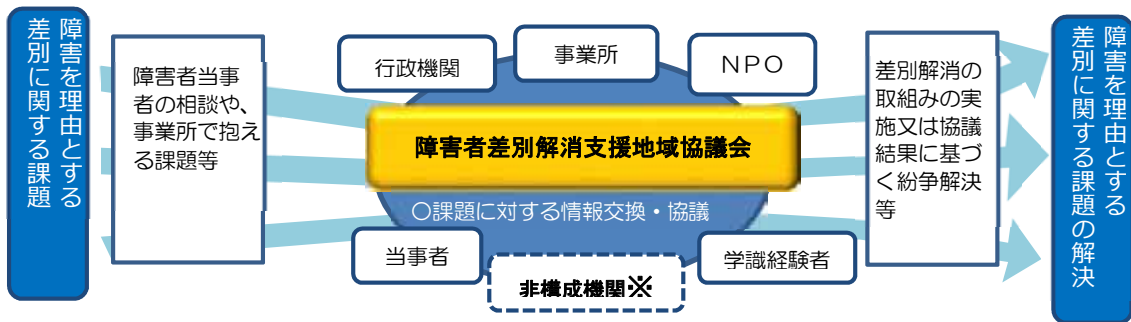
給付の適正化とサービスの質の確保

介護給付の適正化を図り、質の高いサービス提供につながるよう事業者の育成に努めるとともに、障害福祉サービス提供事業者への指導検査体制について検討していきます。

障害者差別に配慮した取り組みの推進

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、区で統一的に障害者差別の解消に取り組めるよう「職員対応要領」を策定します。また、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、相談や紛争解決のための体制を整備します。さらに、法の趣旨や内容について区民等への周知を図ります。

○障害差別に関する課題解決のイメージ



※協議会に所属していない行政機関や事業所等も必要に応じて参加。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①市民後見人の登録者数(累計)	8 人	18 人	28 人
②障害者差別解消法に関する研修会参加延人数(累計)	100(予定) (平成 27 年度開始)	2,000	4,000
③差別について「よく感じる」「時々感じる」と回答している障害者の割合	35.1%	31.0%	27.0%

出 典	①サポートとしま登録者数 ②所管課データ ③豊島区障害者等実態・意向調査
設定理由	①認知症高齢者等を支える市民後見人の増加は、権利擁護の推進につながるため ②障害者差別解消法に関する庁内、関係機関及び区民の理解を進める取組状況を示す指標であるため ③障害者に配慮した取り組みの成果を測る指標であるため

※ 福祉サービス権利擁護支援室の別名で、高齢、障害などのため判断能力の不十分なかたが、安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用について相談・支援等を行っている。

政策3-2

地域における自立生活支援

政策の概要

- 住み慣れた地域で誰もが安心して日常生活を送れるよう、高齢、障害といった施策にとらわれることなく、相談者のニーズに基づき総合的に対応できるような生活支援体制の整備を進めていきます。
- 年齢や障害の有無などに関わらず、自己実現に向け様々な社会活動に参加できるような環境整備を進めていきます。

政策と施策の構成



政策3-2 地域における自立生活支援

施策3-2-1 日常生活への支援【重点施策】

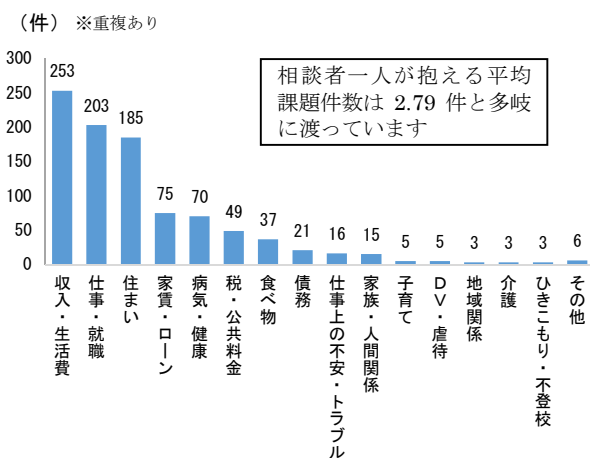
【施策の目標】

- ◎ 住み慣れた家庭や地域で安心して日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図るとともに、支え合い（共助）の仕組みの強化を含め、地域における支援体制を構築していきます。

【現状と課題】

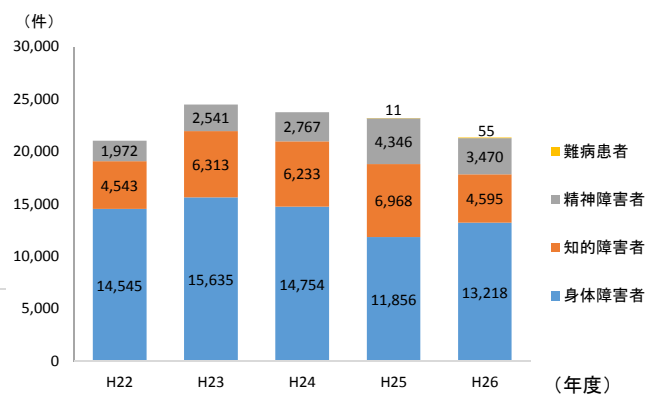
- 経済的に困窮している方は複雑かつ多様な課題を抱えており、従来の経済的給付を中心とした支援のみでは解決が困難な事例が見受けられます。
- 個々の状況に応じた効果的な生活支援プログラムを展開していくことが重要となります。
- 発達障害や難病など障害者の範囲の拡大、また、重度化・高齢化等に対応するため、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に行われるよう、相談支援の充実を図る必要があります。
- 介護や支援が必要にも関わらず介護保険やその他のサービスを利用していない高齢者の早期発見や一人暮らし高齢者の実態把握に努め、地域の関係者とともに支えていく仕組みや、近隣同士の支え合いにより日常生活の困りごとを解決する体制づくりが求められています。

◆平成27年度 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の相談内容（9月末現在）



出典：福祉総務課資料

◆障害者の相談指導状況



出典：障害福祉課資料

【主な取組内容】

在宅生活で困難を抱える高齢者や障害者、また、社会的に孤立したり経済的に困難を抱えていたりする方などが地域の中で安定した日常生活を送っていただけるよう、専門性の高いスタッフを中心に各々の事情に応じた支援を進めていきます。

経済的に困難を抱える方々に対する生活支援の推進

生活再建を図るため、関係機関との連携のもとに個々の状況に応じた支援を行い生活困窮に起因する生活課題の解決を図るとともに、将来地域で安定した生活を送れるよう自立へ向けた支援体制を整備していきます。また地域のネットワークを活用するなどして、日頃より実態把握に努め、早期発見・早期支援を進めます。

ホームレス対策事業による自立支援の充実

大都市問題としてのホームレス対策として、都区共同による緊急一時保護事業、自立支援センター事業等を進めるとともに、個々の状態に適した居所や施設などへの移行を促します。

障害者への相談支援の充実

障害福祉サービス等を利用する際の「計画相談支援」をはじめとする相談支援を充実させるため、心身障害者福祉センター内に設置された基幹相談支援センターを中心に関係機関の連携強化を図ります。



見守り安心戦略の推進

◆くらし・仕事相談支援センターにおける相談支援

これまで一人暮らし高齢者に限定していた実態調査の対象を高齢者全体に拡げ、積極的なアウトリーチ活動*を展開するほか、多様な主体による見守り活動をさらに充実させることにより支援を必要としている高齢者を漏らすことなく見守り、安心生活を支えています。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①生活困窮者自立支援制度に係る新規相談者数	—	1,000 人	1,500 人
②生活保護受給者のうち、地域生活定着支援事業において生活安定のため支援終了した人数及び居宅生活安定化支援事業において支援した人数	30 人 49 人	50 人 85 人	50 人 85 人
③生活保護受給者のうち、子ども・若者支援事業で高校等に進学した割合、また高校生の在籍割合	—	100% 95.0%	100% 95.0%

出 典	①②③所管課データ
設定理由	①相談者数の増加は、支援が必要な人がしっかりと相談を受けることができ、自立した生活につながっていると考えられるため ②支援者のうち、どれくらい自立した生活につながったかを示す指標であるため ③貧困の連鎖の解消を目的にした、支援員による継続した支援の効果を示す指標であるため

* 手を伸ばす、手を差し伸べるという意味で、潜在的なニーズを掘り起こすために、社会福祉の実施機関等において、支援者の方から積極的に出向いていく支援方法のこと。

政策3-2 地域における自立生活支援

施策3-2-2 就労支援の強化

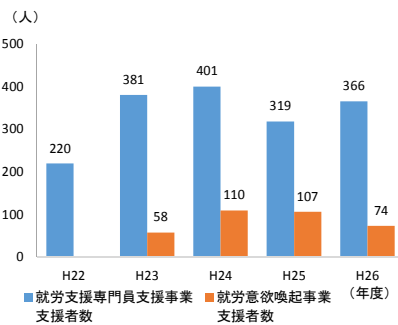
【施策の目標】

- ◎ 就労は、経済的な自立に資するだけでなく、日々の生活のリズムを整え、また、社会の中で役割を得て成長する機会でもあります。障害者や経済的に困難を抱える方、ひとり親等の就労困難者の早期就労に向け雇用及び福祉施策が一体的に展開されるよう、区やハローワーク、就労支援事業所などの関係機関によるネットワークや地域支援協議会が有効に機能する仕組みを整備していきます。

【現状と課題】

- 年齢や障害、社会経験の不足等様々な要因により就労に困難を抱え、生活困窮に陥る人が少なくありません。就労支援の推進にあたっては、福祉のみならず雇用分野との一層の連携強化が求められています。
- 障害者とその能力に応じて適切な職業に従事できるよう、多様な就業機会の確保に努めるとともに、障害特性に配慮した職業相談、指導、訓練等を実施することが求められています。また、就職後のフォローアップを含めたサポート体制の構築も大きな課題となっています。
- 生活保護受給者のうち、働ける状態にあると思われる世帯は1,165世帯で10年前の約6倍に増加しています。
- 経済的に困難を抱え厳しい生活状況にある方や、ひとり親等の早期自立を促進するため、本人の生活状況や希望を踏まえたうえで就労に向けたきめ細かい支援を強化する必要があります。

◆生活保護受給者就労支援事業



出典：生活福祉課資料

◆障害者就労支援事業利用者の就職状況

(平成27年3月31日)

		製造業	データ入力	倉庫管理	清掃	サービス業	事務補助	調理補助	警備	合計
相談事業	22年度	1	0	0	2	1	28	0	0	32
	23年度	1	0	2	6	5	7	2	0	23
	24年度	0	0	0	1	2	11	2	0	16
	25年度	0	0	2	7	2	6	0	0	17
	26年度	0	0	4	3	1	12	0	0	20
就業促進事業	22年度	0	0	0	1	1	2	0	0	4
	23年度	0	0	1	0	0	8	0	0	9
	24年度	0	0	1	5	2	7	0	0	15
	25年度	0	0	0	6	0	15	0	0	21
	26年度	0	0	0	2	4	14	0	0	20

出典：豊島区の社会福祉（平成27年版）

【主な取組内容】

支援を必要とする方のニーズや個々の置かれている状況に応じて、専門職による様々な個別支援を行うとともに、関係機関との連携を強化していきます。

障害者の就労支援の推進

障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域で就労及び生活支援を一体的に提供し、自立と社会参加の一層の促進、一般就労機会の拡大を図ります。就労支援員（ジョブコーチ）を活用し就労前準備講座の実施や職場定着支援の充実に努めます。また、就労支援ネットワークの充実により関係機関との連携強化を図ります。

経済的に困難を抱える方に対する就労支援の推進

安定した就労に至らず経済的に困難を抱える方に対し、就労意欲を喚起する働きかけ、就職先のあっせんやビジネスマナー修得に向けた支援等により自立を促進します。また、雇用と福祉の連携により継続的な個別支援を行い、就労先に定着できるようバックアップ体制を整備していきます。

障害者の一般就労に向けた区と事業所との連携



【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①生活困窮者自立支援制度に係る就労支援対象者及び就職者数	— —	250 人 125 人	300 人 150 人
②生活保護受給者のうち就労希望者における就労率	72.0%	73.0%	75.0%
③障害者就労支援事業を利用して一般就労した人数	40 人	50 人	60 人

出 典	①②③所管課データ
設定理由	①生活困窮者のうち、生活再建に向けた就労支援を受けた人数及び就職した人数を示す指標であるため ②就労希望者及び就労に向けて阻害要因を持つ人が「就労」という目標を達成できたかを示す指標であるため ③就労支援員等の取り組みにより、障害者がどれくらい一般就労できたかを示す指標であるため

政策3-2 地域における自立生活支援

施策3-2-3 社会参加の促進

【施策の目標】

- ◎ 年齢や障害の有無、経済状況などにとらわれることなく、自己実現を図りながらいきいきとした生活を送れ、積極的に社会参加できるような環境整備を進めていきます。
- ◎ ボランティア活動をはじめとする社会参加・地域貢献活動の促進や、ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいた環境整備に努めていきます。

【現状と課題】

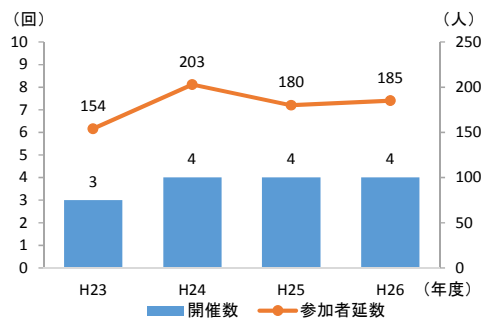
- 複合的な課題を抱え、社会的にも孤立する方が増加する傾向にあります。
- 後期高齢者が増加し、見守りなど身近な支援を必要とする方が増える一方、元気な高齢者の中には地域で活躍できる場を求めている方もいます。また、地域とのつながりの中で、高齢者が集まり余暇や健康増進のための活動に自主的に関わられるような場の創出が、生きがいに大きな役割を担っています。
- ひきこもりや長期離職の状態にある方、単身高齢者など社会や地域との関係が希薄な方が自尊心や自己有用感を回復するため、地域活動や職業体験など社会参加の場を効果的に活用することが求められています。
- 経済的に困難な状態にある方の就労自立、社会生活自立、日常生活自立を効果的に進めるためには、就労支援と平行して地域社会と積極的に関わる機会を提供していくことが重要です。
- 障害者が自己実現を図りながらいきいきとした生活を送るために、積極的に社会参加できるような環境整備を進めていくことが大切です。とりわけ、日常生活を送るうえで支障をきたす3つのバリア（まち・情報・こころ）の解消を図っていくことが求められています。

◆在宅福祉サービス事業（リボンサービス）における内容別サービス提供件数（平成26年度）

	食事の支援	洗濯・繕い	室内の掃除・整頓	外出介助	買い物・薬取り	
件数	656件	514件	5,241件	2,438件	946件	
構成比	5.1%	4.0%	40.5%	18.9%	7.3%	
	話し相手・留守番	簡単な介護	その他	訪問時休止	初回訪問	合計
件数	1,485件	524件	783件	40件	298件	12,995件
構成比	11.5%	4.1%	6.1%	0.3%	2.3%	100.0%

出典：豊島区の社会福祉（平成27年版）

◆障害者サポート講座の実施状況



出典：障害福祉課資料

※ 障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境等のデザインのこと。

【主な取組内容】

地域とのつながりの中で生きがいを見出していけるような社会参加の機会の提供や、年齢や障害の有無などにとらわれることなく社会活動に参加していけるような環境の整備に努めていきます。

地域における高齢者の活動支援

介護予防サロン※1等の集いの場に対する支援を行うほか、活動を支援するリーダーを養成するなどにより、ボランティア活動等の高齢者の生きがい活動を促進します。

社会参加への意欲喚起と参加の促進

経済的に困難を抱えるだけでなく、長期離職やひきこもり等社会との接点が希薄な状態にあり地域から孤立しがちな方を対象に、個々に適合した地域活動やボランティア活動等への継続的な参加機会を提供していきます。合わせて社会参加の場の開拓も進めます。

障害者の社会参加と障害者理解の推進

国際アート・カルチャー都市構想に基づき、障害者美術展をはじめ様々な発表や創作の機会を提供することにより障害者の文化・芸術活動を支援します。また、障害者等が周囲の支援や援助を得やすくなるよう、ヘルプカード※2・ヘルプマーク※3の普及啓発を推進します。



◆ヘルプカード

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①障害者が地域の方に「理解されている」「概ね理解されている」と回答している区民(障害者)の割合	43.2%	46.5%	50.0%
②生活困窮者就労準備支援事業支援対象者数(年間)	—	20 人	30 人
③介護認定を受けていない高齢者で過去 1 年間に地域活動に参加経験のある人の割合	36.5%	37.4%	38.8%

出 典	①障害者等実態意向調査 ②所管課データ ③介護保険アンケート調査
設定理由	①地域での障害者理解が進んでいることは、バリアが解消され社会参加ができていられるため ②生活困窮者が当該事業を通して、地域活動やボランティア、中間的就労などに携わり、社会の一員として自立に向かっている指標であるため ③地域活動の参加割合は、自己実現を図りながら社会参加ができていられることを示す指標であるため

※1 高齢者総合相談センターが主催する、身近な場所で介護予防に親しんでいただくためのサロンのこと。誰にでもできる体操と各種レクリエーション、茶話会などを実施している。

※2 障害者が災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲に求めるためのカードのこと。

※3 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見だけでは判断しづらい方を対象とし、周囲に配慮を必要としていることを知らせて、援助を得やすくなるよう作成したマークのこと。

政策3-2 地域における自立生活支援

施策3-2-4 介護予防の推進

【施策の目標】

- ◎ 元気な高齢者が地域の中で活躍することにより自らの介護予防や健康づくりにつなげるとともに、要介護状態になっても支えられるだけでなく、何らかの役割を持ちいきいきと自分らしく生活し続けられる地域を実現していきます。

【現状と課題】

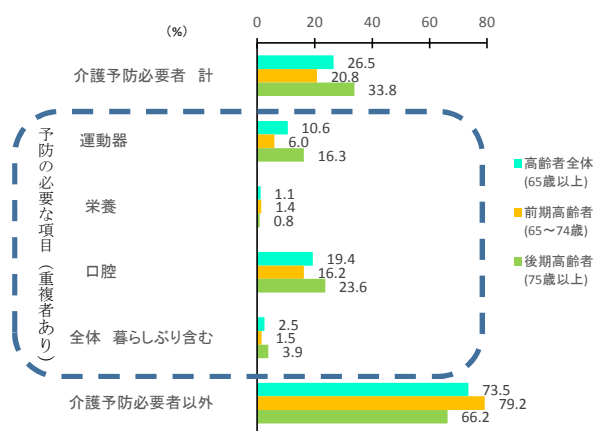
- 介護保険アンケート調査によれば、二次予防対象（虚弱）と推定される高齢者では、運動機能より口腔機能の予防の必要性が上回る結果となっています。
- 区が実施している介護予防事業への参加率は、高齢者人口に対して1.4%と低い状況にあり、特に男性の参加率はおしなべて低くなっています。
- 区の事業に参加している時だけでなく、高齢者自身が日頃から介護予防の取り組みを進めていく必要があります。
- 今後は、心身機能への働きかけだけでなく、居場所づくりや出番づくりが必要となります。

◆平成26年度 介護予防事業参加者【国との比較】

	国		豊島区	
	人数	割合	人数	割合
高齢者人口	31,720,621		56,541	
二次予防事業対象者	3,386,030	10.70%	5,311	9.40%
二次予防事業対象者の事業参加	246,130	0.80%	807	1.40%

出典：高齢者福祉課資料

◆介護予防の必要な状況



出典：豊島区介護保険アンケート調査報告書（平成26年3月）

【主な取組内容】

「人づくり」「仲間づくり」「居場所づくり・出番づくり」に積極的に取り組み、豊島区の特徴を活かした支え合いによる地域づくりを進め、高齢者の方が支えられるだけでなく支え手として活動することで予防につながるような環境を整えていきます。

主体的に予防活動に取り組む人づくり

地域の中で主体的に予防事業に取り組むリーダーの養成や介護予防サロン等でボランティア活動を行う人材の養成を積極的に進めていきます。

また、地域で予防活動に取り組む人が安心して活動できるよう、専門職によるサポート体制を整えていきます。また、口腔ケアをはじめとして専門家が対応することが望ましいとされるものは、専門家による提供体制を整えます。

予防事業を通じた仲間づくり

参加者同士で仲間づくりが可能となるようなプログラムを提供するとともに、終了後も自分で活動を継続していくことができるよう、介護予防の楽しさや取り組みの重要性について普及啓発していきます。

高齢者の居場所づくり・出番づくり

介護予防サロンなどのほか地域における集いの場に対する支援を行い高齢者の居場所づくりを進めるとともに、居場所における出番づくりを働きかけていきます。



◆予防事業を通じた仲間づくり（水中トレーニング）



◆介護予防サロンでのひとコマ

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①高齢者のうち外出頻度が週 1 回以下の方の割合（介護給付利用対象者を除く）	11.9%	10.8%	9.3%
②地域における高齢者の「通いの場 [※] 」の受け入れ人数	—	1,500 人	5,700 人

出 典	①介護保険アンケート調査 ②所管課データ
設定理由	①週1回以上の「活動」「参加」を行うことが介護予防に効果があるとされているため ②身近な通いの場へ継続的に通うことが介護予防に効果があるとされているため

※ 後期高齢者や要支援者でも行えるレベルの簡単な運動に加えて、目的を持った活動を定期的に行う場のこと。

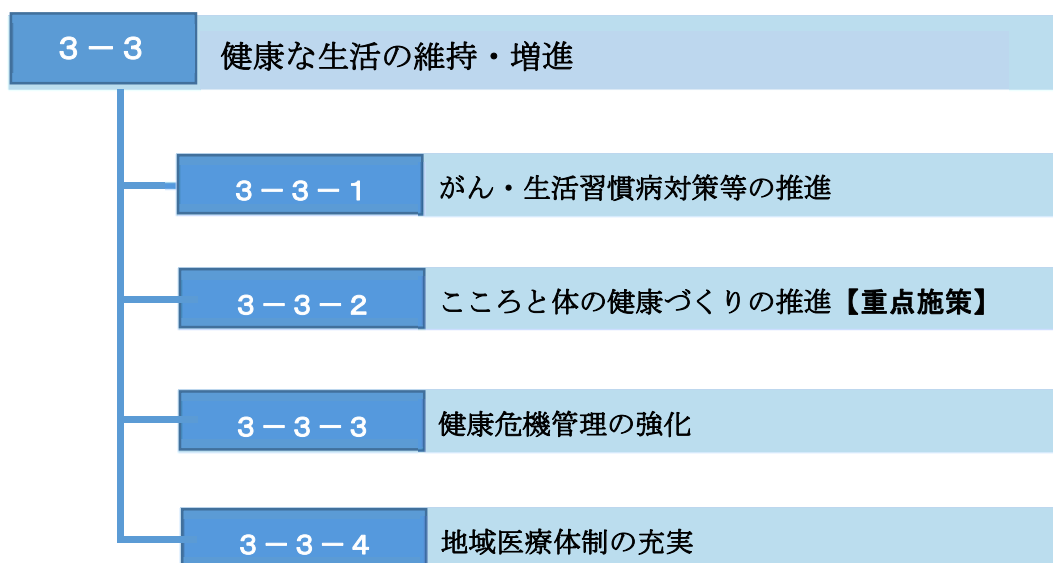
政策3-3

健康な生活の維持・増進

政策の概要

- がん予防・がん対策や生活習慣病の発症及び重症化の予防を強化します。
- 「としま鬼子母神プロジェクト」など女性の健康施策をはじめとする地域での健康づくりを推進します。
- 感染症対策や災害時の医療体制の構築など関係機関との連携による健康危機管理を強化します。
- 日常的な食の安全対策などによる安全な生活環境を推進します。
- 在宅医療などの地域医療体制を充実させます。

政策と施策の構成



政策3-3 健康な生活の維持・増進

施策3-3-1 がん・生活習慣病対策等の推進

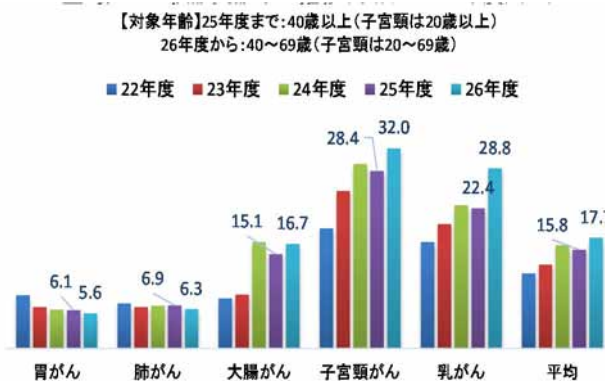
【施策の目標】

- ◎ がんによる死亡率の減少を目指します。
- ◎ 生活習慣病の発症及び重症化予防を推進します。

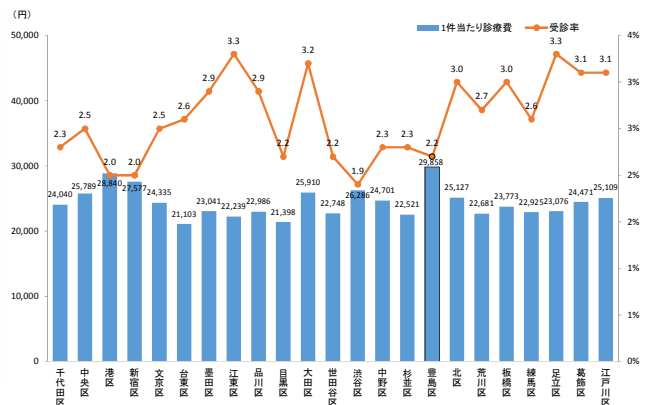
【現状と課題】

- がんは日本人の死亡原因の第1位となっており、豊島区においても死亡原因の第1位となっています。一方で、がんは生活習慣の改善により発症リスクを減少させることができ、また早期発見・早期治療で完治することも可能です。豊島区では、23区初となる「豊島区がん対策推進条例」を制定し、がんによる死亡者数の減少を目指し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図っています。
- がん検診の受診率は、全体では上昇していますが、胃がん、肺がんの受診率が伸び悩んでいます。また、特定健診などの受診率についても横ばいで推移しており、受診率向上にむけ、効果的な受診勧奨を実施する必要があります。
- 健診結果や医療費分析によると生活習慣病重症化の傾向があり、特に糖尿病は1件あたりの診療費が23区中一番高くなっています。生活習慣病重症化予防対策を早急に推進する必要があります。
- 喫煙は、がんの発症リスクが高まると言われています。喫煙は、タバコを吸う本人だけでなく、周囲のタバコを吸わない人にも受動喫煙による健康被害を引き起こします。受動喫煙防止対策を進める必要があります。

◆豊島区がん検診受診率の推移（%）



◆糖尿病（受診率・1件当たり診療費）23区月平均



出典：地域保健課資料

【主な取組内容】

がん予防の普及啓発を行い、がん検診や各種健診の受診率向上を図るとともに、生活習慣病予防や重症化予防に重点をおいた施策の推進により、区民の健康保持・増進を図ります。

がん検診及び各種健診の受診勧奨策の充実

がん検診や各種健診の認知度を向上させ、がん検診と特定健診の同時実施など受けやすい検診・健診体制を整備します。また、受診勧奨効果の検証を行い、特定健診受診券送付時にがん検診勧奨通知を同封する等、受診率向上に繋がる個別勧奨・再勧奨を実施します。

生活習慣病予防事業の推進

生活習慣病の発症および重症化を予防し、健康寿命の延伸を図るため、特定健診の結果に基づく特定保健指導、糖尿病予防のための保健指導を実施し、生涯にわたる健康増進を推進します。

受動喫煙防止対策の推進

飲食店を対象とした「受動喫煙防止対策推進店登録制度」を設け、店頭にて区独自の登録店ステッカーを表示し、区民及び来街者への周知を図っていきます。



◆豊島区がん検診・特定健診受診勧奨通知等

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①区民のがん検診受診率	17.7%	23.8%	25.5%
②特定健診受診率	39.6%	54.0%	55.0%

出 典	①②所管課データ
設定理由	①②受診率の向上が、がんによる死亡や生活習慣病の発症・重症化の予防につながると考えられる指標のため

政策3-3 健康な生活の維持・増進

施策3-3-2 心と体の健康づくりの推進【重点施策】

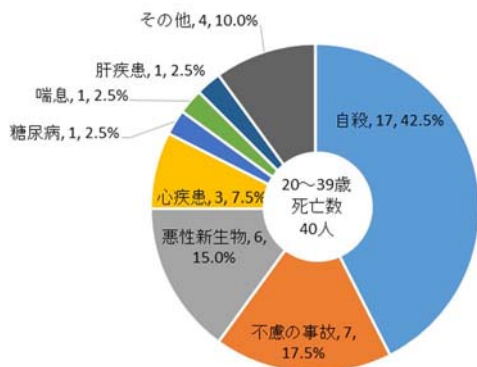
【施策の目標】

- ◎ ライフステージに合わせ、女性の健康づくりを総合的に支援するとともに、結婚前から子育てに係る年代に対する切れ目のない支援を充実させます。
- ◎ メンタルヘルスについての正しい知識を広め、セルフケアができる人や周囲の方を気遣える人を増やします。
- ◎ 生活習慣の改善と運動習慣の定着、また歯と口腔の自己管理による豊かな食生活を送れる人の増加など、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

【現状と課題】

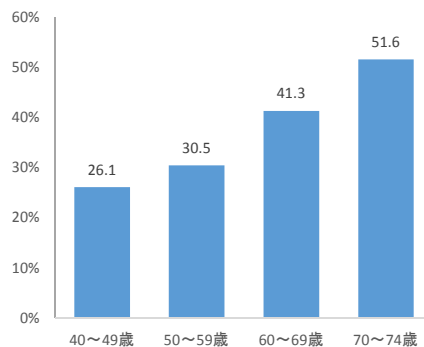
- 女性の「やせ」や産後うつ、出産時年齢の上昇等、女性の健康にかかわる課題が多くみられています。女性の健康にかかわる情報提供や相談体制の充実が求められています。
- 全国的な傾向と同じく、豊島区でも若年層（15歳から39歳）の死因の一位は自殺によるものです。若年層に重点を置いた対策を強化する必要があります。
- 特定健診の結果で異常なしのものは1割以下となっており、質問票で運動習慣のある人は約4割で、40歳代の方はわずか3割に満たない状況となっています。生活習慣病重症化予防のために健康習慣継続の推進と幅広い年代に対応した健康施策の展開が求められています。
- 区民健康意識調査では、20歳代の約17%が朝食を摂っていません。また、定期的な歯科検診受診者は約32%となっています。ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりと食育の推進が必要です。

◆主要死因分類（20～39歳）



出典：平成27年度 豊島区の保健衛生

◆運動習慣のある人（年齢別）



出典：平成26年度 特定健診質問票より

【主な取組内容】

関係機関や民間事業者と連携し、事業の充実を図るとともに、正しい情報発信を強化します。

としま鬼子母神プロジェクト※¹ 事業の推進

豊島区の少子化に歯止めをかけ、定住化を進めるための結婚・出産・子育てと切れ目のない支援の充実に向けた支援事業（①女性のライフプラン形成のための健康相談事業（女性のための専門相談）、②としま育児サポート手帳、③としま育児サポーター事業、④としま見る知るモバイル、⑤妊孕力啓発セミナー※²、⑥妊産婦歯科健康診査事業、⑦鬼子母神 plus、⑧ゆりかご・としま事業）を実施します。

若年層向け自殺予防対策の強化

区内大学と連携して、若年層とともに対策を検討し、実施する等の取り組みを推進します。

生活習慣病予防事業（「としま健康チャレンジ！マイレージ制度※³」の展開）

生活習慣病の第一次予防事業として、「としま健康チャレンジ！マイレージ制度」を広く区民に浸透させ、健康意識の醸成、生活習慣の改善、運動習慣の定着の推進に努めます。

「豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画」の展開

乳幼児期のむし歯予防対策、成人期の歯周病予防対策、高齢期の口腔機能維持対策など、ライフステージに応じた歯科保健対策を充実させていきます。

「豊島区食育推進プラン」の展開

乳幼児期に、生活リズムを整えて食事をおいしく楽しく食べることを身に付けるところから、シニア世代になって食べることを楽しむとともに、日本の食文化を伝承していくところまで、各年代の食の課題に応じた取り組みを、関係機関と連携して推進していきます。



◆ゆりかご面接



◆としま健康チャレンジ！運動講座

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①運動習慣のある人の割合	40.5%	43.0%	44.5%
②子育て世代の区内定着率	69.0%	75.0%	75.0%
③女性のライフプラン形成のための健康相談事業（女性ための専門相談）（延べ相談件数）	75 件（H26.9.3 ～H27.3.4）	130 件	140 件

出 典	①②③所管課データ
設定理由	①ライフステージに応じた健康づくりに区民がどれくらい取り組んでいるかを示す指標であるため ②結婚前からの切れ目のない支援の取組の成果を示す指標であるため ③女性特有の健康課題に対して、多職種による支援ができているかを測る指標であるため

※1 本格的な人口減少社会への対策のひとつとして、「女性にやさしいまちづくり」を推進するリーディングプロジェクト。雑司が谷鬼子母神にちなんだプロジェクトであり、出産前からの切れ目のない支援の仕組みを築き、一人ひとりの女性のライフプラン形成を支援し、誰もが安心して子どもを産み育てられる地域社会の実現を目指している。

※2 女性・男性がともに生涯を通じた自らの健康について学ぶ中で、妊娠・出産・子育てについても正しい知識を持ち、ライフプランニングに役立てることを目指すセミナーのこと。あわせてこの活動を通して、地域社会全体の妊娠・出産・子育てへの理解を深めることも目標とする。

※3 区や健康チャレンジ！応援団が主催する講座やイベントに参加することでポイントを集め、マイレージカードと交換できるというもの。マイレージカードを区内マイレージ協賛店で使うと、様々なサービスを受けることができる。

政策3-3 健康な生活の維持・増進

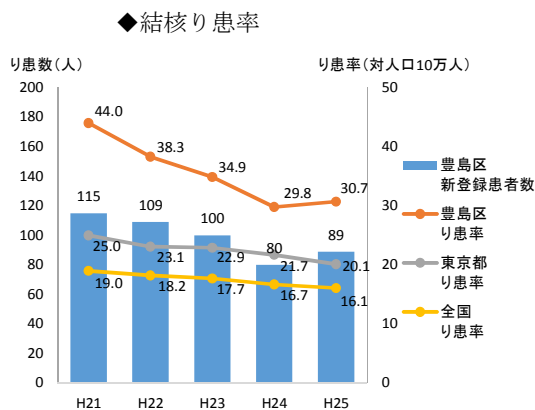
施策3-3-3 健康危機管理の強化

【施策の目標】

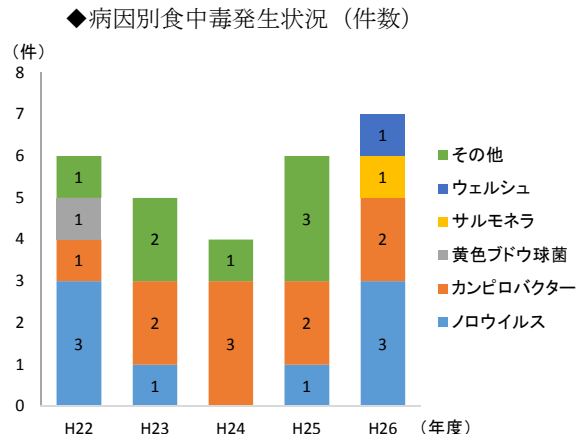
- ◎ 新型インフルエンザ等の感染拡大防止や災害医療体制・保健衛生体制の構築など、健康危機への対応を強化します。
- ◎ 感染症予防の正しい知識の普及啓発と予防接種率の向上など、感染症対策を強化します。
- ◎ 食品衛生の向上による安全な生活環境を推進します。

【現状と課題】

- 首都直下型地震では、豊島区内で約3,000名が負傷するとの被害想定が報告されています。災害医療体制の構築に向けて、関係機関と連携し、災害医療検討会議を設置しています。首都直下型地震等の発災に備え、発災を想定した負傷者対策をあらかじめ準備しておく必要があります。
- 豊島区では再興感染症である結核が依然として多く発生し、感染症対策を強化する必要があります。また、区民の感染症への理解を深めるため、普及啓発を強化することが必要です。新型インフルエンザ対策は、初動対応に重点を置いた検討が重要です。
- 食中毒や健康食品等の食品安全・飲料水の安全などの問題への対応が求められています。また、食品事故防止と区民・事業者の食品衛生意識の向上が求められています。
- 危険ドラッグ販売店は区内から一掃されましたが、青少年に薬物乱用の危険性を訴え続ける必要があります。



出典：結核登録者情報調査年報、結核発生動向調査、厚生労働省



出典：生活衛生課作成資料

【主な取組内容】

健康危機事象に適切に対応するため、関係団体等と協議・連携し、実現可能で具体的な体制構築を目指します。また、区民の食生活の安全・安心のための事業を実施していきます。

○災害医療体制の構築

大規模な地震等の災害発生に備え、緊急医療救護所及び医療救護所の整備を進めます。また、区内の医療機関、医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、医療救護活動に従事する医療スタッフの確保を図ります。

○「感染症に強いまちづくり」の推進

区民の正しい理解を深めるため、広報等の啓発事業、研修等の学習機会の提供に努めます。また、平成26年6月に策定した新型インフルエンザ等行動計画に基づき、保健所初動マニュアルを作成するとともに、訓練を実施します。

○適切な監視指導の実施と食品衛生意識の普及啓発

食品衛生監視指導計画に基づき、計画的、効果的に食品施設を衛生指導します。また、食品衛生に関する情報を広報紙、区ホームページ等で提供し、さらに講習会を実施するなど、食品衛生意識の普及啓発を行います。

○薬物乱用防止の推進

東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動を支援し、青少年の薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発を推進します。



◆新型インフルエンザ防護服着脱訓練



◆食品衛生街頭相談

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 <現状>	平成32年度 <前期目標>	平成37年度 <後期目標>
感染症・食中毒予防講習会開催件数	79回	120回	130回
出典	所管課データ		
設定理由	普及啓発の開催件数が、感染症に対する認識を高め、健康危機管理の強化につながっていくと考えられるため		

政策3-3 健康な生活の維持・増進

施策3-3-4 地域医療体制の充実

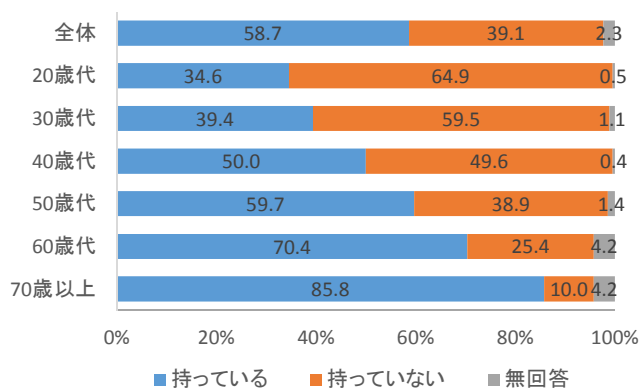
【施策の目標】

- ◎ 区民の誰もが安心して在宅で医療を受けることができる仕組みづくりを推進します。
- ◎ 適切な医療情報を区民に提供するとともに、休日や夜間を含め、誰もが安心して身近な医療機関で治療が受けられる環境・体制を整備します。

【現状と課題】

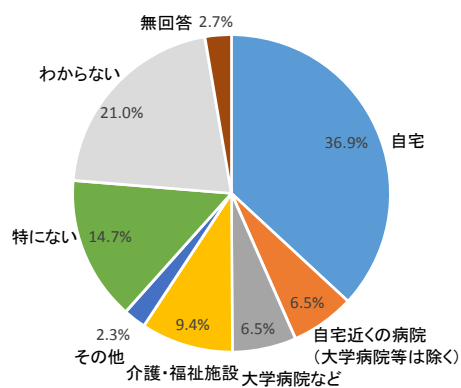
- 区民健康意識調査では、かかりつけ医を持つ区民の割合は約6割程度であり、3分の1以上の人が最期を迎える場所として自宅を希望しています。こういった現状を踏まえ、今後さらに、安心して在宅医療を受けるため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを進める必要があります。
- 在宅医療の充実に向けて、医療と介護の連携を進める必要があります。
- 在宅医療情報の提供と相談機能充実のため、在宅医療相談窓口や歯科相談窓口の普及啓発を図る必要があります。
- 高齢化、核家族化の進展や疾病構造の変化等により、救急医療の需要は増加傾向にあり、小児救急をはじめ救急医療体制の充実が課題となっています。

◆かかりつけ医の有無



出典：「区民健康意識調査」(平成26年)

◆最後を迎える場所として最も希望する場所



出典：「区民健康意識調査」(平成26年)

【主な取組内容】

区民の誰もが身近な場所で、安心して適切な医療サービスの提供を受けられる体制作りを推進します。また、要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して療養し、自分らしい生活を続けることが出来るよう、医療、介護、生活支援の連携体制を構築します。

かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの普及啓発

日常の健康管理に役立てるとともに、安心して在宅医療を受けられるようかかりつけ医・歯科医・薬局の普及啓発を行います。

医療と介護の連携強化（在宅医療連携推進会議、在宅医療コーディネーター研修の充実）

学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション、介護事業者、区民、行政等で構成する「在宅医療連携推進会議」を開催して、在宅医療スタッフの「顔の見える」関係づくりを進めるとともに、在宅医療コーディネーター研修の充実でスキルアップを図ります。

在宅医療ネットワークの推進（在宅医療相談窓口、歯科相談窓口の普及啓発）

在宅医療相談窓口では、区民のほか医療機関や介護事業者からの相談にも対応し、退院調整等のコーディネートをしていること、歯科相談窓口では、在宅療養者や障害者等の方々に最適な歯科診療を提供できるよう相談を受けていることを広く区民に周知していきます。

休日診療・夜間小児初期診療事業等の推進

三師会等との緊密な連携のもと、内科・小児科・歯科の休日診療、休日調剤、また15歳以下の小児を対象とした初期救急診療事業の充実を図り、安定した医療サービスを提供します。



◆在宅医療相談窓口



◆在宅医療関係者交流会

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①在宅医療相談窓口コーディネート数	784 件	1,080 件	1,330 件
②歯科相談窓口コーディネート数	22 件	40 件	50 件

出 典	①②所管課データ
設定理由	①②相談窓口に相談されたケースの中で、多職種もしくは他の機関と連携して対応し、身近な地域で医療を受けることができたという地域医療連携体制の推進を示す指標であるため

地域づくりの方向 4

子どもを共に育むまち

地域づくりの方向の概要

- 子どもの権利が尊重され、すべての子どもが自分らしくのびのびと育つ環境づくりをすすめます。
- 区民ニーズを的確に捉えながら、地域に根ざした多様な子ども・子育て支援事業を提供します。
- 子ども一人ひとりの成長と子育てを地域全体が温かく見守り、支援していくネットワークを整備します。
- 地域でのさまざまな体験学習を通した温もりのある教育を充実していきます。
- 個性を尊重し、社会性を培う学校教育をめざします。

【政策】

4-1 子どもの自己形成・参加支援

4-2 子ども・子育て支援の充実

4-3 学校における教育

4-4 地域に信頼される教育

4-5 未来を切り拓くとしまの子の育成

④ 子どもを共に育むまち

4-1 子どもの自己形成・参加支援

4-1-1 子どもの社会参加・参画の促進

4-1-2 困難を有する子どもやその家族への支援

4-1-3 子どもの成長を地域で支えるための環境整備

4-2 子ども・子育て支援の充実

4-2-1 地域の子育て支援の充実

4-2-2 保育施設・保育サービスの充実

4-3 学校における教育

4-3-1 「確かな学力」の育成

4-3-2 「豊かな人間性」の育成

4-3-3 「健やかな心と体」の育成

4-3-4 教師力の向上と教育環境の整備

4-4 地域に信頼される教育

4-4-1 家庭教育の支援

4-4-2 地域人材の活用

4-4-3 学校施設の整備

4-5 未来を切り拓くとしまの子の育成

4-5-1 新しい時代を拓く教育の推進

4-5-2 幼児教育プログラムの展開

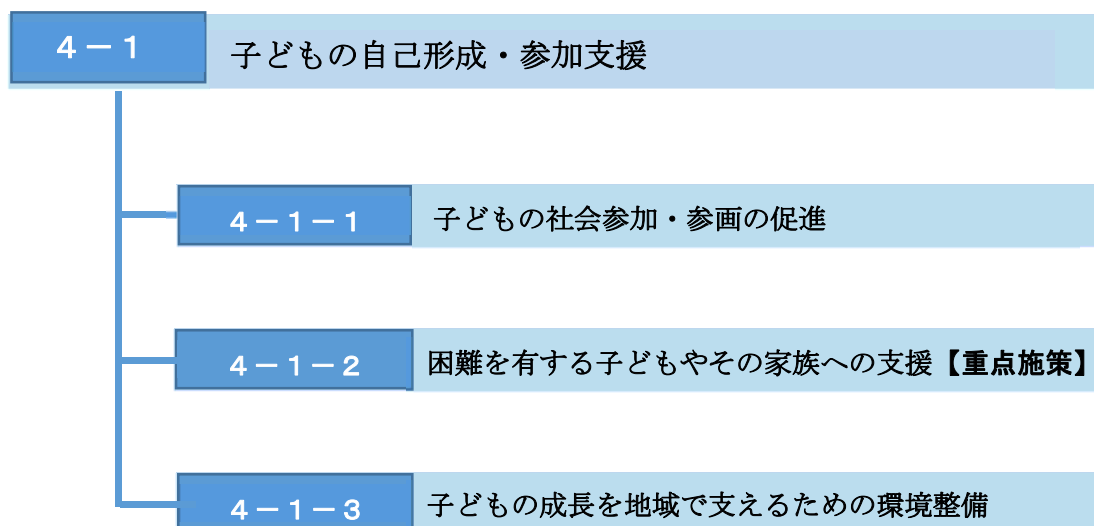
政策4-1

子どもの自己形成・参加支援

政策の概要

- 遊びや文化・スポーツ活動の場を整備し、子どもが自主的・主体的に地域や社会の様々な活動に参加・参画する中で自己形成が図られるよう、施策を展開していきます。
- 子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、継続的かつきめ細やかな切れ目のない支援を行います。
- 子育て経験者や高齢者等の地域人材が、子どもたちを健やかに見守り育てるよう、地域の子育て力の向上を支援します。

政策と施策の構成



政策4-1 子どもの自己形成・参加支援

施策4-1-1 子どもの社会参加・参画の促進

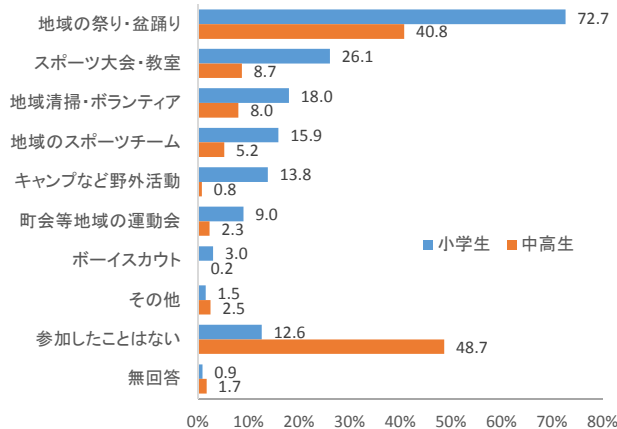
【施策の目標】

- ◎ 子どもの権利を尊重し、子どもの成長・発達段階に応じて、自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を確保します。
- ◎ 安全・安心でかつ子どもの自主性・主体性を育む遊びと交流の場を充実します。
- ◎ 子どもが文化芸術やスポーツに親しむ機会や活動を推進します。

【現状と課題】

- 豊島区では子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの社会参加・参画や意見表明の推進等の施策を進めていますが、平成25年度のニーズ調査では、地域活動に参加したことがないと答えた小学生が12.6%だったのに対し、中高生は48.7%となっています。
- 子どもの意見を聞く機会や社会参画の機会を増やし、未来の地域社会の一員として、積極的に地域活動に参加し地域を担っていくことができるよう、活動機会を提供することが求められています。
- 放課後や週末の居場所として、小学生には子どもスキップ^{※1}、中高生にはジャンプ^{※2}を整備してきました。一方、子どもが安心して遊べる公園やプレーパーク事業等屋外遊び場の整備への要望も高くなっています。
- 敷地の狭い本区において、新たな公園整備等は難しいですが、地域住民やNPOの協力を得て、多様な遊び場や居場所における体験・活動・交流の場の充実が求められています。

◆地域活動への参加状況（調査時までの1年間）



出典：平成25年度子育て支援ニーズ調査

◆子育て支援に関する施策への要望

	1位	2位	3位
就学前児童保護者	事故や犯罪に巻き込まれない環境 53.8%	安心して遊べる屋外遊び場の整備 50.4%	休日・夜間診療などの充実 49.6%
小学生保護者	事故や犯罪に巻き込まれない環境 60.0%	安心して遊べる屋外遊び場の整備 50.4%	休日・夜間診療などの充実 49.7%
中高生保護者	事故や犯罪に巻き込まれない環境 54.0%	休日・夜間診療などの充実 46.2%	安心して遊べる屋外遊び場の整備 43.4%

出典：平成25年度子育て支援ニーズ調査

※1 小学生の放課後の時間を豊かにするため、学童クラブと全児童を対象とする育成事業を総合的に展開する事業のこと。

※2 主な利用対象者を中高生等とした児童厚生施設(児童館)のこと。

【主な取組内容】

子どもたちが積極的に社会とかかわり合うことのできる機会の提供を進めるとともに、遊びやスポーツ活動を通じて、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるような環境づくりに取り組めます。

子どもの意見表明の機会の充実

子どもスキップ及び中高生センタージャンプの運営にあたっては、子どもの自主的な活動や交流等を支援するとともに、子どもの意見や話し合ったことなどが施設運営に反映されるような取組みを進めます。

子どもの社会参画の推進

「としま子ども大学」（立教大学）における区長とのティータイムや「としま子ども寺子屋」（大正大学）における職員との意見交換会等を行い、子どもの意見を聞く機会を増やし、子どもの意見表明や社会参画を推進していきます。

中高生の地域活動への支援

中高生センタージャンプを中心に中高生が地域で活かせる保育や介護、災害時などに必要な技術等を習得し、地域活動に貢献できるように実践の機会を提供します。

子どもの遊び場の充実

子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。また、身近な地域で冒険遊びを体験できるように、出張プレーパークを実施します。



◆としま子ども大学の区長とティータイム



◆池袋本町プレーパーク

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①中高生センタージャンプ利用者のうち地域活動参加人数	409 人	475 人	530 人
②中高生センタージャンプの利用者会議の参加人数	400 人	400 人	700 人

出 典	①②所管課データ
設定理由	①地域を巻き込んで行う事業や地域からの活動要請に対して、利用者が主体的に参加したことを示す指標のため ②利用者や利用団体との意見交換のために毎月行っている会議であり、施設運営について子どもたちが意見を述べ、取り組み内容に反映できる機会を示す指標であるため

政策4-1 子ども自身の自己形成・参加支援

施策4-1-2 困難を有する子どもやその家族への支援【重点施策】

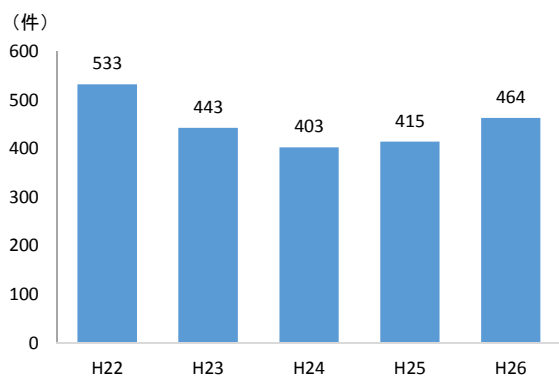
【施策の目標】

- ◎ 悩みを抱える子どもや子育てに不安を感じている保護者が気軽に相談できる体制を強化し、それぞれの困難な状況に応じたきめ細やかな支援を実施します。
- ◎ 虐待から子どもを守るため、関係機関とのネットワークを充実させ、発生予防・早期発見・重篤化防止の対策を推進していきます。

【現状と課題】

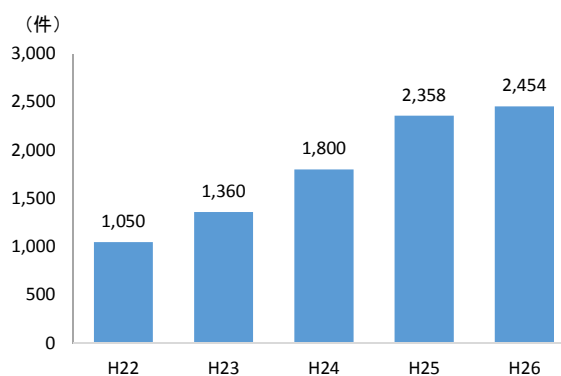
- 近年、子どもを取り巻く環境は少子化や核家族化、高度情報化、厳しい社会経済情勢などの影響から大きく変化しています。また、虐待、発達障害、貧困、ひきこもり、非行・犯罪など、子どもをめぐる問題がますます深刻化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもが顕在化している状況にあります。
- 豊島区は平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利保障に取り組んできましたが、児童虐待に関する相談対応件数は平成24年度から増加傾向にあります。また、子どもの発達に不安を抱いている保護者も少なくなく、発達支援事業の相談件数も年々増加している状況にあります。
- こうしたことから、様々な状況に置かれた子どもとその保護者へのきめ細やかな対応が求められており、教育や福祉、保健、医療など関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かした重層的な支援体制の確立が急務となっています。

◆発達支援事業相談件数の推移



出典：子育て支援課作成資料

◆児童虐待相談対応件数の推移



出典：子育て支援課作成資料

【主な取組内容】

教育や福祉、保健、医療等の関係機関との連携をより強固なものとし、相談体制の充実を図るとともに、児童虐待防止や発達支援、貧困など、困難を有する子どもや家庭への支援に取り組みます。

子どもの虐待防止の推進

児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的な整備を図るとともに、児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。また、児童虐待防止の対策マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図っていきます。

児童虐待防止の普及・啓発

児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図り、地域全体で児童虐待の発生予防・早期発見に努める環境を整備するため、積極的な普及・啓発活動を展開します。

発達支援の促進

心身の発達に何らかのかたよりや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。

子どもの権利擁護の充実

子どもの権利侵害についての相談に応じ救済や回復のために支援を実施します。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。

子どもの貧困対策の推進

第一に子どもに視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な支援が行われるよう配慮し、NPO等地域団体と連携・協働した取組みを推進します。



◆児童相談所全国共通ダイヤル



◆児童虐待防止キャンペーン



◆児童虐待防止区民講演会

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 <現 状>	平成 32 年度 <前期目標>	平成 37 年度 <後期目標>
児童人口に占める児童虐待等の対応の割合	1.51%	1.0%	0.5%
出 典	所管課データ		
設定理由	児童虐待は、未然防止が極めて重要であり、未然防止の取り組みが進むことで児童虐待等の対応割合が減少していくと考えられるため		

政策4-1 子ども自身の自己形成・参加支援

施策4-1-3 子どもの成長を地域で支えるための環境整備

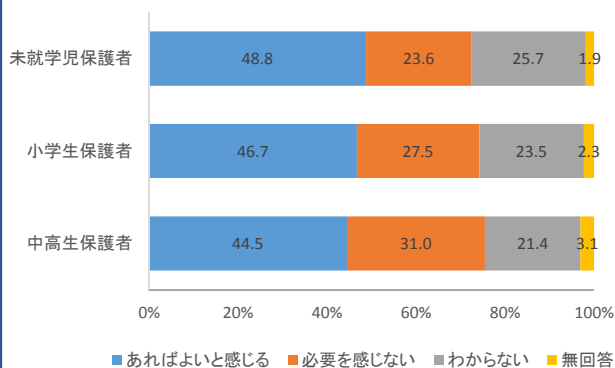
【施策の目標】

- ◎ 子どもや家庭を地域全体で支えていくために、地域の団体やNPO法人などと協働を進めるとともに地域人材の育成やネットワークづくりに取り組みます。
- ◎ 子どもを犯罪やトラブルなどから守るため、地域全体で子どもの安全・安心の見守り活動を促進していきます。

【現状と課題】

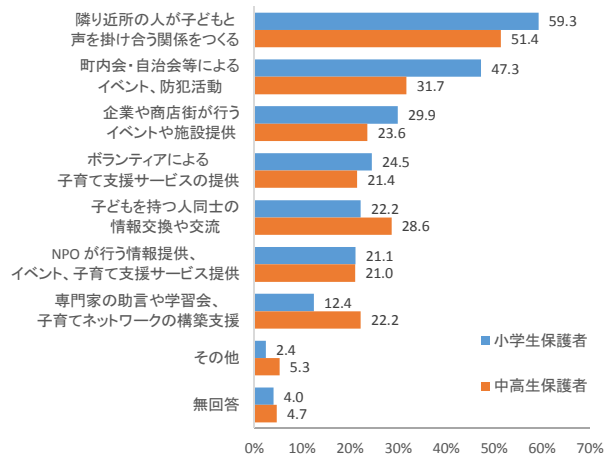
- 核家族化によって、血縁での支援を受けられない家庭が増えており、ニーズ調査によれば、保護者の約半数が子育てをする上で地域の支援があればよいと感じています。
- 青少年育成委員等の地域団体に加え、子育てを支援する新たな地域人材の育成を図り、より重層的な支援体制を整備し、支援が必要な人と支援をする人をマッチングすることが求められています。
- 豊島区では、WHOの「セーフコミュニティ」の国際認証を取得しましたが、子育てニーズ調査では、子育て支援に関する施策やについて「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」を望む声が最も多くなっています。
- 安全・安心な環境を整備するには、地域の方々をはじめ、NPO法人、スクールソーシャルワーカー※、コミュニティソーシャルワーカーなどの協力が不可欠であり、新たな支え合いのネットワーク化を図る必要があります。

◆子育てをする上での地域の支援



出典：平成25年度子育て支援ニーズ調査報告書

◆地域の子育て力の向上に必要なこと



出典：平成25年度子育て支援ニーズ調査報告書

※ 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

【主な取組内容】

これまでの地域を核にした取組を活かしつつ、子育て経験者や高齢者等の地域人材の養成やNPO法人との連携など、「新たな支えあい」を推進し、豊島区の子どもたちが安全で健やかに育まれる地域づくりに取り組みます。

地域人材の育成・活用の推進

地域の子育て支援の担い手となる人材開発及び子育てグループの育成につながる各種講座を開催するとともに、講座の受講修了者が「子ども支援サポーター」として、子育てひろばや子ども家庭支援センターなど地域の子育て拠点で活動できるよう支援していきます。

地域団体の活動への支援の充実

地区青少年育成委員会等の地域団体が、地域全体で子どもの安全・安心の見守り活動を行えるように支援します。

地域ネットワークの構築

地域の子育て力を向上するため、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等の主体的な活動展開を支援するとともに、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカーとの協働・連携のための仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワークの構築に取り組みます。



◆子ども講座でKid's safeを見学



◆青少年育成委員会連合会主催の豊島区立中学校文化部 作品フェスタ

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①子ども支援サポーター人数	5 人	30 人	50 人
②子育て人材開発支援事業(子ども講座)受講者数	延 181 人	延 300 人	延 300 人

出 典	①②所管課データ
設定理由	①活動を希望する者が登録する「子ども支援サポーター」の人数は、地域でのサポート体制の整備状況を表す指標であるため ②地域で子育てをサポートする人材の育成を示す指標であるため

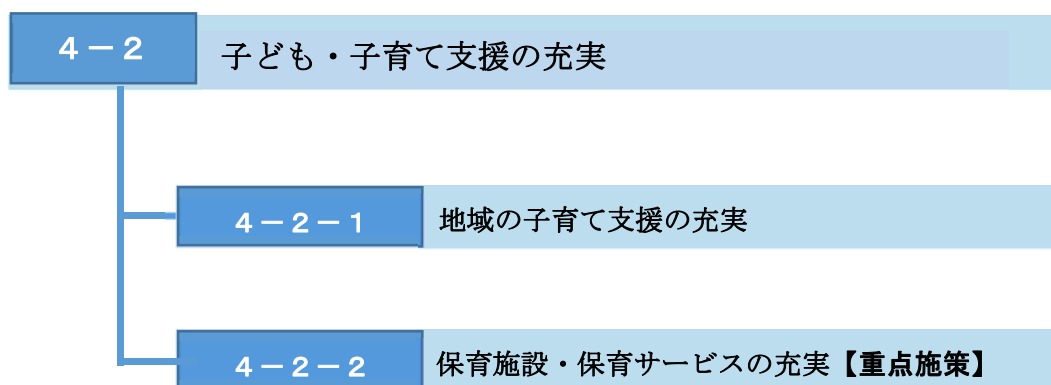
政策4-2

子ども・子育て支援の充実

政策の概要

- 家庭を築き、誰もが地域で安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、すべての子どもの健やかな成長を保障します。
- 子育てに孤立感や負担感を抱かないよう、子どもや家庭の状況に応じた、きめ細やかな子育て支援サービスを提供します。
- 区民ニーズを的確に把握し、区の保育施設・保育サービスの量的・質的充実を図るとともに、地域に根差した多様な保育事業を展開します。

政策と施策の構成



政策4-2 子ども・子育て支援の充実

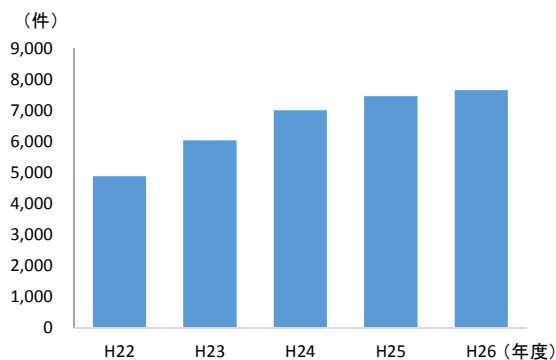
施策4-2-1 地域の子育て支援の充実

【施策の目標】

- ◎ 子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感が得られるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない、きめ細やかな支援を実施します。
- ◎ 誰もが地域で安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる、子育て支援の充実に取り組みます。

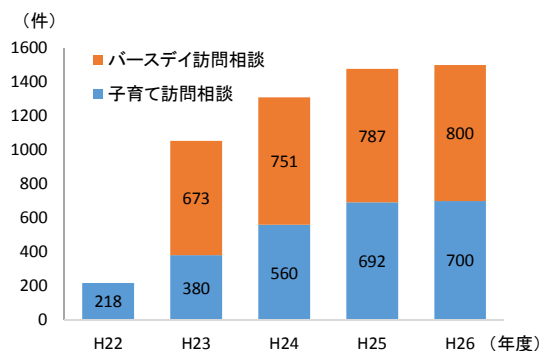
【現状と課題】

- 近年、女性の社会進出等が進み、保護者が働いている世帯が増加するなど、就労形態や生活スタイルが多様化しています。
- また、平成26年には、日本創成会議から、2040年に20～39歳の若年女性が半減し、将来消滅する可能性のある都市に挙げられました。
- こうした状況の中で、子育てに孤立感や不安感を抱えている保護者が顕在化し、子育てに関する相談が年々増加しています。
- このため、持続発展都市を目指す観点からも、すべての家庭で、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感が得られるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が強く求められており、子育て支援の充実・強化が喫緊の課題となっています。

◆子ども家庭支援センターにおける
相談事業利用者数の推移

出典：子育て支援課作成資料

◆アウトリーチによる相談事業件数の推移



出典：子育て支援課作成資料

【主な取組内容】

地域における子育て支援機能を強化し、アウトリーチや施設による相談事業の展開など様々な相談チャネルを充実させるとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援体制を整備します。

子ども家庭支援センターの運営

育児不安や子育てに悩む親からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。また、乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。



◆東部子ども家庭支援センターの親子遊び広場

アウトリーチによる子育て相談等の充実

就学前の子どもを養育する家庭からの相談や関係機関からの情報提供により、相談員が自宅を訪問し、相談内容に応じて助言や情報提供、継続的な見守り等を行います。また、保育施設を巡回し、発達に課題のある子どもの保育に関するアドバイス等を実施します。



◆子育てインフォメーション※1

子育て支援総合相談機能等の強化

子どもや家庭、女性、ひとり親に対し、専門職の相談員が相談、指導・助言、援助を行い、子育てを支援するとともに、子育て支援サービスの情報や各種講座、イベント等の情報を提供します。また、保育所や母子生活支援施設においても、育児の相談等に対応します。

妊娠・出産からの切れ目のない支援体制の構築

妊娠中の不安を軽減し安心して出産が迎えられるよう、妊娠届出時に保健師等が面接を行い妊婦の相談に応じるとともに、支援が必要な場合は関係機関と連携し対応します。また、出産後も保育士等が面談を行い、子育ての相談等に対応します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①子ども家庭支援センター、訪問、巡回発達、ひとり親家庭、女性、家庭、育児(保育園)など子育て等に関する相談事業実績	20,999 件	31,800 件	40,800 件
②ゆりかご・としま事業※2における妊産婦との面接等の割合	妊婦 45.9% 産婦 42.1% (平成 27 年度 推計値)	60.0%	80.0%

出 典	①②所管課データ
設定理由	①専門相談が、子育ての負担感・孤立感・閉塞感等を解消し、地域で安心して子育てができていることを示す指標であるため ②面接等の実施が、出産や子育ての安心感・充実感を得ることにつながる指標であるため

※1 子育て支援課内に設置されている相談窓口のこと。子育てナビゲーター(子育てインフォメーションに勤務する非常勤職員の呼称)が妊娠から18歳までのお子さんについての疑問・相談にお応えする。

※2 妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくために「ゆりかご面接(妊娠中のからだやメンタル、赤ちゃんを迎える準備など、心配なことや知りたいことを何でも相談)」と、「おめでとう面接(初めての子育て、赤ちゃんとの接し方から何でも相談)」を実施し、ゆりかご応援グッズや誕生祝い品を支給する事業。

政策4-2 子ども・子育て支援の充実

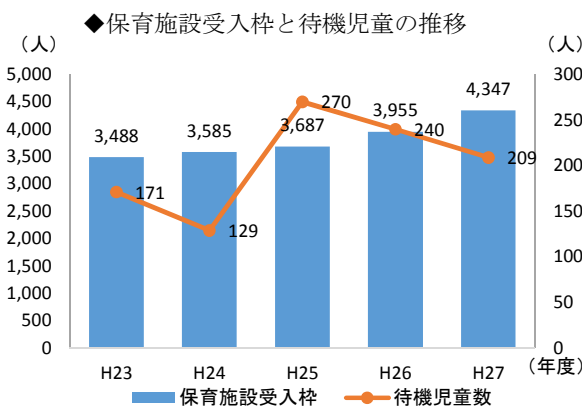
施策4-2-2 保育施設・保育サービスの充実【重点施策】

【施策の目標】

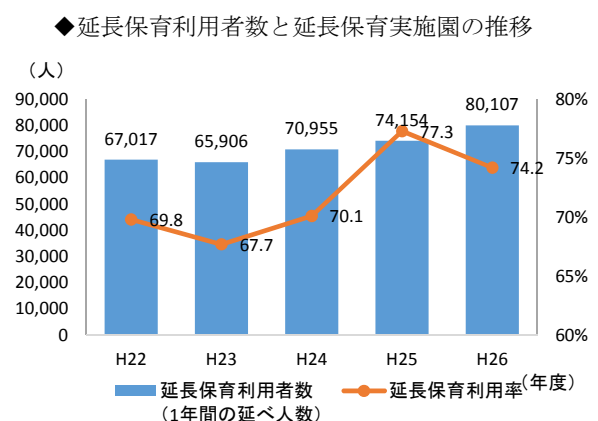
- ◎ 女性の社会進出等に伴って今後も増加が見込まれる保育需要に対応できる、地域のニーズに応じた保育施設を整備します。
- ◎ 延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など多様化する保育需要に対応できるように、保育サービスを充実していきます。

【現状と課題】

- 保育需要数（認可保育施設への入所を希望する児童数）は平成18年度から毎年度増加しています。これに対応するため、区は保育施設の受入枠を増やしていますが、まだ待機児童は解消できていません。
- 認可保育施設への入所を希望する児童数の増加がニーズ調査の結果を上回る可能性が高く、子ども・子育て支援事業計画を前倒して保育施設の受入枠を増やしていく必要があります。
- 延長保育は、定員に対する定期的（月極）利用者の利用率が70%を超える状況となっています。また、病後児保育の登録児数は934人（平成27年11月時点）となっています。延長保育の利用率、病後児保育の登録児数は高く推移しており、特別保育のニーズが増加しています。
- 延長保育、病児・病後児保育などの特別保育については、ニーズ調査の結果、利用世帯が増えていくことが想定され、現在の供給量の拡大が必要です。



出典：保育課作成資料



出典：保育課作成資料

【主な取組内容】

仕事と育児を両立できる環境を整え、高まる保育ニーズに早急に corres 応するべく、平成 29 年度までに待機児童ゼロを実現し、その後もゼロを維持するため、保育施設の整備を行います。また、延長保育など特別保育のニーズにも対応した取り組みを進めていきます。

私立認可保育所・小規模保育所の誘致

平成 29 年度までに約 1,300 人分の保育施設の受入枠を増やすため、私立認可保育所を 20 園程度、小規模保育所を 6 園程度積極的に誘致していきます。その後も大規模マンションの建設等により新たな保育ニーズが出てきた場合には、待機児童が生じないように、保育施設の受入枠を増やしていきます。

特別保育の充実

今後開設する認可保育施設は、原則として延長保育を実施します。延長保育の受入枠についても、需要に応じて柔軟な対応ができる施設を増やしていきます。

休日保育は、東エリア、中央エリア、西エリアの 3 か所の認可保育所で、病後児保育は前記の 3 園に加えて、診療所併設型の病後児保育室が中央エリアに 1 か所で実施しています。今後の利用状況に応じて、より利用しやすくなるように運営を工夫していきます。

また、認可保育所全園に看護師を配置し、保育中に体調不良となったお子さんを保護者に引き渡すまでの間、適切な環境で保育（病児保育・体調不良児対応型）するとともに、訪問型病児保育の利用に対する助成制度を新設します。



◆木の温もりあふれる保育室（池袋第三保育園）



◆青空の下で元気に遊ぶ子どもたち（巣鴨第一保育園）

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
待機児童数	209 <small>※平成 27 年 4 月 1 日時点</small>	0	0

出 典	所管課データ
設定理由	待機児童数の減少が保育施設の整備状況、保育サービスの充実を測る指標であるため

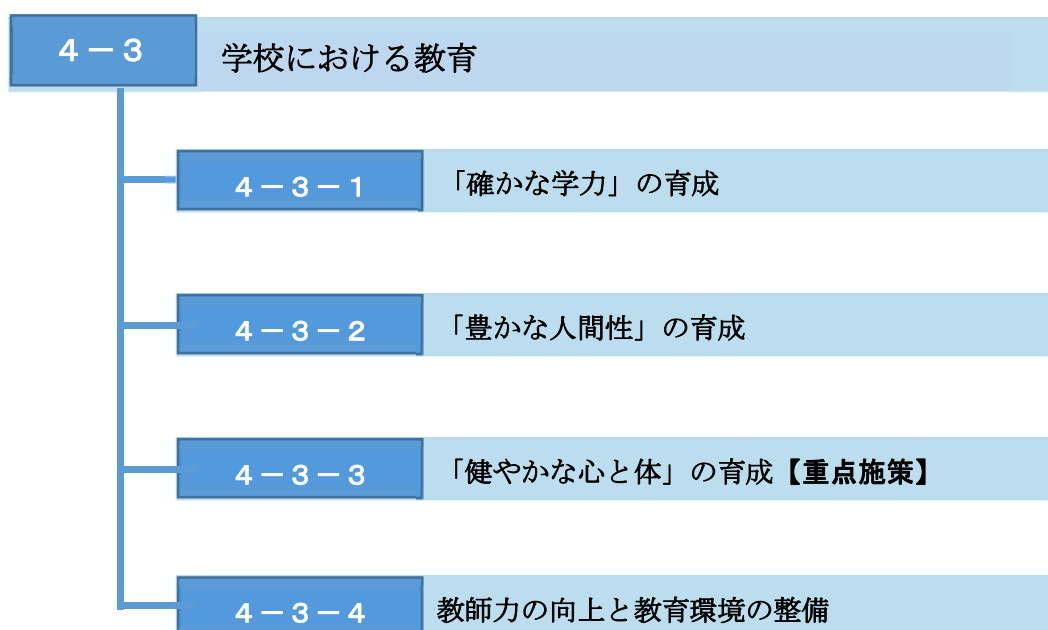
政策4-3

学校における教育

政策の概要

- 学校教育は、「夢づくり、人づくり、国の形づくり」の営みです。
- これからの時代を担う大切な子どもたちには、①基礎的・基本的な学力を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力など「生き抜く力」を培う必要があります。
- 変化の激しい21世紀をたくましく生き抜くことができるよう、教育施策の充実を図り、「教育都市としま」にふさわしい学校教育を推進します。

政策と施策の構成



政策4-3 学校における教育

施策4-3-1 「確かな学力」の育成

【施策の目標】

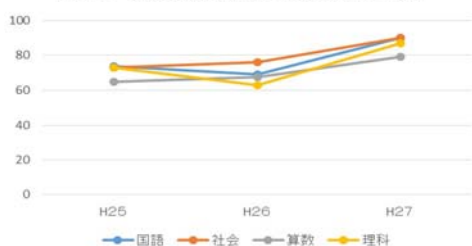
- ◎ 確かな学力を育成するために、子どもたちの知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自ら課題を発見し、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てます。
- ◎ 家庭や地域と連携し、基本的な生活習慣や学習習慣、読書習慣の定着を図ります。

【現状と課題】

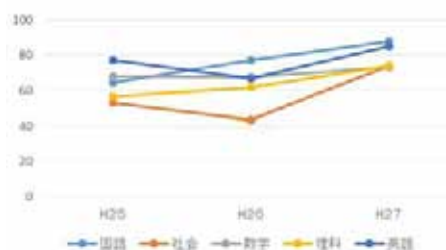
- 「確かな学力」とは、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自ら課題を発見し主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等を指します。
- 全国学力・学習状況調査では、国語、算数、数学の全てで全国平均を上回っています。一方、豊島区独自の学力調査でも国語、算数・数学、英語の大幅な伸びの半面、小学校6年生の社会科「観察・資料活用」の達成率、理科「自然事象への関心・意欲・態度」の達成率が全国平均を下回っています。社会科や理科の授業では、知識の質や量の定着はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要となっています。
- 東日本大震災の教訓やグローバル社会の到来を踏まえ、これからの予測不能な社会に乗り出していく子どもたちは、社会の変化に柔軟に対応できる能力が不可欠となっています。
- 今後、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて海外からの来街者の増加が予想されることから、国際感覚に富む人材の育成と言語コミュニケーション能力の向上が求められています。

◆区学力調査で目標値を達成した児童（小学6年生）（中学3年生）の割合

6年生 各教科の達成率の推移（区全体）



3年生 各教科の達成率の推移（区全体）



出典：平成27年度「基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」

【主な取組内容】

幼児・児童・生徒に「確かな学力」を育成するために、「豊島区教育ビジョン 2015」（豊島区教育振興基本計画）に掲げている実施施策の方向「学びの基礎・基本の徹底」「応用力・実践力の伸長」に沿って取り組みます。今後は、学校教育のみならず、広く家庭や地域とも連携して、一人一人「自ら学ぼうとする意欲」と「学びがい」をもてるよう推進していきます。

学力調査の実施と授業改善推進プランの作成

学習指導要領に示されている教科の目標や内容について、国や都の学力調査や区独自の学力調査を活用し、児童・生徒の学習状況を把握します。さらに、結果分析に基づき、各学校で授業改善推進プランを作成します。児童・生徒の学習の定着・習熟状況に基づいた課題を把握し、具体的な授業改善による確かな学力の定着を促進します。



◆タブレット PC で使って説明する児童

小・中学校補習支援チューター事業^{※1}の推進

学力や家庭学習の二極化に対応するため、各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業の支援を行うために、補習支援チューターを配置します。

ICT環境整備とアクティブ・ラーニング^{※2}の充実

学習用コンピュータや電子黒板等、ICT機器及び校内LAN等の整備を推進し、児童・生徒の学習活動を支援します。また、学校情報センター（学校図書館）で、アナログ情報とともにICT機器を活用し、「思考の方法」や「情報リテラシー^{※3}」、「協働的な学び」等、21世紀を拓く能力を育成し、主体的・協働的な学びを促進します。



◆「豊島の森」で主体的・協働的に学ぶ児童

グローバル化に対応した英語教育の充実

公立幼稚園の英語遊び、小学校1年生から中学校3年生までALT（外国人英語指導助手）を配置し英語活動を実施します。また、中学校ではオールイングリッシュで授業を実施します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①区実施の「基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」における達成率(4教科平均)(小6)	86.5%	87.0%	88.0%
②区実施の「基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」における達成率(5教科平均)(中3)	78.8%	80.0%	80.0%

出 典	①②豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査
設定理由	①②区独自の学力調査であり、児童・生徒が確かな学力を身につけているかを把握する指標であるため

※1 各小中学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置する事業のこと。

※2 教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。主に発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれ、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効な方法とされる。

※3 デジタルネットワーク社会に対応するために必要なパソコン活用能力、ネットワークの活用能力及びそれらを使いこなしてコミュニケーション能力の総体を意味する。

政策4-3 学校における教育

施策4-3-2 「豊かな人間性」の育成

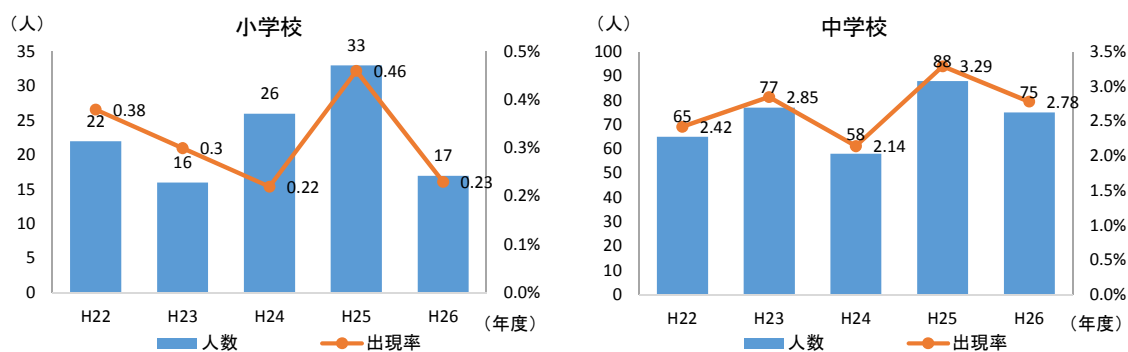
【施策の目標】

- ◎ 学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を推進するとともに、人や社会、自然や環境等と直接的にかかわる様々な体験活動を通して、自己肯定感を高め、人と人とが繋がる心を育て、子どもたちの自己肯定感や他者と人間関係を形成する力を培います。

【現状と課題】

- 少子化・核家族化・都市化の進行にともない、家庭での親子のふれあい、地域の大人と子ども及び子ども同士の交流や活動の活性化が少なくなっています。
- 幼児・児童・生徒の自尊感情及び他者と人間関係を形成する力等、人間形成につながる課題解決の力が十分に育っているとは言い難い状況にあります。
- 豊島区では、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等の対策について基本理念を定め、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「豊島区いじめ防止対策推進条例」を制定し、いじめ防止の取組みを強化しています。
- 「学校の決まりを守っているか」との質問に「守っていない」「あまり守っていない」と回答した小学校6年生が16.6%、中学校3年生が7.7%という改善すべき現状にあります。あいさつや社会的マナー等の継続的な指導を行い、規範意識の醸成が必要です。
- 不登校児童・生徒数は、小・中学校ともに年々減少しているが、依然として100名（約1%）近い不登校児童・生徒がいる現状です。

◆不登校児童・生徒の推移



出典：平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について

【主な取組内容】

幼児・児童・生徒に豊かな人間性を育成するために規範意識の育成と豊かな人間関係を育む体験活動の充実を図ります。

人権啓発活動

「人権の花^{※1}」や「人権作文」、「人権に関する標語」などの取り組みを通して人権教育を推進し、あいさつの重要性や社会的マナーを体得できるよう指導します。また、教職員を対象とする人権教育研修、初任者研修、10年経験者研修などにおいて、「人権教育プログラム」（東京都教育委員会平成27年3月）等を活用し、研修を実施します。

不登校児童・生徒数の減少に向けた心理検査「ハイパーQU^{※2}」の実施

児童・生徒の日常生活の行動や学習状況のデータに基づいて分析し、個々の学習特性や心情面、学級集団の事態に基づく、児童・生徒及び教員と人間関係を把握し、校内での学級づくりやいじめの早期発見及び不登校未然防止を強化します。

次世代文化の担い手育成事業

幼児・児童・生徒の想像力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会を充実させます。

ものづくり体験の推進

区内小・中学校が参加する連合作品展に向けて、作品制作に取り組むとともに、連合作品展の鑑賞を推奨する。表現や鑑賞の活動を通して、自らつくりだす喜びを味わうとともに、基礎的な能力開発を推進します。



◆次世代文化の担い手育成事業



◆豊島区連合作品展

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 ＜現 状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
①「学校へ行くのが楽しい」について、肯定的な回答をする児童・生徒の割合（小6・中3）	小6：88.2% 中3：85.6%	小6：90.0% 中3：88.0%	小6：92.0% 中3：90.0%
②「人の役に立つことを、自分から進んですることがある」について、肯定的な回答をする児童・生徒の割合（小6・中3）	小6：81.0% 中3：80.2%	小6：83.0% 中3：82.0%	小6：85.0% 中3：84.0%
出典	①②豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査		
設定理由	①児童・生徒が学校生活に満足し、様々な教育活動に積極的に取り組んだり、友だちと仲良く生活したりしていることを示す指標であるため ②児童・生徒が人と繋がる心や、社会参画への意欲や態度が育成されていることを示す指標であるため		

※1 命の大切さや愛おしさを感じてもらうため、区内の小中学校で種から育てている花のこと。

※2 学校生活における児童・生徒一人一人の意欲や満足度、ソーシャルスキル、及び学級集団の状況を質問紙によって測定するもの。心理検査。

政策4-3 学校における教育

施策4-3-3 「健やかな心と体」の育成【重点施策】

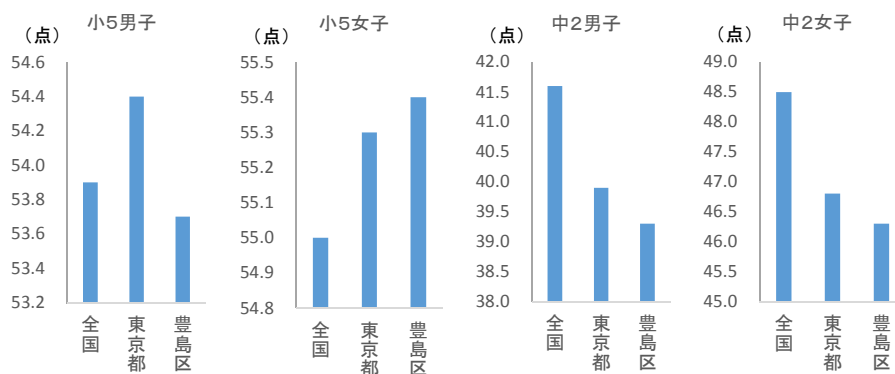
【施策の目標】

- ◎ 子どもたちの運動・スポーツに対する関心や意欲を向上させるとともに、運動習慣の定着、健康の増進など、豊かな生活を送るための基礎を培います。
- ◎ 子どもたちに危険予測と回避能力及び安全・安心な環境づくりに貢献できる資質・能力を身に付けさせます。

【現状と課題】

- 利便性が高く狭い高密度都市である本区は、運動する時間や場所が限られていることから、子どもの体力・運動能力は全国平均と比べると低い現状です。
- 交通事故、自然災害の発生など幼児・児童・生徒を取り巻く環境には、多くの危険が潜んでいるため、危険を予測し回避する能力及び安全・安心な環境づくりに貢献できる資質・能力を身に付ける必要があります。
- 健康増進のためには、生活習慣の確立が不可欠であり、学校においても指導体制を整備していくことが大切となっています。

◆豊島区立小・中学校児童・生徒の体力合計点の東京都・全国との比較



出典：平成26年度「豊島区立小・中学校児童・生徒の体力・運動能力調査（報告）」

【主な取組内容】

「一校（園）一取組」運動など、学校生活において、体を動かし、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するなど、幼児・児童・生徒の運動の質と量の確保に努めるとともに、地域や家庭と連携して、継続的・長期的に体力づくりに取り組んでいきます。

オリンピック・パラリンピック教育・「一校（園）一取組」運動の推進

国際理解教育の推進やコーディネーショントレーニングの導入、オリンピック・パラリンピアンと幼児・児童・生徒との交流等により、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。また、幼児・児童・生徒の体力向上に向けて、体育、保健体育の授業の充実や、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析に基づき計画・実施する「一校（園）一取組」運動を通して運動の日常化を図ります。



◆オリンピックによる体育の授業

民間団体と連携した運動教室の推進

地域の民間企業と連携をとり、体操や武道等の元オリンピック選手による実技指導を中心とした運動教室を実施し、運動・スポーツへの関心を高める取組を推進します。



◆民間企業と連携した教員研修

インターナショナルセーフスクール認証取得への取組

再認証を取得した朋有小学校や認証を取得した富士見台小学校の実践を基に、データに基づく科学的な手法を、全小中学校規模に広げ、安全で安心な教育環境づくりを推進します。

がんに関する教育や歯と口腔の健康づくりの推進

区独自に作成した教材を使用して、保健（保健分野）等において、がんに関する教育や歯と口腔の健康づくりに向けた授業を実施します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①東京都児童・生徒体力運動能力、生活・運動習慣等調査における総合得点の年次推移(小学校6年生)	男子 59.4 点 女子 61.1 点	男子 60.0 点 女子 62.0 点	男子 62.0 点 女子 64.0 点
②東京都児童・生徒体力運動能力、生活・運動習慣等調査における総合得点の年次推移(中学校3年生)	男子 46.7 点 女子 49.4 点	男子 48.0 点 女子 51.0 点	男子 50.0 点 女子 53.0 点

出 典	①②東京都児童・生徒体力運動能力、生活・運動習慣等調査
設定理由	①②総合得点が、運動・スポーツを通じて、児童・生徒の跳躍力や柔軟性、持久力など健やかな心と体が育成されているかを把握する指標であるため

政策4-3 学校における教育

施策4-3-4 教師力の向上と教育環境の整備

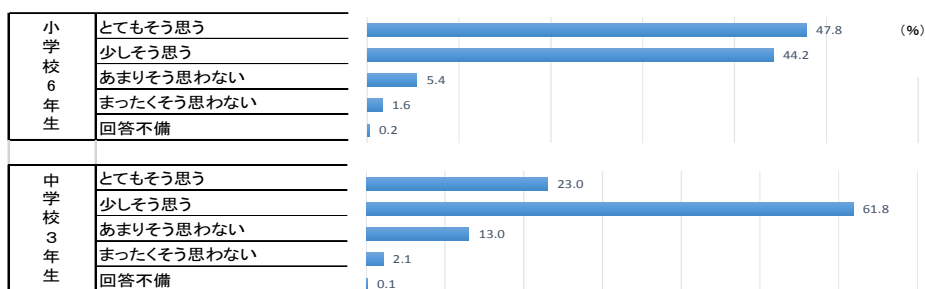
【施策の目標】

- ◎ 質の高い学校教育を実現するために、子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される実践力の高い教員を育成します。
- ◎ 子どもたちの知的好奇心や探究心、豊かな心を育み、知・徳・体の調和のとれた「確かな学力」の定着を図り、より良い教育環境の整備・充実に努めます。

【現状と課題】

- 豊島区では、全国学力・学習状況調査の結果が全国上位となるなど成果をあげてきている一方で、学力の二極化なども指摘されており、さらなる授業と学びのモデルチェンジが求められています。また、教員の若年化傾向は依然続いており、若手教員の育成や教育活動の中心的な役割を担う中堅教員の意図的・計画的な人材育成を必要となっています。
- 平成26年3月の調査では、63.2%の教員が「職務について常に忙しい」と回答しています。今後、教育環境の整備を進め、校務支援システムを活用した事務の効率化や校務負担の軽減などによる教員の多忙感の解消が求められています。
- 特別な支援を要する児童・生徒が増加している現状があります。児童・生徒一人一人へのきめ細かな指導方法や指導内容の充実が求められています。
- 児童・生徒の学力向上に向けて、学生等を積極的に受け入れるなどの特色ある学校づくりの推進が求められています。

◆ 「学校の授業はよくわかる」に対する回答



出典：平成27年度「基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」（小6・中3の意識調査）

【主な取組内容】

研修や教育連携など多岐にわたる施策を通じて、教員の資質・能力の向上を図ります。また、学校図書館に司書を配置し、児童・生徒の調べ学習への支援を行うなど、教育環境の充実に努めます。

教員の資質・能力向上の推進

「豊島教員ミニマム※」を活用し、教員の意識を高め、豊島区に愛着をもつ教員を育成します。また、保護者や地域の方々と適切に対応する力や課題解決に向けて取り組む力、校務支援システムを活用し、組織の一員として校務を遂行する力を高める研修を充実することで、教員の多忙感解消を目指します。

さらに、能代市との教育連携や「としま教育フォーラム」の実施を通して、豊島区と能代市との相互の優れた実践に学び、児童・生徒の学習改善及び授業改善を推進します。

学校図書館の整備・充実

学校図書館に司書を配置し、学校図書館の整備や、児童・生徒の調べ学習への支援、読書に関する相談への対応、ICTやタブレットPCを駆使した調べ学習等の拡充により、学校情報センターとしての機能を高め、図書活動の活性化を推進します。

特別支援教育の充実

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために、きめ細かな指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ個別指導計画と個別の教育支援計画を作成し、それに基づいた指導を推進します。

区内7大学との教育連携

区内7大学との連携による教員研修の実施や、教職を目指す学生等を積極的に受け入れ、授業や部活動の充実を図ります。



◆初任者宿泊研修でのフィールドワーク



◆としま教育フォーラム

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 ＜現 状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
①「学校の授業はよくわかる」について、肯定的な回答をする児童・生徒の割合(小6・中3)	小6:92.9% 中3:84.8%	小6:94.0% 中3:86.0%	小6:95.0% 中3:88.0%
②「困った時に相談できる先生がいる」について、肯定的な回答をする児童・生徒の割合(小6・中3)	小6:71.2% 中3:66.8%	小6:75.0% 中3:70.0%	小6:80.0% 中3:75.0%

出 典	①②豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査
設定理由	①教員の本務は学習指導にあり、分かりやすい授業は、教師力があることを示す指標であるため ②児童・生徒に信頼される教員が育成されていることを示す指標であるため

※ 豊島区に愛着をもつ教員を育成し、各教員が「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「保護者や地域との適切な対応力」「組織の一員としての円滑な校務遂行力」を身に付け、豊島区の教員なら「いつでも、どこでも、だれでも、これだけにはできる実践力」の姿を示したものの。

政策4-4

地域に信頼される教育

政策の概要

- 子どもたちは地域の文化や歴史、地域の人々に学び、地域で育ちます。子どもたちが地域を大切に思う心情をもち、健やかに成長するために、学校・家庭・地域が共に手を取り合いながら、子どもたちが地域の歴史や文化、芸術に学び、郷土を愛する心を育てます。
- また、家庭・地域・学校の強固な連携により、子どもたちの健やかな育成を図ります。さらに、子どもたちの安全・安心な教育環境を確保するため、学校改築を着実に推進します。

政策と施策の構成



政策4-4 地域に信頼される教育

施策4-4-1 家庭教育の支援

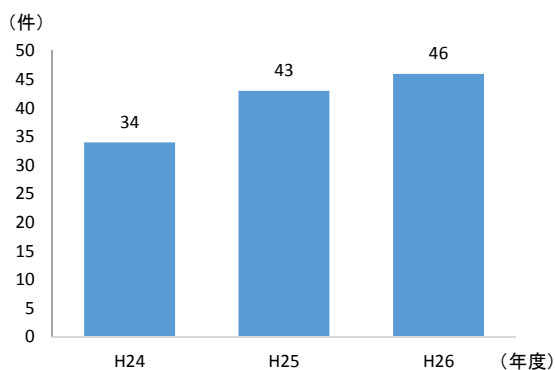
【施策の目標】

- ◎ 家庭教育支援ネットワークを確立し、学校と地域が一体となって、いじめや不登校、問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応を推進します。
- ◎ 家庭教育の充実を図るため、学校と家庭が相応の責任を果たし相互に協力し、家庭教育力の向上を支援します。

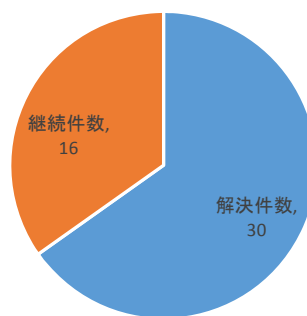
【現状と課題】

- 文部科学省が実施した調査（平成20年実施）では、「子どもとの接し方に自信が持てないなど、子育てに不安を感じる」と回答している保護者が36.4%となっています。本区においても、各学校で同様の現状が見られます。
- 様々な教育課題の解決には、学校と家庭との協力体制構築が重要であり、情報交流の促進及び活動の活性化を図る必要があります。いじめ問題の根絶や不登校児童・生徒数の大幅な減少が求められていますが、家庭教育への支援が十分に進められているとは言えない現状があります。
- 豊島区の外国人登録者数は増加傾向にあり、平成27年には2万人を超えました。それに伴い、外国籍児童も増えており、学校生活への適応支援のほかに学校と保護者との円滑なコミュニケーションを行うための連携が必要となっています。

◆スクールソーシャルワーカー申請件数



出典：教育センター資料

◆スクールソーシャルワーカーの
解決件数・継続件数（平成26年度）

出典：教育センター資料

【主な取組内容】

家庭の教育力向上のため保護者への意識啓発を行うとともに、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用していきます。

保護者への意識啓発の推進

学習習慣・生活習慣・読書週間の確立が、児童・生徒を育成していく上で非常に重要です。そのためには、家庭が担う役割が大きいので、保護者の意識啓発を積極的に推進します。

家庭教育への支援強化

庁内関係課との横断的な体制を確立し、直接家庭に関わることができるスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することや小学校PTA連合会と協力して研修会を開催するなど、保護者自身が学び育つ学習の場や情報を提供し、家庭教育への支援強化を実施します。



◆小学校PTA主催の研修会

通訳派遣の充実

日本語の理解が十分でない保護者との三者面談等の際に、学校と保護者との緊密な連携に向けて、通訳派遣を実施します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
スクールソーシャルワーカーの派遣により、家庭と関係諸機関等をつなぐなど一定の問題解決を図ることができた件数	30 件	35 件	35 件

出 典	教育センター派遣実績
設定理由	スクールワーカーを派遣し、家庭と関係諸機関をつなぐことが、家庭の問題を解決し、家庭の教育力向上につながっていくため

政策4-4 地域に信頼される教育

施策4-4-2 地域人材の活用

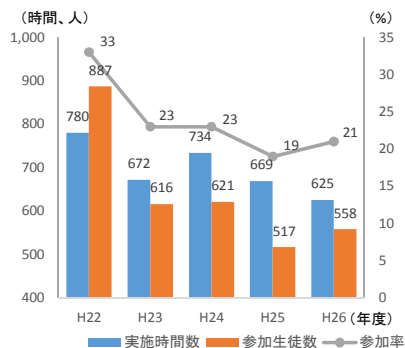
【施策の目標】

- ◎ 地域の多様な人材や文化資源を学校教育の目的に即して有効に活用し、学校教育の質的向上・充実を図ります。

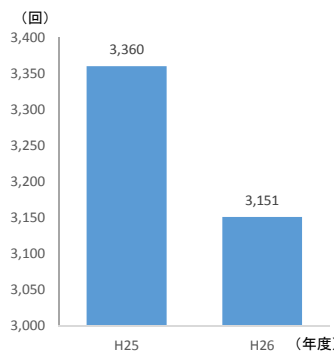
【現状と課題】

- 幼児・児童・生徒が地域に学び、地域に育つためには、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら、相互に支え合う体制づくりを進める必要があります。
- 中学校では、部活動を指導できる教員が不足しています。今後、部活動の充実を図るため、地域の人材等を部活動外部指導員として積極的に活用する必要があります。
- 多忙感を感じている教員が多くいる一方で、様々な教育活動を進める際に、地域の人材・文化資源を有効に活用することなく、学校のみで実施している場合があります。伝統・文化や歴史に学び、それらを尊重する教育を充実させるため、郷土への愛着をはぐくむ教育が必要とされています。
- 地域の人材を活用した活動を推進するため、コミュニティスクール機能の充実や学校経営の改善という視点での取組が必要とされています。

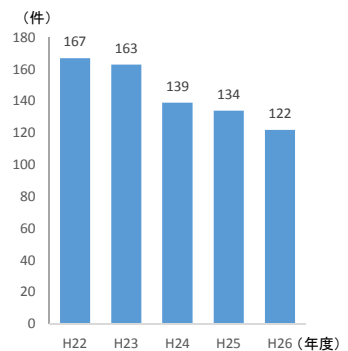
◆水曜トライアルスクール実施状況



◆中学校部活動への外部指導員の派遣回数



◆スクールスタッフ実施状況



※水曜トライアルスクール：
中学校を対象に、水曜日の午後を活用し、各種検定試験の合格を目指した講座を開設し、講師を派遣する。
※スクールスタッフ事業：
地域の様々な分野の優れた人材を幼稚園、小・中学校に派遣する。

出典：指導課作成資料

【主な取組内容】

教育目標の達成状況の評価及び地域の多様な人材を活用することにより、幼児・児童・生徒に、地域への愛着や誇りをもたせ、社会全体で学校の活性化、特色ある学校づくりなど取り組み、教育活動の充実を図っていきます。

学校評価と関係者評価の実施

各学校は、教育目標の達成状況や、課題の改善がどの程度進んでいるのか等について学校評価を実施し、その評価結果の妥当性について、関係者評価を実施します。

外部人材の積極的な活用の推進

多様な経験や技能、資格や特技を有する地域の方々を幼稚園、小・中学校に講師として招き、豊島区の伝統・文化や芸術等に関する授業を実施します。また、部活動の充実を図り、学校教育を活性化させるため、地域の人材等を部活動外部指導員として、各中学校への派遣を実施します。



◆外部人材を活用した都市型環境教育の授業

コミュニティスクールの実施

学校運営連絡協議会※に学校支援コーディネーターを設置し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「外部人材の活用が有効であった」について、肯定的な回答をする児童・生徒（小 6・中 3）、教職員、保護者の割合	—	70.0%	80.0%
出 典	各幼稚園、小・中学校で実施する学校評価アンケート		
設定理由	地域の多様な人材や文化資源を活用することに対する満足度は、地域人材の活用の有効性、そして学校教育の質的向上・充実につながる指標であるため		

※ 地域の代表者等を構成員とする協議会を設置し、地域に開かれた学校運営を推進するとともに、校長及び園長の経営方針に基づいた学校支援の在り方を協議する会。区内の幼稚園、小・中学校では、協議事項をもとに学校関係者評価を実施している。

政策4-4 地域に信頼される教育

施策4-4-3 学校施設の整備【重点施策】

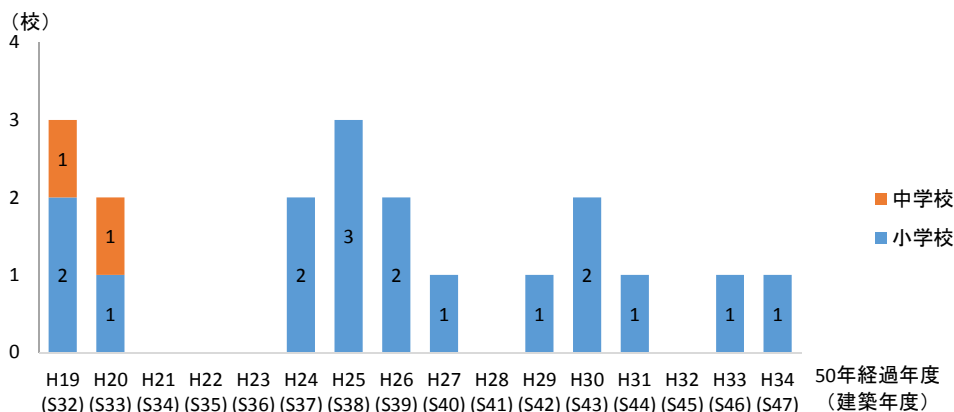
【政策の目標】

- ◎ 築50年を超える老朽化した学校の改築を着実に進め、当面改築を予定していない既存校は計画的な改修を行います。
- ◎ 改築・改修にあたっては、教育方法及び教育内容の多様化や洋式トイレ化に対応した設備を整備し、教育環境の充実と質の向上を図るとともに、エコスクール化・地域防災の拠点としての機能強化を推進します。

【現状と課題】

- 平成26年度末現在、区立小・中学校のうち改築を予定している学校を除く12校（小学校10校、中学校2校）が築50年を超えている現状です。
- 改築にあたっては、仮校舎の確保等改築条件が整った段階で実施計画に位置づけるとともに、将来の児童・生徒数の動向や地域の実情を考慮し、社会情勢の変化に対応した計画とする必要があります。
- 既存施設の改修にあたっては、毎年、現場調査を実施し劣化状況を把握しながら効果的な整備を進めていく必要があります。
- 改築、改修いずれの場合も画一的な整備とすることなく、多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な学習環境の整備による教育環境の質的な向上と、エコスクール化の推進、地域防災の拠点としての整備を図っていく必要があります。

◆建設から築50年経過する学校数



出典：豊島区立小・中学校改築計画

【主な取組内容】

計画的・効率的な改築を進めるとともに、改築のノウハウを生かした改修を行いより良好な教育環境を整備していきます。

特に改築にあたっては、地域の防災拠点であるとともに地域コミュニティの核としての視点を踏まえ、地域と調和した学校、景観や街並みの形成に配慮した施設整備を進めていきます。

計画的・効率的な改築

学校の老朽化の進行と学校を取り巻く社会情勢への変化に対応し、計画的・効率的に改築を進めていきます。改築にあたっては以下3点を重点的に整備します。

- ①ICT環境の整備：どの教室でもICT機器を活用できる教育環境を整え、パソコン環境を整備した学校図書館を配置するなど、学習情報センター機能を強化しています。
- ②エコスクール化の推進：雨水利用、太陽光発電設備の設置、自然換気装置の設置など学校の特色を生かしつつ、環境に配慮した施設計画を整備しています。
- ③防災対策：救援センター機能を強化するため、マンホールトイレ、ヘリサイン[※]、防災井戸、非常用電源など災害時に必要な設備を整備しています。

効率的な既存施設の改修

既存施設の改修にあたっては、改築のノウハウを生かしたICT環境の整備、学習情報センターの設置、トイレ改修、校庭改修、洗口所の整備等、各校の状況に応じて適切に整備しています。また、建物の耐久性を向上させ長寿命化を図るため、計画的に点検・修繕を行い不具合を未然に防止する予防保全と劣化状況や教育内容への適用状況を的確に把握し適時・適切に整備を行います。

安心・快適な学校環境の充実（学校トイレの緊急改善）

児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる快適な環境を整えるため、すべての小・中学校で和式トイレ等老朽化したトイレを洋式化するなど「清潔で明るく、入りやすいトイレ」を集中的かつ早期に改善を図ります。

西池袋中学校（平成24年竣工）



目白小学校（平成26年竣工）



◆ICT環境、エコスクール化、防災対策を駆使した学校改築

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 <現状>	平成32年度 <前期目標>	平成37年度 <後期目標>
改築が完了した学校数(累計)	5校	9校	13校
出典	所管課データ		
設定理由	改築が計画で定めたとおり、順調に進んでいるかどうかは、良好な教育環境が整備されているかを示す指標であるため		

※ 公共施設の屋上に表示する災害時目印のこと。ヘリはヘリコプターの略。

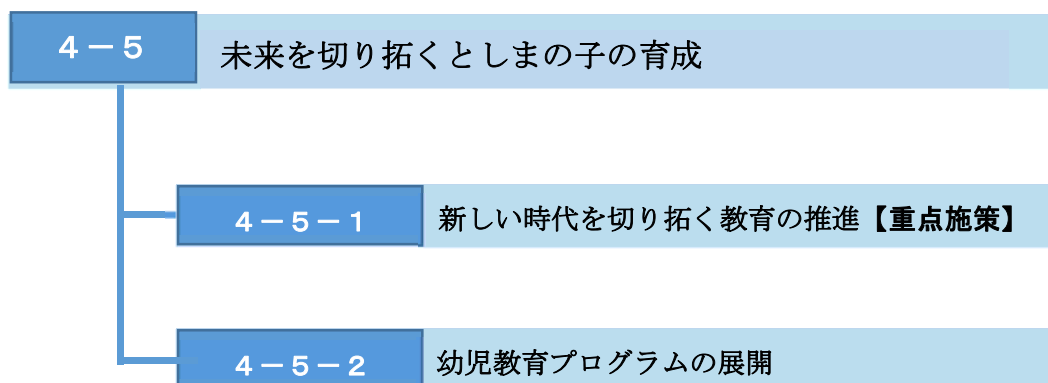
政策4-5

未来を切り拓くとしまの子の育成

政策の概要

- 新しい時代の変化に対応する資質・能力を育成するためには、知識の伝達だけに偏らず、社会の現状から主体的に学ぶことと社会とのつながりをより意識した体験・参加型の教育が大切です。
- 知・徳・体の調和的な成長を促す教育活動を展開するとともに、本区の地域性や特色を踏まえ、今日的な課題・社会の変化などに対応できるとしまの子を育成します。
- 幼児期から学齢期の発達段階に留意し、学びと育ちの連続性及び年齢に応じた発達課題を踏まえた幼児教育を推進します。

政策と施策の構成



政策4-5 未来を切り拓くとしまの子の育成

施策4-5-1 新しい時代を拓く教育の推進【重点施策】**【施策の目標】**

- ◎ ESD（持続可能な開発のための教育）や教育の情報化、キャリア教育など、今日的な教育課題を踏まえ、豊島区の教育資源を最大限に活用した豊島区ならではの教育を推進します。

【現状と課題】

- 高密都市である豊島区は、緑被率が低く、自然環境を生かした環境教育を推進しにくい現状があります。高密都市でもできる、高密都市だからやるべき都市型環境教育を積極的に推進していくことが求められています。
- 「電子黒板やタブレットを活用した授業は活用しない授業よりもわかる」との質問に、小学校6年生は76.6%、中学校3年生は64.7%が肯定的な回答をしています。今後、タブレットパソコンを効果的に活用した授業を実施し、児童・生徒のICT活用能力の向上と情報活用能力の育成を図る必要があります。
- 豊島区は幹線道路や狭い路地が多く、自転車による交通事故が多発しています。また、不審者が頻繁に出没するといった現状もあります。全小・中学校において、安全指導の充実が求められます。

◆ 「電子黒板やタブレットを活用した授業は活用しない授業よりもわかる」に対する回答



出典；平成27年度「基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」（小6・中3の意識調査）

【主な取組内容】

自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、実践に生かすことのできる幼児・児童・生徒をはぐくむため、新庁舎を活用した豊島区ならではの環境教育やICT機器の積極的な活用など、義務教育9年間を見通したキャリア教育等を推進します。

また、幼児・児童・生徒に自ら判断する力を身に付けさせるとともに、地球環境やエネルギーの問題等、グローバルな視野をもった人と人との絆づくりができる能力を育成します。

都市型環境教育の推進

児童・生徒の地球環境への関心を高めるために、新庁舎「豊島の森」を活用することや「学校の森」を活用して植樹・育樹を継続して行う「緑のネットワーク」づくりを通して、高密都市ならではの都市型環境教育を推進します。



◆「豊島の森」における都市型環境教育

教育の情報化の推進と充実

タブレットパソコンや実物投影機・電子黒板の有効活用を推進するとともに、活用状況を踏まえ、全ての学習領域で活用できる環境整備を推進します。

インターナショナルセーフスクールの取組を活用した安全教育の推進

インターナショナルセーフスクール認証校である朋有小学校や富士見台小学校の実践を基に、データに基づく科学的な手法を、全小中学校規模に広げ、安全で安心な教育環境づくりを推進します。



◆インターナショナルセーフスクールでの自転車安全教室

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
タブレット PC など ICT を活用した授業について、肯定的な回答をする児童・生徒の割合(小 6・中 3)	小6:76.6% 中3:64.7%	小6:78.0% 中3:66.0%	小6:80.0% 中3:68.0%

出 典	豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査
設定理由	教育における ICT の効果的な活用が、新たな時代の担い手となる児童・生徒の主体的・協働的な学びや学力向上に寄与していると考えられるため

政策4-5 未来を切り拓くとしまの子の育成

施策4-5-2 幼児教育プログラムの展開

【施策の目標】

- ◎ 幼児期から義務教育修了までを見据え、接続期の適応に配慮し、一人一人のニーズや発達段階に応じた教育を行います。
- ◎ 幼小連携による就学前教育としてのスタートカリキュラム、小中の接続期を円滑に進める小中連携教育を推進し、地域や幼児・児童・生徒の実態に応じた連携プログラムを充実させます。

【現状と課題】

- 平成25年の保育園・幼稚園の保護者対象の調査で、「小学校入学にあたって不安に感じていること」として、約3割が「時間や決まりを守ることができるか」や「自分のことは自分でできるか」と回答しており、子育てに対する不安感をもっています。
- 小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動ができず、授業中に先生の話の聞けないといった、いわゆる「小1プロブレム」が発生しています。
- 多様化する保護者や地域のニーズに柔軟かつ適切に対応するため、子どもたちの育成に最も大きな役割をもつ家庭における教育の充実や就学前における教育・保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に推進する必要があります。
- 幼稚園、保育所と小学校との円滑な接続についても十分に配慮し、小学校就学前後の幼児・児童の育ちを支える体制を整備することが求められています。

◆ 「幼稚園・保育園で重点的に取り組んで欲しいことはどんなことですか」に対する回答



出典：平成26年度「豊島区教育ビジョン2010 改定に係るアンケート調査」

【主な取組内容】

幼児期から義務教育終了までを見据え、幼稚園から小学校、小学校から中学校への接続期に留意した教育連携プログラムを開発し、一人一人の発達段階に対応できる、きめ細やかな支援を行っていきます。また、区立幼稚園のサービスの充実や、今後のあり方についての検討など、幼児教育の充実を図ります。

幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発

区内幼稚園3園、中学校8ブロックで、地域や幼児・児童・生徒の実態に応じたテーマを設定し、教育連携を進めるためのプログラムを開発します。また、連携モデル校を指定し、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの内容を充実します。

区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実

区立幼稚園の保育サービス内容の充実を図るため、各園で教育時間終了後に預かり保育を実施します。また、就学前における教育・保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に推進することを目的として、区立幼稚園の保育サービスの改善・充実を推進します。

区立幼稚園のあり方の検討

「子ども・子育て支援法」が制定され、時代のニーズに応じた幼児教育が必要であり、認定こども園の導入を含めて、今後の区立幼稚園のあり方について検討します。



◆区立幼稚園での英語活動

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
区立幼稚園が実施する保護者アンケートにおいて、「幼稚園の教育に満足している」について、肯定的な回答をする保護者の割合	90.0%	93.0%	95.0%
出 典	各幼稚園で実施する保護者アンケート		
設定理由	保護者の満足度は、一人一人のニーズに応じた幼児教育プログラムが展開されているかどうかを示す指標であるため		

地域づくりの方向 5

みどりのネットワークを 形成する環境のまち

地域づくりの方向の概要

- 自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、魅力ある清潔で美しいまちをめざします。
- みどりの拠点づくりを行うとともに、身近なみどりを増やし、いのちと暮らしを支え、生物多様性を守ります。
- 区民が主体的に取り組むみどりの価値を再認識する仕組みを整備します。
- 水・エネルギー資源等の有効利用、資源リサイクルやごみ処理などの環境に対する取り組みを総合的に展開し、循環型社会への転換をすすめます。

【政策】

- 5-1 みどりの創造と保全
- 5-2 環境の保全
- 5-3 ごみ減量・清掃事業の推進

⑤

みどりのネットワークを形成する 環境のまち

5-1 みどりの創造と保全

5-1-1 みどりの拠点拡大

5-1-2 みどりのネットワークの形成

5-2 環境の保全

5-2-1 低炭素地域社会づくりの推進

5-2-2 自然との共生の推進

5-2-3 地域美化の推進

5-2-4 都市公害の防止

5-3 ごみ減量・清掃事業の推進

5-3-1 3Rの推進

5-3-2 安定的で適正なごみ処理の推進

政策5-1

みどりの創造と保全

政策の概要

- 地域の活動拠点ともなる規模の大きな公園づくりを行い、区民、事業者、学校など、地域の多様な主体が相互に協力しながら「みどり」をつくり、見守る体制を整備します。
- 地域のみどりの重要な資産である街路や公共施設等の緑化を推進し、みどり豊かな公園等の拠点拡大を目指します。
- 公園をはじめ、学校などの緑地をみどり豊かな道路で結び、宅地や商業ビルにも働きかけ、四季の移ろいが感じられるみどりと広場のネットワークを形成します。

政策と施策の構成



政策5-1 みどりの創造と保全

施策5-1-1 みどりの拠点拡大【重点施策】

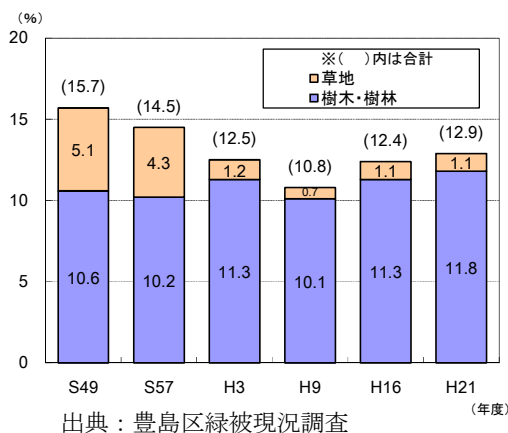
【施策の目標】

- ◎ 公共施設の跡地活用や防災性の向上に取り組む居住環境総合整備等の活用により、新たな公園・児童遊園等を整備・拡充します。
- ◎ 公園の改修及び再整備について、各公園の価値を引き出すため、地域の実情を踏まえながら、だれもが快適に集い、憩えるようなみどり豊かな公園等の拡大を目指します。
- ◎ 私有地の緑化面積の拡充に努めます。

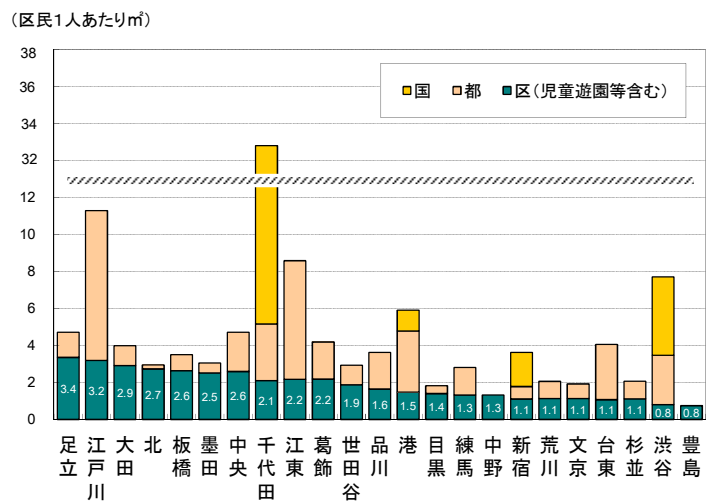
【現状と課題】

- 本区は大規模公園が少ないこと等から、区民一人あたりの公園面積は0.76㎡と少ない状況にあります。
- 平成21年に行った緑被現況調査では、区内の緑被面積は167.8ha、緑被率は12.9%で、23区では19番目に位置しています。
- 区民が潤いのある快適な暮らしを送るためには、みどり豊かな公園等を増やしていくことが必要です。
- 区内のみどりの多くを占める私有地のみどりの維持・拡充が求められています。

◆緑被率の推移



◆一人あたりの公園面積



【主な取組内容】

地域の活動拠点ともなる広々とした公園づくりを行い、「数からまとまりへ」と転換を図ります。また、民有地の緑化面積を拡充するため、民有地の緑化の取組を支援します。

拠点となる公園の整備

今後の新たな公園等の整備については、公共施設の跡地活用、防災性の向上等に取り組む居住環境総合整備事業や防災街区公園整備事業等の活用によって、区財政に大きな負担をかけずに拡充を図ります。

公園の改修及び再整備

公園の改修及び再整備について、防災機能を有する近隣公園として、高田小学校跡地を活用して整備します。また、地域の実情を踏まえながら、旧庁舎跡地周辺整備の一環として、中池袋公園を再整備します。

公園等の維持管理に係る運営（公園施設改修事業）

既設の公園・児童遊園等を、安全で快適に利用できるよう維持管理を行います。また、平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の改修を行います。

民有地の緑化の支援

接道緑化、屋上緑化、壁面緑化などの地域の緑化活動に対して費用の助成を行うとともに、ツル性植物の配布やみどりの普及啓発を行うことにより、民有地の緑化面積の拡大に努めます。



◆南池袋公園整備イメージ



◆造幣局跡地整備イメージ

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 ＜現状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
公園の新設・改修面積（累計値）	28,771 m ²	58,100 m ²	67,100 m ²

出典	所管課データ
設定理由	公園の新設や改修は区内のみどりの拠点が増加したことを示す指標であるため

政策5-1 みどりの創造と保全

施策5-1-2 みどりのネットワークの形成

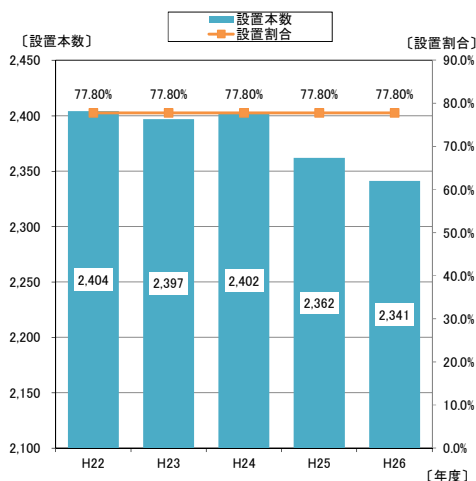
【施策の目標】

- ◎ 区道の街路樹・植樹帯を整備することによって、公園・児童遊園等をはじめ、公共施設や民有地の緑をつなぎネットワークを形成していきます。
- ◎ 学校等の区有施設のほか、民有地への植樹などを通じて、区全体の緑化を推進します。
- ◎ 様々な主体による緑化活動を支援するとともに、主体相互間の連携・協働を推進します。

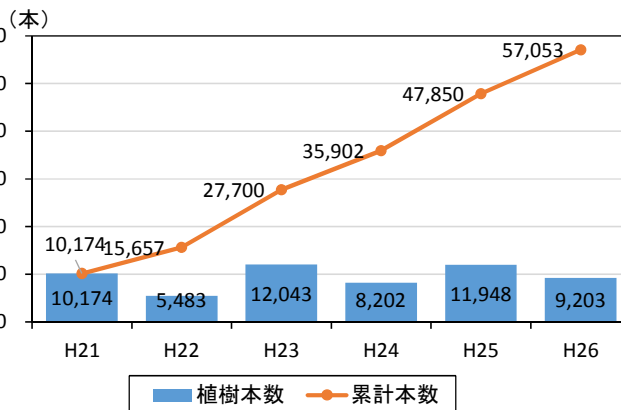
【現状と課題】

- 区内のみどりのネットワークを形成する主なものは街路樹です。このため、都道や区道の整備事業に伴う街路樹整備により、一定の設置割合を維持するよう努めています。そこで、街路樹等の設置割合の維持に加え、樹木の健全な育成と歩行者の安全確保のため、適切な維持管理が求められています。
- ヒートアイランド現象による地面や建築物の蓄熱が、熱中症など健康に深刻な影響を及ぼしています。地面や建築物の蓄熱量を抑えるため、身近なみどりを増やす必要があります。
- 近年、区内全域で緑化の取組みをしている個人・企業等が増えています。このため、緑化の取組みを支える様々な団体や個人の活動を支援することが必要になっています。

◆区内道路の街路樹本数及び設置割合



◆「いのちの森」植樹実績



出典：公園緑地課作成資料（「街路樹台帳」より）

出典：環境政策課作成資料

【主な取組内容】

みどりのネットワークを形成する街路樹・植樹帯を整備するとともに、適切な維持管理を行います。また、身近なみどりを増やす取組を推進します。

街路美化事業の推進

区道の街路樹・植樹帯を整備するとともに、剪定・補植等の維持管理を適切に行います。

多様な主体の連携・協働による緑化の推進

企業、大学、地域団体などで構成される「グリーンとしま」再生プロジェクト[※]実行委員会の活動などを通じて、学校、公園等の区施設や民有地の緑化を進めるとともに、より多くの人々が様々な形で緑化に取り組む機会を増やします。

また、緑化に取り組む団体等の活動に関する情報の共有や相互交流の場を提供します。

緑化活動の支援の充実

向こう三軒両隣り方式による界わい緑化等、緑化の支援の取組を通して、地域コミュニティの形成とまち全体の緑化を進めます。



◆劇場通り



◆区民と協働での公園管理

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 <現 状>	平成 32 年度 <前期目標>	平成 37 年度 <後期目標>
街路樹の設置割合	77.8%	80.0%	87.0%

出 典	所管課データ
設定理由	設置割合の増加は、区内のみどりが増加し、みどりのネットワークが形成されていることを示す指標であるため

※ 高密度都市である豊島区でみどり豊かな環境都市を実現するために植樹等を推進するプロジェクト

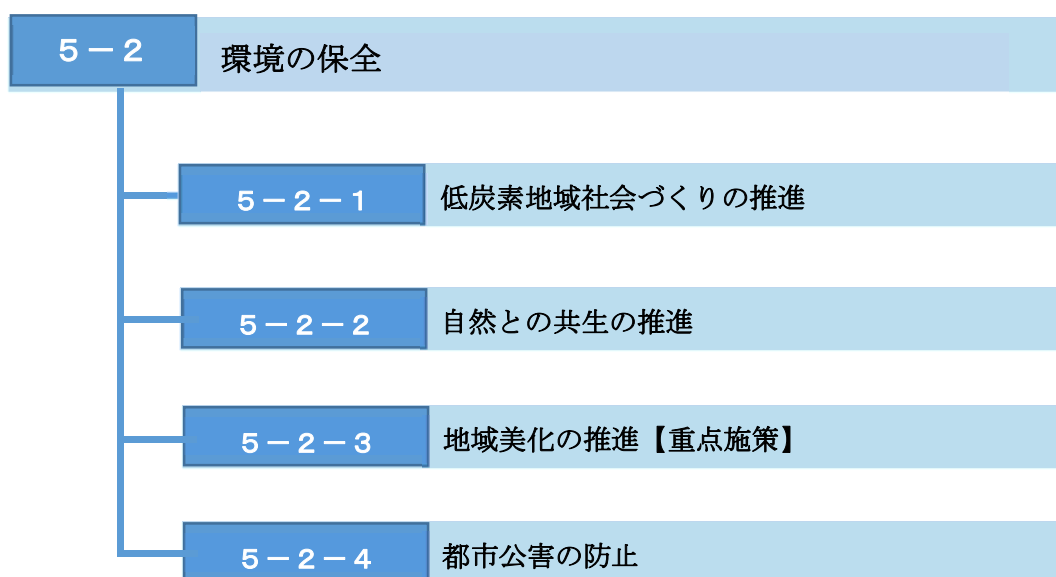
政策5-2

環境の保全

政策の概要

- 地球温暖化を防止するため、CO₂排出量やエネルギー消費量の削減に取り組み、低炭素地域社会づくりをすすめます。
- 生物多様性の恵みを将来にわたって享受できるよう、生物多様性の損失を食い止め、持続可能な社会の実現に取り組みます。
- 路上での歩きたばこやたばこの火による事故を防ぐための取組や地域と連携した落書き消去活動、ガム除去活動等により環境美化の向上に努めます。
- 大気汚染、騒音振動などの公害の調査、公害関係法令に基づく届出などの審査、指導並びに公害苦情の処理を迅速かつ適切に実施します。

政策と施策の構成



政策5-2 環境の保全

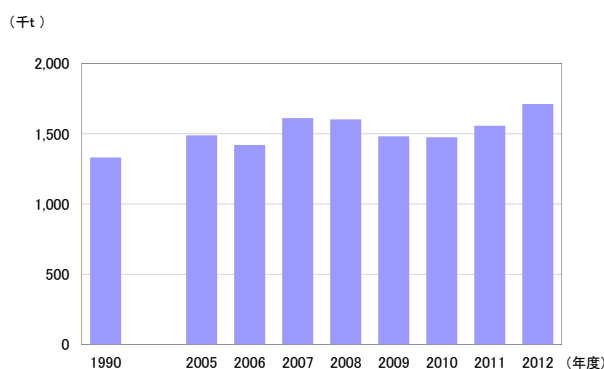
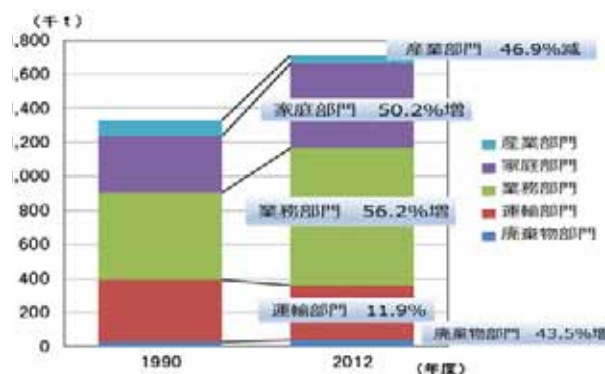
施策5-2-1 低炭素地域社会づくりの推進

【施策の目標】

- ◎ 省エネ設備の導入支援や「環境庁舎」を拠点とする環境配慮行動の普及啓発などを行うことにより、家庭や事業所における省エネ・節電の取組を促進します。
- ◎ 住宅や建物への再生可能エネルギー導入を支援するとともに、区有施設において再生可能エネルギーを積極的に活用します。
- ◎ 環境にやさしい交通手段の利用を推進します。

【現状と課題】

- CO₂排出量は、家庭部門及び業務部門で増加傾向となっています。
- 家庭部門のCO₂排出量を減らすためには、一人でも多くの区民の地球温暖化への関心や意識を高め、省エネ・節電を意識したライフスタイルを普及させる必要があります。
- 業務部門のCO₂排出量を減らすためには、部門の多くを占め、資金、技術等が不足している中小規模事業所への支援が必要です。
- 石油や石炭などの化石燃料に由来するエネルギー依存度が高く、これにより多くのCO₂が排出されています。
- CO₂排出量の削減のために再生可能エネルギーのさらなる利用拡大が求められています。
- 運輸部門のCO₂排出量は、区全体の排出量の約19%を占めています。
- CO₂排出量の多い自動車の利用を抑制する必要があります。

◆CO₂排出量の推移◆部門別CO₂排出量の推移

出典：特別区の温室効果ガス排出量 1990年度～2012年度（一部引用）

【主な取組内容】

家庭や事業所に対し、再生可能エネルギー設備や省エネ設備を設置する経費を助成するとともに、省エネ・節電行動を促進するため、省エネセミナー等を開催します。

また、住民参加型の再生可能エネルギー導入手法の検討を行うとともに、区有施設に再生可能エネルギー設備を導入します。CO₂排出量の少ない交通手段の利用を促進します。

家庭における再エネ・省エネ・節電の取組の促進

太陽光発電システムなどの再エネ機器の設置に要する費用の一部を助成します。また、省エネセミナーや省エネ診断等を通じて、ライフスタイルに合った省エネ、CO₂対策を提案するなど、家庭への啓発活動を進めます。



◆再生可能エネルギーセミナー

事業所における省エネ・節電の取組の支援

中小規模事業者の省エネ機器の導入等に対し、その費用の一部を助成します。また、事業者向け省エネセミナーや省エネ診断など啓発事業を行います。

再生可能エネルギーの普及拡大

国の固定価格買取制度や東京都の「屋根ちから」ソーラープロジェクトなどの仕組みを考慮しつつ、太陽光発電を中心に、住宅や建物への導入支援や区有施設への活用を進めていきます。



◆新庁舎環境配慮技術「エコヴェール」

住民参加型の再生可能エネルギー導入の促進

再生可能エネルギーに関する啓発講座の開催を通じ、地域主導による住民参加型の再生可能エネルギーを導入・活用するための仕組みづくりを検討します。

CO₂排出量の少ない交通手段の利用促進

CO₂排出量の少ない交通手段の利用拡大に向けて環境講座を実施します。また、自転車利用を促進するため、駐輪場や自転車走行レーンを整備していきます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 <現 状>	平成 32 年度 <前期目標>	平成 37 年度 <後期目標>
①再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成(累計件数)	1,496 件	2,100 件	2,600 件
②エネルギー消費量(単位:TJ)	16,351(平成 17 年度比 9.3%減)	15,452(平成 17 年度比 14.3%減)	13,528(平成 17 年度比 25%減)

出 典	①②所管課データ
設定理由	①家庭や事業所での省エネ・節電の取組の成果を示す指標であるため ②エネルギー消費量の減少は、低炭素地域社会への取組の成果を示す指標であるため

政策5-2 環境の保全

施策5-2-2 自然との共生の推進

【施策の目標】

- ◎ 生きものの生息・生育地を確保し、生きものがすみ続けられるまちづくりを進めます。
- ◎ 様々な生きものが行き交うことのできる、みどりと水のネットワークを形成します。
- ◎ 自然にふれあえる場や機会の確保、生物多様性について学習する場の提供など、生物多様性について多面的な普及啓発を行います。
- ◎ 生物多様性に関する情報の収集・共有・活用を図り、多様な主体の連携による持続可能な仕組みを構築します。

【現状と課題】

- 開発や乱獲など、人間の活動が原因で、生物多様性の損失が急速に進んでいます。生物多様性を向上させるためには、区内に残る貴重なみどりを守るとともに、新たなみどりや水辺を創出する必要があります。
- また、生きものが移動できるように、みどりと水のネットワークを形成することが必要です。
- 生物多様性という考え方の普及は不十分です。そのため、区民や事業者の生物多様性への理解や関心を高めることが必要です。
- また、区内の生きものの現状を把握し、その情報を共有・活用するなど、取組を進める多様な主体の連携や協働のための環境整備が求められています。

◆生きものデータベースのイメージ



出典：豊島区環境基本計画

◆区民参加型調査実績（平成26年度）

	開催場所	参加人数
生きもの観察ツアー	みらい館大明	41名
冬の野鳥観察会	雑司ヶ谷霊園	25名

出典：環境政策課作成資料

【主な取組内容】

豊島区の生物多様性を保全するため、区内に残る緑地を保全するとともに、新たな緑地や水辺を創出し、みどりと水のネットワークを形成します。また、自然観察会などの環境教育やモニタリング調査を実施するとともに、保全活動に取り組む多様な主体への支援を行います。

大規模緑地の保全等の推進

区内の生物多様性の拠点となる大規模緑地について、所有者と連携した保全活動を検討、推進します。

みどりと水のネットワークの形成

公園や学校などの緑化やビオトープ池の整備をするとともに、これらを街路樹などでつなげ、みどりと水のネットワークを形成します。

身近な自然にふれあう機会の確保

庁舎10階の屋上庭園「豊島の森」や「いのちの森[※]」などで自然観察会、自然体験講座を開催し、生物多様性についての普及啓発を行います。

生物多様性に関する情報の収集・共有・活用

定期的なモニタリング調査や区民参加による生きもの調査を実施し、区内の自然環境の状況を把握し評価するとともに、その結果を公表します。また、収集した情報は保全活動に活用します。

多様な主体への支援

生物多様性の保全活動に取り組む団体等に対し、資材提供等の支援を行うとともに団体等の相互交流や連携を促します。



◆冬の野鳥観察会の様子



◆庁舎10階 豊島の森

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 ＜現 状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
自然観察会、生きもの調査等に参加する区民の数(累計)	66人	1,030人	1,780人

出 典	所管課データ
設定理由	区民の生物多様性への理解と関心の度合いを示すとともに、事業への参加を通じて生物多様性への理解と関心をより一層高め、自然との共生に繋がっていくと考えられるため

※ 「グリーンとしま」再生プロジェクトにより、区内の緑化を推進するため、区民ひろばなどの区施設に植樹をしたもの。

政策5-2 環境の保全

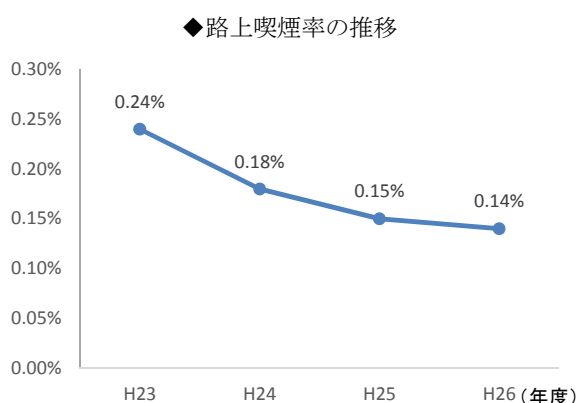
施策5-2-3 地域美化の推進【重点施策】

【施策の目標】

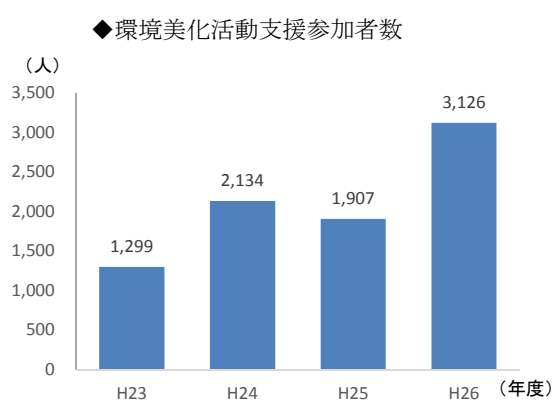
- ◎ 路上喫煙による火の事故や煙による迷惑を防止するため、パトロールによる注意・指導と啓発活動を実施するとともに、喫煙場所の整備により分煙化を推進します。
- ◎ 地域清掃・落書き消去・ガム取りなどの美化活動を区・事業者・団体が連携して実施することにより、安全で快適な都市空間の確保及び環境美化を促進します。

【現状と課題】

- 平成23年の区内全域の路上喫煙禁止を定めた条例の施行後も、路上喫煙に関する苦情が寄せられています。そのため、路上喫煙・ポイ捨て防止の取組を推進するとともに、豊島区における喫煙ルールを周知徹底することが求められています。
- 「豊島区国際アート・カルチャー都市構想」や東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、豊島区に国内のみならず、海外からも多くの人々が訪れることが予想されます。区民や来街者の安全・安心を確保するためには、まちをきれいな状態に保つことが必要です。



出典：環境統計データ



出典：環境統計データ

【主な取組内容】

路上喫煙による火の事故や煙の拡散防止を図るための分煙化や喫煙ルール普及の取組み、企業・団体等による清掃活動、地域の町会などと連携した落書き消去活動、ガム除去活動を通じて、景観に配慮したきれいで住みよいまちづくりを進めていきます。

路上喫煙対策の推進

路上喫煙による火の事故や煙による迷惑を防止するため、「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」の趣旨に即し、条例違反者に対し直接注意・指導をするパトロールを行います。

また、喫煙場所の適正な維持管理により、使いやすい喫煙場所を提供し、たばこの火による事故や煙の分散を防ぐとともに、企業・団体・町会・ボランティアなどと連携し、路上喫煙やポイ捨てを防止するために「路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」により、広く豊島区における喫煙ルールの周知や啓発活動を行います。

美化活動支援の充実

まちの美化を推進するため、企業・団体等との連携、企業・団体等が自主的に行う清掃活動に対し清掃用具の貸し出し、ごみ袋等の提供を行います。



◆路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン



◆環境美化活動

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①環境美化支援活動の参加人数	3,126 人	3,500 人	4,000 人
②「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合	20.7%	25.7%	31.7%

出 典	①平成 26 年度豊島区環境年次報告書 ②豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	①②地域での自主的な美化活動を示す指標であるため

政策5-2 環境の保全

施策5-2-4 都市公害の防止

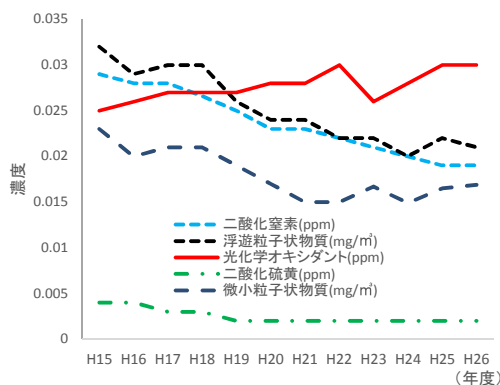
【施策の目標】

- ◎ 公害の状況を調査するとともに、その結果を迅速に知らせ、公害の改善に繋がります。
- ◎ 公害が発生しやすい行為への届出の審査及び指導を着実に行うことにより、公害の発生を未然に防止します。
- ◎ 迅速に公害苦情の処理を行います。

【現状と課題】

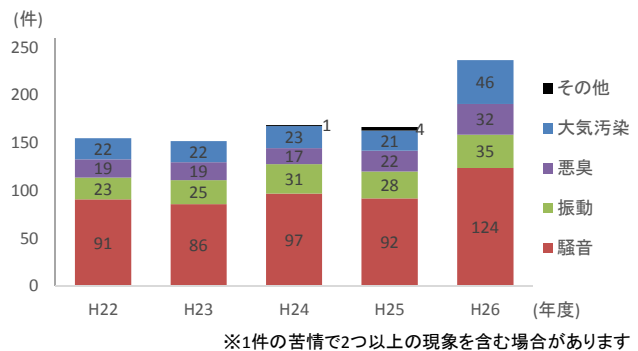
- 都内の大気汚染状況は、改善傾向にあります。光化学オキシダントは環境基準が達成できない状況が続いています。大気汚染状況の周知と光化学オキシダント原因物質の排出抑制が必要です。
- 自動車による交通騒音は環境基準、また一部に要請限度を超える地点が残されています。道路における自動車による騒音・振動の改善が求められています。
- 公害苦情は、建設工事の騒音・振動の割合が高くなっています。これら苦情への迅速な解決と共にアスベストの飛散、土壌汚染についても着実に対策を進めることが大切です。

◆大気汚染物質の推移



出典：環境保全課資料

◆公害現象別苦情件数の推移



出典：豊島区環境年次報告書

【主な取組内容】

大気汚染、騒音・振動についての環境調査、有害物質の適正管理、公害苦情の迅速な処理などの取り組みにより、都市公害を防止します。

環境調査の着実な実施

大気汚染物質の常時測定により大気環境の変化を把握し、測定結果を迅速に区民へお知らせします。また、交通騒音・振動の測定結果を基に、道路管理者に道路交通騒音の改善を要望していきます。

VOC(揮発性有機化合物)の排出抑制

光化学オキシダントやPM2.5(微小粒子状物質)の原因となるVOCを取扱う事業場への漏洩防止対策の周知啓発や各事業場への立ち入りチェックによりVOCの排出を抑制します。

アスベストの飛散防止等の徹底

法令などの届出に際して、国・都のマニュアル等に基づくアスベスト飛散防止や土壌汚染の拡散防止についての審査やアスベスト施工前の検査などの指導を行うことにより、飛散及び拡散防止対策を徹底します。

公害苦情の迅速な処理

騒音の規制基準に基づいた事業場への指導や、建設(解体)工事に対するパトロール、区民への騒音計・振動計の貸し出しなどを行い迅速な苦情処理に努めます。



◆騒音・振動調査の様子



◆天井などに吹き付けられたアスベスト

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 <現 状>	平成 32 年度 <前期目標>	平成 37 年度 <後期目標>
揮発性有機化合物(VOC)排出量(kg)	13,148	10,684	8,987
出 典	平成 26 年度豊島区環境年次報告書		
設定理由	VOC 排出量の減少に伴う光化学オキシダントの抑制が都市公害を防止するための取り組みの成果を示す指標のため		

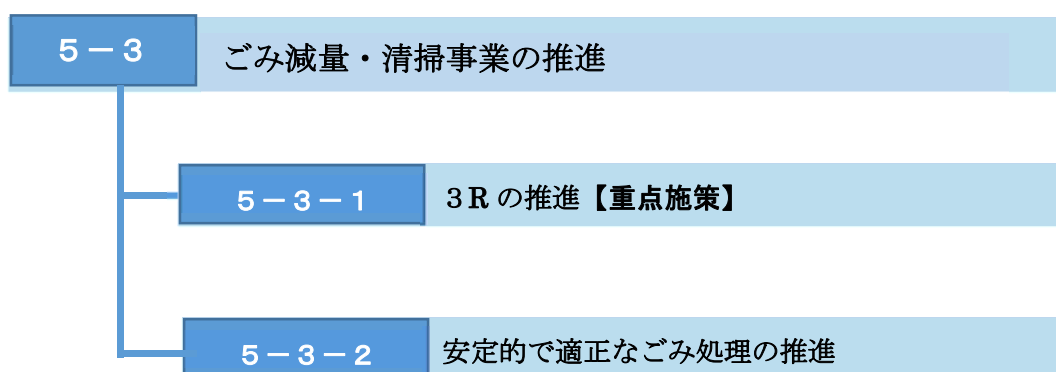
政策5-3

ごみ減量・清掃事業の推進

政策の概要

- 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される「循環型社会」の実現のため、3Rを推進し、さらなるごみの減量を図ります。
- 区民・事業者・区が協働して役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理を進めます。

政策と施策の構成



政策5-3 ごみ減量・清掃事業の推進

施策5-3-1 3R※の推進【重点施策】

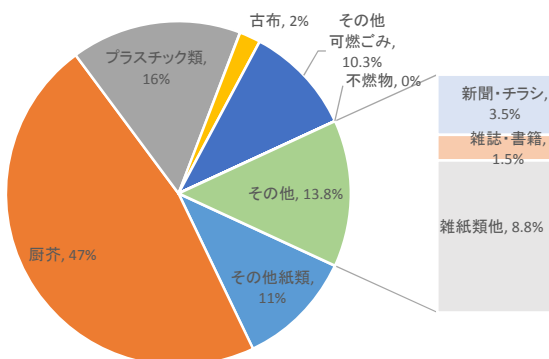
【施策の目標】

- ◎ 環境負荷の低減のために、リデュースとリユースによるごみが排出される前の段階での、より一層のごみの減量や、質の高いリサイクルを推進します。
- ◎ ごみの発生抑制、使わなくなったものの再使用、ごみと資源の分別徹底について、より一層の普及啓発を行います。

【現状と課題】

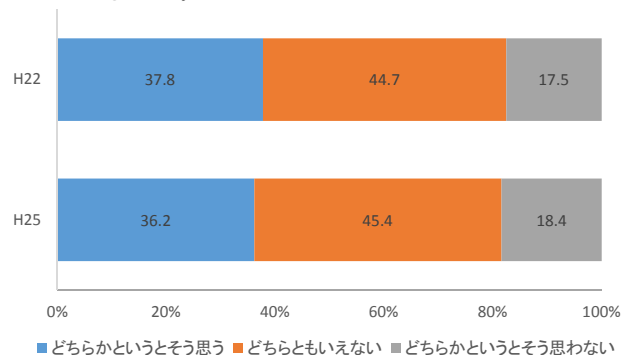
- 「家庭ごみの分析調査」(平成24年度)では、本来資源にできるにもかかわらず、分別されずに燃やすごみとして排出されている紙類が13.8%あります。
- 清掃工場の処理能力や最終処分場の残存容量の面から、また、環境負荷低減のためにも更なるごみの減量が必要です。
- ごみを減らす努力やリサイクル活動に対する意識も、近年では低くなる傾向がみられます。
- 一人ひとりが、ごみと資源の分別徹底やリサイクルなどを通して、ごみの減量を意識し、行動することが必要です。

◆家庭ごみの分析調査



※無作為に抽出した約100世帯の家庭ごみを分析
出典：豊島区一般廃棄物処理基本計画

◆ごみを減らす努力やリサイクル活動が活発に行われているかどうか



出典：協働のまちづくりに関する区民意識調査

※ 発生抑制(リデュース:Reduce) 再使用(リユース:Reuse) 再生利用(リサイクル:Recycle)の3つの用語の頭文字を表したものを。

【主な取組内容】

リデュース、リユース及びリサイクルを推進するとともに、資源とごみの分別徹底のため、講座などによる意識啓発や効果的な情報提供、区民活動への支援を行い、更なるごみの減量と環境負荷の低減に取り組みます。

3 R推進のための意識啓発の充実

区民ひろば・学校等への出前講座や地域イベントにおけるパネル展示など、さまざまな機会を通じ、幅広い年齢層に向けた3 R推進のための意識啓発に努めます。

わかりやすく、出しやすい分別の推進

質の高いリサイクルを実現するため、区施設を拠点とする排出場所の設置など、わかりやすく出しやすい分別を進めます。また、分別や出し方、資源の有効活用について、パンフレットの各戸配布やホームページで発信するなど、多角的で効果的な情報提供を行います。

自発的な活動への支援

町会・自治会等の団体が主体的に行っている資源の集団回収や、リサイクルフリーマーケットなど、地域の自発的な活動を支援します。



◆ 3 R推進キャンペーン



◆ 3 R推進の出前講座

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「ごみを減らす努力やリサイクル活動が活発に行なわれている」と回答をする区民の割合	36.0%	40.0%	50.0%

出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	ごみの減量についての区民の理解と、行動の状況が把握できる指標であるため

政策5-3 ごみ減量・清掃事業の推進

施策5-3-2 安定的で適正なごみ処理の推進

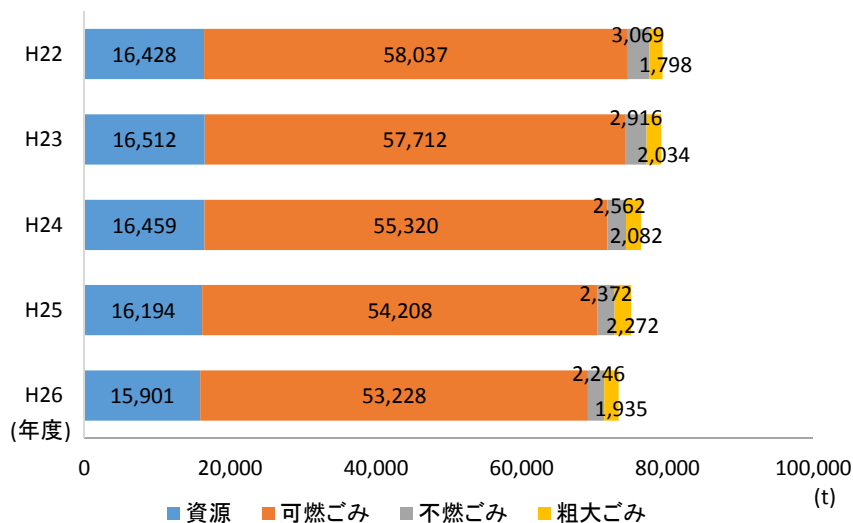
【施策の目標】

- ◎ 区民・事業者・区が適切な役割分担のもと一体となって、ごみの減量を推進します。
- ◎ 最終処分場の延命化や環境負荷の低減に向けて、安定的で適正なごみ処理を効率的に推進します。

【現状と課題】

- 区民の分別排出への協力や事業者によるごみの発生抑制、町会等地域組織による資源の集団回収の取り組みなどにより、区のごみ量は着実に減少しています。
- 限りある資源を有効に活用する持続可能な循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任に応じて、発生抑制と分別・適正排出の徹底、不法投棄や不適正な運搬・処理の防止、処理困難廃棄物や廃棄物に含まれる有害物質への対策など、より適正なごみ処理に取り組む必要があります。

◆資源とごみの推移



出典：ごみ減量推進課作成資料

【主な取組内容】

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量と適正処理により環境負荷の低減を図ります。

一般廃棄物処理基本計画に基づくごみ減量施策の推進

社会経済状況の変化やリサイクル技術の進展、資源やごみの性状や排出実態等の調査・研究を踏まえた一般廃棄物処理基本計画に基づき、金属・陶器・ガラスごみの資源化等リサイクルの拡充やごみの発生を抑えるリデュース・リユースの普及啓発等ごみ減量施策を推進します。

ごみ処理に伴う環境負荷の低減

処理が困難な廃棄物や有害物質を含む廃棄物の排出方法や処理方法に関する情報を区民・事業者と共有し、環境への負荷を抑えて適正かつ効率的にごみを処理します。

事業者の自己処理責任に基づくごみ減量の推進

事業者自らがごみを適正に処理し、生産や販売等の各段階でごみの発生抑制や資源とごみの分別徹底等のごみの減量に取り組むよう、事業所の規模や形態に応じた適正排出の指導・リサイクル率向上の啓発等を行うとともに、事業系ごみの民間収集移行を促進します。

適正な廃棄物処理の確保と環境美化の促進

資源やごみの排出マナーの向上を図るとともに、不法投棄や資源持ち去りの防止に向けた取組みにより、廃棄物の適正処理とまちの美観を確保します。



◆ごみ収集作業

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
区民一人 1 日あたりのごみ量 (g/人日)	571	516	462

出 典	所管課データ
設定理由	区民・事業者・区が適切な役割分担に基づき、ごみの適正な処理を進めていることを示す指標であるため

地域づくりの方向 6

人間優先の基盤が整備された、 安全・安心のまち

地域づくりの方向の概要

- 次世代に誇れる文化と魅力を備えた都市を創り出します。
- ライフステージに応じて安全・安心に暮らし続けられる都心居住を実現します。
- 人と環境に優しい交通ネットワークを形成します。
- まちの基盤や地域の防災力を向上させ、安全・安心のまちづくりをすすめます。
- 犯罪や事故などを未然に防ぎ、安全・安心に生活できる地域づくりをすすめます。

【政策】

- 6-1 文化と魅力を備えたまちづくり
- 6-2 魅力ある都心居住の場づくり
- 6-3 魅力を支える交通環境づくり
- 6-4 災害に強いまちづくり
- 6-5 日常における安全・安心の強化

⑥

人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

6-1 文化と魅力を備えたまちづくり

6-1-1 地域の特性を生かした市街地の形成

6-1-2 池袋副都心の再生

6-1-3 活力ある地域拠点の再生

6-1-4 新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出

6-2 魅力ある都心居住の場づくり

6-2-1 安全・安心に住み続けられる住まいづくり

6-2-2 良質な住宅ストックの形成

6-3 魅力を支える交通環境づくり

6-3-1 総合交通戦略の推進

6-3-2 道路・橋梁の整備と維持保全

6-3-3 自転車利用環境の充実

6-4 災害に強いまちづくり

6-4-1 災害に強い都市空間の形成

6-4-2 自助・共助の取組みへの支援

6-4-3 被害軽減のための応急対応力向上

6-4-4 無電柱化の推進

6-4-5 総合治水対策の推進

6-5 日常生活における安全・安心の強化

6-5-1 治安対策の推進

6-5-2 交通安全対策の推進

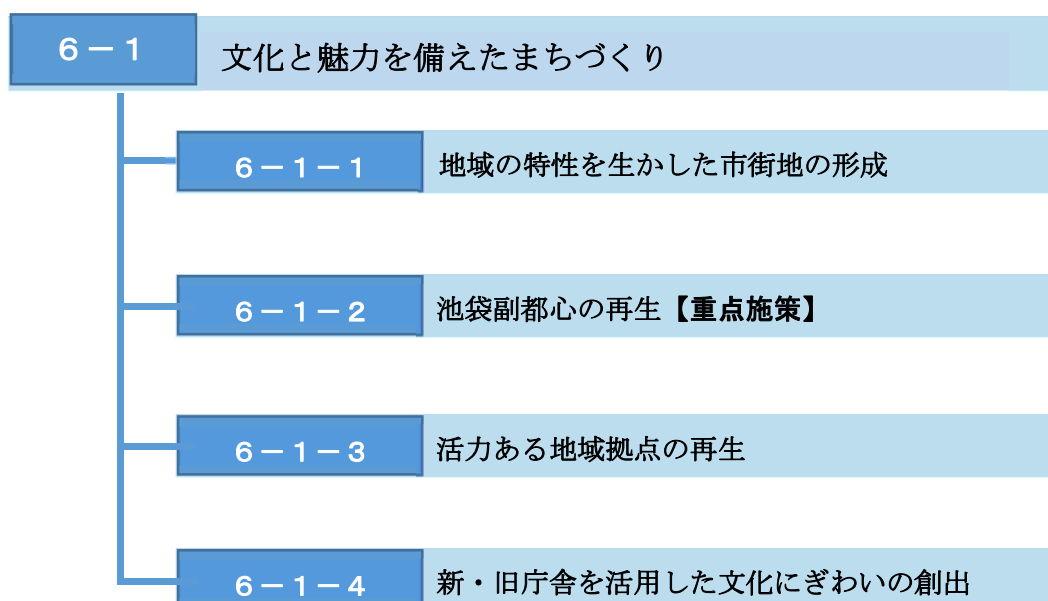
政策6-1

文化と魅力を備えたまちづくり

政策の概要

- 区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩な歴史や文化など地域の個性を育みながら相互に調和した魅力あるまちをつくりまします。
- 池袋副都心では、都市再生緊急整備地域として、高度な防災機能と個性ある美しい景観、文化によるにぎわいと活力を兼ね備えた都市再生をすすめます。
- 駅周辺では、人々が活発に交流し、にぎわう地域拠点の再生をすすめます。
- 新・旧庁舎周辺は、建物と連携し賑わいを創出するまちづくりをすすめます。
- 区民、事業者等の参加と協働のもと、愛着と誇りを感じられる人と環境にやさしいまちづくりをすすめます。

政策と施策の構成



政策6-1 文化と魅力を備えたまちづくり

施策6-1-1 地域の特性を生かした市街地の形成

【施策の目標】

- ◎ 地域の特性を踏まえた魅力ある都市づくりを推進します。
- ◎ 安全・安心で快適に暮らせる都市を実現します。
- ◎ 四季の彩りに包まれた環境に優しい都市空間を形成します。
- ◎ 文化の彩りと回遊性の広がりが生み出すにぎわいと活力を創出します。

【現状と課題】

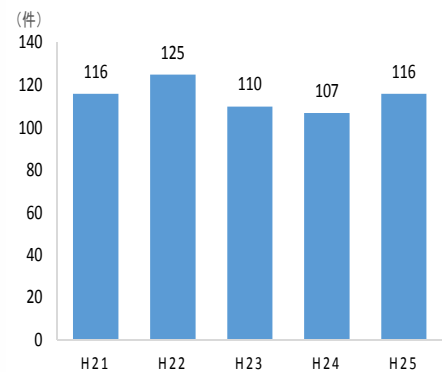
- 平成27年3月に「豊島区都市づくりビジョン」を策定し、基本理念に掲げた「次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創造」の実現に向け、計画的な都市づくりを推進しています。
- 平成27年12月に景観行政団体へ移行し、平成28年3月には「豊島区景観計画」を策定して、個性ある美しい景観づくりに取り組んでいます。
- 池袋副都心の再生や木造住宅密集地域の改善などの都市整備プロジェクトが本格的に動き始め、都市の姿が大きく変わろうとしています。
- こうした都市づくりにあわせて、地域の特性を最大限に惹き立て、都市の価値を高める市街地の形成や景観の創出が必要です。

◆豊島区の都市構造図



出典：豊島区都市づくりビジョン

◆地区計画届出件数の推移



出典：豊島区の街づくり2015

【主な取組内容】

豊島区都市づくりビジョンに基づき、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来、災害に対する安全性の確保、地球環境問題の深刻化、多様なライフスタイルの広がり、地域特性を生かしたにぎわいと活力の創出など様々な課題に取り組み、国内外の人々から選ばれる魅力を高める都市づくりを推進します。

豊島区都市づくりビジョンの推進

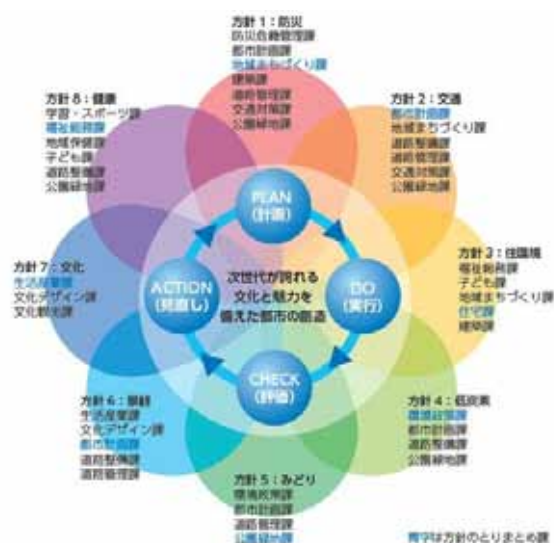
今日の複層化する課題に的確に対応するため、行政分野の枠組みを超えた政策連携を推進し、多様な主体との協働による効果的な都市づくりを実現する仕組みの構築をめざします。

豊島区景観計画による新たな景観施策の展開

これまでのアメニティ形成の取組を踏まえつつ、豊島区景観計画に基づき、地域の特性を生かした個性ある美しい景観を創出するための施策を展開します。

地域の魅力を高める地区計画の活用

地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを推進するため、都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、魅力ある街並みを形成します。



◆都市づくりビジョンに基づく政策連携の推進体制

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「地域特性にあわせたまちづくりが進み、快適な街並みが生まれている」について、肯定的な回答をする区民の割合	16.8%	22.0%	30.0%

出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	都市づくりビジョンに基づき推進するまちづくりの成果を示す指標であるため

政策6-1 文化と魅力を備えたまちづくり

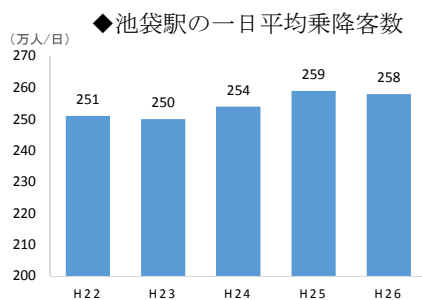
施策6-1-2 池袋副都心の再生【重点施策】

【施策の目標】

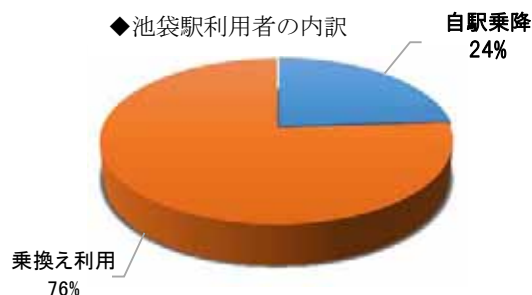
- ◎ 国際拠点池袋の魅力を高めるために、文化芸術機能を強化するとともに都市機能を集積させ、国際アート・カルチャー都市を形成し、東京の国際競争力を強化します。
- ◎ 都市基盤や街区の再編と併せ、駅前広場や東西デッキ等の整備により、回遊性・利便性の高い歩行者中心のまちに都市構造を転換していきます。
- ◎ 都市再生事業と連動したエリア防災対策と地域エネルギーの高効率化を進め、災害時の対応力と都市の環境性能を強化していきます。

【現状と課題】

- 池袋駅周辺地域は、平成27年7月に都市再生特別措置法に基づく(特定)都市再生緊急整備地域に指定されました。
- 池袋駅の日平均乗降客数は250万人を超え、全国2位となっています。
- 池袋駅の東西は、鉄道や創業施設により地上部が分断されており、乗降客の約7割が乗換え利用であり、駅の賑わいをまちへ広げることが課題です。
- 池袋駅からサンシャインシティ周辺まで商業、業務、文化、芸術などの多彩な都市機能が集積しています。
- 東日本大震災の当日は、公共交通網が混乱し、池袋駅では多数の帰宅困難者が発生しました。大規模災害の発災時に発生が想定される大量の滞留者や帰宅困難者への対策は急務となっています。



出典：鉄道事業者発表より集計



出典：池袋副都心交通戦略（H23）より

【主な取組内容】

池袋副都心の個性と魅力をより一層高めていくとともに、誰もが集い、憩える歩行者中心の都市空間を創出していきます。また、都市の機能更新に合わせて災害対策の強化と環境性能の向上に取り組む、地域の総合的な防災性を高めていきます。

池袋副都心再生の推進

池袋副都心の顔となる池袋駅地区の将来像を描き、具体的なまちづくり事業を展開するためのガイドラインを策定します。また、都市再生特別措置法に基づき、池袋駅周辺地域の帰宅困難者対策を含めた安全確保計画の検討を進めます。

池袋駅東西連絡デッキ整備の推進

池袋を訪れる来街者の回遊性を確保し、歩行者の安全性と利便性の向上を図るため、鉄道施設上空を活用し、まちの東西を直接結ぶ自由通路整備を推進します。



◆東西デッキ整備イメージ

※個別施設のレイアウト及び通路幅員等の形状や位置は、現段階における素案であり、確定したものではありません。今後、権利者・関係者と協議し計画を進めていきます。

池袋駅西口駅前街区まちづくりの推進

地域の権利者と共にまちづくり事業を推進していきます。池袋副都心の玄関口にふさわしい、賑わいと個性を有し、環境と防災にも優れた池袋駅西口地区の再生を目指します。

南池袋二丁目地区のまちづくりの推進

街区再編まちづくり制度を活用し、池袋副都心に隣接した立地特性を生かした安全・安心で快適なまちづくりの実現を目指します。

造幣局地区まちづくりの推進

池袋副都心と木造住宅密集地域に隣接する立地特性を生かし、災害に強く、文化とにぎわいを創出するまちづくりに取り組みます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「池袋周辺で、新宿、渋谷などない魅力あるまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合	23.6%	30.0%	35.0%
出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書		
設定理由	区が進めるまちづくりが、区民の要望や期待に応じることができているのかを示す指標であるため		

政策6-1 文化と魅力を備えたまちづくり

施策6-1-3 活力ある地域拠点の再生

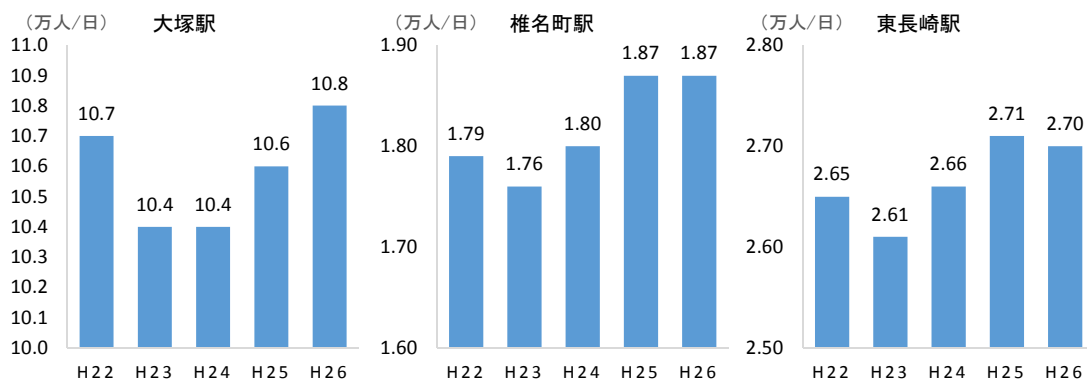
【施策の目標】

- ◎ 池袋以外の駅周辺は、人々が活発に交流し、にぎわうまちとして、都市の機能を更新・集積するなど、個性を生かした活力と魅力ある地域の拠点として再生します。
- ◎ 駅周辺では、利便性や賑わいの向上を図り、地域の歴史や文化特性を生かしたまちづくりをすすめるため、駅前広場や駐輪場を整備し、安全で快適な歩行者空間を創出します。

【現状と課題】

- 池袋駅以外の各鉄道駅周辺は、地域に親しまれる一定規模の商業・業務地が形成されています。それらの駅周辺では、これまで順次、関係機関と協力して、駅舎の改造、駅前広場や周辺道路の再整備をしています。
- これからも、各駅周辺では、快適な歩行者空間の充実や地域特性を生かしたまちづくりを行っていく必要があります。
- 高齢や障害に関係なく区民の誰もが社会や地域の活動に参加しながら、安全で快適に自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりが求められています。

◆一日平均乗降客数【大塚駅・椎名町駅・東長崎駅】



出典：JR 東日本、西武鉄道

【主な取組内容】

池袋駅以外の駅周辺については、それぞれの地区の個性を生かした整備や維持管理を進めるとともに、安全で快適な歩行者空間の確保に取り組みます。

大塚駅周辺整備の推進

駅前広場の改修、自転車駐車場の整備により、交通結節機能の向上を図るとともに歩行者に優しい空間整備を地元と協議をしながら進めていきます。

駅前広場等の適切な維持管理

大塚駅の自由通路、東長崎駅・椎名町駅の自由通路と駅前広場を地域の方々などが安全で快適に利用できるよう維持管理をしていきます。

バリアフリー化整備の推進

「池袋駅地区バリアフリー基本構想」に基づき、エレベーター設置などのバリアフリー化整備を関係事業者との協働により推進していきます。また、鉄道事業者が実施するホームドア整備事業に対して、東京都との協調補助を実施していきます。



◆大塚駅自由通路



◆東長崎駅前広場

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「駅および駅周辺が整備され、利用しやすくにぎわっている」 について、肯定的な回答をする区民の割合	31.8%	47.1%	52.1%

出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	区が進めるまちづくりが、区民の要望や期待に応じることができているのかを示す指標であるため

政策6-1 文化と魅力を備えたまちづくり

施策6-1-4 新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出

【施策の目標】

- ◎ 新庁舎周辺は、新たな文化拠点として、魅力あるアプローチ動線の再生や他のにぎわい拠点との連携により、快適な都市空間を形成し、人々の回遊性を高めます。
- ◎ 旧庁舎と公会堂、区民センターの敷地は、中池袋公園と南北区道を含め、新たなにぎわい拠点として再生し、文化を核とした広範なまちづくりのネットワーク形成を推進します。

【現状と課題】

- 池袋駅の東口は、サンシャインシティ方面の一点に歩行者の流れが集中し、面的な広がりがありません。
- 近年、旧庁舎跡地周辺では民間による開発事業が活発化しており、旧庁舎跡地周辺のまちづくりを展開することで、池袋副都心全域での魅力と回遊性を高めていく必要があります。
- 旧庁舎跡地を有効活用することにより、新たなホール及び民間施設による国際的な文化のにぎわい拠点となります。
- 新庁舎周辺のグリーン大通りではオープンカフェやマルシェ^{※1}を実施し、道路空間の新たな活用方法を検討しました。
- 今後は国家戦略特区との関連を整理しながら、エリアマネジメント^{※2}に基づく住民主体のまちづくりが確立できるよう調整を進めていく必要があります。

◆歩行者流動量（7時～19時）



出典：平成16年度・平成21年度交通量実施調査

※1 賑わいの創出を目的に、道路などの公共空間に客席を設け、開放的な雰囲気の中で飲食が楽しめるカフェのこと。また、同様にマルシェとは生産者の顔が見える野菜や果物を直販することをいう。

※2 住民・事業主、地権者等による地域の良好な環境の維持や価値を向上させるための主体的な取り組みのこと。

【主な取組内容】

新庁舎周辺における道路空間の有効活用、旧庁舎周辺では土地の高度利用など、新・旧庁舎を活用したまちづくりを推進することで、人々の回遊性を高め、新たな賑わいを創出します。

○新庁舎周辺まちづくりの推進

グリーン大通りは社会実験の実施、エリアマネジメントの立上げ支援などによる道路空間の有効活用、南池袋公園周辺は地区での個性を高めるまちづくりを検討していきます。

○旧庁舎跡地の活用と周辺まちづくりの推進

一体的な活用により土地の高度利用を図るとともに周辺の商業店舗等と連携し、文化の魅力を発信するまちづくりに取り組みます。また、道路空間と一体となったにぎわいやみどりの創出、個性ある快適な都市空間の形成、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、人々の回遊性を高めます。

○旧庁舎跡地・新庁舎周辺道路整備の推進

庁舎跡地及び新庁舎整備に伴い、周辺道路をダンベル型都市づくり[※]の視点から総合的、計画的にそれぞれを結ぶ軸を整備します。



オープンカフェ



マルシェ

◆グリーン大通りでの社会実験の様子

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「新庁舎をはじめとして、池袋駅を中心とした広範なまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合	31.8%	43.4%	48.4%
出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書		
設定理由	区が進めるまちづくりが、区民の要望や期待に応じることができているのかを示す指標であるため		

※ 現庁舎周辺まちづくりビジョンで示された新庁舎と現庁舎をあたかもダンベルの両端のように位置づけた都市づくりの方向のこと。

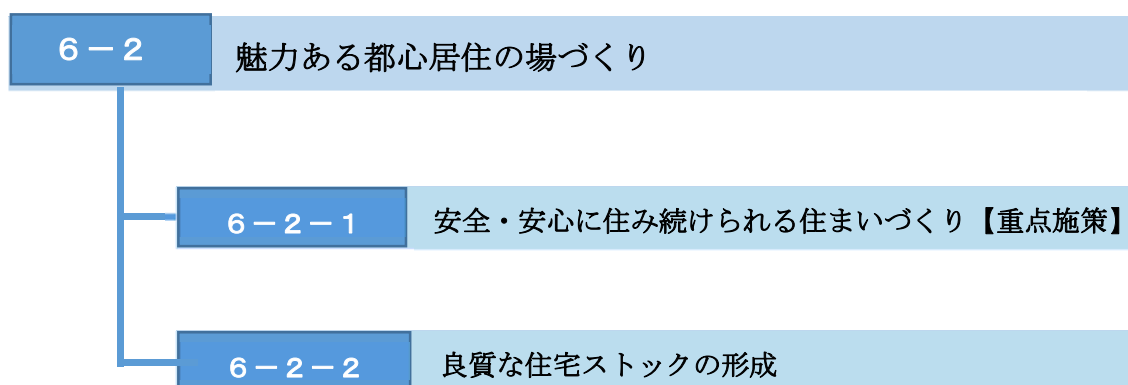
政策6-2

魅力ある都心居住の場づくり

政策の概要

- 人と環境にやさしく安全・安心に暮らし続けられる都心居住の実現をめざして、地域特性を活かした快適で魅力ある住まいづくりを進めます。
- 様々なライフステージ、ライフスタイルに応じた多様な住まいを確保して、暮らしやすい住環境をつくります。
- 空き家、空き室等の有効活用を含め、良質な住宅ストックの形成に努めるとともに、地域の価値の向上を図ります。

政策と施策の構成



政策6-2 魅力ある都心居住の場づくり

施策6-2-1 安全・安心に住み続けられる住まいづくり【重点施策】

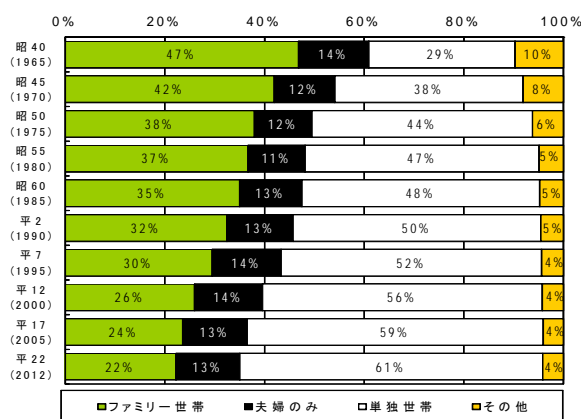
【施策の目標】

- ◎ 様々な世代やライフステージ・ライフスタイルを大切にしたい住まいづくりを進めるとともに、住み替える必要が生じたときに、適切な住宅が確保できるよう、地域の住宅ストックを充実します。
- ◎ 区営住宅の活用、家賃助成などを組み合わせて、住宅に困窮した場合の対応を充実するとともに、身体機能が低下しても、住み慣れた地域に住み続けられるよう、福祉と連携した住宅を確保していきます。

【現状と課題】

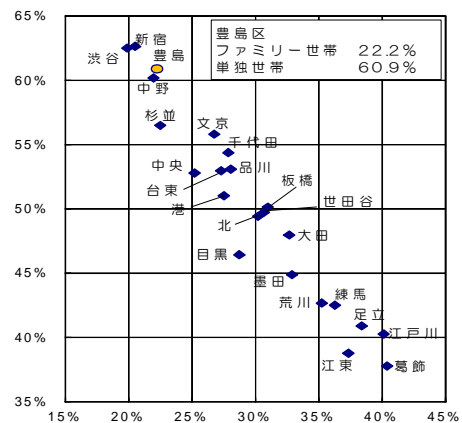
- 区の世帯数は、平成17年から平成22年までの間に約2万3千世帯増加し、166,214世帯となりました。世帯類型別にみると、特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、平成22年で約6割となっており、独居の高齢者数も増加傾向にあります。一方、「ファミリー世帯」については、世帯数は増えているものの、割合は2割強となっています。
- 23区の中で比較すると、「単独世帯」の割合は新宿、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は渋谷、新宿、中野区に次いで低くなっています。
- バランスのとれた世帯構成を基盤とした活力あるコミュニティを形成するためには、ファミリー世帯の定住化を促進することが求められています。また、バリアフリー対応など高齢化進展による住宅利用環境の改善が必要です。

◆豊島区の世帯類型別構成比



出典：国勢調査

◆単身世帯とファミリー世帯の割合



出典：平成22年国勢調査

【主な取組内容】

ファミリー世帯の定住化を促進する家賃助成や、高齢化に対応した住まいの提供など、ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅の供給誘導及び安心居住を支援します。

住み慣れた地域での安定した居住の確保

豊島区内の民間賃貸住宅に転入・転居したファミリー世帯に家賃の一部を助成します。また、高齢者世帯の方で、取り壊し等により転居する場合に家賃の一部を助成します。

さらに、一定の資格を有する方に所有する住宅の修繕工事及びリフォーム工事を行う場合に工事代金の一部を負担します。

高齢化に対応した居住支援の充実

民間活力を活用しケアの専門家が日中常駐し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー化された民間賃貸住宅の供給を誘導します。また、入居の際に民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者に対して、賃貸住宅の情報提供等と身元保証等を行います。

安心して暮らせる住まいの提供

最低居住面積水準の住宅を自力で確保することが困難な低額所得者、または、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等に対して民間賃貸住宅市場よりも低廉な家賃で区営住宅等を賃貸します。



◆高松三丁目第三アパート



◆西巢鴨二丁目第二アパート

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①家賃助成件数(累計)	173 件	383 件	558 件
②ファミリー世帯の構成割合	22.2% ※平成 22 年 国勢調査	25.0%	28.0%

出 典	①所管課データ ②所管課データ、国勢調査
設定理由	①家賃助成は、良質な住宅への誘導または居住改善を図り、住み慣れた地域で居住を続けることを可能とする指標であるため ②世帯類型を比較から、世代及び世帯ごとの特性を生かした適切な住宅施策が展開されているのか、また住み続けられているのかを把握する指標となるため

政策6-2 魅力ある都心居住の場づくり

施策6-2-2 良質な住宅ストックの形成

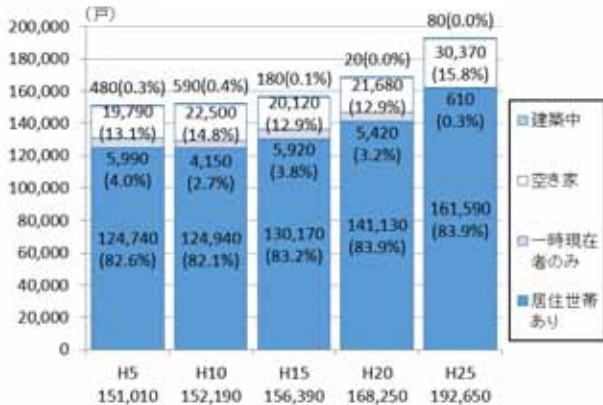
【施策の目標】

- ◎ 分譲マンション・賃貸マンション・戸建住宅の適切な維持管理を促進します。
- ◎ 狭小な住戸面積に偏った住宅ストックバランスの適正化を図ります。
- ◎ 区民の発意による空き家等既存ストックを有効活用したりノベーション*まちづくり活動を支援し、身近な住環境の改善を進めます。

【現状と課題】

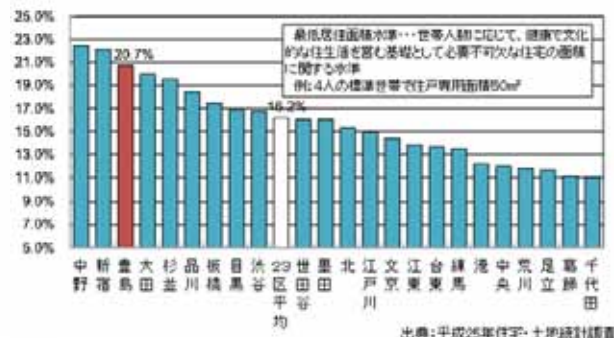
- 住宅戸数は年々増加していますが、平成25年の住宅数は192,660戸で平成20年と比べて24,410戸増えています。内訳は居住世帯のある住宅が161,590戸、居住世帯のない住宅が30,370戸となっています。空き家率が15.8%と23区中最も高くなっています。居住世帯のない住宅の内訳では、賃貸用の住宅が25,450戸と83.8%を占めています。
- 住宅の所有関係では、持家が40.9%、借家が51.9%となっています。借家の中でも民間借家の割合は49.0%、公的借家は全体の1.5%と国及び東京都を大幅に上回っています。
- 世帯総数に占める最低居住面積水準未満の割合は20.7%で23区中3位の高さとなっています。そのため、狭小な住戸面積の住宅の割合と世帯人数に応じた居住面積が確保された住宅との割合が適正となるように対策を講じる必要があります。
- 共同住宅の非木造の割合が81.5%となっていることから、老朽化を迎えるマンションの改修、建替えなどが必要ですが、居住者の高齢化等様々な課題が生じ、大規模改修などを円滑に行うために対策を講じる必要があります。

◆住宅数と空き家数の推移



出典：住宅・土地統計調査、住宅統計調査

◆世帯総数に占める最低居住面積水準未満世帯の割合 (23区)



出典：平成25年住宅・土地統計調査

* 遊休化した不動産という空間資源と潜在的な地域資源を活用して、都市・地域経営課題を複合的に解決するまちづくりの手法のこと。

【主な取組内容】

快適な居住環境を確保するため、住宅ストックの適切な維持管理を促進し、住宅ストックバランスの適正化を図るとともに、遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進します。

リノベーションまちづくりの推進

「民間主導の公民連携型まちづくり」であるリノベーションまちづくりの手法により、区内で増加する空き家・遊休不動産を活用することで都市・地域経営課題を解決し、住んで働いて暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。

マンションの適正管理の推進

分譲マンションの維持管理に関する意識向上を図り、快適なマンション居住を支援するため、専門家によるセミナーの実施、および、管理組合が大規模修繕を計画的に実施するために調査費用の一部等を助成します。

住宅マスタープラン重点プロジェクトの推進

住宅確保要配慮者世帯向けに最低居住面積水準を確保した空き家・空き室を有効活用し、多様化する住宅課題を解決するため、人材を育成しネットワークを広げて支援組織・協力組織など協働による区民組織を育成します。



◆リノベーションスクール@豊島区



◆空き家オーナー向けセミナー

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「単身向け、ファミリー向けなど、良質な住宅がバランスよく供給されている」について、「そう思う」「どちらともいえない」と回答する区民の割合	61.0%	67.0%	72.0%
②民間まちづくり会社によるリノベーション手法を用いた空き家の事業化件数(累計)	0 件	100 件	200 件

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②所管課データ
設定理由	①世帯人数に応じた住宅、またはより良質な住宅に居住していることを示す指標であるため ②事業数は、区民の住宅ニーズに応じて、空き家が有効活用されていることを示す指標であるため

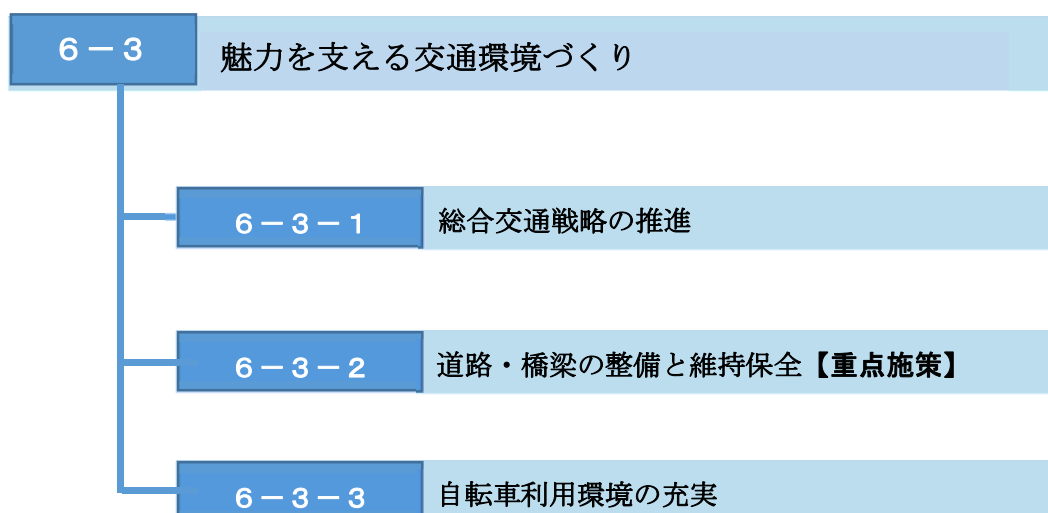
政策6-3

魅力を支える交通環境づくり

政策の概要

- 自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立を目指し、人と環境にやさしく、都市の活力や魅力づくり、生活環境の快適性をささえる交通環境を形成していきます。
- 歩行者、自転車、自動車の交通モードを適切に配分し、みどりなどが調和した安全で快適な道路空間の整備をすすめていきます。
- 既存ストックの有効活用と環境負荷の小さい循環型社会の構築に向け、道路・橋梁の維持管理を予防保全型に転換していきます。

政策と施策の構成



政策6-3 魅力を支える交通環境づくり

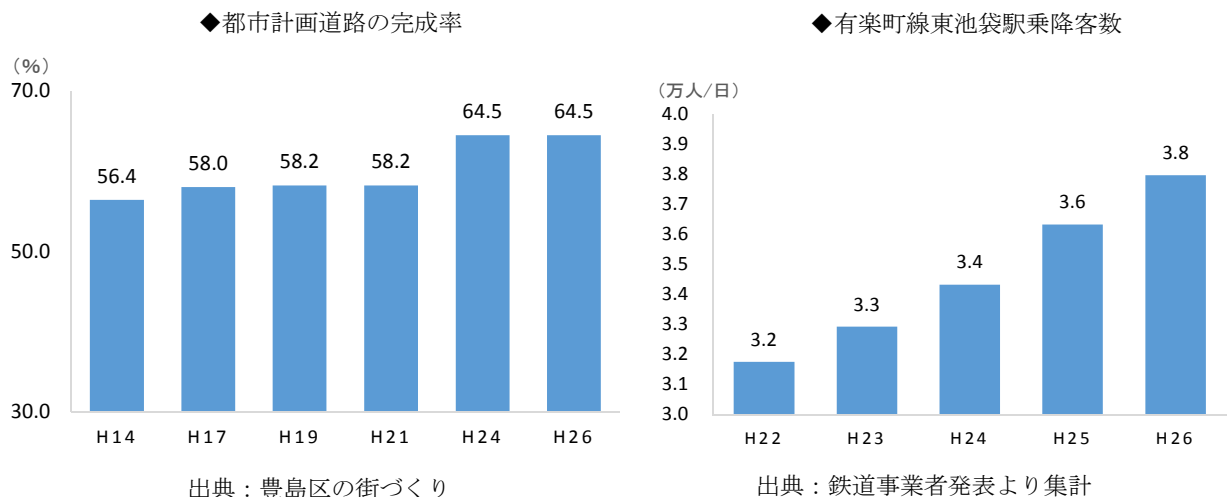
施策6-3-1 総合交通戦略の推進

【施策の目標】

- ◎ 交通弱者の移動の確保や渋滞など交通に起因する環境負荷の低減とともに、快適な生活環境の確保、都市の活力や魅力の向上を目指し、まちづくりと都市交通が連携した総合的かつ戦略的な取組を進めていきます。
- ◎ すべての区民が安心して容易に外出できるよう、各交通手段との連携を踏まえた交通体系を構築していきます。

【現状と課題】

- 豊島区内の未整備の都市計画道路のうち、環状5の1号線、補助26号線、補助73号線、補助81号線、補助82号線、補助172号線、補助173号線が事業中です。
- 都市計画道路の整備促進により変化する交通環境を捉えて、鉄道との立体交差化による踏切解消やバス路線を再編するほか、あらゆる交通手段のあり方を総合的に検討し、あらたな交通ネットワーク網を形成していく必要があります。
- 池袋駅周辺は、駅前に流入する通過車両により自動車と歩行者が輻輳しており、歩行者が安全・安心に通行することが懸念されております。
- 池袋駅周辺では、環状5の1号線地下通路の完成により通過車両の大幅な減少が予測され、快適に回遊できる歩行者空間を拡大するとともに、指定された特定都市再生緊急整備地域による官民一体となった都市再生事業を活発化し、新たな拠点として東京メトロ副都心線の新駅設置に向けて協議していく必要があります。



【主な取組内容】

副都心としての交通戦略や交通政策を推進するとともに、バス運行への支援などを通じて、区民が安全・快適に過ごせる道路ネットワークを形成していきます。

池袋副都心交通戦略の推進

交通戦略は、池袋副都心の顔として「人が主役」となる魅力ある歩行者空間等を創出するため、学識経験者・国・東京都・地元団体などで構成される交通戦略委員会を運営し、LRT[※]等新公共交通システムの導入検討も含め、街づくりと連動しながら目標とする交通環境を実現していきます。



◆LRTイメージ
富山ライトレール(株)提供

地域交通政策の推進

都市計画道路の整備が進み、交通ネットワークの改善効果が期待され、池袋副都心の再生事業が大きく展開をみせている中で、人に優しい交通環境の構築に向けて、健常者から交通弱者に至るまでバリアなく外出の機会を創出するため、各交通手段のあり方を総合的に調査・検討し、区全体の交通政策として整理します。



◆地域公共バス（池07）

地域公共バス運行の支援

高齢社会への対応と地域の活性化をコンセプトに、学識経験者・国・東京都・地元団体などで構成される地域公共交通会議を運営しコミュニティバスの導入等、区民の地域内移動ニーズについて調査や検証を行うとともに、池袋副都心の東西への回遊性の向上という区のコミュニティバス構想を補完する路線1系統に対する支援を行ないます。

副都心線新駅設置の推進

周辺のまちづくりと連動して、新駅設置に向け関係機関と協議していきます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 ＜現状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
①「鉄道・バス等の交通が便利である」について、肯定的な回答をする区民の割合	84.0%	87.0%	90.0%
②区内の都市計画道路の整備状況	64.5%	86.7%	90.0%
出典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②所管課データ		
設定理由	①誰もが利用しやすく移動しやすい交通体系が、区民の要望や期待に応じることができているのかを示す指標であるため ②都市骨格軸となる都市計画道路は、周辺地域の連携と交流を支え、さらなる利便性や安全性を向上する交通体系のあり方の指標であるため		

※ Light Rail Transit の略称で、路面のほか地下、高架でも走行可能であり利便性に優れた新型の路面電車のこと。

政策6-3 魅力を支える交通環境づくり

施策6-3-2 道路・橋梁の整備と維持保全【重点施策】

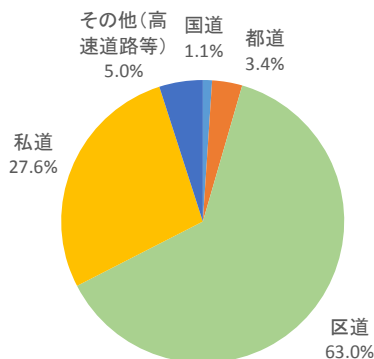
【施策の目標】

- ◎ 安全・快適で地域の価値を高める道路整備を進めていきます。
- ◎ 施設の長寿命化やライフサイクルコストの最小化、更新時期の平準化などにより、既存ストックの有効活用をすすめ、安全・安心な道路・橋梁のネットワークを構築していきます。

【現状と課題】

- 道路は、交通の動脈であるばかりでなく、緊急時の物資輸送、災害時の活動や避難経路など防災上の重要な役割を担い、また、まちの骨格と生活基盤を形成しています。
- 都市計画道路の完成率は約65%(平成26年度末)で、現在事業中の路線が完成すると約87%になる見込みです。
- 豊島区内の道路の総延長は、国道、都道、区道、私道等を合わせて約451kmあり、その約63%となる283.9kmは区道として豊島区が管理しています。
- 都市計画道路など新たな道路づくりを効率的に進めるとともに、地域の大切な資産となる道路整備が必要です。
- 道路や橋梁等の管理を対症療法型から予防保全型への転換を図り、またコスト削減を図るため、既存ストックの有効活用をすすめていく必要があります。

◆道路種別割合(延長ベース)



(平成27年4月現在)

出典：道路整備課作成資料

◆遮熱性舗装の実績



出典：道路整備課作成資料

【主な取組内容】

人が主役となる、道路・橋梁の適切な整備・維持管理に取り組んでいきます。

区道・橋梁等維持管理の充実

道路の陥没等の破損修復は、随時速やかに対応できる体制で適正に維持管理を行います。さらに橋梁及び道路構造物（擁壁等）については、5年ごとに近接目視による定期点検を実施し、対症療法型から予防保全型へ維持管理方法の転換を図ります。

都市計画道路整備の推進

都市計画道路は、地域の防災性を強化するため、一定の道路空間を確保し、災害時には避難路や延焼遮断帯としての機能が発揮できるように推進します。

区道の高機能化・バリアフリー化の推進

既存区道は、排水施設の改良、環境に配慮した舗装の推進、歩道の設置及び拡幅、バリアフリー化の推進、樹木の新たな植栽など、付加価値の高い道路整備をめざします。また、地域との連携を強化し、地域の個性を引き立てるデザインや構造などを積極的に取り入れていきます。



◆ 巣鴨地藏通り



◆ メトロポリタン通り

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①管理橋梁の健全度A [*] の割合	70.0%	90.0%	100%
②遮熱性舗装を実施した累計面積	17,931 m ²	30,000 m ²	42,500 m ²
出 典	①②所管課データ		
設定理由	①道路・橋梁が適切に維持管理されていることを示す指標のため ②歩行空間の安全性及び快適性をめざし、人と地球環境にやさしい道路整備を示す指標のため		

※ 橋梁点検要領に基づいて定期点検を行った結果、損傷が特に認められない状態(A)のこと。

政策6-3 魅力を支える交通環境づくり

施策6-3-3 自転車利用環境の充実

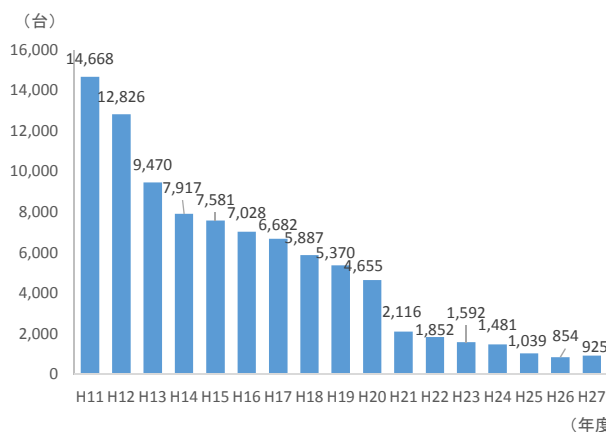
【施策の目標】

- ◎ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、都や隣接自治体と連携して、安全で快適な自転車の走行環境の整備を進めていきます。
- ◎ 駐輪場の拡充や設備更新等により自転車の利用環境を充実していきます。
- ◎ 自転車の放置対策を継続し、放置自転車の発生を抑制していきます。

【現状と課題】

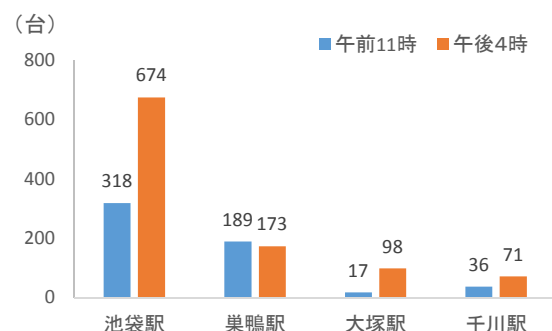
- 豊島区では放置自転車対策を喫緊の課題と捉え、鉄道事業者等の協力のもと「駐輪場の整備」と「放置自転車等の防止」の施策を強く推進した結果、放置自転車の台数は激減しています。
- 平成27年4月現在、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」による整備目標台数(6,500台)を計画期間内に達成しました。
- 駅周辺の駐輪需要が満たされていない地域があると同時に、既存の自転車施設が老朽化してきているため、今後も整備・改修が必要です。
- 午前中の放置台数は減っているものの、夕方から夜間にかけての短時間放置が目立ってきているため対策が必要です。

◆区内駅の放置台数の推移(総計)
【自転車と原付の合計】



出典：駅周辺における放置自転車等の実態調査(東京都調査) 毎年10月または11月の晴天の平日午前11時に調査

◆駅周辺における放置自転車等の実態調査
【時間帯による比較】



出典：駅周辺における放置自転車等の調査 (平成27年10月)

【主な取組内容】

安全で快適な自転車の走行環境の整備を進めるとともに、駐輪施設の整備や啓発活動を通じて、放置自転車の発生を抑制していきます。

○自転車道等利用環境の整備の推進

東京の道路事情に応じた、安全で快適な自転車走行空間の整備を推進します。

○駐輪施設の整備と管理運営の推進

駅周辺の駐輪需要に見合う駐輪施設の整備を推進します。また、老朽化した施設の改修及び、利用しやすい施設の整備を推進します。

○放置自転車等の防止対策の推進

放置自転車の多い時間帯や地域への重点的な撤去活動を推進します。また、放置自転車等対策クリーンキャンペーンの実施や巡回指導員による放置防止・駐輪場利用のルール・マナーの啓発活動を推進します。



◆放置自転車等対策クリーンキャンペーン



◆池袋駅南自転車駐輪場

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
駅周辺の自転車等乗り入れ台数に対する放置自転車等台数の割合【放置台数/(放置台数+駐輪場利用台数)】	7.0%	5.0%	3.0%
出 典	都内駅周辺の放置自転車等の実態調査		
設定理由	自転車利用を容易にする駐輪場など自転車利用環境整備の成果を示す指標のため		

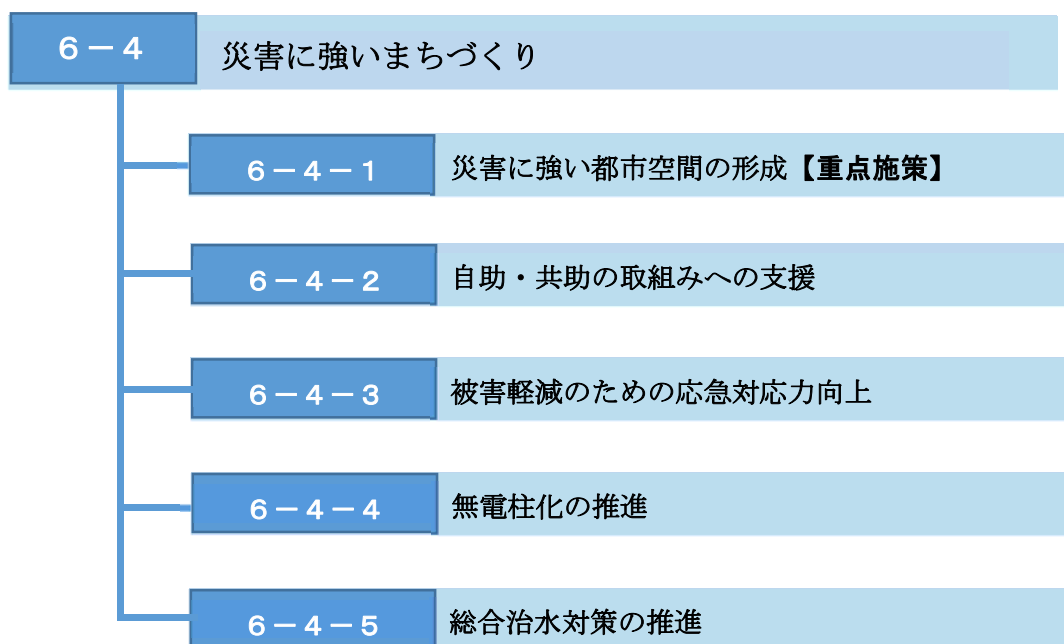
政策6-4

災害に強いまちづくり

政策の概要

- 区民のだれもが安心して日常生活を送ることができるよう、地域防災力を高め、災害に強い情報網の確立と都市基盤の整備などにより、安全・安心なまちづくりをすすめます。
- また、区民生活を脅かす様々な災害に対し、予防措置とともに機動的かつ横断的な対応力を強化していきます。

政策と施策の構成



政策6-4 災害に強いまちづくり

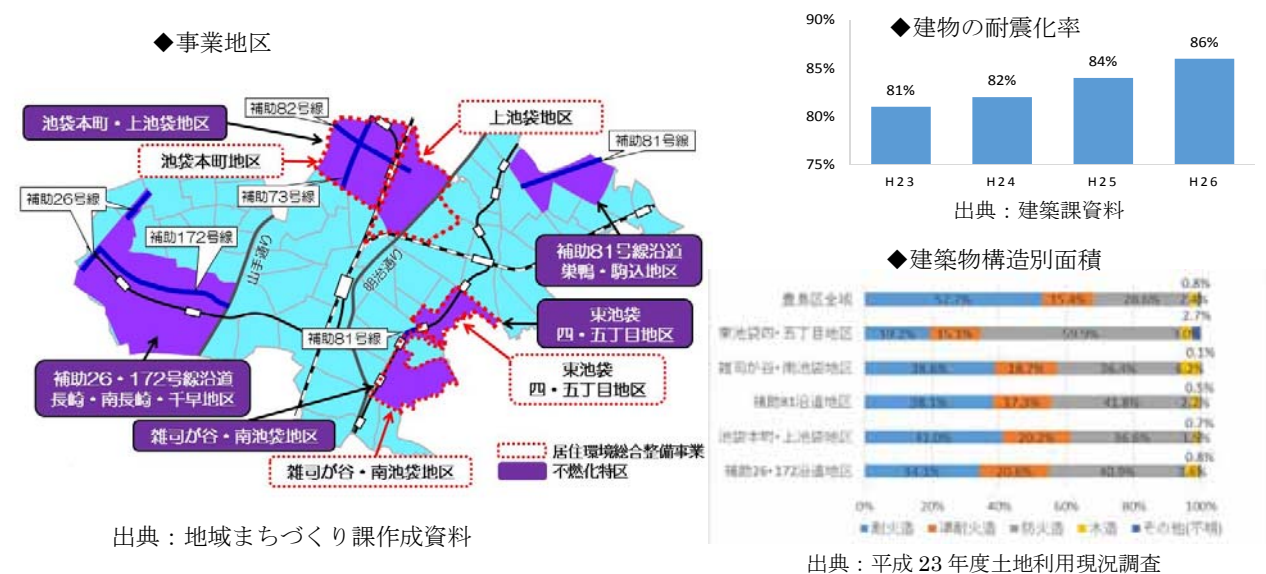
施策6-4-1 災害に強い都市空間の形成【重点施策】

【施策の目標】

- ◎ 延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全な市街地の形成、避難路の安全性の確保などにより市街地の防災性を高めていきます。
- ◎ 被災後の迅速な都市復興を図るため、関係機関等との協働を推進していきます。

【現状と課題】

- 国の地震対策調査委員会は、南関東において今後30年以内に70%の確率で、マグニチュード7クラスの大地震が発生すると発表しています。
- 区面積の約4割を占める木造住宅密集地域（木密地域）には、焼失や倒壊の恐れのある建物や狭い道路が多く、公園等の空地が不足し、未接道地が散在するなど、大規模地震等による被害を拡大する危険性があります。
- 木密地域不燃化10年プロジェクト※による都施行の特定整備路線（5路線・7区間・約5.3km）が事業化され、今後、市街地環境の大きな変化が生じてきます。
- このため、市街地の不燃化・耐震化とともに、道路整備を契機とする沿道や駅周辺地区等のまちづくりを進めていく必要があります。
- また、大規模地震直後の応急活動に不可欠な特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化は対象建築物の16%に留まっており、今後とも重点的に推進する必要があります。
- 被災後の都市復興を区民とともに早期に進めていくための取り組みも必要です。



※ 東京都が平成24(2012)年に実施方針を策定し、「防災都市づくり推進計画」の中で整備地域に位置づけられた地域において、平成32(2020)年を目標に重点的・集中的に市街地の整備改善を進める取り組みのこと。

【主な取組内容】

被害を予防し、被害の拡大を防止するため、延焼遮断機能を高め、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅や空地の確保などによる木造住宅密集地域の改善整備を進めるとともに、緊急輸送道路の機能確保に取り組みます。また、被災から早期に都市を復興する準備を事前に進めていきます。

地域の防災性の向上

木造住宅密集地域内の狭あい道路や主要生活道路等の拡幅や公園・広場の整備を進め、併せて老朽住宅等の建替えを促進します。また、区民や事業者の参画により、地域における防災まちづくりを推進し、住環境の改善を図っていきます。

木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進

不燃化特区制度による各種支援策を効果的に活用した市街地の不燃化とともに、特定整備路線沿道で都市防災不燃化促進事業による建替え支援策を講じて延焼遮断機能を向上するなど、都と区が連携して木密地域不燃化 10 年プロジェクトを集中的・重点的に進めていきます。

沿道まちづくりの推進

特定整備路線に伴い変化する市街地環境を改善するため、路線沿道や路線に近接する鉄道駅周辺地区において、街区再編や共同化等の具体的なまちづくり事業を実施していきます。

建築物の耐震化の推進

震災時に、避難・救急消火活動・緊急支援物資の輸送や復旧活動を支える緊急輸送道路での建築物の倒壊による閉鎖を防ぐとともに、倒壊による死傷者等の発生を防止するために支援していきます。

協働による震災復興まちづくり活動の周知

被災後の復興まちづくりを視野に、豊島区震災復興マニュアルに基づき、住民参加によるワークショップ形式の復興まちづくり模擬訓練を継続的に実施していきます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「建物の耐火・耐震化や、狭い路地の解消など、災害に強いまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合	11.2%	35.0%	50.0%
②不燃領域率	57.5%	70.0%	70.0%以上

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②所管課データ
設定理由	①災害に対する街の安心性を居住者の視点で示す指標であるため ②建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出した、市街地の「燃えにくさ」、つまり防災性が高まったことを示す指標であるため

政策6-4 災害に強いまちづくり

施策6-4-2 自助・共助の取組みへの支援

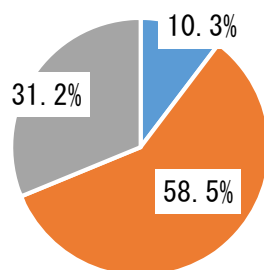
【施策の目標】

- ◎ 「自らのまちは自らの手で守る」ため、区民や地元企業が自助・共助の取組みを、より一層、推進する必要がある、その意識啓発を進めていきます。
- ◎ 地域防災組織や企業が、混乱した災害時においても組織的な対応を取ることができるよう、訓練等への参加を促進するとともに、自主的な訓練実施への支援を進めていきます。

【現状と課題】

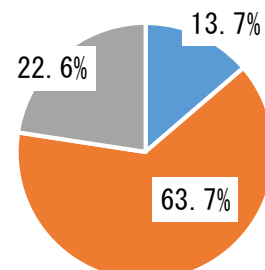
- 多くの大規模災害の教訓からも明らかなように、特に発災直後においては、自助・共助による災害への対応力が、地域の明暗を分けるといっても過言ではありません。日頃からの防災・減災についての知識や事前の備えが、災害発生時には、大きな意味を持ってきます。
- 東日本大震災発生時の教訓から、池袋駅を中心に、区内で大量に発生が予想される帰宅困難者への対応も、鉄道事業者や駅周辺の事業者と連携し、対策を進めていかなければなりません。
- 災害時には、混乱の中でも、個々人の適切な行動と地域防災組織や事業者の組織的な対応が必要になります。そのためには、地域での自主的な防災訓練や、帰宅困難者訓練、救援センター開設運営訓練などを平常時から反復して行う必要があります、その実施を支援し、区民、事業者の参加を促進していく必要があります。

◆震災時の避難、救援体制など、街全体として災害への備えができている



- どちらかというと思う
- どちらともいえない
- どちらかというと思わない

◆家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている



- どちらかというと思う
- どちらともいえない
- どちらかというと思わない

出典：豊島区基本計画策定のための区民意識調査(平成26年10月)

【主な取組内容】

地域防災訓練や地域防災組織育成のための支援を行うとともに、防災に関する区民への意識啓発や適切な防災指導の取り組みを通じて、地域の防災力の向上を推進していきます。

地域防災訓練及び合同防災訓練の実施

地域の実情も含めて、各町会単位で実施している地域防災訓練は、全ての町会で、年1回以上行っており、今後も、実働訓練として、さらなる内容の充実を図っていきます。また、合同防災訓練は、救援センターごとに実施しており、複数の町会が参加して実施しています。今後、救援センターの開設・運営訓練として充実させていきます。

防災意識の啓発

防災に対する区民の意識啓発のため、分かりやすい防災関係資料やパンフレットを作成していきます。また、従来からの安全安心メールやホームページに加え、TwitterやFacebookといった、SNSによる情報発信にも力を入れていきます。

防災指導の充実

現在も配置している区の防災指導員は、他区には見られない特徴的な制度であり、これにより区と地域防災組織と連携が深まっていることから、今後も引き続き指導員を配置し、その資質と指導内容の向上を図っていきます。

地域防災組織の育成

町会を中心とした地域防災組織の育成のため、自主的な防災活動への取り組み状況に応じて、組織運営費等に対する適切な助成を続けていきます。

帰宅困難者対策

池袋駅周辺の鉄道・百貨店等の事業者や警察、消防等の関係機関からなる池袋駅周辺混乱防止対策協議会での普及啓発や連携・協力をさらに深めていくとともに、帰宅困難者対策訓練をより実践的なものとして充実させます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」について、肯定的な回答をする区民の割合	14.0%	20.0%	30.0%

出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	区民の防災意識の向上や地域の防災力の向上を示す指標であるため

政策6-4 災害に強いまちづくり

施策6-4-3 被害軽減のための応急対応力向上

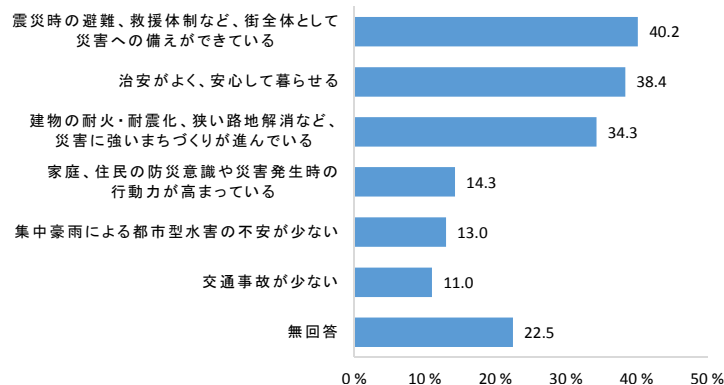
【施策の目標】

- ◎ 最新鋭の総合防災システムを駆使し、区民の安全・安心を常に見守っていきます。
- ◎ 災害時に効率的に応急活動を行うため、災害対策本部機能を強化し、備蓄物資や防災資機材等を充実させます。
- ◎ 防災関係機関相互の連携を強化しつつ、区内の各種団体との防災協定締結や、防災協定締結都市との広域的な相互支援など、広く連携の方法や体制を確立していきます。
- ◎ 復旧・復興を迅速かつ着実に推進できる体制と、事前復興対策にも注力していきます。

【現状と課題】

- 新庁舎に最新鋭の「総合防災システム」を導入しました。このシステムは、区内設置の51台の「防災カメラ」を有するとともに、世界初となる「群衆行動解析技術」を導入し、災害発生時の被災状況、帰宅困難者の滞留情報などを即座に確認することができる他の自治体に類を見ないシステムとなっています。
- 今後は、このシステムを駆使し、速やかな応急活動に繋げる必要があります。
- 被災者を救出救護するための防災関係機関への情報提供、区民などへ向けた複数媒体を通じての災害情報の発信（配信）など、情報の収集、処理（意思決定）、発信（配信）を一元的に管理・実行していくための体制強化を図っていく必要があります。
- 被災した区民の生活を早期に安定させるため、防災協定締結自治体等との連携を進めるとともに、復興について事前に備えておく必要があります。

◆ 目指すべき生活環境に対する「今後の優先度」（複数回答）



出典：豊島区基本計画策定のための区民意識調査（平成26年10月）

【主な取組内容】

新しい総合防災システムを適切に運用していくとともに、区としての防災危機管理体制の見直しに加え、災害時の区内備蓄物資等のさらなる充実を図っていきます。

防災関係システムの整備と運用

現在、すでに区が導入していた防災関係システム(防災行政無線、被災者生活再建支援システム、など)に加え、新たな「総合防災システム」を導入したことにより、新しいシステム運用の確立を目指していきます。

防災行政無線のデジタル化

現在、アナログ方式である同報系防災行政無線について、今後、デジタル化を図っていきます。

被災者生活再建支援の庁内体制の確立

システムの適切な運用による、被災者への漏れのない支援を実現できる体制を整えていきます。

救援センター等の備蓄物資の充実

現在、区には避難生活者の1日分の食料備蓄を行っています。今後、検討を進め、更なる備蓄の充実に努めていきます。

防災協定締結自治体等との連携強化と事前復興対策

防災協定締結自治体や区内の各種団体との実効性のある連携方法を進めるとともに、被害認定調査及びり災証明書発行に関わる訓練、被災者台帳作成の体制整備など事前復興対策の取組を推進します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「震災時の避難、救援体制など、街全体として災害への備えができてい」について、肯定的な回答をする区民の割合	40.0%	50.0%	60.0%

出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	被害軽減のための取組の成果について、街全体として災害への備えができてい、また、備えができる環境が整っているかどうかを区民目線から示す指標であるため

施策 6-4-4 無電柱化の推進

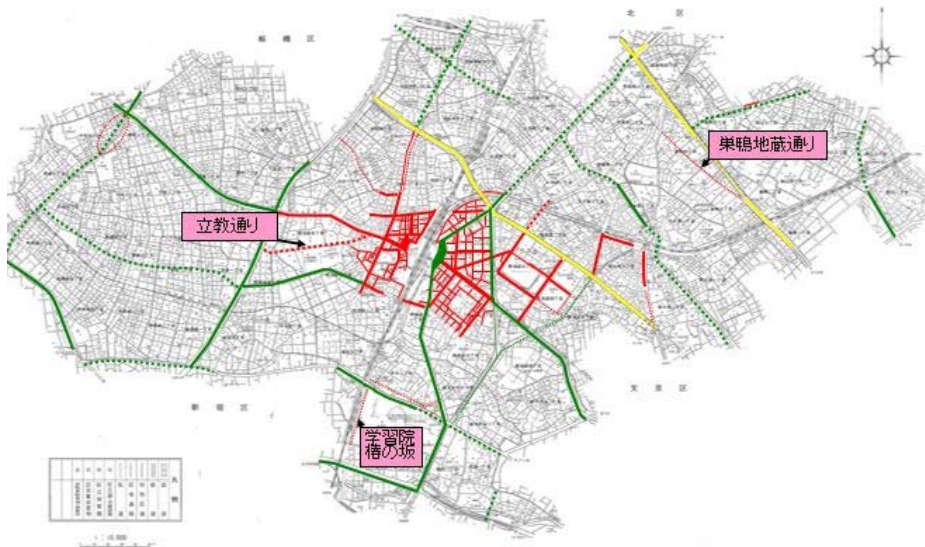
【施策の目標】

- ◎ 区内全域で無電柱化を実現し、『電柱ゼロ都市』を目指します。
- ◎ 無電柱化により、災害に強いまちを目指します。

【現状と課題】

- 電柱・電線は都市景観を阻害しているとともに、避難等の歩行、緊急車両の通行やハシゴ車などの災害時活動の妨げにもなっています。
- 池袋駅を中心に、各企業者による単独地中化を主として無電柱化整備が行われています。
- 区道全体延長 283.9 kmのうち、無電柱化済み延長が約 17.5 km（約 6.2%）です。
- 区道は、狭小な生活道路が多く歩道幅員 2.5m以下、あるいは、歩道の無い道路が大多数を占めているので、新たな地下設備を埋設する空間の確保が課題です。
- 変圧器など無電柱化に必要な地上機器の設置場所の確保が必要となります。

◆区道の無電柱化状況図



出典：道路整備課作成資料

	全体延長	完 成	事業中・計画
国 道	4.8km	■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
都 道	15.5km	■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
区 道	283.9km	■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

【主な取組内容】

既存区道の無電柱化モデル3路線で先行実施し、無電柱化の課題解決方法を確立します。また、既存の区道の無電柱化を一層効率的に推進します。

モデル路線の整備の推進

「学習院椿の坂」、「立教通り」、「巣鴨地蔵通り」の無電柱化を早期に実施します。

優先路線の整備の推進

防災公園、西巣鴨橋、目白小学校周辺区道において道路整備に併せて無電柱化を実施します。



【現状写真】

◆巣鴨地蔵通り

【無電柱化後 イメージ図】

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 ＜現 状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
区道の無電柱化整備率	6.2%	7.0%	7.6%

出 典	所管課データ
設定理由	無電柱化整備率は、災害に強く、美しい街が形成されていることを示す指標のため

政策6-4 災害に強いまちづくり

施策6-4-5 総合治水対策の推進

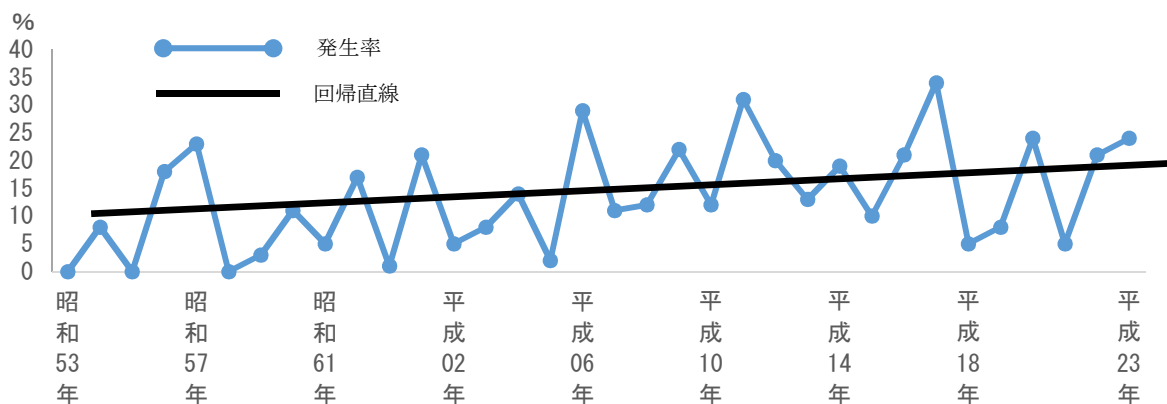
【施策の目標】

- ◎ 大雨や台風などによる水害から区民の生命を守ることを目指します。
- ◎ 出水時も必要不可欠な都市機能を確保することを目指します。
- ◎ 水害による財産被害の軽減を目指します。

【現状と課題】

- 東京においては、台風だけでなく、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響から、近年、時間50mmを超える豪雨が増加しています。
- 市街化の進行により、雨水が地下に浸透しづらくなり、短時間に河川に集中して流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの吹き出しなど、いわゆる都市型水害が発生しています。
- 豪雨対策など治水事業は、一朝一夕に進むものではなく、抜本的な対策である河川や下水道の整備と合わせて、敷地内の雨水浸透施設を設置するなど、区民や企業などの「民」と課題を共有して取り組むことが必要です。

◆時間50mm以上の豪雨発生率の経年変化



出典データ：東京都建設局「過去の水害記録」

【主な取組内容】

水位警報装置や雨量計・地下道監視カメラ、また雨量の流出量を軽減させるための雨水浸透柵の設置等を推進させ、区民の生命と財産を守ります。

神田川水位警報装置維持管理の充実

神田川の画像データ、水位データを区役所に送るための河川管理システムの維持保守を行います。

降雨データ及び地下道冠水対策の充実

豊島区内に設置している2か所の雨量計及び5か所の地下道監視カメラの維持保守を行います。

ビックリガード[※]冠水対策用の排水施設の管理運営

豪雨等によりビックリガードが冠水した場合に備え、大型ポンプのある排水施設をビックリガードに隣接して設置しています。ポンプの保守点検、排水槽に溜まった汚泥の浚渫等を行います。

雨水浸透柵等の設置

下水道事業にあわせて、道路雨水浸透柵の設置を推進していきます。また、雨水流出抑制施設に関する指導要綱等を策定して、民間施設における対策を図っていきます。



◆ビックリガード排水ポンプ



◆庁内モニターでの神田川水位情報の確認

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 〈現 状〉	平成32年度 〈前期目標〉	平成37年度 〈後期目標〉
雨水流出抑制対策量(万m ³)	4.9	10.4	13.8
出 典	所管課データ		
設定理由	神田川及び石神井川流域に位置する関係区市において、時間75mm降雨に対処すべき雨水流出抑制対策量が東京都総合治水対策協議会により定められているため		

※ 池袋駅の南側において鉄道を地下で通り抜ける都道池袋架道橋のこと。

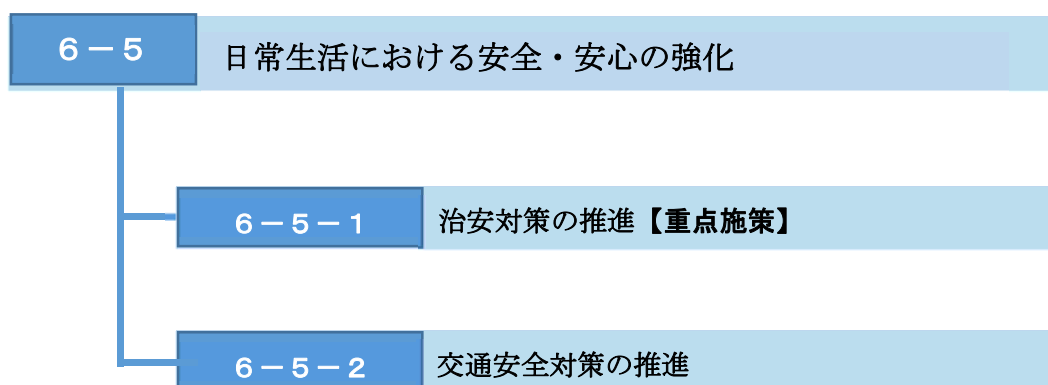
政策6-5

日常生活における安全・安心の強化

政策の概要

- 区民、事業者、警察その他関係機関と連携し、防犯パトロールや啓発イベント等の推進に努め、区民等の安全安心に対する認識の高揚を図り、犯罪や交通事故のないまちを実現します。

政策と施策の構成



政策 6-5 日常生活における安全・安心の強化

施策 6-5-1 治安対策の推進【重点施策】

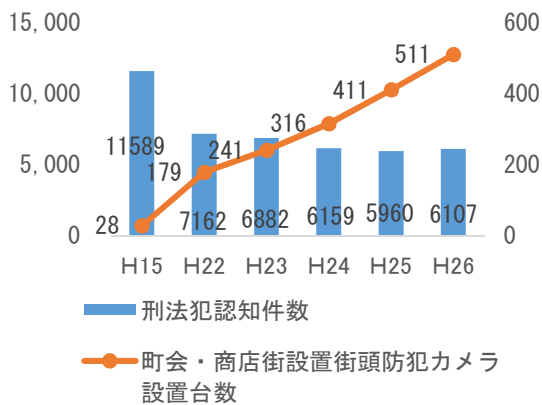
【施策の目標】

- ◎ 犯罪を発生させない街づくりを推進します。
- ◎ 高齢者や児童、女性を対象とした犯罪被害を防止します。
- ◎ 繁華街における客引き等の迷惑行為を防止します。
- ◎ 暴力団等の反社会的勢力を根絶します。

【現状と課題】

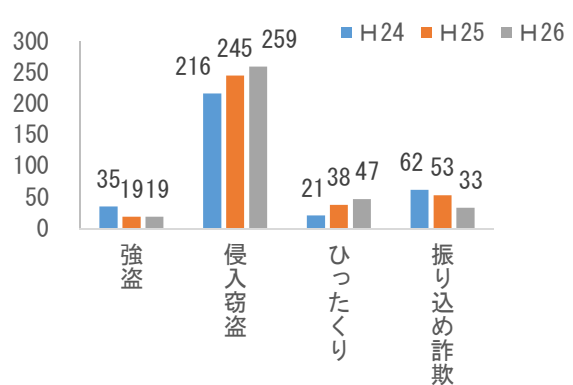
- 町会、商店街を中心に街頭防犯カメラの設置など、官民一体となった犯罪抑止対策を推進した結果、平成 26 年の刑法犯の認知件数は、過去最も多かった平成 15 年と比較し、-5,481 件（-47.3%）と半減するなど数の上では治安情勢が改善されています。
- 「ひったくり」や「振り込め詐欺」など高齢者を狙った犯罪や「強盗」「侵入盗」、不可解な動機による猟奇的な犯罪や国際テロの脅威などにより、区民の不安は依然として払拭されていません。
- 平成 32（2020）年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え、観光客等の増加が予想され、高齢者や女性、子どもを犯罪被害から守るための対策の強化が求められているほか、繁華街の客引き等の迷惑行為の根絶など環境改善に向けた取組みが求められています。

◆ 区内の刑法犯認知件数の推移等



出典 警視庁データ・設置実績

◆ 区内の凶悪犯罪の発生状況の推移



出典 警視庁データ

【主な取組内容】

犯罪のない、誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、区民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組みます。

地域安全対策

区民が安心して暮らせる町を作るため、防犯パトロール、携帯電話等への安全情報配信、区民団体へのパトロール用資材支援などの治安対策を実施します。

青色防犯パトロール車の運用

区の安全・安心対策を強くアピールし、区民の安心感を確保するため、月曜から土曜の午前5時30分から午後9時30分までの間、保育園・小学校等の子どもに関する施設等に立ち寄りながら、区内全域をパトロールします。

地域防犯力向上設備の助成

区内のマンション・商店街等を対象として、防犯カメラ・防犯灯などの設備補助制度を実施します。継続的に補助を実施することで、防犯機運の醸成及び地域の主体的な取組みによる防犯環境整備を促進し、地域全体の防犯力を向上させます。

繁華街の環境浄化対策の推進

池袋駅、大塚駅、巣鴨駅周辺の繁華街において、平日の夕方から夜間の人通りが多い時間帯に掛け、豊島区繁華街警備隊によるパトロールを行い、客引きやスカウト等の迷惑行為を防止します。



◆青色防犯パトロール車



◆防犯カメラ設置式典の様子

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
区内の刑法犯認知件数	6,107 件	5,400 件	4,900 件

出 典	警視庁データ
設定理由	区民の体感治安の向上を図り、区民が安全で安心して暮らせるまちを実現するため治安対策の取り組み結果を示すとともに、防犯意識や地域の防犯力の向上、安全な環境整備が進められていることを示す指標であるため

政策6-5 日常生活における安全・安心の強化

施策6-5-2 交通安全対策の推進

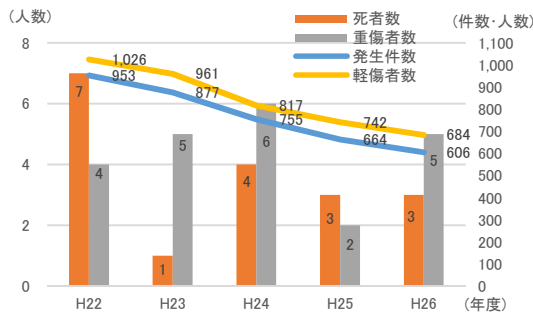
【施策の目標】

- ◎ 交通事故発生件数及び死傷者数減少を目指します。
- ◎ 東京都内特有の傾向である、全体の事故件数に対し高い割合を占める自転車の事故件数について減少を図ります。
- ◎ 児童、生徒や高齢者の事故防止に向けた、通学路安全対策及び道路機能の改善等により、事故の起きにくい環境整備をすすめます。

【現状と課題】

- 豊島区では平成24年11月取得のセーフコミュニティ認証により地域における安全・安心に対する意識が高まっています。また、自転車の安全利用については平成24年7月に東京都に先立って制定した「豊島区自転車の安全利用に関する条例」により各主体の責務を明確化しています。このような取組みの効果により事故件数及び事故による死傷者数は減少していますが、依然として多い状況です。
- 一方、残念なことに豊島区内の交通事故による死者は毎年発生しています。そのため、今後も継続して歩行者、特に子どもや高齢者、障害者を中心とした、交通事故防止のための交通安全施設を整備するとともに、警察や学校、地域団体等と協力して、広く交通安全の啓発活動を実施することにより、交通事故件数、負傷者数の減少及び交通事故による死者数をゼロとすることが求められています。

◆豊島区内交通事故発生状況



出典：「東京の交通事故」（警視庁交通部発行）

◆周辺区・交通安全施設数量（区道）

種別 区名	a 区道延長 (m)	b 歩道・準 歩道(m)	b/a (%)	c 歩行者用 防護柵(m)	c/a (%)	道路反射鏡 (箇所)
新宿	295,418	89,768	30.4	45,703	15.5	1,881
文京	170,893	59,001	34.5	28,992	17.0	1,223
中野	338,843	48,563	14.3	12,950	3.8	1,814
杉並	621,709	75,040	12.1	36,606	5.9	4,884
豊島	283,937	58,680	20.7	39,175	13.8	2,217
北	335,769	139,316	41.5	97,855	29.1	1,355
板橋	683,057	243,209	35.6	172,415	25.2	2,455
練馬	1,047,252	164,311	15.7	85,200	8.1	6,299
計	3,776,878	877,888	23.2	518,896	13.7	22,128

出典：特別区土木関係現況調書（H26. 4. 1 現在）

【主な取組内容】

セーフコミュニティ国際認証都市としてふさわしい多様な取組みを展開し、交通事故発生件数及び死傷者数減少の持続を目指すために、ハード面としての事故の起きにくい環境整備及びソフト面としての意識啓発を進めます。

交通安全施設整備の推進

地域からの要望等に基づき区道の交通安全を図るため、道路標識、街路灯、ガードレール、転落防止柵等の交通安全施設の設置及びスクールゾーンなどの維持管理を行います。

交通安全啓発の推進

交通安全運動での基本である子どもと高齢者の交通事故防止のため、区民ひろばを利用した子育て世代及び高齢者向けの交通安全教育や区立中学校における、体験型交通安全教育等多様な啓発活動や委託業者によるウィロード及び池袋駅周辺における巡回指導、13歳未満の幼児、児童の保護者を対象に自転車ヘルメット購入補助などを行います。



◆平成 27 年度豊島区交通安全区民のつどい



◆区立中学校での体験型交通安全授業
(スケアードスト・レイト授業*)

【施策の達成度をはかる指標】

指標名		平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
区内での交通事故発生件数		606 件	540 件	500 件
出 典	警視庁データ			
設定理由	交通安全対策の取り組み結果を示すとともに、交通安全の意識の高まりや安全な環境整備が進められていることを示す指標であるため			

※ 恐怖を直視する体験型教育手法。スタントマンによる交通事故再現等がある。

地域づくりの方向 7

魅力と活力にあふれる、 にぎわいのまち

地域づくりの方向の概要

- 東京を代表する都市かつ、より多くの来街者を迎える国際都市として、商工業、観光、文化、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを目指します。
- 文化的魅力がたくさん詰まった豊島区は、独自の魅力的な文化を活かすとともに、環境と安全・安心を融合させ、地域ごとの特性に彩られた、次世代へ引き継いでいける観光創造都市を実現していきます。

【政策】

7-1 産業振興による都市活力創出

7-2 観光によるにぎわいの創出

⑦ 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち

7-1 産業振興による都市活力創出

7-1-1 新たなビジネス展開の支援

7-1-2 地域産業の活性化

7-1-3 消費者権利の実現支援

7-2 観光によるにぎわいの創出

7-2-1 観光資源の発掘と活用

7-2-2 魅力的な観光情報の発信

7-2-3 来街者の受入環境の整備

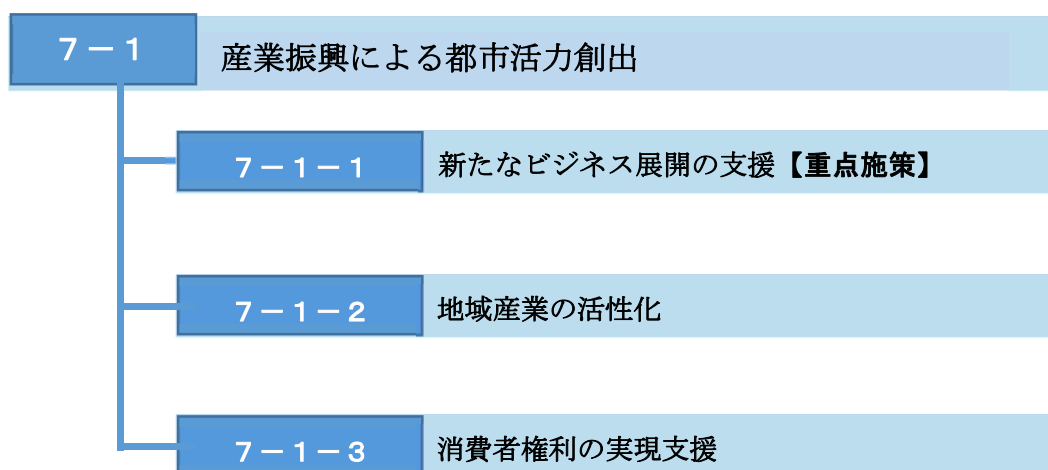
政策7-1

産業振興による都市活力創出

政策の概要

- 豊島区内の事業所数は、平成24年から26年にかけて、全国、都、区部全体と比較し、高い増加率となっています。創業支援による開業率向上、経営基盤強化、地域特性を活かした商店街活動支援を通じ、さらなる地域産業活性化を図ります。
- 相談や普及啓発、消費者教育を充実させ消費者の権利を実現します。

政策と施策の構成



政策7-1 産業振興による都市活力創出

施策7-1-1 新たなビジネス展開の支援【重点施策】

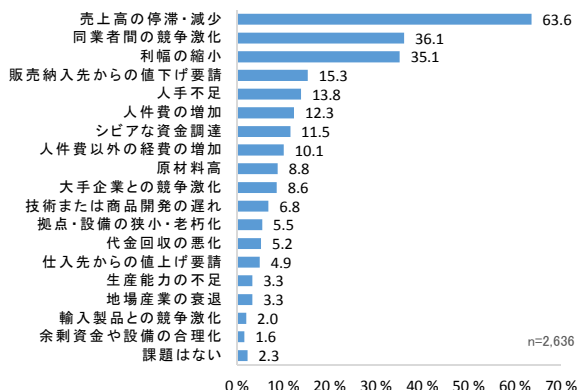
【施策の目標】

- ◎ 開業率の向上を図るため、金融機関等関係団体との連携を一層強化し、起業家をサポートする体制の充実を図ります。
- ◎ 事業者の経営基盤を強化するため、としまビジネスサポートセンター※のコンサルティング機能の充実を図ります。

【現状と課題】

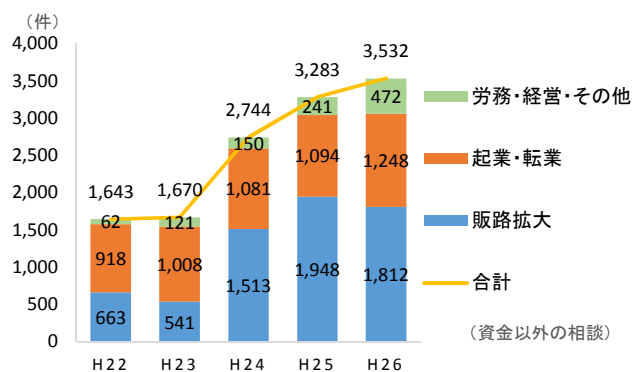
- 豊島区は、平成26年「豊島区産業振興指針」を策定し、区が抱える課題に迅速に対応するため、官民一体となって進むべき方向性をまとめ取り組んでいます。
- 区は、平成26年に成立した「産業競争力強化法」による「創業支援事業」第一次の認定を受け、地元金融機関等と連携し創業者を支援する取り組みを始めました。
- 池袋駅周辺の施設整備や大型商業施設の参入等により新たなビジネスチャンスが生まれる可能性が高まる中、開業率を高め都市の活力を創出するため、より一層の創業支援を推進することが必要となっています。
- としまビジサポが受ける相談件数は平成22年の開設以来増加傾向にありますが、一方で平成24年度に実施した「区内産業実態調査」によると、事業上の課題としては、「売上高の停滞・減少」が最も多く、また、「今後の経営方針」としては、「販路を広げる」が最多であり、事業者の約半数が回答しています。
- 経営基盤を強化し、地域経済の活性化を図るため、売上アップや販路拡大など事業者の課題に適切に応えることのできる効果的な支援が求められています。

◆今後の経営方針



出典：平成23年度「区内雇用・経営状況実態調査」

◆としまビジサポでの相談件数の推移



出典：生活産業課統計

※ 区内中小商工業の振興対策の一環として、中小企業者や創業者の経営課題に対し、各種専門相談員が解決に向けワンストップでサポートする事業(略して「としまビジサポ」)。

【主な取組内容】

金融機関等との連携により、起業家や中小企業者のニーズに応じた支援の提供やサポート体制を充実していくとともに、女性が起業しやすい環境整備に取り組んでいきます。

起業家や中小企業者に最適なサポートの提供

金融機関等関係団体との連携を拡大・強化することで、各専門分野のプロフェッショナルがチームを組み、経営者に対して多角的にサポートします。

販路拡大・売上拡大サポートの強化

としまビジサポのネットワークを活用した商談の場の設定、売上増加をテーマにしたセミナーの開催のほか、各種支援メニューを的確に提案・活用し、事業者の主体的な販売促進をバックアップします。

女性起業家への支援 ～サクラヌbiz^{※1}応援プロジェクト～

女性視点での起業プランを地域社会に活かせるよう、経営ノウハウ獲得サポートや起業家同士の交流の場を設けるなど、女性が起業しやすい環境を整備します。

インキュベーション施設（シェアードオフィス方式）の開設

勤労福祉会館改修を機に、区民活動センターとスペースをシェアしたインキュベーション施設^{※2}（シェアードオフィス方式）を設置します。



◆としまビジサポ 商談会

◆「サクラヌbiz 応援プロジェクト」女性起業家交流会

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①としまビジネスサポートセンターでの起業、売り上げ拡大、労務・税務相談の来場件数	865 件	1,000 件	1,150 件
②「新たに区内で事業を起こそうとする人が増えている」について、肯定的な回答をする区民の割合	4.5%	7.0%	10.0%

出 典	①所管課データ ②豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	①起業家及び中小事業者をサポートする体制整備の成果を示す指標であるため ②起業する環境整備が整っているか、区民の視点からの評価を示す指標であるため

※1 豊島区で起業したい、起業した、事業を経営している女性のこと。

※2 創業間もない個人・企業に負担の少ない入居費用で賃貸スペースを提供するとともに、専門スタッフが経営・技術的課題を解決するための適切なアドバイス等を行うことにより、独立を支援する施設。

政策 7-1 産業振興による都市活力創出

施策 7-1-2 地域産業の活性化

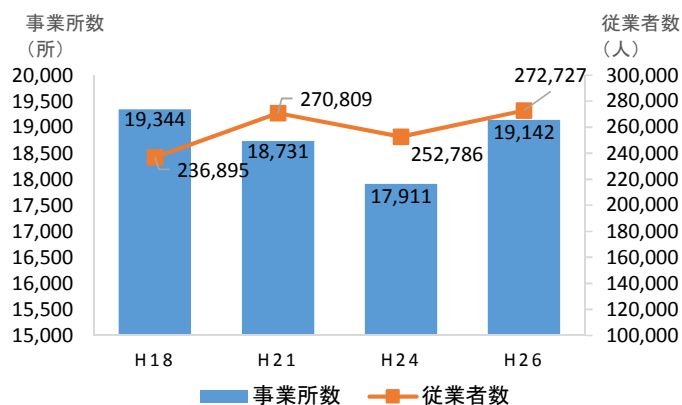
【施策の目標】

- ◎ まちの価値を高めるため、地域で有する文化資源・観光資源や、個々の事業者の持つ強みを最大限に活用しながら、商店街や個店の魅力を創出・発信します。
- ◎ 商店街活性化のため、装飾街路灯等の施設整備、IT を活用した販売促進、空き店舗対策、イベントなど、商店街が行う様々な取組みを支援します。

【現状と課題】

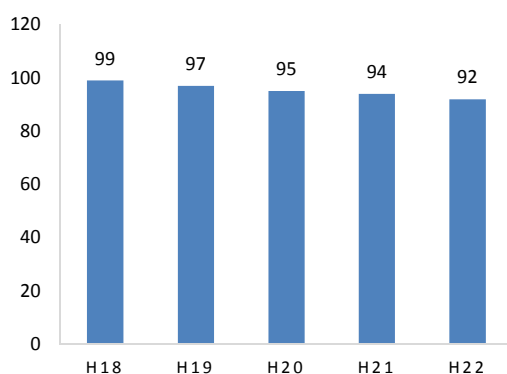
- 区内の事業所数と従業員数は、平成 24 年まで減少傾向にありましたが、平成 26 年の「経済センサス（速報値）」によると増加に転じています。
- 地域産業の活性化のためには、さらに多くの事業所を区内に呼び込み、ビジネスマッチングを強化することが重要です。
- 店舗数・会員数の減少等により解散する商店街があり、豊島区の商店会数は減少しています。継続している商店街も、来街者数や売上げの減少、空き店舗の増加、役員の高齢化や後継者不足などを課題と考えています。
- 地元のニーズに合った店舗誘致やインバウンド^{*}対応も含め、便利で快適な商店街環境の整備など、魅力ある商店街づくりの支援が求められています。

◆事業所数・従業員数の推移（民営のみ）



出典：経済センサス、事業所・企業統計調査
(平成 26 年は速報値)

◆商店会数の推移



出典：商店会届出書

※ 外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行のこと。

【主な取組内容】

商店街や個々の事業者がその強みを見出し、ビジネスチャンスにつなげられるよう支援していきます。また、地域産業の要である商店街は、地域のにぎわい及び交流の場としての機能を有し、安全・安心まちづくりのための拠点として重要な役割を果たしているため、販売促進やイベントなどを支援し、地域産業の活性化を図ります。

さらに、就労支援や次世代育成により、産業を支える人材の育成を進めます。

事業者への経営ノウハウの提供

事業者が自立的で継続的な経営を支援できるよう、ビジネスマッチングのためのイベント開催や、経営ノウハウ提供のためのセミナー・勉強会を開催します。

商店街のにぎわい向上への支援

魅力ある商店街づくりを推進するイベント事業や、地域特性に合った空き店舗活用など、商店街によるにぎわい向上への取り組みを支援します。

安全・安心な商店街づくりへの支援

来街者が安心して快く商店街を利用できるよう、街路灯整備やバリアフリー化などの商店街による施設整備事業を支援します。

情報基盤整備への支援

情報通信技術を活用したサービス提供を推進し、外国人観光客の誘致と来街者の利便性向上を図るための商店街事業を支援します。



◆としまビジサポセミナー



◆商店街イベント

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「地域のなかで商店街、地場産業が活発に事業展開している」について、肯定的な回答をする区民の割合	9.5%	15.0%	20.0%
②区内事業所数	19,142	19,280	19,400

出 典 ①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
②総務省 経済センサス(基礎調査・活動調査)

設定理由 ①地域産業が活性化できる環境整備が整っているか、区民の視点からの評価を示す指標であるため
②事業所数の増加は、地域産業の活性化を示す指標であるため

政策7-1 産業振興による都市活力創出

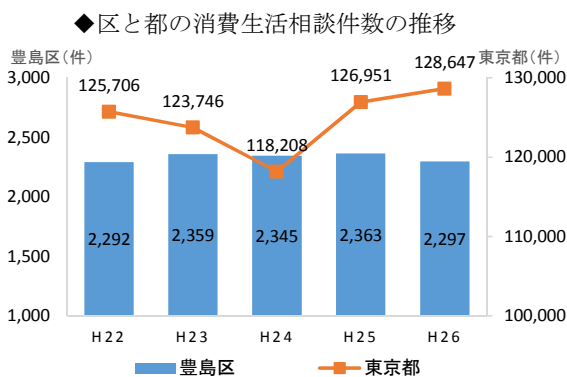
施策7-1-3 消費者権利の実現支援

【施策の目標】

- ◎ 適切な消費者相談が受けられるよう体制を強化します。
- ◎ 消費生活に関する必要な情報と消費者教育の機会を提供することにより、消費者の権利を実現し、その自立を促進します。

【現状と課題】

- 豊島区の消費生活相談件数は横ばい状態ですが、東京都全体では増加しています。東京都全体では相談件数が増えていることを考えると、消費者トラブルを抱えたまま相談していない潜在的な相談者が増加していることが推察されます。
- そのため、相談窓口の周知を強化するとともに、被害の未然防止のため、消費者へのアプローチ方法を変えることで、啓発効果を高めることが必要となっています。
- これまで様々な機会や方法で被害防止啓発活動を行ってきましたが、多様な年代層があり関心や被害事例が異なるため、必ずしも効果が現れないこともあります。
- 自立した消費者をつくっていくことが重要であるという観点から、消費者教育の推進を図っていくことが求められています。



出典：生活産業課作成資料

◆上位の契約当事者商品・役務相談内容

順位	H22	H23	H24	H25	H26
1	賃貸アパート	賃貸アパート	賃貸アパート	賃貸アパート	アダルト情報サイト
2	フリーローン・サラ金	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト	賃貸アパート
3	アダルト情報サイト	フリーローン・サラ金	フリーローン・サラ金	商品一般	商品一般
4	相談その他	商品一般	商品一般	フリーローン・サラ金	デジタルコンテンツ
5	携帯電話サービス	役務その他サービス	デジタルコンテンツ	携帯電話サービス	フリーローン・サラ金

出典：生活産業課作成資料

【主な取組内容】

あらゆる機会を通して消費生活相談の存在を周知し、一人でも多くの区民を被害から救済します。また、消費者被害に遭わないための未然防止活動と消費者トラブルを未然に回避できる自立した消費者を育成します。

消費生活相談の充実

区内在住・在勤・在学の消費者を対象に、消費者被害の未然防止や被害救済を図るため、消費生活・消費者契約に関する相談（苦情、問合せ、要望）に対し専門相談員が助言、情報提供、斡旋等を行い、問題の解決を目指します。また、ヤミ金・サラ金等の多重債務問題については、連携している弁護士を紹介します。

消費者被害防止に向けた多様な情報発信の充実

悪質商法等による消費者被害を未然に防止することを目的に、街頭放送等による注意喚起、各種イベントや出張講座等での啓発用パンフレット等の配布や情報提供を実施します。

消費者教育の推進

区内在住・在勤・在学の消費者を対象に、安全で安心して消費生活を営むことができるよう日常生活を取り巻く消費者問題を幅広く学び、消費者トラブルを未然に回避できる自立した消費者を育成する目的で各種講座を開催します。



◆消費生活講座



◆出張講座

【施策の達成度をはかる指標】

指標名		平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①新規相談受付件数		2,297 件	2,400 件	2,500 件
②消費生活講座、出前講座、出張講座の参加者数		1,059 件	1,200 件	1,350 件
出 典	①②所管課データ			
設定理由	①消費者トラブルを抱えたまま相談していない潜在的な相談者が増加している状況が推察されるため、相談件数の増加は、そうした被害者が適切に救済されていることを示す指標であるため ②消費生活に関する必要な情報提供と消費者被害に遭わないための消費者教育の浸透を示す指標であるため			

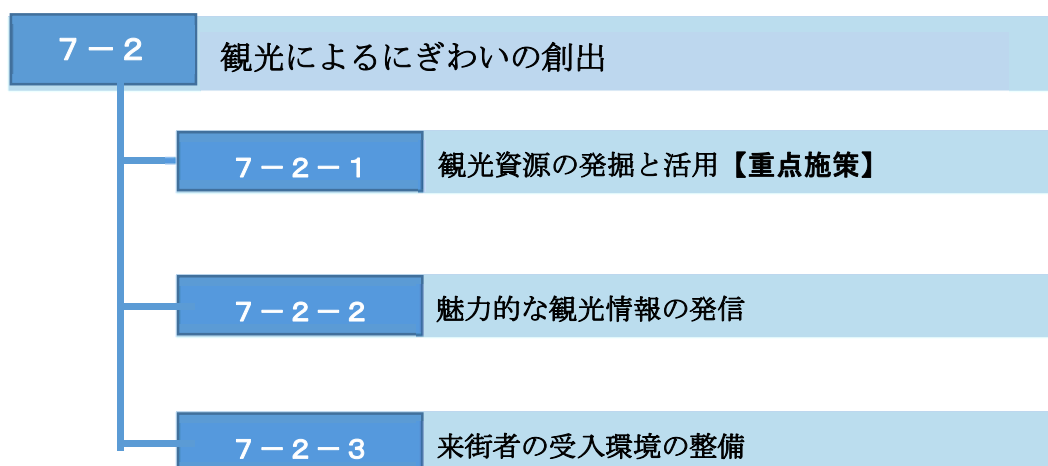
政策7-2

観光によるにぎわいの創出

政策の概要

- 平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、伝統的な文化と新しい文化をあわせ持つ区として、多くの方に魅力のある、来街者が快適に過ごせる観光創造都市を目指します。
- 各地域の個性を活かして、人々が魅力を感じ、より多くの人を訪れる都市を実現するため、観光資源を活用していきます。
- 最新の観光情報が、より多くの人に迅速に届く設備を充実させ、何度も訪れたい観光によるまちづくりを促進します。

政策と施策の構成



政策7-2 観光によるにぎわいの創出

施策7-2-1 観光資源の発掘と活用【重点施策】

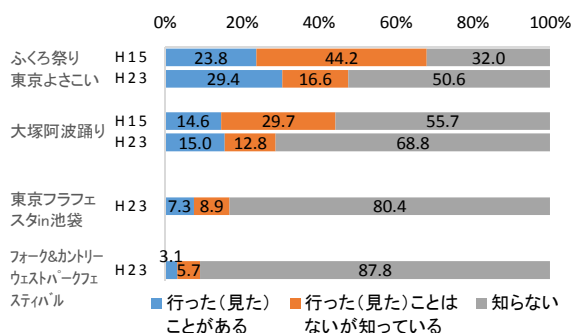
【施策の目標】

- ◎ 区民や来街者が、国際アート・カルチャー都市豊島区を楽しめるような回遊ルート設定等、新たな観光資源を発掘します。
- ◎ ソメイヨシノ発祥の地、トキワ荘、池袋モンパルナス、ふくろう等、豊島区のオンリーワンブランドの魅力を活用します。
- ◎ 特色あるグルメ、ショッピング等、豊島区滞在時の魅力を創出します。

【現状と課題】

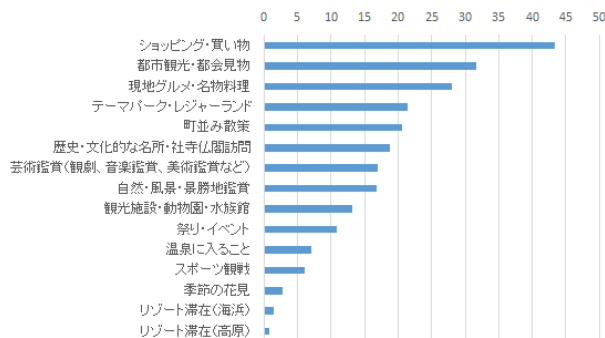
- 平成27年、観光庁は「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を策定しました。訪日外国人旅行者数2000万人を目指し、日本人も、自文化や地域の価値を再認識する「質の高い」観光立国を目指しています。
- また、同年、都は世界の旅行者に選ばれる、旅行地としての「東京ブランド」の確立に向けて、「東京のブランディング戦略」を策定しています。
- 豊島区には多くの観光資源があり、様々なイベントも開催されていますが、全国的に認知されている数は多くありません。独自の魅力を区内外へ広くPRするとともに、来街者が豊島区にわざわざ足を運び、快適に滞在してもらえる環境整備が必要です。
- 人々に何度も区内各所を訪れてもらえるように、としまオンリーワンブランドを始めとした特性を磨き上げ、名所となるような観光スポットの創出等も課題となっています。

◆ イベント等認知度



出典：来街者動向調査（豊島区）

◆ 旅行先と現地で楽しんだ活動（東京都）



出典：旅行年報2014（（財）日本交通公社）を参照し、文化観光課作成

【主な取組内容】

地域の関係機関と連携し、豊島区ならではの魅力や観光資源を発掘し、それらを活用した回遊ルートの設定と、にぎわいの創出を推進します。

特色ある地域の特性磨き上げ

ソメイヨシノ発祥の地（駒込）、マンガ・アニメの聖地（南長崎）などの豊島区オンリーワンブランドや、巣鴨、大塚、雑司が谷、目白などの各地域の特性を磨きあげ、豊島区ならではの人々が集う観光スポットを創出します。

イベント開発支援

地域団体・民間企業と連携し、国内外から多くの人々が訪れる活気ある多彩な既存・新規イベントを改良・開発・支援し、効果的に活用することで、区のイメージアップと集客力向上を図ります。

文化芸術の積極的な活用

幅広い世代に対し、後世まで豊島区の魅力を伝えていくため、日本ユネスコ協会連盟により未来遺産に登録された「雑司が谷」をはじめとした歴史文化や、池袋モンパルナスに代表される文化芸術などを観光資源として活用します。歴史や文化・芸術など、地域固有の特性を活用した観光ルートを開発し、回遊性の向上も図ります。



◆染井吉野桜記念公園



◆トキワ荘ゆかりの地散策マップ

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「イベント等認知度」に対し、ふくろ祭り／東京よさこいを認知している回答の割合	46.0%	60.0%	70.0%
②トキワ荘お休み処の来場者数	18,050 人	25,000 人	30,000 人
出 典	①平成 23 年「来街者動向調査」 ②トキワ荘お休み処集計資料		
設定理由	①豊島区の代表的なイベントであるふくろ祭り／東京よさこいの認知状況は、区内イベントの認知度を測る指標となるため ②観光スポットのひとつであるトキワ荘お休み処の来場者数は、オンリーワンブランドの磨き上げ・区内外への PR 成果を測る指標となるため		

政策7-2 観光によるにぎわいの創出

施策7-2-2 魅力的な観光情報の発信

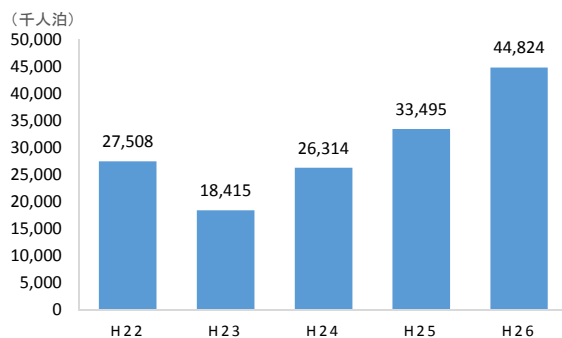
【施策の目標】

- ◎ ソメイヨシノ・トキワ荘などオンリーワンブランド資源の情報を始め、年間を通じた様々なイベントの魅力国内外へ広めるため、受け手目線に立ったPR手段を講じます。
- ◎ 情報の多言語化の推進はもとより、情報関連事業者と連携し、最新の情報発信手段の開拓・活用を進め、PRをしていきます。

【現状と課題】

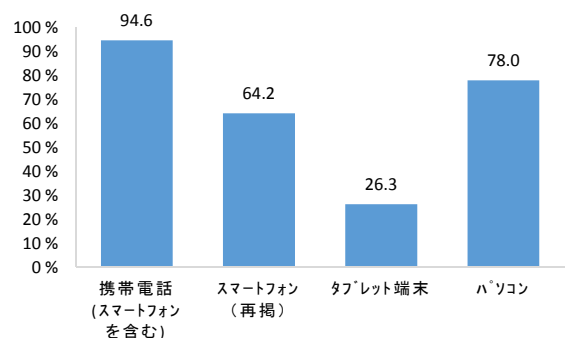
- 「平成27年版観光白書」によると、日本全国の客室稼働率は過去最高を記録しています。これは訪日外国人延べ宿泊者数の増加が要因となっています。
- 豊島区には、ソメイヨシノやトキワ荘、池袋モンパルナス、日本ユネスコ協会連盟未来遺産プロジェクトに登録された雑司が谷などの資源に加え、一年を通して様々な地域イベントが催されています。しかし、その認知度は低く、魅力を十分に伝えきれていません。
- 情報通信サービス（ICT）の普及にともない、外出先での情報取得が容易となり、13歳から59歳までのインターネット利用率が9割を超えています。
- 来街者を増やすために、新たな情報メディアや情報伝達ツールの開拓とその効果的な活用が求められています。

◆延べ宿泊者数の推移



出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）

◆主な情報通信機器の世帯保有状況



出典：平成26年通信利用動向調査(総務省)

【主な取組内容】

豊島区への関心や理解を高め、集客力の向上を図るために、豊島区の魅力や観光資源の情報を効果的に発信します。国内外、さらに、幅広い年齢層の方々に区の魅力を感じて頂けるよう、観光情報を充実するとともに、特に増加する海外からの観光客に対して、観光情報の多言語化を進めます。

新たな情報発信手段の開拓

新庁舎を始め、来街者の多く滞在する主要観光スポット等への設置を進めている「TOSHIMAFree Wi-Fi[※]」を活用することで、必要とする情報を適切に提供し、集客の強化を図ります。また、来街者にタイムリーでニーズに合った情報を提供できるよう、発信手段の活用・研究を進めます。

多様な観光案内の推進

インターネットを利用しない方、さらには街歩きの方にニーズの高い案内手段として、民間と連携して、携帯に便利な観光ガイドマップやパンフレットの発行を行います。

観光プロモーション

観光大使を始め、区のキャラクター等の積極的な活用やPRグッズの作成・活用により、豊島区のPR強化・知名度アップを図ります。新聞・雑誌、テレビ関係などの報道メディアへ観光情報を積極的に提供することで、豊島区の魅力や地域イベントの情報を国内外に発信します。



◆ふくろ祭り・東京よさこい



◆池袋ジャズフェスティバル

【施策の達成度をはかる指標】

指標名		平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①区ホームページ月平均アクセス件数(観光)		238,000 件	349,000 件	506,000 件
②イベント延べ来場者数		2,214,958 人	2,280,000 人	2,430,000 人
出 典	①②所管課データ			
設定理由	①アクセス件数は、受け手にとって魅力的な情報が掲載、発信されているとともに、豊島区の魅力が認知されていることを示す指標であるため ②イベント延べ来場者数は、効果的な情報発信の成果を示すとともに、豊島区の魅力が認知されていることを示す指標であるため			

※ 池袋駅周辺や新庁舎で提供する無料公衆無線 LAN。

政策7-2 観光によるにぎわいの創出

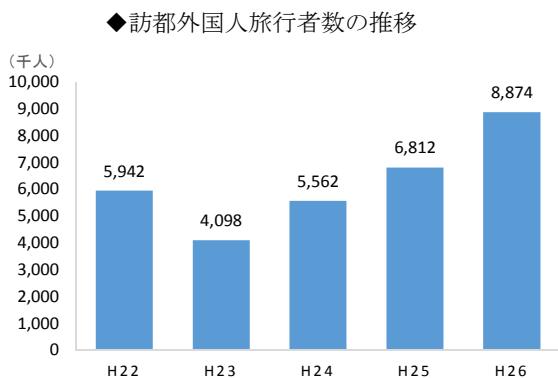
施策7-2-3 来街者の受入環境の整備

【施策の目標】

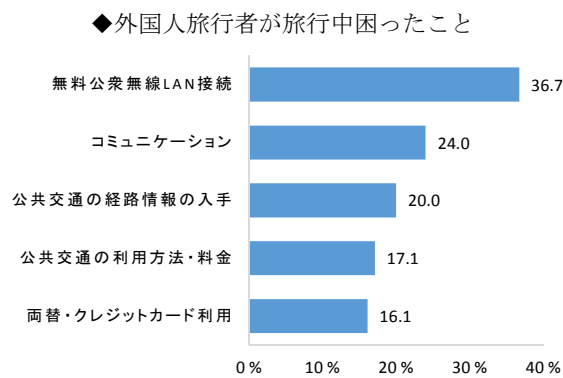
- ◎ 新庁舎に導入したTOSHIMA Free Wi-Fiをはじめ、観光インフラの整備を行います。
- ◎ 一般社団法人豊島区観光協会と協力し、多言語対応や新たな情報発信の手段を構築する等、来街者満足度の向上を図ります。
- ◎ 平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックに向け増加する外国人観光客に対応するため、観光ボランティアガイドの育成等の「国際アート・カルチャー都市」にふさわしい人材育成を積極的に支援します。

【現状と課題】

- インバウンド施策の推進のため、国は、「観光立国推進基本法」に基づき、平成24年に「観光立国推進基本計画」を閣議決定、都は、平成26年に「外国人旅行者の受入環境整備方針」を策定して受け入れ環境の整備を進めています。
- 新庁舎に導入した、区の独自の情報発信ツールであるTOSHIMA Free Wi-Fiを、池袋駅周辺にも整備しましたが、現状の利用可能範囲は駅前に限られています。また、外国人旅行者の36.7%が、無料公衆無線LAN環境に不便を感じています。
- 区が推奨するTOSHIMA Free Wi-Fiの屋内外での利用可能範囲を拡大し、利便性を向上させることにより利用者の増加を図り、外国人旅行者の滞在満足度を向上させることが必要となっています。そのため、増加する外国人観光客に対するおもてなし環境整備のため、外国語対応が可能な観光ボランティアガイドの確保及び育成が求められています。



出典：「東京都観光客数等実態調査」東京都



出典：「H23 外国人旅行者アンケート調査」観光庁

【主な取組内容】

来街者の受入環境の整備を含めた観光振興を効果的、継続的に進めるため、多様な主体との協働による観光マネジメントシステムの構築に取り組むとともに、来街者が快適に過ごせるような環境の整備を進めます。

おもてなし意識の向上

地域と区が連携し魅力を発信し来街者の満足度を充足させるため、区民向けの観光講座の開講、職員向けの観光研修の実施等を通じて、地域への愛着の醸成とボランティア意識を育み、来街者の受け入れ意識の向上を図ります。

来街者受け入れのための人材育成

来街者、特に外国人観光客の満足度の向上のため、区内の歴史、文化、景観や観光施設等について知識を持つ観光ボランティアガイドの育成や組織化を支援していきます。

観光関連インフラ整備の推進

にぎわいを創出するため、都市基盤のインフラ整備の進行にあわせて、国際観光創造都市として、Wi-Fi環境の構築等、来街者のニーズに合わせて受入環境を整えていきます。

推進体制の充実

一般社団法人豊島区観光協会をはじめ、観光産業団体、大学等の教育機関との情報共有を強化し、施策を進める体制を整備します。特に、観光振興推進委員会では、観光振興プランの進捗管理を行うとともに、観光振興に関するタイムリーな意見を施策に反映させていきます。



◆Toshima Free Wi-Fi



◆外国人旅行者向け池袋エリアガイドブック

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①TOSHIMA Free Wi-Fi 利用数	H27 開始	380,000 件	454,000 件
②外国語観光ボランティアガイド通訳・案内業務対応件数	H27 開始	350 人	450 人

出 典	①TOSHIMA Free Wi-Fi 提供事業者報告書 ②豊島区観光協会作成資料
設定理由	①利用数が、来街者の受け入れ環境整備の成果を示す指標のため ②外国語観光ボランティアガイドの育成及び活動状況を示す指標であるため

地域づくりの方向 8

伝統・文化と新たな息吹きが融合する 魅力を世界に向けて発信するまち

地域づくりの方向の概要

- 豊島区が誇る文化芸術を世界に通用するアート・カルチャーと位置づけ、多様性のある、まち全体が舞台となり、誰もが主役となれるまち「国際アート・カルチャー都市」を目指します。
- 地域の歴史や伝統文化を再発見し、守り伝えるとともに、新しい文化の創造に努めるとともに区民が主体的に行う文化活動を支援します。
- 文化や芸術の息づく、生涯にわたって学び続け、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。
- 豊島区の国際アート・カルチャー都市としての魅力を広く国内外に発信するとともに友好都市とも交流を図ることで世界中から人が訪れ、楽しむことができる都市を作ります。

【政策】

8-1 アート・カルチャーによるまちづくりの推進

8-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

⑧

伝統・文化と新たな息吹きが融合する 魅力を世界に向けて発信するまち

8-1 アート・カルチャーによるまちづくりの推進

8-1-1 多様な文化芸術の創造と創造環境の整備

8-1-2 地域文化・伝統文化の継承と発展

8-1-3 交流の推進によるにぎわいと発展の共有

8-1-4 アート・カルチャーによる魅力の発信

8-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

8-2-1 多様な学習活動への支援

8-2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進

8-2-3 学びを通じた仲間づくり・地域づくり

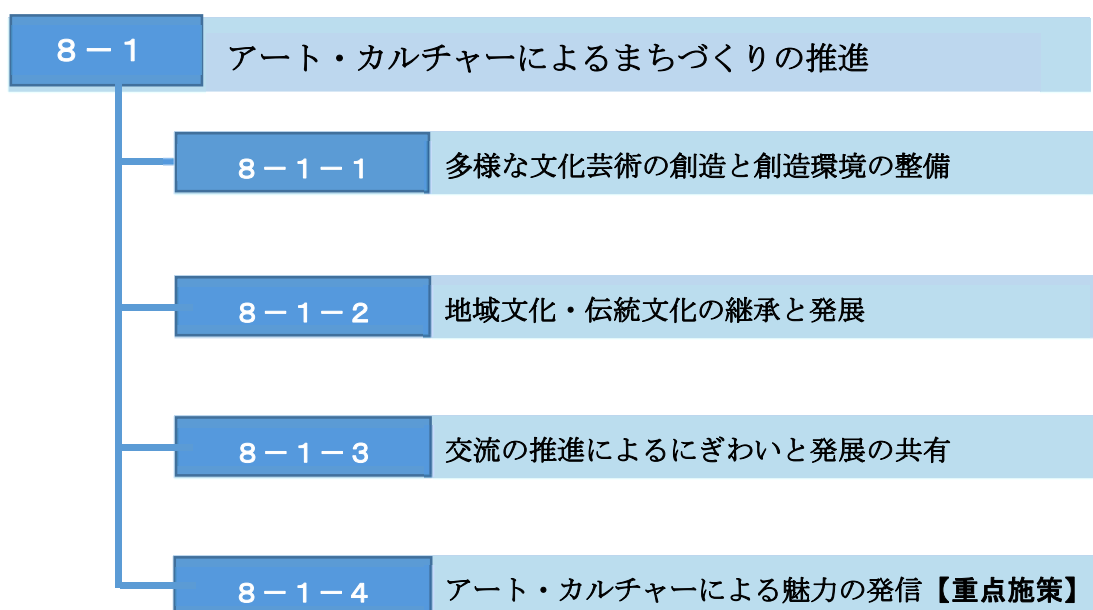
政策 8 - 1

アート・カルチャーによるまちづくりの推進

政策の概要

- 伝統から最先端、ハイカルチャー^{※1}からサブカルチャー^{※2}まで、文化芸術の多様性を豊島区独自の文化資源として活かし、継承します。
- 誰もが安全・安心に文化を享受し、文化を支える人材を生み出すまちづくりを推進します。
- 豊島区の文化芸術の多様な魅力を世界に向けて発信し、国内外の都市とも交流を図るなど、世界中の人々が集い、持続発展する「国際アート・カルチャー都市」の実現を目指します。

政策と施策の構成



※1 学問・文学・美術・音楽など人類が生んだ文化のうち、その社会において高い達成度を示していると位置づけられたもの。

※2 日本では「ハイカルチャー対サブカルチャー」という文脈においてサブカルチャーという言葉が用いられている。

政策8-1 アート・カルチャーによるまちづくりの推進

施策8-1-1 多様な文化芸術の創造と創造環境の整備

【施策の目標】

- ◎ 質の高い文化芸術活動を地域等と連携しながら展開し、豊島区の文化芸術の全体的な質の向上と活性化を図ります。
- ◎ 新たに整備する文化施設を中心に既存の施設を多様な文化芸術活動の拠点として有効に活用するための取り組みを積極的に図り、区民が良質な文化芸術に接する機会を増加させます。
- ◎ 大学やNPO、企業等と連携を図りながら地域における文化芸術活動を牽引、支援するとともに文化の創造・推進を担う人材を育成します。

【現状と課題】

- 豊島区には多くの文化関連施設・産業が集積しており、区民や来街者の文化芸術活動を誘引するとともに、地域の団体や企業、NPO等による特色のある文化芸術活動がさまざまな形で展開されています。多様な主体による活動をさらに充実させるためには、新たな文化の創出に向けた創造環境づくりが何よりも重要です。
- 伝統文化から最新の表現方法までジャンルを超えた文化の融合と発信が求められています。そのため、既存の文化資源を有効に活用し、文化に触れる機会を増やすとともに都市の魅力をいかにして高めていくことが必要となっています。
- また、幅広い文化芸術活動をより一層活発・充実化していくためには、文化を支え、発展させる人材の育成が、今後さらに必要となっています。

◆区内ホール等の状況（平成27年1月1日現在）

施設名	客席数
コンサートホール	1,999
プレイハウス	834
シアターイースト	272～324 ※
シアターウエスト	195～270 ※
豊島公会堂	802
豊島区民センター文化ホール	214
南大塚ホール	267
あうるすぽっと	301
計	4,884～5,011

※可変式客席

施設名	客席数
アーツベースサンライズホール	112
風スタジオ	80～150 ※
池袋演習場	92
SHUTS THEATER	167
シアターグリーン BOX in BOX THEATER	104
BASE THEATER	70
サンシャイン劇場	316
北池袋新生座シアター	50～70 ※
てあふらぼろ	85
計	1,576～1,688

※可変式客席

◆にしすがも創造舎文化芸術創造活動件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
種古庫利用件数	43	46	43	129	163
にしすがも創造舎内で実施のワークショップ開催回数	96	115	65	59	77
にしすがも創造舎内でのアートまつり開催回数	12	12	7	9	10
にしすがも創造舎内での実施のフェスティバル・イベント開催回数	19	25	18	20	20
合計	170	198	133	217	270

【主な取組内容】

区民が文化芸術に接する機会の拡充や、文化芸術創造拠点としての施設整備、多様な主体による文化芸術活動への支援を通じて、豊島区ならではの文化芸術を創造していきます。

文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術活動団体や文化人、アーティスト等との連携により、子どもから高齢者まで様々なライフステージに向けた取り組みを実施し、区民が身近に文化芸術に接する機会の拡充を図ります。



◆池袋演劇祭 撮影：久塚真央

演劇のまち池袋のイメージ拡大

演劇のまち池袋の発展のために若手の育成は不可欠であり、池袋演劇祭の担う役割は大きいといえます。演劇祭に出たいと考える若手を増やすためにも演劇祭を盛り上げ、入場者数の増加につながる情報発信に取り組みます。



◆にしすがも創造舎

国際アート・カルチャー都市の拠点としてのホールの整備と文化の発信

新たに庁舎跡地に整備される予定の（仮称）豊島区新ホール、区民センターを中心に、あうるすぽっと（舞台芸術交流センター）など既存の施設と一体的、重層的に運営・活用しながら、東京芸術劇場や民間の劇場、映画館等との連携を進め、多様な文化芸術活動を展開し、国際アート・カルチャー都市としての発信力を高めていきます。



◆保育園ワークショップ

文化創造環境の充実

廃校施設の暫定活用として始まった「にしすがも創造舎」については、拠点の一時移転に伴う事業規模の縮小など課題はあるものの、あうるすぽっと、アートステーションZ^{*}、みらい館大明、地域文化創造館などをはじめ、文化創造環境の整備を進め、引き続き質の高い文化芸術にふれる機会の提供に取り組みます。

あらゆる主体による文化創造を可能とする人材の育成

区民の自主的な文化芸術活動が活発に展開できるよう支援します。地域団体、大学やNPO、企業等とも連携を図りながら、地域活動の活性化を通じて、文化の創造・推進を担う人材を育てます。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①池袋演劇祭の入場者数	30,381 人	40,000 人	50,000 人
②文化芸術創造支援事業における創造活動件数 (にしすがも創造舎における WS 参加者数)	270 件 (1,685 人)	300 件 (2,000 人)	300 件 (2,200 人)

出 典	①②所管課データ
設定理由	①若手の舞台関係者の発表及び成長の場であるとともに、区民が多様な文化に身近で接する機会ができることを示す指標であるため ②文化に触れる機会の増加と文化の担い手を育成する両面を備えた指標であるため

※ としまアートステーション構想に基づいて、いまある施設を舞台に、少し工夫をすることで、さまざまな方たちが、表現の場として活用しようとする取り組みにより、雑司が谷にある千登世橋教育文化センター内の元カフェスペースを利用して設置された文化拠点。

政策 8-1 アート・カルチャーによるまちづくりの推進

施策 8-1-2 地域文化・伝統文化の継承と発展

【施策の目標】

- ◎ 区内に存在する芸術作品や文化芸術活動、文化財や郷土資料など様々な文化資源の魅力をわかりやすく伝える工夫を行いながら、地域文化を継承し、未来に向けて普及発展させていきます。

【現状と課題】

- 江戸時代の豊島区地域は、江戸の近郊農村として発展し、明治時代以降、鉄道の敷設や道路整備とともに急激に都市化が進み、商工業地域と住宅地域とが混在する地域に大きく変貌を遂げました。
- こうした歴史的経緯を持つ豊島区には、自由学園明日館、雑司ヶ谷鬼子母神堂、雑司が谷旧宣教師館、金剛院山門、長崎獅子舞、富士元囃子などに加え、(仮称)鈴木信太郎記念館等貴重な有形無形の文化遺産があります。また、「長崎アトリエ村」や、大都映画撮影所跡、江戸川乱歩旧宅、「トキワ荘」跡など、それぞれの時代を創ってきた多様な文化的事跡や旧跡が存在しています。
- 豊島区は居住者の転出入等に伴う人の流動性が高く、ファミリー世帯に比較して、単身世帯の割合が多いことなどから、地域文化の継承が難しく、地域の歴史や伝統芸能について、十分に知られていない状況があります。
- 地域固有の文化資源を保存・継承するとともに、発信を行う拠点の整備が必要となっています。

◆熊谷守一美術館利用実績

	23年度	24年度	25年度	26年度
観覧者数 (有料展示室入館者)(人)	5,657	5,055	5,808	8,258
施設入館者数 (ギャラリー観覧者含む)(人)	—	9,393	9,393	11,695
周年特別展観覧者数(人)	1,886	1,093	2,388	3,633
企画展開催回数(回)	8	7	7	7

◆郷土資料館利用実績

	23年度	24年度	25年度	26年度
入館者数(人)	16,483	17,006	10,571	12,158
企画展入館者数(人)	0	0	0	0
収蔵資料展入館者数(人)	16,483	17,006	0	10,968

◆新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館開催実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
会場数		45	43	45	60
参加団体等	37	42	40	42	42

【主な取組内容】

地域固有の文化資源について、保存・継承していくため、区民が文化に触れ合う機会の拡充や、学校との連携による取り組みを行うとともに、区の内外に広く発信していきます。

地域との連携による表現活動の活性化による地域のにぎわいの拡大

豊島区固有の文化資源の積極的な活用を図るとともに、新たな表現活動及び交流の場として発展させながら、街のにぎわいにつなげていきます。

文化鑑賞機会の拡充

区の歴史、文化資源をわかりやすく紹介する場や、区収蔵作品や資料等を身近に鑑賞できる機会の充実を図ります。普及啓発の拠点として、郷土資料、美術、文学・マンガの3分野で構成するミュージアムの整備を急ぎ、熊谷守一美術館、庁舎まるごとミュージアムさらには民間施設との連携を推進します。

地域文化の継承と発展

雑司が谷や巢鴨など昔からの風情や人間関係の残る街並みを大切にし、未来の子どもたちにこのまちの歴史と伝統が受け継がれていくように支援します。

教育現場との連携の強化

学校と連携し、文化財を利用した学習支援の充実を図っていきます。



◆明治40年築の雑司が谷旧宣教師館でのコンサート



◆新池袋モンパルナスまちかど回遊美術館児童作品展示

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 ＜現 状＞	平成32年度 ＜前期目標＞	平成37年度 ＜後期目標＞
①「歴史的財産である文化財や文化資源が大切に保存・活用されている」について、肯定的な回答をする区民の割合	26.5%	31.5%	36.5%
②歴史文化施設への来館者数	25,405人	26,000人	28,000人

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②所管課データ
設定理由	①地域文化・伝統文化の継承・発展の趣旨が区民に浸透しているか、実践されているかを示す指標であるため ②区の歴史文化施設が区民に親しまれているかを示す指標であるため

政策 8-1 アート・カルチャーによるまちづくりの推進

施策 8-1-3 交流の推進によるにぎわいと発展の共有

【施策の目標】

- ◎ 鉄道事業者や様々な交通ネットワーク、周辺自治体と様々な事業で連携し、まちなぎわいをつくっていきます。
- ◎ 地方都市との交流を推進し、文化・観光を始めとした取組みを実践します。
- ◎ 国際アート・カルチャー都市として、在住・訪日外国人にも魅力的なにぎわいを創出していきます。

【現状と課題】

- 豊島区は、23区の北西部に位置し、埼玉県や周辺自治体との玄関口となっています。乗降客数第2位の池袋を中心に、各方面を結ぶ5社13路線の鉄道が乗り入れ、池袋駅における1日乗降客数は約258万人にのぼります。
- 東武東上線、西武線沿線を代表に、国内交流都市は50自治体を越え、沿線自治体PRや物産交流など、多方面の交流を行っているものの、区民による訪問や市民同士の交流等、相互の住民が交流を意識できる取組みが課題です。
- 外国籍の区民増加、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた外国人旅行客の増加を受け、外国語対応や文化体験等、新たなニーズがうまれてきており、外国人のニーズを把握し、滞在しやすい環境づくりを早急に行う必要があります。

◆姉妹都市

- ・埼玉県秩父市

◆友好都市

- ・大韓民国ソウル特別市
- 東大門区
- ・山形県遊佐町

交流都市

◆文化交流都市

・相互交流宣言都市

- ・三重県名張市・宮城県
- ・栃木県那珂川町・埼玉県飯能市
- ・青森県十和田市・長野県小諸市
- ・長野県箕輪町・秋田県能代市
- ・埼玉県川越市・埼玉県東松山市
- ・埼玉県寄居町・神奈川県湯河原町

◆観光物産交流都市

- ・北海道夕張市・岩手県一関市
- ・宮城県石巻市・宮城県大崎市
- ・山形県村山市・福島県いわき市
- ・福島県南相馬市・福島県伊達市
- ・福島県猪苗代町・茨城県常陸大宮市
- ・栃木県宇都宮市・栃木県那須烏山市
- ・群馬県神流町・群馬県みなかみ町
- ・埼玉県川越市・埼玉県東松山市
- ・東京都八丈町・新潟県魚沼市
- ・新潟県湯沢町・新潟県津南町
- ・富山県富山市・長野県小海町
- ・長野県立科町・静岡県浜松市
- ・岐阜県関市・愛媛県内子町
- ・大分県杵築市

◆防災協定都市

- ・山形県遊佐町・埼玉県秩父市
- ・福島県猪苗代町・埼玉県三芳町
- ・岩手県一関市・岐阜県関市
- ・群馬県神流町・新潟県魚沼市
- ・長野県箕輪町・茨城県常陸大宮市
- ・栃木県那須烏山市・山形県村山市
- ・秋田県能代市・愛媛県内子町

【主な取組内容】

埼玉県や23区西部の玄関口としての特性を活かし、物産交流や住民交流など地方都市との交流を多方面から進めていきます。また、外国人住民や観光客が快適にすごせるような環境づくりを推進します。

ゲートウェイシティ※としてのにぎわい活用

都市間、住民同士の交流を促進させ、まちの活性化に寄与するため、JR や東京メトロ、西武池袋線、東武東上線等、交通網で繋がる周辺自治体や鉄道会社との連携を強化します。

交流都市との共同事業の展開

相互の地域経済の活性化を図るため、各地の観光案内や名産品販売等を中心に、様々な共同事業を行います。また、体験事業や文化的事業等により、住民の交流機会も増やしていきます。



◆常陸大宮市との交流事業
(ブルーベリー摘み、そば打ち体験)

インバウンドの推進

観光団体や民間企業と連携し、外国語版ガイドブックの発行や、外国人向け飲食メニューの充実、観光案内標識の整備など、外国人住民や観光客のニーズに即した対応を推進していきます。

文化体験の推進

外国人、日本人双方への異文化体験や交流機会を提供するために、留学生等が区民宅へ訪問するホームビジット事業等の実施や、在住、訪日外国人来街者への積極的なイベント参加呼びかけを実施します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
「観光情報や物産など、地方の情報に接することができる」について、肯定的な回答をする区民の割合	22.5%	30.0%	35.0%

出 典	豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書
設定理由	区民が他自治体との交流を感じることができていることを示す指標であるため

※ ゲートウェイとは門口、出入の意味。玄関口となるまちであることを示す。

政策 8-1 アート・カルチャーによるまちづくりの推進

施策 8-1-4 アート・カルチャーによる魅力の発信【重点施策】

【施策の目標】

- ◎ 文化を媒体として、世界に豊島区の魅力をアピールし、バーチャルだけでなくリアルに世界とつながり、新たな文化潮流を常に発信し続ける魅力と活力にあふれた都市像を発信していきます。
- ◎ マンガの創成期から最先端のマンガ・アニメまで世代を超えたマンガ文化が融合するまち、池袋演劇祭、フェスティバル/トーキョー[※]など舞台芸術のまちの魅力を世界に向けて発信します。

【現状と課題】

- 豊島区では、地域の団体や企業、NPO等による特色のある文化芸術活動がさまざまな形で展開されています。それぞれの活動が個別の地域や領域の中にとどまりがちのため、相互の「文化資源の連携」を図り、豊島区全体（オールとしま）としてアピールすることが重要です。
- 豊島区の顔である池袋駅の周辺では、歩行者がゆったり歩いたり、イベントを開催するスペースが不足しています。
- オリンピック・パラリンピックを開催する国際都市として、無料Wi-Fi、多言語対応の案内板などの基盤整備を急ぐ必要があります。さらに空間整備を進め、「人と環境にやさしく、文化を軸とした活力あふれる都市：国際アート・カルチャー都市」へ進展することが求められています。
- 東京の中で大きな存在感を発揮する都市として、豊島区の魅力を豊島区全体で積極的に、世界に向けて発信力を強化する必要があります。

◆池袋演劇祭実績

◎参加劇場数/参加劇団数/観客数
 (H22) 21劇場/50劇団/28,546人
 (H23) 16劇場/47劇団/22,392人
 (H24) 19劇場/54劇団/26,921人
 (H25) 19劇場/57劇団/38,716人
 (H26) 19劇場/48劇団/30,381人

◆フェスティバルトーキョー実績

	23年度	24年度	25年度	26年度
メディア掲載記事件数	316	257	325	327
作品数	27	32	31	36
公演数	241	172	240	290
入場者数	34,024	41,247	98,785	58,609

※ 東京芸術劇場、あうるすぽっと、にしすがも創造舎など豊島区の文化拠点を中心に開催される日本最大級の国際的な舞台芸術フェスティバル東京国際演劇祭'88池袋を起点とし、2009年に現在の形態となっている。

【主な取組内容】

国際アート・カルチャー都市として、文化芸術はもとより、豊島区らしさを大切にしながら、まちづくりや産業、観光、教育、子ども施策等と連動した総合的な文化政策を推進し、誰もが主役となれる劇場都市を実現し、その魅力を発信していきます。

国際アート・カルチャー都市の推進体制

国際アート・カルチャー都市構想を策定時にアドバイスをいただいた「国際アート・カルチャー都市プロデューサー」、構想の具現化に向けた実現戦略を検討するための「国際アート・カルチャー都市懇話会」、そして、構想推進の裾野を広げるための区民レベルでの推進力となる「国際アート・カルチャー都市特命大使」。この体制により、国際アート・カルチャー都市の実現を目指します。



◆国際アート・カルチャー都市懇話会

国際アート・カルチャー都市の拠点の形成

新庁舎移転後の庁舎跡地の活用を契機とし、「(仮称)豊島区新ホール」や区民センター、中池袋公園および周辺道路を整備し、国際アート・カルチャー都市にふさわしい文化にぎわい拠点の形成を目指します。



◆旧庁舎跡地周辺の整備後のイメージ

東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの展開による魅力発信

東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、その文化プログラムに積極的に参加するとともにオリンピック後を見据え、豊島区が誇る伝統文化やマンガ・アニメ等の文化資源を世界に発信し、持続発展する「国際アート・カルチャー都市」を目指します。



(c) Ryosuke Kikuchi

◆フェスティバル/トーキョー13 F/Tモブ

演劇のまちとしての魅力発信

まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市として、フェスティバル/トーキョーなどの国際演劇祭や地域密着型の演劇祭である池袋演劇祭の充実を図るとともに新たな文化を創造・発信し、多様な文化の出会い・融合を推進します。

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①フェスティバル/トーキョーの入場者数(都市型総合芸術フェスティバル「東京芸術祭(仮称)」の入場者数)	58,609 人	75,000 人	100,000 人
②文化プログラムの認定事業数	20 (想定事業数)	60	60

出 典	①②所管課データ
設定理由	①入場者数は、豊島区のアート・カルチャー都市としての魅力がどれくらい発信され、認知されているかを示す指標であるため ②東京五輪文化プログラムを通して、どの程度文化芸術の創造を国内外に発信できたかを示す指標であるため

政策8-2

生涯学習・生涯スポーツの推進

政策の概要

- 人々がさまざまな学習資源を生かし、生涯にわたっていつでも学習機会を選択して学ぶことができる環境づくりをすすめます。
- 生涯を通して、だれでも、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる機会を提供します。
- 学びや活動の成果を地域に還元し、地域を担う人づくりや地域コミュニティの活性化を図るシステムの構築をめざします。

政策と施策の構成



政策8-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

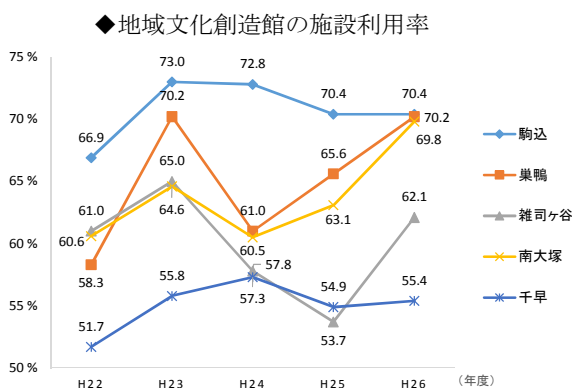
施策8-2-1 多様な学習活動への支援

【施策の目標】

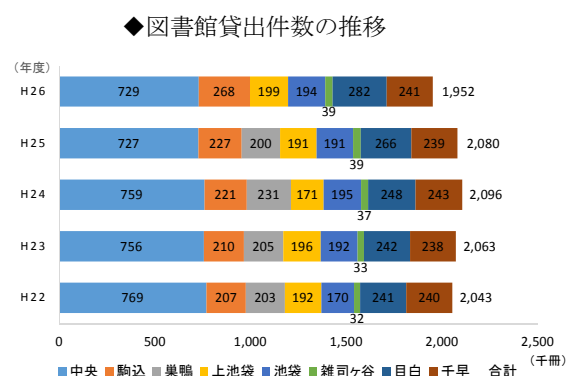
- ◎ 図書館や地域文化創造館など、多様な学習ニーズに対応した身近な生涯学習の場づくりをすすめます。
- ◎ 区民がともに学びあい、地域文化を創造・発信する拠点を整備します。
- ◎ 区民が求める生涯学習に関する情報を提供します。

【現状と課題】

- 豊島区は、多様化する生涯学習ニーズに対応するとともに、文化政策分野で果たすべき生涯学習の役割を明確化するため、平成22年10月に「豊島区生涯学習推進計画」を策定し、この計画に基づき、様々な生涯学習施策を進めてきました。
- 平成21年度には、子どもたちが豊かな人生をおくるための読書環境を整える一環として「豊島区子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、読書活動推進施策を進めてきました。第三次子ども読書活動推進計画では、二次計画の成果を踏まえつつ、パソコンやスマートフォンの利用時間増加につれて進む読書離れ等の新たな課題への対応についても検討しています。
- 平成27年度現在、地域文化創造館5館と中央図書館、地域図書館6館、図書貸出コーナー1か所があり、また、旧大明小学校においては、地域住民で構成されるNPO法人の自主管理により生涯学習施設が運営されています。それらの施設において、区民の様々な学習ニーズに対応したサービスを提供しています。従来からの生涯学習の場と機会の提供に加え、地域文化の創造と情報発信の拠点としての役割を担うべく、さらなる機能強化が求められています。



出典：公益財団法人としま未来文化財団
平成26年度事業報告書



出典：豊島の図書館《2014》

【主な取組内容】

多様な生涯学習ニーズに対応したプログラムについて、区内の関係団体と協働により提供していくとともに、身近な学びと情報発信の場として地域文化創造館を整備します。また、区立図書館の機能の充実を図り、区民の学習活動を支援します。

生涯学習の環境整備

年齢や性別に関係なく生涯学習を行うことができる「場」を整備します。多様な学習ニーズに対応するため、区内の大学、専修学校、企業、NPO等とも連携・協働し、様々なプログラムを提供します。

情報センターとしての図書館の機能充実

教養修得、調査研究、レクリエーションの情報収集等に資する図書館資料を収蔵するとともに、中央図書館は豊島区の基幹的な情報センターとして、また、地域図書館は身近な情報センターとして整備し、利便性の高い区民の教育や学習の場づくりを進めます。

点字図書館の充実による障害者サービスの向上

視覚障害者用の図書（点訳図書・音訳図書・拡大写本）の整備、ボランティアの養成や活用を進め、視覚障害者の図書館利用の機会を充実します。



◆文化祭／地域文化創造館



◆文化カレッジ[®]【茶道入門講座】

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「図書館や公開講座など、多様な生涯学習を選択する機会がある」について、肯定的な回答をする区民の割合	28.0%	40.0%	50.0%
②図書館資料の貸出冊数	195 万冊	218 万冊	228 万冊

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②所管課データ
設定理由	①区民の多様な学習ニーズに対応した生涯学習の場づくりができていないかを示す指標であるため ②図書館の利用状況は、多様な学習活動支援の成果を示す指標のひとつであるため

※ 区内の地域文化創造館で開催している区民教室。

政策 8-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策 8-2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進【重点施策】

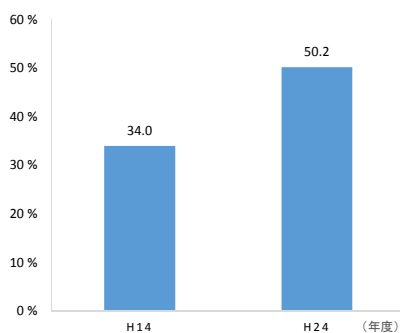
【施策の目標】

- ◎ 年齢や健康状態、障害の有無にかかわらず、誰もが生涯を通してスポーツにしまることができる環境を整備します。
- ◎ 区内の関係団体と連携し、各種スポーツ大会や次代を担うジュニア育成、シニアの健康づくりにつながる講座や教室等を開催し、地域における区民のスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

【現状と課題】

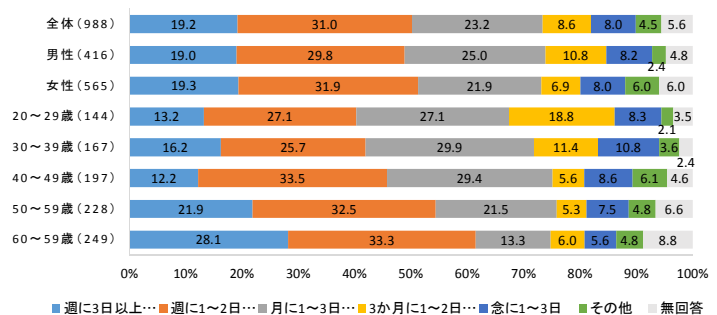
- 高齢化社会への進展などとともに健康づくりへの関心が高まり、スポーツ・レクリエーション活動の需要が増大しています。区では、そうしたニーズに対応するべく、平成 17 年 3 月策定の「豊島区スポーツ振興計画」に基づき、様々なスポーツ施策を進めてきました。
- その結果、区民のスポーツ実施率は着実に向上しています。また、平成 27 年 10 月には、この計画を改定し「豊島区スポーツ推進計画」を策定し、さらなる生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実に取り組んでいます。
- 一方で、子どもの体力低下や 20～30 歳代の若い年齢層のスポーツ実施率が低いことなどが課題となっています。また、健康づくりや介護予防の観点から高齢者のスポーツへの参加機会の充実を図ることが求められています。
- 誰もがスポーツを楽しめる社会を実現するため、障害者スポーツの普及啓発や環境整備、障害者スポーツを支える人材の育成・確保が必要です。

◆運動・スポーツを行う頻度の推移



出典：スポーツに関する意識調査報告書
(平成 24 年 3 月)

◆運動・スポーツを行う頻度 (年代別)



出典：スポーツに関する意識調査報告書
(平成 24 年 3 月)

【主な取組内容】

これまでのスポーツ推進施策の成果と課題や、本区におけるスポーツの実態、ニーズ等を踏まえ、区民のスポーツ・レクリエーション活動の一層の推進を図ります。また、勝敗よりも「楽しみや人との交流」「健康・体力づくり」に重点を置き、誰もが、いくつからでも、いつまでも参加できるニュースポーツの普及にも努めます。

子どものスポーツ活動の推進

野外活動や外遊びを推奨するとともに初心者や運動が苦手な子ども向けのスポーツ教室に取組み、子どもたちのスポーツ活動を推進します。

働き盛り・子育て世代のスポーツ活動への支援

スポーツ施設での託児サービスやスポーツ施設の開館時間の延長など、忙しく日常的にスポーツに取組みづらい世代に対するスポーツ活動を支援します。

高齢者のスポーツ活動の推進

ウォーキング、グラウンド・ゴルフ、健康体操など、高齢者でも手軽に楽しむことができるスポーツ、レクリエーションの普及・啓発に取組むとともに介護予防に有効な運動プログラムを提供し、健康維持に寄与します。

スポーツ指導者の育成

誰もが安全で楽しく、継続的にスポーツに取組めるよう、安全面、技術面などの知識を十分に備え、スポーツの楽しさを伝えることができる指導者や専門的知識を有する障害者スポーツを支える人材を育成します。

区立スポーツ施設の充実

生涯スポーツの推進、健康増進、競技力の向上等を目指し、区立スポーツ施設において、多様なスポーツプログラムを展開し、快適なスポーツ環境を提供します。



◆としまスポーツまつり



◆スポーツ用車いす体験

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「地域でスポーツに親しむ環境や機会がある」について、肯定的な回答をする区民の割合	18.1%	25.0%	30.0%
②週に1回以上スポーツを実施する成人の割合	50.0%	60.0%	70.0%

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②スポーツに関する意識調査報告書
設定理由	①区民の多様なニーズに対応した運動・スポーツの場づくりができていないかを示す指標であるため ②区民がどれくらいスポーツに親しんでいるかを測る指標であるため

施策 8-2-3 学びを通じた仲間づくり・地域づくり

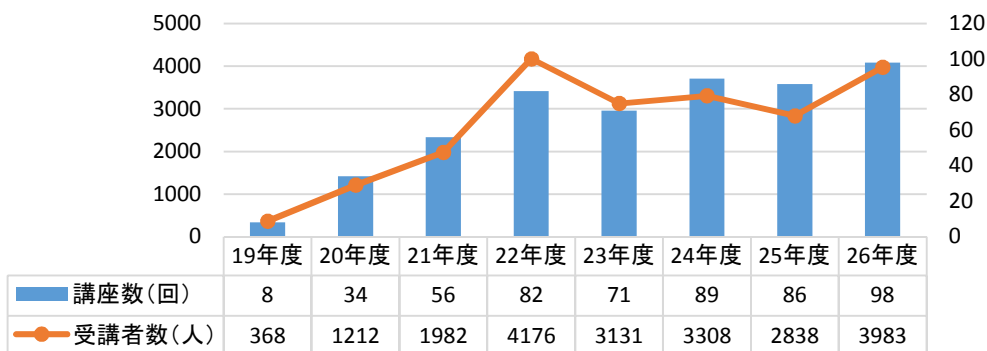
【施策の目標】

- ◎ 学習が個人のレベルで完結することなく、学習過程や活動成果を地域に還元し、自ら社会参画しながら学びあう仕組みづくりやネットワークの構築に努めます。
- ◎ 地域の文化・スポーツ活動の担い手である区民の主体性を尊重しつつ、活動の意欲向上や交流を支えることを通じ、地域コミュニティの活性化を推進します。

【現状と課題】

- 教育基本法では、国民一人ひとりの主体的な「学び」を支援するとともに、各個人の「学びの成果」を地域社会に還元していく仕組みづくりが生涯学習行政の中核的な役割として位置付けられています。また、平成 22 年 10 月策定の「豊島区生涯学習推進計画」では、人びとが生涯にわたり自由に学び続けられる環境を整備し、さらに学習成果を地域に還元し、地域コミュニティの活性化へとつなげていく「区民が主体の『学びの循環』をつくる」ことを目標としています。
- 区内 7 大学との連携による「としまコミュニティ大学事業」では、「人づくり」「活動づくり」「地域づくり」を基本コンセプトとした講座を開講しており、地域を変えていくリーダーの育成をめざしています。この事業をはじめとする生涯学習や生涯スポーツの活動成果を仲間づくりや地域づくりにつなげていく仕組みづくりが求められています。
- また、学習や活動が個人レベルで完結することなく、自ら社会参画しながら学びあう「ネットワーク化」の促進も課題となっています。

◆としまコミュニティ大学講座数と受講者数の推移



出典：学習・スポーツ課作成資料

【主な取組内容】

学びの成果を地域に還元するため、グループ・サークル等のネットワーク化を促進します。また、学習プログラムの企画段階からの参加を促すことで、学びの循環をつくり、地域コミュニティの活性化を図ります。

学習活動の組織化支援

個々人の学習活動をさらに継続・深化させていくため、グループ・サークル等の組織化を支援し、活動の成果を地域づくりにつなげていきます。

学習プログラムの企画運営への参加推進

生涯学習や生涯スポーツの実践者として、プログラムの企画段階から区民の参加を働きかけ、活動の自主・自律的な展開を促進します。

学習活動のネットワーク化の促進

グループやサークル間の情報交換や交流機会を提供し、相互の活動を理解しあうことを通じて、活動の活性化や活動間の連携を促進し、学びの環を広げていきます。

ボランティアの養成と活動支援

本の読み聞かせボランティア、エリアガイドボランティア、スポーツボランティア等の養成講座を開催し、ボランティアの資質向上を図るとともに、その活動を支援します。



◆としま案内人雑司が谷とのワークショップ
／としまコミュニティ大学



◆読み聞かせボランティア活動
／としま図書館フェスティバル

【施策の達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
①「地域の中で自主的に生涯学習活動を行う人材が育っている」について肯定的な回答をする区民の割合	5.7%	15.0%	20.0%
②読み聞かせボランティア派遣回数	210 回	315 回	441 回

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書 ②所管課データ
設定理由	①学習が個人のレベルで完結することなく、学習過程や活動成果を地域に還元し、自ら社会参画しながら学びあう仕組みづくりができているかを示す指標であるため ②読み聞かせボランティアの活動及び育成状況を示す指標であり、仲間づくりや地域づくりにもつながっていると考えられるため

第3章 新たな行政経営

行政経営のあり方

<区政の新たなステージに即応した行政経営の展開>

- 日本は人口減少社会に入り、将来的には本区も人口減に転じることが想定されます。これからの区政は、少子高齢・低成長社会において、国際化や情報化の進展、ライフスタイルの多様化など急速な社会の変化や新たな潮流に、迅速かつ的確に対応していかなければなりません。
- 区では、これまでも区民目線での行政運営、様々な主体との参画と協働による分かりやすい区政の推進に取り組んできました。地域が必要とする公共のニーズがさらに多様化し、増加していくことが見込まれる中、行政経営のあり方にも新しい視点を取り入れながら、不断の改革を行っていく必要があります。
- 豊島区は、新しい都市像としての国際アート・カルチャー都市づくりや持続発展都市の実現、庁舎整備を契機とした連鎖的な副都心再生など、新時代を切り拓く新たなステージを迎えています。
- 限りある経営資源の中でも、行政の役割を確固として果たし、参画と協働の仕組みを発展させながら、めざす都市像の実現や様々な施策の着実な推進を支える行政経営を展開していきます。

1 スリムで変化に強い行政経営システムの構築

2 持続可能な財政構造の構築

3 透明で開かれた区政と協働の推進

4 利用しやすく質の高い区民サービスの提供

5 区の魅力の積極的な発信と自治体間の連携・協力の推進

1 スリムで変化に強い行政経営システムの構築

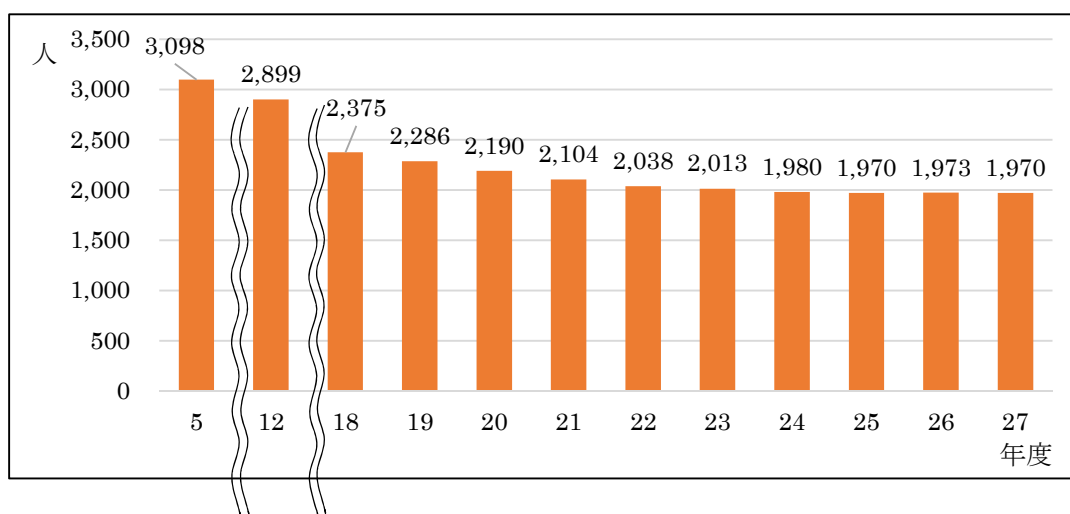
【取組みの目標】

- ◎ 「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、行政資源を最大限に有効活用するとともに、新たな行政ニーズや課題に対応するため、柔軟かつ効率的な組織運営や人材の育成などに努め、少数精鋭による執行体制を実現します。
- ◎ 成果重視の考え方にに基づき、絶えず事業の有効性や必要性を検証します。また、事業の執行方法を厳しく点検し、見直しや改善などを積極的に進め、効率化を図ることにより、持続可能な行政経営システムを構築します。

【現状と課題】

- 区では、職員数がピークとなった平成5年度以降、六次に渡る定員適正化計画により定数の削減に取り組み、正規職員数はこの22年間で約3分の2にまで減少しています。
- 社会経済情勢の変化や大都市問題への対応による財政支出の増大など、区の財政状況の先行きは不透明となっています。
- 少子高齢化の一層の進展や法制度改正への対応など、今後、これまで以上の大幅な行政需要の増大が見込まれています。
- 限られた財源や人材のなかで、時代が要請する新たな行政需要に確実に応えることができるよう、行政の質の向上と効率的・効果的な執行体制の確立を同時に進めていく行政経営の構築が求められています。

◆職員数の推移



出典：豊島区行政経営白書－平成27年度版－

【取組内容】

(1) 簡素で効率的な執行体制の確立

① 職員定数の適正化

- 人件費の抑制を目的とし、具体的な削減目標を設定した「定員管理計画」を策定することにより、着実な職員定数の適正化を推進します。

② 効率的な公共サービスの提供

- 外部化が進んでいない新たな分野にも民間委託、指定管理者制度、民営化による民間活力の活用を積極的に導入し、さらなる区民サービスの向上と効率的な事業運営を同時に進めます。
- 専門性の高い業務への非常勤職員の活用や、一時的・臨時的な業務への臨時職員の活用など、それぞれの職の特性に見合った適切な人材配置を促進します。

③ 柔軟かつ機動的な組織体制

- 業務の繁閑への柔軟な対応や、新たな行政ニーズに的確に応えるため、組織の枠を超えた機動的な組織運営を実現します。

④ 時代を読み、地域を創る人材の育成

- 地域を知り、新たな行政課題にも意欲的に取り組む熱意をもった人材を育成するため、中長期的視点に立った実践的な研修制度の充実を図ります。

(2) マネジメントシステムの確立

① マネジメントサイクル（PDCAサイクル^{※1}）の活用

- 施策の優先度に基づく経営資源の配分、事業や業務の的確な進捗管理、効率的な執行方法への見直しを実現するため、行政評価や組織目標によるマネジメントを確立します。

② 業務プロセスの再構築

- 各所管部局が主体的・自律的に業務プロセス分析を行うことにより、業務の簡素化、標準化、平準化などの業務改善を推進します。

③ ビルド・アンド・スクラップ^{※2}による事業の再構築

- 右肩上がりの事業展開や予算の増分主義を抑制するため、新たな事業展開と既存事業の見直し・再構築を一体的に行う、ビルド・アンド・スクラップを推進します。

【取組みの達成度をはかる指標】

指標名	平成 27 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
職員一人当たりの住民対応数	139 人	146 人	157 人

出 典	所管課データ
設定理由	一定の行政需要を示す人口と職員数の関係は適正な定員管理を推進する際の参考となり、他の特別区とも比較しやすい指標であるため。

※1 Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)という政策サイクルのこと。

※2 新たな事業展開(ビルド)と既存事業の再構築(スクラップ)を一体的にとらえた事業再構築のこと。

2 持続可能な財政構造の構築

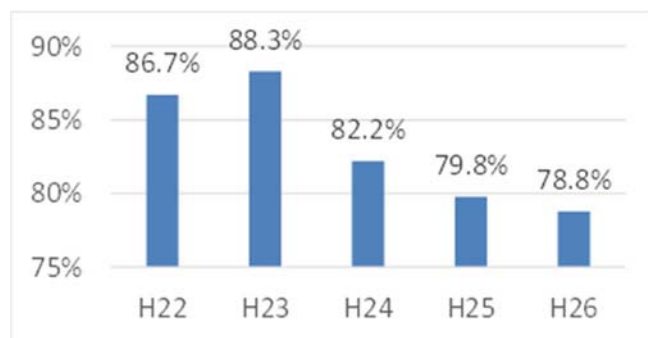
【取組みの目標】

- ◎ 必要な財政需要に確実に対応できる、計画的かつ安定的で持続可能な財政運営を継続していきます。
- ◎ 財源確保の取組みを行いながら、適切な収納対策により、区税や保険料などの収入が安定して確保され、行政サービスの利用においても受益者負担の適正化を保っていきます。

【現状と課題】

- 財政健全化に向けた取組みによる人件費や公債費の縮減などによって、財政構造の弾力性をはかる財政指標「経常収支比率」が、平成25年度から2年連続で適正水準といわれる70%台に回復しました。また、これまで長年の間、起債残高（借金）が基金残高（貯金）を上回り、債務超過の状態となっていました。平成25年度末には23年ぶりに基金残高が起債残高を上回るまでに財政構造が改善されました。
- しかし今後は、高齢化の進展などに伴い区民サービスに直結する社会保障施策に関連する経費の増大が懸念されます。また、様々な大型施設整備事業が見込まれ、老朽化に伴う施設の改修・改築需要の増大に対しても、計画的に対処していく必要があります。
- 区税や保険料などの収入は、雇用や所得環境の変動、法改正といった社会状況に加え、海外の経済動向にも大きく影響を受けます。近年は、転入による人口増や景気回復に伴う所得の増などにより、収納状況は堅調に推移していますが、収入未済への対応など区民負担の公平性の観点からも収納率の向上を図る必要があります。

◆経常収支比率の推移



出典：財政課資料

【取組内容】

(1) 計画的・安定的な財政運営

① 財政構造の弾力性の維持

- 財政構造の弾力性をはかる指標である経常収支比率について、今後も適正範囲の70%から80%が維持されるよう、職員定数の計画的な削減や新規起債の可能な限りの抑制に努め、人件費や公債費の圧縮を図ります。

② 財源調整機能の確保

- 年度間の財源調整機能をもつ財政調整基金への積極的な積み増しを行い、数年間の景気悪化に耐えることが可能な120億円以上の積立額を確保します。

③ バランスの取れた基金と債務

- 安定的で持続可能な財政構造を維持していくため、基金への計画的かつ積極的な積み増しに努めるとともに、新規起債の可能な限りの抑制にも努めることで、基金と債務のバランスを維持します。

(2) 歳入確保の取組み

① 収納対策の推進

- 区税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など区民生活を支える財源の確保及び区民負担の公平の徹底を図るために、期限内収納の推進、滞納繰越の圧縮など収納対策全般を強化し、収納率の向上に努めます。

② 適正な受益者負担の実施

- 区民の間の平等と公正を確保し、受益者負担の適正化を図るために、使用料及び手数料について、継続的な点検・見直しを行います。

③ 新たな収入確保

- 新たな収入確保に向け、自主財源確保策などの様々な工夫を検討し、取り組んでいきます。

【取組みの達成度をはかる指標】

指標名	平成26年度 〈現 状〉	平成32年度 〈前期目標〉	平成37年度 〈後期目標〉
経常収支比率 経常経費充当一般財源額(人件費、公債費等)÷経常 一般財源歳入額(住民税等)×100	78.8%	70~80%	70~80%

出 典	所管課データ
設定理由	財政構造の弾力性を示す指標であるため。適正水準とされる70~80%を維持する。

3 透明で開かれた区政と協働の推進

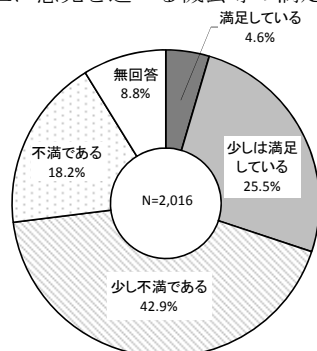
【取組みの目標】

- ◎ 区政情報を広く公開し、区政の透明性を高めるとともに、区民の声を的確に反映できるように、参画の機会を広げていきます。
- ◎ 多様な主体との協働のもと、地域の課題を公民連携で解決していく仕組みを築いていきます。

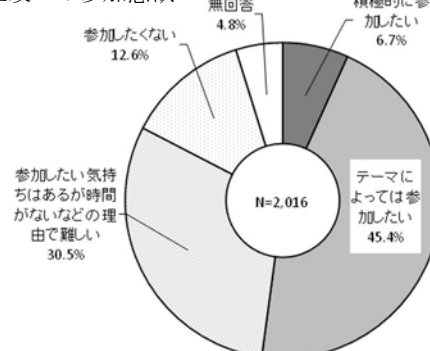
【現状と課題】

- 各種計画や白書・報告書、会議録等、区は大量の区政情報を公開していますが、区からの一方的な情報発信にとどまっており、区民に広く伝わっているとはいいがたい状況も見られます。
- 平成 26 年度に実施した区民意識調査では、区に意見を述べる機会や手段について約 6 割の方が不満な点を感じていました。広聴メールやアンケート調査など区民の意見・要望等をお聴きする機会づくりに努めていますが、多様な区民の声を聴き、それを政策形成や事務改善等に活かす仕組みの強化が求められています。
- また、同じ区民意識調査において、区政に意見を反映させる機会への参加意欲を持つ方は約 5 割で、参加したい気持ちはあるが時間がないなどの理由で難しいとした方も 3 割いました。区民の潜在的な参加意向を行動に結びつけられる仕組みの工夫や、参加者層の拡大に取り組む必要があります。
- 地域の課題はますます多様化・複雑化し、行政ですべての課題解決を図ることは困難になっています。こうした中、街づくりや ICT の分野など、行政に頼らず自ら地域課題の解決を図ろうとする民間主体が出現してきており、既存の枠組みにとらわれない新たな連携の可能性も広がっています。これまでの協働の取組みに加え、民間主体との新たな連携を進めながら、地域課題解決の手法を拡大していく必要があります。

◆区に意見を述べる機会等の満足度



◆区政への参加意欲



出典：豊島区基本計画策定のための区民意識調査（平成 26 年度）

【取組内容】

(1) 説明責任と透明性の向上

① 区政情報の共有

- 区政への参画と協働の前提となる情報共有にあたっては、区民の視点を取り入れるための工夫に努め、区が発行している各種計画や白書・報告書等においては区民により分かりやすい表現で提供していくとともに、地域課題を共有するための基礎データ等の電子化を進め、オープンデータ*として公開していきます。

② 行政情報公開制度の適切な運用

- 行政情報公開制度を適切に運用し、区民の知る権利に応えます。

③ 個人情報保護制度の適切な運用

- 個人情報に関する区民の関心、意識が高まるなか、個人情報の適切かつ慎重な取扱いとその保護の強化に努め、区民の信頼に応えます。

(2) 区民参画の推進

① 区民の声の反映

- コールセンターや広聴部門などに寄せられる意見・要望を精査し、区政運営の改善に活かすとともに、多様な区民の声が区政に届く新たなモニタリングの仕組みの検討も進めます。

② 参画の機会の拡充

- 区民の意見を反映し、地域特性を活かしたまちづくりを展開していくために、計画や事業等の調査研究、課題設定、策定、実施、評価の各段階において、区民の多様性や参加しやすい環境づくりに留意しながら、参画の機会を拡充します。

③ パブリックコメント制度

- 制度の趣旨をさらにPRしていくとともに、より分かりやすい形での情報提供に努めます。

(3) 新たな公民連携の推進

① 新たな公民連携の仕組みの構築

- 多様な主体との協働をさらに広げ、地域の課題をより迅速かつ効果的に解決していくために、パブリックマインドを持つ民間主体の知恵と力を取り入れ、その活用が図られる新たな公民連携の仕組みづくりに取り組みます。

② 地域課題解決のための主体的活動の支援

- 民間主体の活動が地域で活発に展開されるよう、公民連携に関する区民の理解が広がる積極的な情報発信とともに、活動主体間の連携や活動の持続化を促進していきます。

【取組みの達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 <現 状>	平成 32 年度 <前期目標>	平成 37 年度 <後期目標>
①「区に意見を述べる機会等の満足度」について肯定的な回答をする区民の割合	30.1%	35%	40%
②オープンデータ提供メニュー数	—	150 件	300 件

出 典	①豊島区基本計画策定のための区民意識調査報告書(平成 26 年度実施) ②所管課データ
設定理由	①肯定的な回答の増加は、区民参画の推進が図られていることを示す指標であるため。 ②提供メニュー数の増加は、情報共有の推進度を示す指標であるため。

※ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

4 利用しやすく質の高い区民サービスの提供

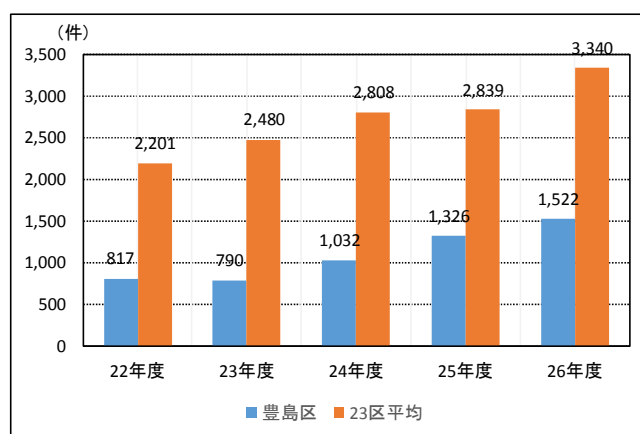
【取組みの目標】

- ◎ ICTを活用した情報化を推進し、区民サービスの飛躍的な向上を図ります。
- ◎ 区民サービスの拠点となる庁舎機能を最大限に活用するとともに、地域の窓口機能の強化等を図りながら、区民にとって利用しやすく質の高いサービスを提供していきます。

【現状と課題】

- 情報通信技術の進展はめざましく、また、区民の情報サービスに対するニーズも多様化しています。情報の受発信の拡充はもとより、区民に積極的にアプローチできる仕組みの構築なども視野に入れ、サービスの向上を目指していく必要があります。
- 多くの方が訪れる区役所庁舎の総合窓口には、迅速で利便性の高い窓口サービスが求められています。しかしながら、日にちや時間帯、特定の手続きに来庁者が集中し、待ち時間や手続き時間が長くなる場合があり、バランスの取れた窓口体制の整備が課題となっています。
- また、区民事務所では、取扱い業務を拡大し総合窓口化を図っていますが、区民の窓口サービスに対する期待はより大きなものとなっています。限られた状況の中で効率よくサービスの向上を図っていく必要があります。
- 区役所庁舎には、土日開庁の窓口サービスをはじめとした行政機能のほか、豊島区の自然環境を体験できる屋上庭園「豊島の森」や、美術・工芸品などを身近に鑑賞できる「まるごとミュージアム」、様々な人の交流が図られ、情報が活発に行き交う多目的スペース「としまセンタースクエア」などを設置しています。より開かれた庁舎となるよう、新しい区役所像の創出に継続して取り組んでいく必要があります。

◆電子申請年度別申請件数の推移



出典：情報管理課資料

【取組内容】

(1) ICTを活用した情報化の推進

① 情報受発信の拡充

- 情報化社会の進展が区民生活に役立つよう、情報セキュリティの強化を図りつつ、区内の公共施設などで区政情報が容易に受け取れ、また区民の要望が確実に関連する部門に届くなど、情報の利活用手段を充実します。

② 行政手続きの利便性向上

- 公共施設や図書館の蔵書予約等に加え、区税や保険料の納付など各種の行政手続きを電子化することで、区の窓口に出向くことなく、また時間を気にせずに、手続きを簡単に分かりやすく行える仕組みを拡充していきます。

③ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用

- コンビニエンスストアでの証明書の交付や、申請手続きにおける添付書類の省略などによる区民の負担軽減を図ります。また、個人番号カードの活用により、自宅で電子申請ができる手続きを増やしていきます。

(2) 庁舎の機能を活用した区民サービスの向上

① 総合窓口の充実と窓口連携の推進

- 来庁された方の満足度が高い窓口を実現するため、ワンストップでの効果の見込まれる業務の拡大や来庁予約システムの導入等により、総合窓口の充実を図ります。
- 複数の課での手続きが必要な場合に、来庁者の負担を軽減するため、待ち時間短縮の工夫や、受付情報の共有による手続きの円滑化・効率化を図ります。

② 災害対策センターを拠点とした危機管理体制の強化

- 防災機能の強化により、災害時における行政システムの維持と、区民の安全・安心の確保を図ります。

③ 区民に開かれた庁舎機能の活用

- 豊島の森、まるごとミュージアム、としまセンタースクエアなど、区民に開かれた庁舎として、新時代に対応した多様な機能を最大限に活用します。

(3) 区民の身近な場所での窓口サービスの向上

① 区民事務所の窓口機能の強化

- 庁舎までお越しいただくことなく、身近な窓口でも一定の手続きが行えるよう、区民事務所における取扱い業務の拡充を進めるとともに、ICTの活用によりワンストップサービスを実施していきます。

② 身近な場所でのサービス提供の拡充

- 区の施設の窓口だけでなく、民間主体との連携を進めながら、区民がより身近な場所で容易に利用できるサービス提供の手法を検討し、利便性の向上を図ります。

【取組みの達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
電子申請件数	1,522 件	2,500 件	3,500 件

出 典	所管課データ
設定理由	行政手続きの利便性向上や簡素化の進捗を示す指標であるため。23 区平均を上回る申請件数に拡大させる。

5 区の魅力の積極的な発信と自治体間の連携・協力

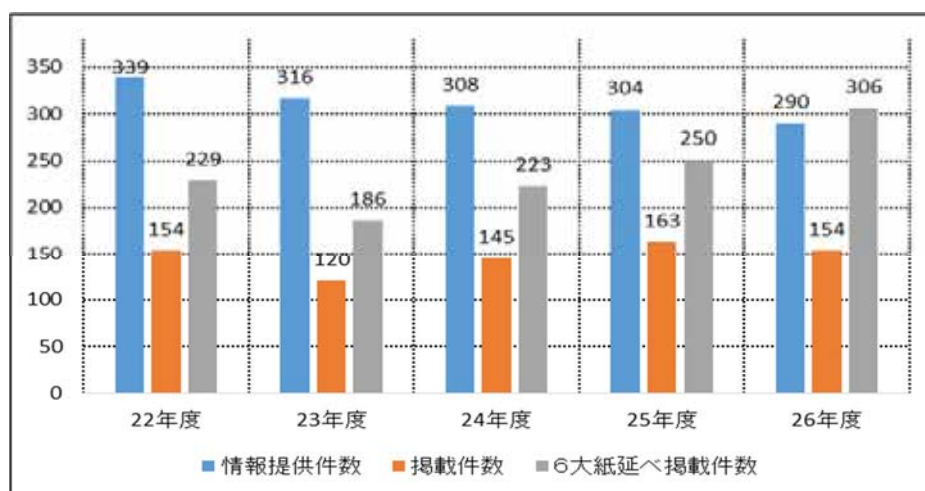
【取組みの目標】

- ◎ 国際アート・カルチャー都市として、豊島区の様々な魅力を国内外に広く発信することにより、区民の豊島区への愛着や誇りとともに、住みたいまち、訪れたいまちとしての価値を高め、世界中から人々が集まる都市にしていきます。
- ◎ 同時に、国、東京都、他区や関係自治体との連携・協力を進めながら、地域社会を取り巻く様々な政策課題の解決に共に取り組んでいきます。

【現状と課題】

- 様々なメディアで区の魅力が取り上げられることが区のイメージアップにつながり、民間調査の住みたい街ランキング等でも上位にランキングされています。
- その一方、外国人観光客が訪れる都内の観光スポットとしての認知度は低く、国際的な発信力の強化が課題になっています。
- 国際都市東京の副都心を形成する豊島区では、行政課題も多様化、広域化する傾向にあり、一自治体だけでは対応できない課題も多くなっています。国や東京都、他の特別区などとの連携・協力の視点がより重要になってきています。
- 区では、姉妹都市をはじめ全国の多くの自治体と災害時の相互応援や文化、観光物産などを通じた都市交流を進めてきました。日本全体として人口減少社会にある中、それぞれが抱える地域課題を解決し、自治体相互が発展を共有していくためには、一層の連携・協力関係を築いていく必要があります。

◆報道実績の推移



出典：広報課資料

【取組内容】

（１）国内外に向けた積極的な情報発信

① 戦略性をもった情報発信の展開

- 情報誌やネット系メディア、さらに海外メディア等も視野に入れ、パブリシティ活動の対象範囲を広げていくとともに、情報発信の多言語化を図るなど戦略的な情報発信を展開していきます。

② 民間との連携によるプロモーションの推進

- 民間との連携によるプロモーション活動を推進し、豊島区の魅力を国内外に広くアピールしていきます。

（２）自治体間の連携・協力の推進

① 広域的な自治体連携の推進

- 大都市部と地方都市との共存共栄を図り、相互の地域課題の解決を図っていくため、関係自治体との連携・協力を強化するとともに、広域的な自治体連携を積極的に広げていきます。

② 近隣自治体等との連携・協力

- 区民に最も身近な自治体として、他の特別区と連携・協力しながら事務機能の強化や権限の拡充を目指すとともに、施策推進に向けた関係機関との連携・協力を努めていきます。

【取組みの達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
区が提供した情報がテレビや新聞(六大紙)等で報道された件数	154 件	180 件	180 件

出 典	所管課データ
設定理由	区の魅力を発信するパブリシティ活動の結果を示す指標であるため。過去 5 年間で最も高位であった実績（平成 25 年度：163 件）を上回る件数を維持していく。

第4章 公共施設等のマネジメントシステムの構築

公共施設等のあり方

<「次世代のとしま」をデザインするための総合管理の展開>

- 高度成長期には、都市への人口集中、生活レベルの向上に対応した高度な教育や文化施設に対するニーズの増大と多様化により、様々な施設が整備されました。こうした施設は、現在老朽化が進み、その対策が大きな課題となっています。
- 人口構成の変化から今後ますます高齢化が進み、介護施設や高齢者向けの住宅などの高齢者施設の需要が増加します。また、女性の社会進出等が進むと考えられ、子育て支援施設のニーズも増加します。
- 近年、民間企業においては、CSR（企業の社会的責任）の考え方が広まりつつあり、地域貢献としての社会参加が求められ、この機運をまちづくりの施策に生かしていく必要があります。
- こうした中で、これからの公共施設等の適正管理、有効活用を進めていくためには、多様な主体との協働の観点からの検討を取り入れながら、インフラも含めた公共施設等の総合的なマネジメントシステムを構築していく必要があります。

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

2 建物施設の適正管理等の方針

3 インフラ施設の適正管理等の方針

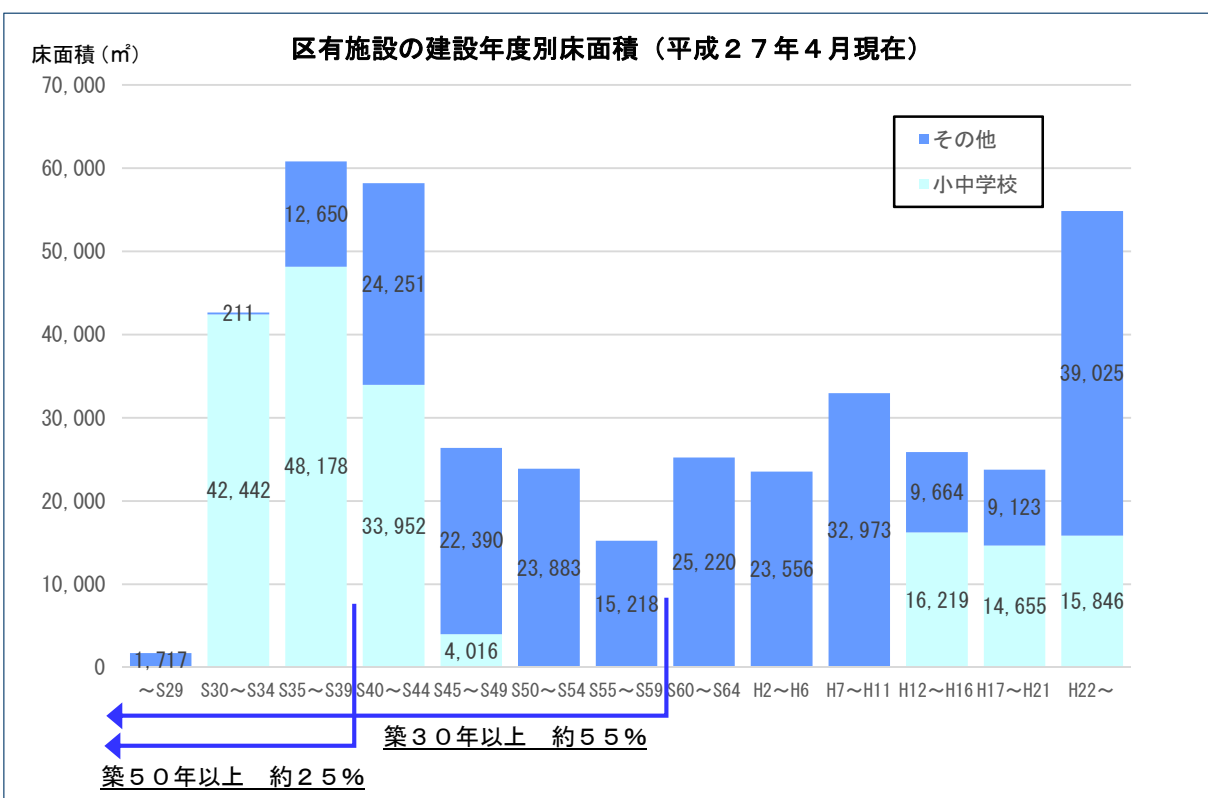
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

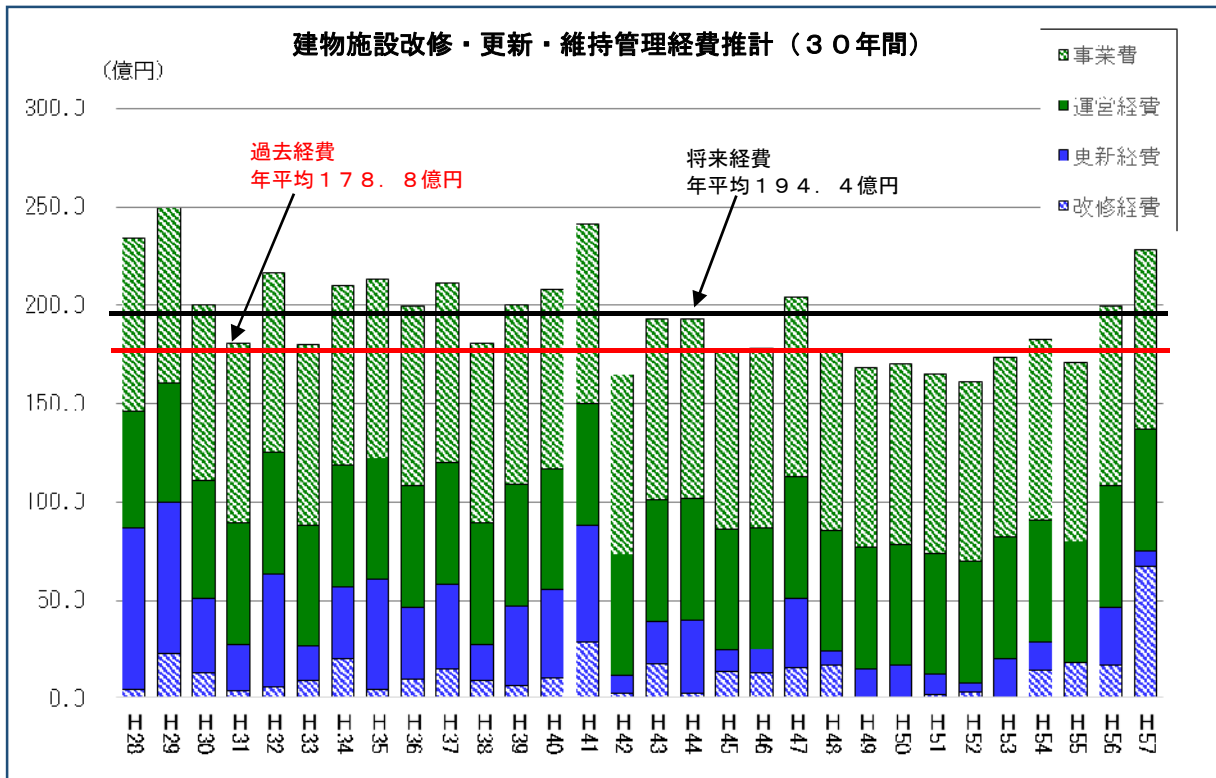
【取組みの目標】

- ◎ 必要な区民サービスを持続的に提供しつつ、施設の健全性や安全性を保つていくため、インフラを含めた施設を総合的かつ中長期的な観点から管理・整備していきます。

【現状と課題】

- 区が保有する建物施設は、平成27年4月1日現在で174か所、延床面積約44万㎡となっています。昭和30年代から40年代前半にかけて規模の大きな学校施設等や道路・公園などのインフラ施設が整備されており、これらの老朽化対策が大きな課題となっています。
- 建物施設の改修・更新・維持管理経費について、「将来必要となる経費」と「過去に要してきた経費」を比較すると、年平均で約15.6億円の乖離が生じると推計されます。
- 高齢化の進展に伴う扶助費、医療費等の増加などの今後の財政状況、人口の推移・構成の変化に伴う公共施設等の需要の変化やまちづくりの動向を踏まえた建物施設及びインフラ施設のマネジメントが求められています。





【取組内容】

- 区が保有及び管理する建物施設とインフラ施設に関する今後30年間の中長期的な管理計画である「公共施設等総合管理計画」、及び計画の適切な進捗を図るため計画期間の前期10年間を対象に策定した「総合管理計画 行動計画」により、公共施設等の適切なマネジメントを推進していきます。
- 民間事業者等による施設の効果的・効率的な管理運営手法や、道路・公園におけるエリアマネジメントの検討など、多様な主体との協働による公共施設等の適切なマネジメントを推進していきます。

2 建物施設の適正管理等の方針

(1) 建物施設の管理コンセプト

- 建物施設は適正な管理による安全の確保や維持費の縮減などが大きな課題であることから、次のような視点で管理を進めていきます。

【適正管理のための視点】

① 安全性・快適性の確保

定期的な点検と適切な予防保全を行うとともに、改修履歴や点検結果などを一元管理する「施設情報システム」を有効に活用し、施設の安全性と快適性を確保します。

② 経費の縮減

今後の施設の改修や改築にあたっては多額の費用が見込まれることから、維持管理の工夫に加え建物施設の保有量の逓減も含めた様々な手法を検討し、経費の縮減に努めます。

③ 施設の集約化・多機能化

複数の施設を集約化や多機能化することにより利用者の利便性の向上を図るとともに、施設のランニングコストの削減に努めます。

④ 資産としての有効活用

未利用施設を他の施設へ転用するなど施設の有効活用を図るとともに、未利用の土地や建物の売却・貸付など資産活用を検討していきます。

⑤ 多様な主体との協働

施設整備の計画作成時に区民の声を反映する手法を取り入れるなど多様な主体との協働を推進するとともに、民間事業者等による施設の効果的・効率的な管理・運営手法の活用を検討していきます。

【取組みの達成度をはかる指標】

指標名	平成 26 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
区が保有及び管理する施設の延床面積	約 44.3 万㎡	約 42.1 万㎡	約 39.9 万㎡

出 典	所管課データ
設定理由	建物施設の保有量の逓減は、改修・改築費や維持管理費の縮減につながる指標であるため。区が保有及び管理する施設の延床面積を約 4.4 万㎡（10%程度）縮減する。

(2) 施設種別ごとの方向性

① 学校跡地

校舎解体後に公園整備などの計画がある跡地は計画を着実に推進することとし、活用が決定していない跡地は再構築の対象施設として検討を進めます。

② 区外宿泊施設

利用助成金など新たな区民サービスの提供のあり方と併せて施設の廃止について検討します。

③ 公営住宅

住宅マスタープランに示された「区民住宅」の提供終了や「安心住まい」の充実などを着実に実行していきます。

④ 保育園

区立保育園の民営化を着実に進めることなどにより、事業費の縮減とあわせて延長保育などのサービスの拡充を図ります。

⑤ 地域区民ひろば

小学校区に施設が2か所に分かれて設置されている区民ひろばは、改築工事等の機会をとらえ、地域性や利便性等を考慮し、統合の可能性について検討していきます。

⑥ 集会機能施設

集会施設を他の用途と兼用するなど多機能化を図り、区政全般の施策の充実のため有効に活用していくことを検討していきます。

⑦ その他未利用施設

耐震強度不足等のため活用方法が未定となっている施設については、売却や定期借地権の設定による貸付けなど、資産活用等について検討していきます。

【公園整備が予定されている旧高田小学校】



【活用方法が未定となっている旧竹岡健康学園】



3 インフラ施設の適正管理等の方針

(1) インフラ施設の管理コンセプト

- メンテナンスサイクルの構築による安全・安心なインフラ施設の維持や、まちづくりに寄与する魅力あるインフラの整備を進めるため、次の視点を踏まえながら、既存ストック等の適正な維持管理と活用を進めていきます。

【適正管理のための視点】

① 安全の確保

定期点検や健全度調査などの結果を踏まえ、インフラ施設の安全性を確保します。

② 地域防災への寄与

防災機能の向上という観点から、インフラ施設の整備・更新・改修に取り組みます。また、区内事業者との連携のもと、昼間区民も考慮して、防災力向上のための施設整備・管理について検討を行います。

③ 多様な主体との協働

エリアマネジメントによる道路や公園の管理、民間事業者等による公園施設の運営、地域住民による公園施設の管理など、地域住民や民間事業者などの参画促進に努めます。

④ まちづくり施策と連携した総合的な整備

建物施設の整備状況、土地利用状況、交通網のあり方、地域社会の実態などを踏まえ、まちの将来像を見据えたインフラ施設の総合的な整備を図ります。

⑤ 技術の継承

将来にわたって適切なインフラ施設の整備・更新を可能とするため、技術系職員への研修、他自治体等の先進事例の情報収集等に努めます。

【取組みの達成度をはかる指標】

指標名	平成 27 年度 ＜現 状＞	平成 32 年度 ＜前期目標＞	平成 37 年度 ＜後期目標＞
橋梁及び公園施設の長寿命化進捗率	橋梁 33% 公園 0%	橋梁 100% 公園 24%	橋梁 100% 公園 100%

※ 橋梁：橋齢 50 年程度で塗装の劣化、コンクリート桁の劣化が認められた橋が対象（3 橋）

※ 公園：施設ごとの耐用年数や劣化等の状況により、メンテナンスが必要とされた施設がある公園が対象（54 園）

出 典	所管課データ
設定理由	橋梁及び公園施設が中長期的に安全に維持されていくことを示す指標であるため。対策施設の長寿命化対策を着実に実施する。

(2) 施設種別ごとの方向性

① 道路

安全性確保のため、日常的なパトロール等による損傷箇所の把握に努め、速やかな補修を図るなど、適切な維持管理を行います。

まちづくりのあり方や地域における都市開発などを踏まえて適切に整備・更新します。

② 橋梁

橋梁に応じて架け替えや予防保全の考え方に基づく長寿命化対策を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ります。

③ 公園等

遊具やトイレなどの長寿命化対策を行い、修繕などにかかる経費の縮減を図ります。

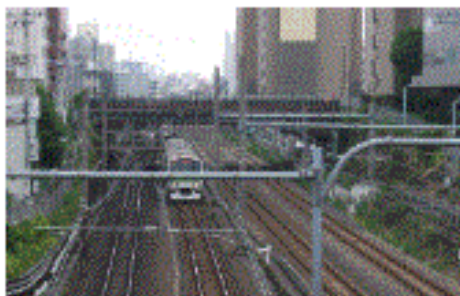
各公園の価値を引き出すため、計画的な再整備を検討するとともに、地域住民や事業所、学生など多様な主体との協働による整備や維持管理の仕組みの導入を検討します。

④ その他施設

自転車駐車場等の老朽化対策を進めるとともに、利用しやすい施設へ整備・更新を図ります。

駅自由通路の管理等については、市内の総合的な管理体制の検討とあわせ、エリアマネジメントなど多様な主体との協働を検討していきます。

◆老朽化した空蟬橋の補修（平成 27 年度実施）



◆駒込東公園内トイレの改修（平成 26 年度実施）

【改修前】



【改修後】



参 考 资 料

●豊島区基本構想審議会 審議経過

開催日	会議	主な審議内容
平成26年 7月23日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・会長選任、会長職務代理指名 ・諮問 ・豊島区の現況について
平成26年 9月 9日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済動向について ・地域づくりの方向に係る現状と課題について
平成26年10月20日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区の将来人口推計について ・区民ワークショップ実施結果について
平成26年11月11日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の点検について ・区民意識調査の集計結果について
平成26年12月 1日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の点検（素案）について ・基本計画策定に向けた視点等について
平成27年 1月27日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果について ・基本構想の点検（案）について
平成27年 6月18日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・新基本計画体系案について ・補完調査について
平成27年 7月29日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・政策及び施策の体系案について ・成果指標の設定について
平成27年 9月29日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の現状と課題について ・新たな行政経営、公共施設等のマネジメントシステムについて
平成27年10月28日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の現状と課題、主な取組内容について
平成27年11月16日	第11回	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策について ・成果指標について
平成27年11月30日	第12回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（素案）について
平成28年 2月 1日	第13回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果について ・基本計画（案）について

●答申

平成27年1月30日 豊島区基本構想の点検について

平成28年2月 5日 豊島区基本計画の策定について

●豊島区基本構想審議会委員名簿

職	氏名	区分	役職等	
会長	原田 久	学識経験者	立教大学法学部 教授	
会長職務代理	長野 基		首都大学東京大学院都市環境科学研究科 准教授	
委員	明石 要一		千葉敬愛短期大学 学長	
〃	蟹江 憲史		慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授	
〃	中林 一樹		明治大学大学院政治経済学研究科 特任教授	
〃	萩原 なつ子		立教大学社会学部 教授	
〃	宮崎 牧子		大正大学人間学部 教授	
〃	松下 創一郎		区議会議員	区議会議員（平成27年6月から）
〃	永野 裕子	区議会議員		
〃	小林 ひろみ	区議会議員		
〃	高橋 佳代子	区議会議員		
〃	竹下 ひろみ	区議会議員（平成27年6月から）		
〃	村上 宇一	区議会議員（平成27年6月まで）		
〃	古塚 稔人	前区議会議員（平成27年4月まで）		
〃	篠原 あや子	区内に住所又は 勤務先を有する者		公募区民
〃	清水 綾乃		としまF1会議委員	
〃	寺田 晃弘		豊島区民生委員・児童委員協議会 会長	
〃	東澤 昭		公益財団法人としま未来文化財団 事務局長	
〃	外山 克己		豊島区町会連合会 副会長	
〃	柳田 好史		特定非営利活動法人としまNPO推進協議会 代表理事	
〃	水島 正彦		区職員	副区長
〃	渡邊 浩司			副区長
〃	三田 一則	教育長		

※敬称略・区分ごとに原則五十音順。区議会議員は議席順。

※委員任期（平成26年7月～）